

平成29年矢巾町議会定例会3月会議目次

議案目次	1
第 1 号 (2月20日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	5
○地方自治法第121条により出席した説明員	5
○職務のために出席した職員	5
○開 議	7
○議事日程の報告	7
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	8
○会議期間の決定	9
○施政方針演述並びに教育行政方針演述	9
○議案第 1号 矢巾町名誉町民の決定に関し同意を求めることについて	26
○議案第 2号 紫波町・矢巾町障害支援区分認定審査会共同設置規約の一部変更 の協議に関し議決を求めることについて	28
○議案第 3号 矢巾町公共施設等総合管理基金条例の制定について	29
○議案第 4号 矢巾町いじめ防止対策に関する条例の制定について	30
○議案第 5号 矢幅駅西地区土地区画整理事業の換地処分に伴う関係条例の整理 に関する条例の制定について	31
○議案第 6号 一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について	32
○議案第 7号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例について	33
○議案第 8号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及 び矢巾町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一 部を改正する条例について	35
○議案第 9号 矢巾町防災会議条例の一部を改正する条例について	36

○議案第10号	矢巾町コミュニティ施設に関する条例の一部を改正する条例について	38
○議案第11号	矢巾町ホームヘルパー派遣手数料条例の一部を改正する条例について	39
○議案第12号	矢巾町福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例について	40
○議案第13号	矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について	42
○議案第14号	矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について	43
○議案第15号	矢巾町個人情報保護条例等の一部を改正する条例について	46
○議案第16号	矢巾町駐車場条例の一部を改正する条例について	48
○議案第17号	矢巾町一般職非常勤職員等の任用等に関する条例の一部を改正する条例について	50
○議案第18号	土地開発基金条例及びみどりのふるさと開発基金条例を廃止する条例について	52
○議案第19号	町道路線の廃止に関し議決を求めることについて	53
○議案第20号	町道路線の認定に関し議決を求めることについて	54
○議案第21号	平成28年度矢巾町一般会計補正予算(第5号)について	55
○議案第22号	平成28年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について	55
○議案第23号	平成28年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について	55
○議案第24号	平成28年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について	55
○議案第25号	平成28年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)について	55
○議案第26号	平成29年度矢巾町一般会計予算について	58
○議案第27号	平成29年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について	58
○議案第28号	平成29年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について	58
○議案第29号	平成29年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について	58
○議案第30号	平成29年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算について	58

○議案第 3 1 号	平成 2 9 年度矢巾町水道事業会計予算について	5 8
○議案第 3 2 号	平成 2 9 年度矢巾町下水道事業会計予算について	5 8
○休 憩		6 1

第 2 号 (2月20日)

○議事日程		6 3
○本日の会議に付した事件		6 3
○出席議員		6 3
○欠席議員		6 3
○地方自治法第 1 2 1 条により出席した説明員		6 4
○職務のために出席した職員		6 4
○再 開		6 5
○議事日程の報告		6 5
○議案第 2 1 号	平成 2 8 年度矢巾町一般会計補正予算 (第 5 号) について	6 5
○議案第 2 2 号	平成 2 8 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) について	6 5
○議案第 2 3 号	平成 2 8 年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) に ついて	6 5
○議案第 2 4 号	平成 2 8 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号) について	6 5
○議案第 2 5 号	平成 2 8 年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予 算 (第 3 号) について	6 5
○散 会		6 8

第 3 号 (3月9日)

○議事日程		6 9
○本日の会議に付した事件		6 9
○出席議員		6 9
○欠席議員		6 9
○地方自治法第 1 2 1 条により出席した説明員		6 9

○職務のために出席した職員	7 0
○開 議	7 1
○議事日程の報告	7 1
○一般質問	7 1
1 藤 原 由 巳 議員	7 1
2 昆 秀 一 議員	9 1
3 村 松 信 一 議員	1 1 3
4 赤 丸 秀 雄 議員	1 3 6
○会議時間の延長	1 5 2
5 齊 藤 正 範 議員	1 5 2
○散 会	1 7 3

第 4 号 (3月10日)

○議事日程	1 7 5
○本日の会議に付した事件	1 7 5
○出席議員	1 7 5
○欠席議員	1 7 5
○地方自治法第121条により出席した説明員	1 7 5
○職務のために出席した職員	1 7 6
○開 議	1 7 7
○議事日程の報告	1 7 7
○一般質問	1 7 7
1 山 崎 道 夫 議員	1 7 7
2 小 川 文 子 議員	1 9 1
3 藤 原 梅 昭 議員	2 1 0
4 川 村 よし子 議員	2 3 0
○散 会	2 4 8

第 5 号 (3月21日)

○議事日程	2 4 9
-------	-------

○本日の会議に付した事件	249
○出席議員	249
○欠席議員	250
○地方自治法第121条により出席した説明員	250
○職務のために出席した職員	250
○開 議	251
○議事日程の報告	251
○議案第 4号 矢巾町いじめ防止対策に関する条例の制定について	251
○議案第26号 平成29年度矢巾町一般会計予算について	254
○議案第27号 平成29年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について	255
○議案第28号 平成29年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について	255
○議案第29号 平成29年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について	255
○議案第30号 平成29年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算に ついて	255
○議案第31号 平成29年度矢巾町水道事業会計予算について	255
○議案第32号 平成29年度矢巾町下水道事業会計予算について	255
○議案第33号 教育委員会の教育長の任命に関し同意を求めることについて	264
○議案第34号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて	265
○議案第35号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）について	267
○議案第36号 平成28年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について	267
○議案第37号 平成28年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）について	267
○休 憩	270

第 6 号 （3月21日）

○議事日程	271
○本日の会議に付した事件	271
○出席議員	271
○欠席議員	271
○地方自治法第121条により出席した説明員	271
○職務のために出席した職員	272

○再 開	273
○議事日程の報告	273
○議案第35号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）について	273
○議案第36号 平成28年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について	273
○議案第37号 平成28年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）について	273
○町長挨拶	275
○散 会	278
○署 名	279

議 案 目 次

平成 29 年矢巾町議会定例会 3 月会議

1. 議案第 1 号 矢巾町名誉町民の決定に関し同意を求めることについて
2. 議案第 2 号 紫波町・矢巾町障害支援区分認定審査会共同設置規約の一部変更の協議
に関し議決を求めることについて
3. 議案第 3 号 矢巾町公共施設等総合管理基金条例の制定について
4. 議案第 4 号 矢巾町いじめ防止対策に関する条例の制定について
5. 議案第 5 号 矢幅駅西地区土地区画整理事業の換地処分に伴う関係条例の整理に関する
条例の制定について
6. 議案第 6 号 一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
7. 議案第 7 号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例について
8. 議案第 8 号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例及び矢巾
町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する
条例について
9. 議案第 9 号 矢巾町防災会議条例の一部を改正する条例について
10. 議案第 10 号 矢巾町コミュニティ施設に関する条例の一部を改正する条例について
11. 議案第 11 号 矢巾町ホームヘルパー派遣手数料条例の一部を改正する条例について
12. 議案第 12 号 矢巾町福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例について
13. 議案第 13 号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について
14. 議案第 14 号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について
15. 議案第 15 号 矢巾町個人情報保護条例等の一部を改正する条例について
16. 議案第 16 号 矢巾町駐車場条例の一部を改正する条例について
17. 議案第 17 号 矢巾町一般職非常勤職員等の任用等に関する条例の一部を改正する条例
について
18. 議案第 18 号 土地開発基金条例及びみどりのふるさと開発基金条例を廃止する条例に
ついて
19. 議案第 19 号 町道路線の廃止に関し議決を求めることについて
20. 議案第 20 号 町道路線の認定に関し議決を求めることについて
21. 議案第 21 号 平成 28 年度矢巾町一般会計補正予算（第 5 号）について

- 22. 議案第22号 平成28年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 23. 議案第23号 平成28年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 24. 議案第24号 平成28年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 25. 議案第25号 平成28年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について
- 26. 議案第26号 平成29年度矢巾町一般会計予算について
- 27. 議案第27号 平成29年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について
- 28. 議案第28号 平成29年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について
- 29. 議案第29号 平成29年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について
- 30. 議案第30号 平成29年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算について
- 31. 議案第31号 平成29年度矢巾町水道事業会計予算について
- 32. 議案第32号 平成29年度矢巾町下水道事業会計予算について
- 33. 議案第33号 教育委員会の教育長の任命に関し同意を求めることについて
- 34. 議案第34号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 35. 議案第35号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）について
- 36. 議案第36号 平成28年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 37. 議案第37号 平成28年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）について

平成29年矢巾町議会定例会3月会議議事日程（第1号）

平成29年2月20日（月）午前10時開議

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議時間の決定
- 第 3 施政方針演述並びに教育行政方針演述
- 第 4 議案第 1号 矢巾町名誉町民の決定に関し同意を求めることについて
- 第 5 議案第 2号 紫波町・矢巾町障害支援区分認定審査会共同設置規約の一部変更の協
議に関し議決を求めることについて
- 第 6 議案第 3号 矢巾町公共施設等総合管理基金条例の制定について
- 第 7 議案第 4号 矢巾町いじめ防止対策に関する条例の制定について
- 第 8 議案第 5号 矢幅駅西地区土地区画整理事業の換地処分に伴う関係条例の整理に関
する条例の制定について
- 第 9 議案第 6号 一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第 7号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例について
- 第11 議案第 8号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び矢
巾町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正
する条例について
- 第12 議案第 9号 矢巾町防災会議条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第10号 矢巾町コミュニティ施設に関する条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第11号 矢巾町ホームヘルパー派遣手数料条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第12号 矢巾町福祉医療資金貸付金条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第13号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について
- 第17 議案第14号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第18 議案第15号 矢巾町個人情報保護条例等の一部を改正する条例について
- 第19 議案第16号 矢巾町駐車場条例の一部を改正する条例について
- 第20 議案第17号 矢巾町一般職非常勤職員等の任用等に関する条例の一部を改正する条
例について

- 第 2 1 議案第 1 8 号 土地開発基金条例及びみどりのふるさと開発基金条例を廃止する条例
について
- 第 2 2 議案第 1 9 号 町道路線の廃止に関し議決を求めることについて
- 第 2 3 議案第 2 0 号 町道路線の認定に関し議決を求めることについて
- 第 2 4 議案第 2 1 号 平成 2 8 年度矢巾町一般会計補正予算（第 5 号）について
- 第 2 5 議案第 2 2 号 平成 2 8 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）に
ついて
- 第 2 6 議案第 2 3 号 平成 2 8 年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）につい
て
- 第 2 7 議案第 2 4 号 平成 2 8 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）につ
いて
- 第 2 8 議案第 2 5 号 平成 2 8 年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算
（第 3 号）について
- 第 2 9 議案第 2 6 号 平成 2 9 年度矢巾町一般会計予算について
- 第 3 0 議案第 2 7 号 平成 2 9 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第 3 1 議案第 2 8 号 平成 2 9 年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について
- 第 3 2 議案第 2 9 号 平成 2 9 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 3 3 議案第 3 0 号 平成 2 9 年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算につい
て
- 第 3 4 議案第 3 1 号 平成 2 9 年度矢巾町水道事業会計予算について
- 第 3 5 議案第 3 2 号 平成 2 9 年度矢巾町下水道事業会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1 番	赤 丸 秀 雄 議員	2 番	水 本 淳 一 議員
3 番	廣 田 清 実 議員	4 番	高 橋 安 子 議員
5 番	齊 藤 正 範 議員	6 番	村 松 信 一 議員
7 番	昆 秀 一 議員	8 番	藤 原 梅 昭 議員

9番	川村農夫	議員	10番	山崎道夫	議員
11番	高橋七郎	議員	13番	川村よし子	議員
14番	小川文子	議員	15番	藤原由巳	議員
16番	藤原義一	議員	17番	米倉清志	議員
18番	廣田光男	議員			

欠席議員（1名）

12番 長谷川和男 議員

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	伊藤清喜	君
総務課長 兼選挙管理 委員会書記	山本良司	君	企画財政課長	藤原道明	君
会計管理者兼 税務課長	佐藤健一	君	住民課長	浅沼仁	君
福祉・ 子ども課長	菊池由紀	君	健康長寿課長	佐々木順子	君
産業振興課長	稲垣譲治	君	道路都市課長	菅原弘範	君
農業委員会 事務局長	野中伸悦	君	上下水道課長	山本勝美	君
教育長	越秀敏	君	学務課長	村松康志	君
社会教育課長	山本功	君	学校給食共同 調理場所長	村松徹	君
代表監査委員	吉田功	君	農業委員会長	高橋義幸	君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉田孝	君	係長	藤原和久	君
主任主事	渡部亜由美	君			

午前10時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

なお、12番、長谷川和男委員は、欠席の通告がありましたので、報告いたします。

ただいまから平成29年矢巾町議会定例会を再開いたします。

これより3月会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告

○議長（廣田光男議員） 日程に入るに先立ち諸般の報告をいたします。

初めに、当職から議会関係報告を行います。

本議会から町議会の関係報告もすることにいたしましたので、よろしく願いをいたしたいと思います。

なお、皆さんのお手元に、議員の各位の皆さんにはお手元に届いておりますけれども、この中で特記すべき事項のみを報告させていただきます。

まず12月7日に青松学園大学の開校式がありまして、謝恩会に私が出席しております。

11日は、第38回矢巾町連合婦人会歳末たすけあい演芸会に出席しております。

13日は、不来方高校が表敬訪問に参りました。町長室で野球部あるいは音楽部、カヌー部などが優勝報告に参りました。

それから、19日には、社会福祉法人矢巾町社会福祉協議会第3回理事会に出席しております。

なお、社会福祉協議会の全面規約改正ということでかなり厳しい制約になる規約改正でございました。これにつきましても、後ほど復命書を回しておりましたので、ご覧になっていただきたいと思います。

それから、1月17日、紫波郡町議会議長会幹事会に出席しております。

それから、1月23日、盛岡広域8市町議会議長会に副議長とともに出席しております。これはビッググループ滝沢でやったものでございます。

それから、24日には、矢巾の地酒南昌山発表会に出席しております。私と産建の委員長であります。ヤハバルでありました。

2月21日、会派調査研究会研究事業ということで矢巾町政政策研究会のやまゆりの会、それから矢巾明進会、町民の会が香川県三木町、小豆島町に行っております。2月6日には、盛岡市議会視察対応に私と副議長が出席しました。これは公共施設対策の取り組みについてということの研修でありました。

2月7日から9日、会派調査研究事業としまして一心会と公明党が神奈川県寒川町、鎌倉市を訪れております。

それから、10日は、盛岡市、紫波町、矢巾町正副議長会懇談会に副議長と出席しました。これは盛岡紫波地区の政策課題についての研究でございました。

14日は、社会福祉法人矢巾町社会福祉協議会の第4回理事会に私が出席しました。

それから、15日は、岩手町議会が視察に訪れました。これは岩手町の町議会議員全員が参りまして、議会改革の取り組みを勉強して帰ったところでありました。

17日は、岩手県町村議会議長会第68回定期総会がありまして、私が出席しました。復命書を後ほど回しますのでごらんになっていただきたいと思います。

それから、19日は、きのう、町民と町議会との懇談会ということでやはぱ一くで行いまして、参加者22人と、大変活発な提案がなされたところでありました。

以上、議会報告といたします。

次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

高橋町長。

(町長 行政報告)

○議長（廣田光男議員） 以上をもって諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（廣田光男議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

8番 藤原梅昭 議員

9番 川村農夫 議員

10番 山崎道夫 議員

の3名を指名します。

日程第2 会議期間の決定

○議長（廣田光男議員） 日程第2、会議期間の決定を議題とします。

お諮りします。本日再開の3月会議の会議期間は、2月10日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日から3月21日までの30日間としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、3月会議の期間は本日から3月21日までの30日間と決定しました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付した会期日程案のとおりでありますので、ご了承願います。

日程第3 施政方針演述並びに教育行政方針演述

○議長（廣田光男議員） 日程第3、施政方針演述並びに教育行政方針演述に入ります。

初めに、平成29年度施政方針演述を行います。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 施政方針。本日、ここに平成29年矢巾町議会定例会3月会議において、平成29年度における7会計の予算案並びに関係諸議案の審議をお願いするに当たり、行政経営に対する私の所信と新年度の主な施策について概要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご指導を賜りたいと存じます。

初めに、私の所信を述べさせていただきます。

議員各位におかれましても既にご存じのとおり、第89回選抜高校野球大会の21世紀枠に不來方高校野球部が選ばれました。彼らは、わずか10名で昨年の地区予選に挑み、岩手県大会準優勝、東北大会での善戦、そして今回の選抜大会出場権獲得と大変大きな成果を上げました。この成果の陰には、不來方高校野球部小山監督の「環境に嘆かず、できることを考え、実行する」という信念と覚悟があったものと思います。部員10名という環境の中で他校と同じことはせず、あえて守備に力を入れずに打撃で勝負すべくこれに全力を注ぐ覚悟、生徒たちを信じ管理をやめて、生徒たちの主体性に任せる覚悟、こういった覚悟がこの成果に結び

ついたものと思います。たった10人だからではなく、10人でできることを考え、甲子園を目指して頑張る彼らの姿は、私たちのこれからのまちづくりの手本になるものと感じております。

そして不来方高校の音楽部は、昨年10月に香川県で開催された第69回全日本合唱コンクール全国大会高等学校部門で9年連続の金賞、また6度目の最高賞である文部科学大臣賞に輝きました。

さらには、音楽部に所属している3年生の竹内菜緒さんが、昨年12月に横浜で開催されました第70回全日本学生音楽コンクールの全国大会で声楽部門高校の部で1位に選ばれました。

このように不来方高校は、音楽の分野においてもすばらしい成果を上げられております。

そして矢巾町は高校のみならず小中学校の児童・生徒の皆さんによる音楽の取り組みも盛んであり、地域にも音楽に親しむ方がたくさんおいでです。この「音楽を愛する心」は、矢巾町の宝であり、町民歌の中にもあります、歌声の相和すところ、そんな思いで昨年11月に音楽のまちを宣言させていただきました。このように矢巾町の子どもたち、そして町も日々成長しており、大きく変わろうとしております。未来に向かってどんどん変わろうとしている矢巾町ではありますが、変わってはいけないものがあります。それは、「ふるさとを愛する心」です。この「ふるさとを愛する心」、そして「音楽を愛する心」を持ち、第7次矢巾町総合計画の基本理念であります「希望と誇りと活力にあふれ 躍動するまち やはば」の実現を目指し、まちの個性を生かし、輝き続ける矢巾町を、議員各位、そして町民の皆様とともに、心を一つにしてつくり上げていくため、今後とも精力的に取り組んでまいります。

続きまして、新年度の主な施策の概要について述べさせていただきます。

平成29年度においては、財政運営は厳しい状況ではあるものの、将来に向けた積極的な投資や先駆的な取り組みを地方創生として推進します。まず、ウエルネスタウンプロジェクトとして、健康と医療に着目した政策を地域おこし協力隊を迎え、展開してまいります。また、ローカルブランディング、すなわち矢巾町の魅力をいま一度見直して、明確なイメージにし、これを戦略的に発信して、産業振興と移住、定住促進を同時に推し進めます。この2つを連動させることで矢巾町総合戦略の基本目標であります「まちの発展を支える雇用の創出」「家族全員が健康で笑顔のたえない家づくり」「自然が豊かで全世代が安心して暮らせるまち」の実現を図ってまいります。

道路網や地域公共交通の整備については、矢巾スマートインターチェンジ本体、接続道路整備、中央1号線道路拡幅整備等の岩手医科大学及び移転予定の同大学附属病院へのアクセ

ス道路の整備、通学路等の交通安全施設整備を着実に推進するほか、地域公共交通網形成計画を策定し、矢幅駅の東西を起点とした公共交通のあり方と、矢巾町循環バス「さわやか号」について廃止を含めた全面的な見直しを行ってまいります。

2年目となる第7次矢巾町総合計画においては、新たに移住・定住する方々や企業の進出を本町のこれからの成長の糧としつつ、町民憲章に掲げる「和といたわりと希望の町」の実現を常に目指し、着実に行政運営を遂行してまいります。

続きまして、平成29年度における各会計の予算規模につきましてご説明を申し上げます。

一般会計は、107億600万円で前年度と比較して約15.4%の増。

国民健康保険事業特別会計は、29億5,301万9,000円で前年度と比較して3.3%の減。

介護保険事業特別会計は、20億3,893万8,000円で前年度と比較し約4.1%の増。

後期高齢者医療特別会計は、1億7,928万8,000円で前年度と比較し約4.8%の増。

矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計は、6億2,606万6,000円で前年度と比較し約9.4%の減。

これによりまして、一般会計及び特別会計の総予算額は165億331万1,000円で前年度と比較し約8.9%の増となっております。

次に、企業会計の予算規模につきましてご説明を申し上げます。

水道事業会計は、収益的収入と資本的収入の総額が14億4,853万6,000円で前年度と比較して約88.3%の増。収益的支出と資本的支出の総額が18億3,242万6,000円で前年度と比較し約54.2%の増。

下水道事業会計は、収益的収入と資本的収入の総額が12億2,472万1,000円で前年度と比較し約40.3%の減。収益的支出と資本的支出の総額が18億1,034万6,000円で前年度と比較し約30.0%の減。

これによりまして、企業会計全体で収入総額が26億7,325万7,000円で前年度と比較し約5.2%の減、支出総額が36億4,277万2,000円で前年度と比較し約3.6%の減となっております。

続きまして、平成29年度当初予算の概要について、第7次矢巾町総合計画の施策の大綱であります、まちの将来像の実現に向けた7つのまちづくりの方針に沿って、主要な事業に関し、具体的な取り組みや直面する課題についてご説明を申し上げます。

第1に、『健やかな生活を守るまちづくり』についてですが、高齢者が住みなれた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい及び生活支援が一体的に提供される支え合いによる「地域包括ケアシステム」の構築に向け、在宅医療と介護の

連携に加え、介護予防・日常生活総合支援事業を実施してまいります。

子育て支援の拡充策としては、子ども医療費助成給付対象者を中学生まで拡大し、切れ目のない政策を展開してまいります。また、新たに男性不妊治療費助成を実施してまいります。乳児健診の県外受診、いわゆる里帰り受診に対する健診料の助成を行うほか、任意予防接種の拡大として「おたふくかぜ予防接種」の費用助成を実施してまいります。

健康づくりにつきましては、国保ヘルスアップ事業と特定健診・特定保健指導を連動させた町独自の事業を展開し、生活習慣病の発症予防及び重症化予防を推進してまいります。

また、75歳以上を対象としたインフルエンザ予防接種及び肺炎球菌ワクチンの予防接種、いわゆる節目接種費用の無料化も実施してまいります。

母子保健法の改正に伴い、妊娠期から子育て期までの支援を切れ目なく提供するため、母子包括支援センターの機能を持ったきめ細やかな相談支援体制の充実を図ってまいります。

地域福祉の充実につきましては、今年度策定します「矢巾町地域福祉計画」に基づき、地域が抱える福祉課題に対応していくまちづくりを推進してまいります。また、生活困窮者支援のための国のモデル事業を継続利用しながら相談支援体制を一層充実させ、困難で複合的な課題の解決に向けて社会福祉法人等と連携しながら日常生活支援事業などの実施体制を整備し、地域の困りごとは地域で解決できるような共生社会の実現を目指してまいります。

障がい福祉の充実については、第4期障がい福祉計画に基づき、紫波地域内における障がい者基幹相談センターを設置し、障がい児や障がい者の方々が、身近なところで相談を受けられるアウトリーチ型、いわゆる現場に出向いての相談支援にも対応できる体制をあわせて整備していきます。

ことし10月に県立療育センター及び盛岡都南支援学校が矢巾町に竣工することから、今後県や関係機関と積極的に連携し、障がい者のための福祉事業を行ってまいります。

第2として、『時代を拓き次代につながるひとづくり』についてですが、その実現に向けた児童福祉の充実を努め、未来を拓く子どもたちの育つ環境の充実を図るべく「矢巾町子ども子育て支援事業計画」のもと、その推進を図ってまいります。現在働く世代を応援する乳幼児を預かる保育施設は、町内に8カ所あり、約1,000人の子どもたちの保育環境を整備しております。

昨年4月にオープンした活動交流センター「やはぱーく」内に設置された子育て世代活動支援センター「どんぐりっこ」には、毎日多くの親子が訪れ、その利用状況は、月に5,000人を超える状況にあります。特にも保育者のニーズの高い一時預かり事業におきましては、保

護者の方々の多様なニーズに応えていくため、預ける側と預かる側の信頼関係を築き、一時預かりを完全に実施してまいります。

さらに今後は、病児保育事業の推進のため町内保育施設4カ所において体調不良児保育事業を実施するとともに、医療機関において病児保育事業を実施してまいります。

年々深刻化する児童虐待事案に対して対応していくため、保育士や保健師の相談や訪問支援を充実し、保護者や家族に寄り添う支援を実施し、誰にも相談できずに悩んでいる方を早期に支援につなげていけるネットワークを構築し、子どもたち一人ひとりの命と成長を守れるように、子育て支援事業を展開してまいります。

また、幼児の健やかな成長につながるよう、幼稚園・保育所等や小学校との連携に努めてまいりますとともに、保護者に対する経済的な支援として、保育料の負担軽減などに引き続き努めてまいります。

学校教育につきましては、総合教育会議において人材育成を内容とした教育大綱を定め、その目標達成のため、教育委員会と協議・調整を行い、昨年4月に「矢巾町教育振興基本計画」を策定いたしました。本町教育の方向性や今後重点的に取り組む施策を共有し、町と教育委員会の一層の連携強化を図ってまいります。

また、いじめ問題については、昨年12月矢巾町いじめ問題対策委員会からの調査報告書及びご提言をいただきましたが、二度と痛ましい事件が起きないように、町として「矢巾町いじめ防止対策に関する条例」を本年4月に制定し、町全体を挙げていじめのない学校や社会をつくり上げる所存であります。

具体的な施策につきましては、後ほど教育行政方針でお示しをいたします。

社会教育につきましては、引き続き町民の学習ニーズの把握に努めながら、多様な学習機会の拡充を図る必要があり、生涯を通じて学び続けることのできる環境の整備と学習機会の提供に努めてまいります。また、個人が学習した成果を社会の中で生かし、地域が抱える課題について理解を深め、よりよい社会づくりにつなげていくことのできる仕組みづくりの充実に引き続き努力してまいります。

活動交流センター「やはばーく」内の図書センターにつきましては、蔵書の充実を図るとともに、岩手県で初となる電子図書館サービスを導入し、利用者のニーズに応じた図書やイベントのさらなる充実に努め、利用者の増加を図ってまいります。

国際交流の推進につきましては、友好都市アメリカ・フリモント町との交流と、相互の派遣事業の充実を推進するとともに、矢巾町国際交流協会の支援を行いながら、町内在住の外

国人との異文化交流により国際社会に通用する人材育成を図ってまいります。

第3として、『利便性と発展性を高めるまちづくり』についてですが、土地利用につきましては、自然的土地利用と都市的土地利用の調和を前提としつつ、国土利用計画や都市計画マスタープランなどの見直しを行い、社会環境の変化に対応した土地利用の適切な誘導を図りながら、魅力あるまちづくりを目指して計画的な土地利用を推進してまいります。

市街地整備の矢幅駅西地区土地区画整理事業につきましては、2月中に換地処分が終了する予定であることから、今後事業完了に向けて清算業務を進めてまいります。

矢幅駅前地区につきましても、事業完了に向けて鋭意努力するとともに、確定測量や換地処分に向けた事務を進めてまいります。また、活動交流センター「やはぱーく」につきましては、これまで活動の拠点として多くの皆様にご利用いただいておりますが、今後とも各種イベントを開催し、中心市街地の活性化とにぎわいの創出に努めてまいります。

広宮沢第二地区土地区画整理事業は、これまで保留地の売却、事業地内への企業誘致を行い、雇用の機会の創出を図ってまいりましたが、今後も早期の換地処分に向け、組合を支援してまいります。

幹線道路網の整備につきましては、国の交付金等を活用し、引き続き計画を推進してまいります。具体的には、岩手医科大学に接する町道中央1号線につきましては、昨年度から詳細設計を行っており、新年度に工事着工をして、平成31年9月の岩手医科大学附属病院の開院に合わせ拡幅計画を進めてまいります。また、県事業であります国道4号と国道36号を結ぶ一般県道大ケ生徳田橋線の整備及び徳田橋のかけかえにつきましても、新年度から工事に着手する予定と聞いておりますが、引き続き早期完成に向けて要望活動を進めてまいります。

また、平成30年に供用開始となる「矢巾スマートインターチェンジ」につきましては、新たに国で制度化される予定の補助金のほか、従来からの交付金も活用して工事が大詰めを迎えている本体工事をより一層推進するとともに、周辺道路につきましても交差点改良に着手し、順次整備を進めてまいります。さらに、このスマートインターチェンジを有益な施設とするべく、周辺の土地利用規制につきましても見直しを図るため関係機関と協議を続けてまいります。

地域に身近な生活道路等の整備につきましては、道路整備のあり方や取り組み手法を検討しながら地域の要望に沿えるよう進めてまいります。

第4として、『快適性と安全性を高めるまちづくり』についてですが、上水道事業につきましては、水需要への対応を視野に入れながら、新配水場の建設、水道施設の更新と老朽管

路の耐震化に重点を置き、水道事業の基本である安全、安心で安定的な水の供給に計画的に取り組んでまいります。

また、公共下水道事業では、事業計画区域内の未整備地域の整備を進め、平成30年を目途に完了するように努めてまいります。

農業集落排水事業につきましては、処理場施設及び管路の機能強化を目的とした機能診断及び機能強化事業を導入してまいります。また、排水設備接続率の向上と浄化槽の普及に努力いたします。

コミュニティ活動の推進につきましては、矢巾町コミュニティ条例を基本とし、各コミュニティ組織が地域の実情に応じて策定いたしました地域コミュニティ計画に基づき、コミュニティ施設等との整備に対する助成を行うとともに、コミュニティ会長連絡協議会と連携を図り、地域リーダーの育成に努めるなど、行政とコミュニティ組織で役割分担を図り、協働によるまちづくりに取り組んでまいります。

防災への取り組みにつきましては、さらなる防災体制の強化・充実を図るため、常備消防の維持と消防団の活性化及び消防団員の確保と機能別消防団員の増員、そして第3分団第12部のポンプ車の更新を行うほか、非常用の食料品や避難所で使用する衛生用品を備蓄してまいります。

他団体や町民との協力体制については、事業者との協定を推進するとともに、共助組織としての自主防災組織を全ての自治会で結成し、防災講習会、訓練の開催、非常時通信手段の整備を初めとする連絡体制の強化を行い、地域ぐるみの防災体制と防災意識の高揚を図ってまいります。

また、犯罪のない明るく住みよい地域社会の実現に向け、地域安全推進隊の活動を積極的に支援するとともに、紫波警察署や紫波地区地域安全推進協議会、町防犯協会や町内の小中学校など、世代や地域が一体となった防犯体制により、パトロールや意識啓蒙活動を通じて防犯に対する意識を高め、安全、安心のまちづくりに取り組んでまいります。

交通安全につきましては、事故のない明るいまちづくりを目指すべく交通指導隊を増員し、街頭指導や園児・高齢者への交通安全教室等をより積極的に展開してまいります。

地域から要望された交通安全施設の設置・改善等を県公安委員会に対し、継続的に要望を行っていくほか、飲酒運転の根絶を初めとした町民の交通安全意識の高揚を図るため、広報活動等の地道な活動を続けるとともに、地域の交通安全協会・母の会の活動を支援・推進してまいります。

空き家対策につきましては、危険なまま放置され、問題を生じる可能性のある空き家が今後増加することも考えられるため、迅速な空き家の撤去や周辺への被害防止等を実施する仕組みを検討するとともに、利用可能な空き家については、その活用を視野に入れた取り組みを行ってまいります。さらに、昨年度から実施している矢巾町独自の地方創生事業の一つとして、町内に定住を希望する方の経済的な負担を軽減するため、住宅取得に係る利子補給制度を引き続き実施するとともに、矢巾町の魅力を全国に発信し、移住・定住化の促進につなげてまいります。

第5として、『産業の活力を高めるまちづくり』についてですが、農業基盤整備事業につきまして、農用地の活用や低コスト化生産を含めた複合経営の確立により、多様化する農業情勢に適切に対応するため、新たな基盤整備事業実施要望地区の意見集約や調査事業等を行い、圃場の大区画化及び汎用化やパイプライン化、老朽化した農業水利施設の長寿命化など、総合的な整備に向けた支援を行ってまいります。また、農地中間管理事業による担い手への農地の集積・集約化を推進するため、農地耕作条件改善事業を活用し、園芸作物等の複合経営に取り組む地域を中心に暗渠排水設備の更新等を進めてまいります。加えて、地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承や活力ある農山村の実現に向けた「中山間地域等直接支払交付金」や農業者等で構成される活動組織が農地を維持していくために行う地域活動と、地域住民を含む活動組織が行う地域資源の質的向上を図る「多面的機能支払交付金制度」等を活用し、経営規模の拡大や戦略作物の生産促進を図ってまいります。

農業従事者と後継者の確保につきましては、就農の検討・準備段階から就農開始を経て経営を確立するまでを一連の流れとして、総合的に支援する新規就農給付金を初めとする各種制度を活用し、農業従事者の確保・育成を支援するとともに、地域の中心経営体に対し、農業用機械・施設の導入についてもあわせて支援してまいります。

経営近代化の推進につきましては、意欲ある農業者が本格的な農業経営者へと成長し、さらなる経営発展を図ることができるよう、農業経営の法人化を推進するとともに、経営の質の向上を支援してまいります。

6次産業化の推進につきましては、これまでも取り組んでいる支援を継続しつつ、当町の農業者の持っている商品、作物の強みを生かした農商工の連携を図ってまいります。取り組む農業者の意識やレベルに応じ、達成度を高めるための支援を重点的に行い、販売会や商談会などの実践的な取り組みを強化し、問題の発見と解決を促してまいります。

そのほか、各集落において策定し、取り組んでおります「人・農地プラン」について随時

見直しを行うよう働きかけを行いながら、プラン実行に係る支援はもとより、その担い手となる中心経営体の育成や農地集積に向け、国、県及び農業団体と連携の上、引き続き支援をまいります。

林業関係につきましては、森林の有する水源涵養や生物多様性の保全等の多面的機能を生かすため、森林を適正に整備、保全することが重要であることから、雑草木の刈り払い、強風による倒木・枯木の除去、それらに必要な資機材の導入等について助成を行う森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業により、活動支援の組織を行ってまいります。

商工業の振興に関しましては、人や車の流れに対応した商業環境の構築が求められており、岩手医科大学附属病院の移転に伴い、中心市街地の活性化及びにぎわいの創出に向けて、医療や介護、健康増進などのヘルスケアビジネス等の新たな創出や町内小売業者の活性化を支援する取り組みを進めてまいります。また、コンパクトな町域の中に国道4号や東北縦貫道自動車道、JR東北本線などの交通基盤や上下水道などの恵まれたインフラと盛岡市に隣接しているという立地条件を生かした新企業誘致により、将来に向けて安定的な雇用の確保及び地域経済の活性化に取り組んでまいります。

商業の政策につきましては、町内に新たに事業所を賃借して創業しようとする方に対し、創業時の負担軽減や創業者の育成を図るため継続して支援を行ってまいります。

また、中小企業及び地場産業の振興に向け、立地企業、地元企業の間で農商工連携や異業種連携・情報交換等の活動支援に努めてまいります。

さらに、町内中小企業の資金調達の円滑化と振興育成を目的に中小企業振興資金融資制度及び小規模小口資金保証料補給制度による融資に対し、利子補給等を行い、町内中小企業の健全な経営を支援し、雇用の安定を図ってまいります。

このほか、起業を目指す方、起業して間もない方を対象に「事業立ち上げまでの手順」、
「事業成功のための具体策」などの学習を通して、創業や事業拡張のための考え方の整理、事業プランの熟度を上げるために実施する「起業家塾」や、もりおか起業ファンドを活用しながら創業する起業家の育成を行い、ベンチャー企業による雇用の創出と地域経済活性化の推進に努めてまいります。

次に、雇用対策につきましては、職業選択能力や働くことに対する望ましい見方、考え方を育てる機会の提供を推進する企業を支援しつつ、引き続き高校生を中心としたインターンシップ支援事業に取り組むとともに、今後実践型インターンシップの実施も検討してまいります。

企業誘致の推進につきましては、矢巾スマートインターチェンジが新設されることによる地理的優位性を活かすためにも、新たな企業立地のための用地の確保を検討を進めつつ、首都圏で開催される企業ネットワークいわて及び盛岡広域企業立地セミナーまたは町独自の企業ネットワークによるセミナー等での情報収集を行い、広く矢巾町の企業誘致PRや企業誘致活動に取り組んでまいります。

観光の推進につきましては、徳丹城跡地から南昌自然公園までの本町を東西に結ぶ導線が重要であり、矢巾町観光協会と連携を図りながら、地域資源の掘り起こしを含めた観光振興を進めてまいります。また、食と農業の体験型観光のほか、町内数カ所に花畑の整備を行うなど、本町の新たな観光振興に努めてまいります。

また、既存の観光管理施設の老朽化が進んでいることから、状況を見きわめながら順次補修に努めてまいります。

特産品につきましては、「やはばおでん」を開発し、昨年10月に開催した矢巾町秋まつりにおいて、町民を初めとして来場者に披露したところであります。今後は、各種イベントに参加しながら町内外に広く周知してまいります。また、既存の特産品につきましても見直しを検討し、関係する農業団体、商工団体、観光団体との農商工の連携を基盤としながら『本町の顔が見える特産品』の開発に取り組んでまいります。

また、塩彩プロジェクトで開発されたナト・カリを使った調味料のほか各種減塩食品につきましては、販路拡大と一般家庭向けパッケージ開発を支援してまいります。

観光宣伝につきましては、盛岡広域市町で構成される観光推進協議会へ積極的に参加し、物販もあわせて本町の観光PRを行いながら誘客促進に努めてまいります。

第6として、『豊かな生活環境を守るまちづくり』についてですが、循環型社会の形成につきましては、省資源、省エネルギー、そして廃棄物ゼロを目的とするゼロエミッション、そしてリデュース、リユース、リサイクルの3R運動など、地域特性に合わせた循環型社会の形成に向けた取り組みを推進してまいります。ごみ減量について、家庭系ごみの減量のほか、事業系一般ごみの減量化対策も進めるとともに、ごみ分別については、小学生を対象としたごみ分別教室を実施してまいります。

環境美化の推進につきましては、町内の環境美化に向けて地域住民や関係機関との連携により、さらなる活動の推進を図ってまいります。また、町内の清掃活動を継続しつつ、不法投棄パトロールを強化することで、ごみのない住みよい環境づくりに努めてまいります。

国、県が推進するごみ処理広域化に対する取り組みでは、引き続き県央ブロック、ごみ・

し尿処理広域化推進協議会において協議を進めてまいります。

また、地球温暖化防止につながる町内の防犯灯や公共施設へのLED照明の導入を推進し、CO₂排出量の削減を図ります。

第7として、『安心と信頼が寄せられる行政運営』についてですが、住民協働のまちづくりにつきましては、町民の皆様のニーズを踏まえた行政運営を行うため、町民と行政が一体となった企画立案による各種施策を推進してまいります。

適切な行財政運営の推進につきましては、町民の皆様の信頼に応えるべく、事務事業評価を実施し、政策の質を向上させつつ、職員の適切な人事管理と行政に求められる課題に柔軟に対応できる人材育成及び効率的な行政機構づくりに努めてまいります。また、他機関との人事交流によって職員の資質向上と組織間ネットワークを広げてまいります。

広域連携の推進につきましては、盛岡市と締結いたしました「連携中枢都市圏の形成に係る連携協約」により、盛岡広域圏における連携のさらなる強化を図り、経済成長のけん引や高次の都市機能の集積・強化及び生活関連サービスの向上を図ってまいります。

平成29年度は、第7次矢巾町総合計画の基本理念であります「希望と誇りと活力にあふれ躍動するまち やはば」の実現を目指し、「ひとを豊かに育み守るまち」、「自然とひとが共生するまち」、「持続的な力を蓄え活力あるまち」、「みんなでつくる協働のまち」を本町の将来像とし、各種計画が確実に実行できるよう鋭意取り組んでまいります。

結びになりますが、議員各位を初め町民の皆さんのなご一層のご理解とご指導を賜りますようお願いを申し上げまして、平成29年度の施政方針といたします。どうぞ今後ともよろしくお願いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 以上で施政方針演述を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を11時10分とします。

午前11時01分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き再開をいたします。

続いて、平成29年度教育行政方針演述を行います。

越教育長。

（教育長 越 秀敏君 登壇）

○教育長(越 秀敏君) 教育行政方針。平成29年矢巾町議会定例会 3月会議に当たりまして、平成29年度の矢巾町教育行政方針についてご説明を申し上げます。

本町の教育行政推進につきましては、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご支援に心から感謝申し上げます。

さて、教育行政の推進におきましては、昨年10月から「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、教育委員会を引き続き執行機関としつつ、その代表者である教育委員長と事務の統括者である教育長を一本化した新教育長を置いたところであります。

また、町長と意思通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有し、より一層民意を反映した教育行政を推進するため「総合教育会議」をこれまで以上に推進し、町長との連携に真摯に取り組んでまいります。

さらに、昨年2月の総合教育会議において制定した矢巾町教育大綱を踏まえ、昨年4月には教育基本法に基づく、矢巾町教育振興基本計画を策定し、より具体的な施策を推進しております。

本町の教育におきましては、第7次矢巾町総合計画前期基本計画に規定された、7つのまちづくりの施策方針の一つであります「時代を拓き次代につなげるひとづくり」の教育分野における方針実現のため、矢巾町教育大綱及び矢巾町教育振興基本計画で定められた基本的な実施計画内容について学校教育及び社会教育の諸施策を継続して推進してまいります。

特にも、矢巾町の将来を担う子どもたちが、いじめのない学校や社会をつくり上げ、自分や他人の命を大切にするとともに、将来への希望を大きく膨らませ、矢巾町で育ったことに誇りを持ち、そのよさを見失うことなく、地域との協働の力で郷土の発展に尽くすよう、また生涯にわたり心豊かで充実した生活を送ることができるよう、「自分を 人を そしてふるさと矢巾を 愛し大切にす 人づくり」を基本目標に、教育の施策を推進してまいります。

初めに、学校教育などに係る二つの施策についてご説明いたします。

第1に、幼児教育・保育の支援についてであります。

幼稚園、保育園と小学校との連携を一層強化し、就学に当たっての保幼小連携事業を展開し、幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図ります。また、保護者に対する経済的な支援の充実に向けた取り組みとして、私立幼稚園の設置者が園児の保護者に対し、入園料及び保育料の減免を行う場合、私立幼稚園の保育料の負担軽減となる就園奨励事業を行っており、

今後も継続的に取り組んでまいります。

第2に、学校教育の充実についてであります。

児童生徒の教育に当たっては、人格や生命を尊重して行動できる児童生徒、進んで学習に取り組む児童生徒、健やかな体をつくる児童生徒を育むため、知・徳・体の調和とバランスを重視した教育を行い、「豊かな心の育成」と「確かな学力の保障」、「健やかな体の育成」といった「生きる力」を育てまいります。

豊かな心の育成を行うことについては、生命をとうとぶとともに、してはならないことはいないといった倫理意識などの確立のため、道徳教育の充実や生徒指導の充実に努めてまいります。また、不登校児童生徒の縮減、問題行動等の未然防止を行う学校不適応児童生徒への対応、教育相談担当者やスクールカウンセラーが幅広く相談に乗る教育相談機能の充実、小中連携推進会議等の取り組みなどにより、学校における諸課題の解決に取り組んでまいります。

次に、確かな学力の保障については、基礎・基本の定着を図るとともに、それまでに学んだことを活用して課題を解決する力やみずから進んで学習に取り組む態度を育みます。また、明確な目的意識を持って人生を切り開くことができる力を育むキャリア教育の推進、英語で積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度と能力の育成を図るため、小中学校への英語指導助手の配置を継続してまいります。

健やかな体の育成については、教員の体育の授業力の向上に努めるとともに、地域のスポーツ指導者や大学生の活用により体育活動の充実を努めるほか、心身の健康保持増進のため、各種健診を行い、事後指導の充実を努めます。また、児童生徒が県大会以上の各種大会で活躍する場合には、その大会参加のための各経費について8割相当分の補助も行い、児童生徒や、その保護者への負担軽減を図ります。

次に、家庭・地域と協働した学校経営の推進については、保護者、地域とともに子どもを育み、全小中学校で自己評価、学校関係者等による学校評価を行い、その結果を公表するとともに、結果を活用し、継続的に学校運営の改善を図ります。

次に、いじめ問題の対応については、二度と痛ましい事件が起きないようにするため、いじめの早期発見、早期対応に努め、学校全体で情報の共有を行い、組織的な取り組み体制により、実効性のある対応を行ってまいります。

また、いじめ問題への早期対応については、人権擁護委員と連携した人権を考える授業、命のとうとさを考える道徳やその他の教育活動、Q U、いわゆる「楽しい学校生活を送るた

めのアンケート」を実施することにより、児童生徒一人一人についての理解を深め、学級集団の状態と今後の学級経営の方針を把握、分析いたします。さらに、定期的なアンケートや教育相談を行います。そして、いじめを認知したときには、先ほども申し上げましたが、学校全体で情報の共有を行い、組織的な取り組み体制により、実効性のある対応を行います。

なお、継続して、学校内におけるいじめ問題の未然防止や困りごとなどの相談対応に学校と連携して早期対応するため、教育相談員を配置し、対応いたします。

また、子どものいじめや困りごとなどの心理面への対応、家庭環境による問題に対処するため、関係機関教員と連携および支援する専門家としてスクールソーシャルワーカーの配置に向けて取り組みます。

さらに、いじめの防止については、矢巾町いじめ問題対策委員会の常設化により、専門家からの指導、助言をいただくとともに、矢巾町いじめ問題対策連絡協議会を継続し、関係機関、団体と連携を密にし、情報共有を行ってまいります。

なお、矢巾町いじめ防止対策に関する条例につきましては、本議会においてご議決いただきたくご提案しておりますが、この条例は、いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、町はいじめ防止に対する姿勢や理念を規定しているところであります。

次に、児童生徒を支える教育環境の充実については、児童生徒の生命、身体を脅かす出来事が起きないように、また学校内で教員の不適切な言動や体罰などが起きないように、学校における指導の徹底を図ります。また、地域においては、各種見守りネットワークやスクールガードなどにご協力いただき、登下校時や学校外において児童生徒を見守っていただいているところです。今後とも、地域の防犯ボランティアの方々にお世話になるとともに、あわせて児童生徒が自然災害の危険からみずからの命を守り抜くために必要な主体的に行動する態度を育成するため、学校防災体制をしっかりと確立することなど、地域と協力した学校の防犯、防災体制の確立に努めてまいります。

次に、児童生徒の保護者に対する経済的支援については、就学支援援助、遠距離通学費バス利用者補助や上級学校に進学する生徒に対する無利子型奨学金貸し付け事業などを引き続き行い、家庭の教育費負担を軽減する施策を推進してまいります。

学校を支える教育環境の充実については、矢巾町教育研究所が主体になり、教職員の研修・研究事業や調査事業並びに広報の発行を行うとともに、社会科教材としての副読本の編集等も行ってまいります。また、幼児児童生徒の教育にかかわる不安や悩みについての教育相談、学校復帰を目指し、さまざまな活動を行うこころの窓の開設、言葉の発音に課題がある

幼児には、調査及び指導により課題を軽減する支援の幼児おはなし教室の開設など、それぞれの相談支援なども継続してまいります。

さらに、児童生徒一人一人の状況に応じた指導の充実を図るため、適応支援員や特別支援教育支援員の配置を継続して行ってまいります。

なお、特別支援教育については、町内の全ての小中学校に知的障がい及び情緒障がいの2つの特別支援学級を設置し、特別な支援が必要な児童生徒が共に学ぶことができるよう努めてまいります。

児童生徒の食育については、地域の食文化や産物について理解を深めるため、食育事業の充実を図ってまいります。

また、児童生徒の健やかな成長を願い、町内食材提供生産者との連携を図りつつ、町内産の農産物を積極的に活用するなど、地産地消を進め、安全、安心な給食を提供してまいります。

なお、食物アレルギー事故を防ぐため、保護者及び学校との連携のもと、安全性を最優先した食物アレルギーへの対応を行ってまいります。

次に、社会教育の充実についてご説明いたします。

少子高齢化や人口減少といった年齢別の人口構成の変化が著しく、加えて産業構造や雇用環境の変化が加速しており、社会状況や経済情勢が目まぐるしく変わる現代において、常に新しい時代感覚に対応した社会教育の充実が求められております。

また、町民一人ひとりが高い志と意欲を持ち、みずからの人生の充実や健康で生きがいのある生活を送り、地域社会の維持や活性化が図られるようさまざまな課題や困難に立ち向かう力を培うことがより一層重要と考えます。

このことから、生涯学習の理念を軸にみずから知性と教養を磨き、時代の変化や流れに適応する力を高め、豊かな未来を創造していく人づくりを目指し、社会教育に関する5つの施策を推進してまいります。

第1に、青少年の健全育成についてであります。家庭教育、青少年教育においては、年齢や興味など、多様な人と接する機会が減ることで他人とうまくかかわることができない傾向が見られる人がふえており、家庭や地域における教育力の低下は、子どもや青少年が社会性を身につけていくために必要な生活体験の機会の減少にもつながっていることが大きな問題となっております。

このことから、幼児期から青少年期における心身の発達段階に応じた学習機会の提供や家

庭・学校・地域・行政が連携して、子どもたちを健やかに育む教育振興運動、各地区子ども会や青少年団体など団体活動への支援などを通じて社会全体の教育力がさらに向上するよう取り組んでまいります。

第2に、生涯学習の充実についてであります。

町民が生涯にわたり自主的に学び、自己を高め、健康で生きがいのある生活をしていくことができるよう、各世代の課題やニーズに対応した各種事業の実施を通じて生涯学習活動の支援や自主学習グループ等の支援を推進してまいります。

また、地域で抱える課題について理解を深め、学んだ成果の発表やボランティア活動などを通じて、社会に働きかけ、活かし、よりよい社会づくりにつなげていくことができる仕組みづくりを重要課題と位置づけ、各種ボランティアの育成やまちづくり出前講座の利活用を促進してまいります。さらに、自治公民館等と連携した学習活動の成果が個人の充実にとどまらず、町の活性化にもつながり、一人ひとりが学ぶことの楽しさと喜びを実感できる事業の展開を推進してまいります。

町公民館事業については、住民が自主的に学び、自己を高め、健康で生きがいのある学習活動が生涯にわたってできるよう、自主学習活動や自主学習グループの育成、支援等により一層取り組んでまいります。

図書センターについては、快適な読書環境の整備と図書資料の増冊、利用者の増加を図るとともに、電子図書館サービスを導入し、さらなる機能充実に努めてまいります。また、指定管理者による運営については、モニタリングを行い、引き続き適正な運営を目指します。

町内の自治公民館については、町民の最も身近な学習活動の場として重要な施設と考えており、一層の活用と活性化が図られるよう、自治公民館長研修などを開催しながら積極的に支援を行ってまいります。また、町内施設のネットワークを生かした移動公民館事業などを活用して、身近な学習機会の拡充にも努めてまいります。

第3に、スポーツ・レクリエーション環境の充実についてであります。

生涯スポーツを振興し、「日本一健康な町やはば」の実現に向け、コミュニティを核として町民スポーツ大会や講師派遣等によるスポーツ活動の推進に努めるとともに、各種サークル活動等を通して、町民が生涯にわたり、仲間と一緒に楽しみながら健康で活力ある生活を送ることができるスポーツ活動の機会提供に努めます。

昨年度開催の第71回国民体育大会において、本町で開催したラジオ体操については、単なる健康増進にとどまらず交流の場となるものであることから、さらなる普及・推進を図りま

す。スポーツチャンバラについては、昨年度矢巾町スポーツチャンバラ協会を設立し、町体育協会へ加入しました。今後も活動の支援を継続してまいります。

また、青少年のスポーツ活動については、児童を対象にさまざまな種目を体験でき、スポーツ活動への入り口となるキッズスポーツセミナー等の各種教室を開催し、健やかな心身を養い、運動能力や競技力の向上を図るとともに、県による「いわてスーパーキッズ発掘・育成事業」へのチャレンジを促進してまいります。

次に、競技スポーツの推進については、町体育協会や各種目別協会と連携しながらさらなる競技力向上のため各種大会の開催及び大会への選手派遣に加え、指導者の発掘、育成に努めます。

第4に、芸術・文化活動の推進についてであります。

芸術や伝統文化は、物質的な充足ではなく、私たちの日々の暮らしに彩りと潤いを与えるという精神的な充足をもたらし、心豊かで住みよい地域社会を形成する上で欠かせないものであります。近年は、音楽、演劇、舞踊など多方面にわたる芸術団体により、主体的な活動が地域に根つき、高い評価を受けていることから、さらに育成・支援に努め、町内全体で芸術文化の振興と継承が図られるよう取り組みを進めてまいります。

また、町公民館や文化会館の施設をより一層活用しながら多くの町民が芸術文化活動に参加し、すぐれた芸術文化作品を鑑賞できる環境を整えてまいります。さらに、「音楽のまちやばば」宣言にあるように、気軽に音楽に親しみ、人と人がつながり、触れ合うために小中高校生の音楽活動や地域参加を通じて“音楽のまち”をつくる担い手を育て、音楽活動を発信する場や、よりよい音楽に触れられる機会をつくるなど、音楽活動を支援してまいります。

第5に、文化財の保護と活用についてであります。

国指定史跡徳丹城跡を初めとする史跡や数多くの貴重な有形、無形文化財等について、保護と活用を進め、町民に対する啓発活動等を通じて文化財に親しむ機会をふやすことで保護意識の高揚を図ってまいります。

特にも、郷土芸能については、地域文化の継承という重要な役割を担っていることから、後継者育成、調査、記録保存や地域振興を主眼とする事業を推進し、保存団体や地域の活性化を図ってまいります。

史跡徳丹城跡については、これまでの発掘調査成果をまとめた総括報告書の刊行準備を進め、今後の史跡公園整備に向けた備えを行ってまいります。また、徳丹城春まつりや歴史民

俗資料館の企画展示等の開催を通して、町民に対する情報の発信を図り、史跡の活用につながる活動を推進してまいります。

最後に、教育委員会所管の「教育施設・設備の充実」についてであります。学校施設の管理と運営については、徳田小学校が国指定史跡徳丹城跡地内に立地しているため、今後移転改築に取り組む必要があり、その他の学校についても、校舎内外、体育館及びプール施設等の老朽化が見受けられることから、町において策定される公共施設等の管理計画及び個別計画に基づく大規模改修と計画的な老朽化対策が必要になります。

なお、小中学校のトイレ洋式化については、順次進めてまいります。設備面では、矢巾中学校パソコン教室内のパーソナルコンピューター機器の更新など、各校順次施設設備や備品などの更新を進め、児童・生徒の学習環境の充実に努めてまいります。

また、学校給食共同調理場については、安全・安心な給食を提供するため、老朽化及び経年劣化が見受けられる施設や機器、備品の補修・更新を計画的に行う必要があります。社会教育施設等についても、安心して快適に利用いただける施設となるよう計画的な維持補修を行いながら活用を図っていくほか、指定管理施設については、事業実施や施設の管理運営等について、引き続き指定管理者と協力しながら教育施設環境の充実に努めてまいります。

以上、平成29年度における本町の教育行政方針の基本的な考え方を述べましたが、教育委員会として、施策の点検評価等を行い、着実に施策を推進してまいります。

結びになりますが、議員を初め町民の皆様のお一層のご理解とご指導を賜りますようお願い申し上げます。平成29年度の教育行政方針といたします。

○議長（廣田光男議員） 以上で教育行政方針演述を終わります。

日程第4 議案第1号 矢巾町名誉町民の決定に関し同意を求めることについて

○議長（廣田光男議員） 日程第4、議案第1号 矢巾町名誉町民の決定に関し同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第1号 矢巾町名誉町民の決定に関し同意を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

小原重雄氏に名誉町民の称号を贈ることにつきまして、本町では故木村武氏、故藤原哲夫氏、故川村禎三氏に次いで4人目の名誉町民として、矢巾町名誉町民に関する条例第3条の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

同氏につきましては、大正10年5月21日、矢巾町大字和味に生まれ、岩手県俳句界の発展にご尽力をされ、その文化の交流に寄与された多大なるご功績に対し、議員各位の同意を得まして、矢巾町名誉町民の称号を贈り、顕彰してまいりたい所存であります。

同氏は、昭和16年、弱冠20歳のときに夏目漱石を輩出した俳句雑誌「ホトトギス」に投句し、初入選、その後俳人の高浜虚子氏に師事していた盛岡市出身の山口青邨氏に師事、昭和26年に山口氏が主宰した俳句雑誌「夏草」に入会し、その類い希なる才能で夏草新人賞を受賞されております。

昭和52年には、岩手県俳人協会を設立し、代表幹事を務められ、岩手県の俳壇の発展にご尽力されております。同協会の設立の翌年には、俳句雑誌「樹氷」を創刊し、主宰したほか、朝日・産経新聞岩手県版俳句選者、岩手県俳人協会会長、岩手県俳人連盟会長などの要職を務められ、俳句界のみならず岩手県の芸術文化の振興に大きく貢献されております。

同氏は、これまでに数多くの俳句を執筆しておられ、幾多のタイトルを受賞されております。平成3年には俳人協会功労賞を受賞、平成8年に発刊した句集「滾滾」、この滾滾というのは、水が湧く様子、こんこんと湧くというのの「滾滾」でございます。では、岩手県人初となる第36回俳人協会賞を受賞、また同年岩手県俳人協会名誉会長となられ、そのご功績に対し、平成10年に岩手日報文化賞を受賞されております。平成16年には、「永日」で第4回俳句四季大賞を、平成19年に「平心」で第22回詩歌文学館賞を受賞されております。同氏の俳句は、写生を基本としつつ、ユーモアあふれる作品であり、平成22年には、同氏がいつまでも忘れない地名として「不動」と題した句集を刊行し、俳句を通じた本町の情景を後世に残していただいております。

また、俳句界でもご活躍のほか、同氏は、昭和15年に岩手県職員となり、3年間の軍隊生活を除き、定年まで奉職されており、高度で幅広い総合的な政策形成能力と行政管理能力を発揮し、教育委員会事務局財務課長、総務部秘書課長、人事委員会事務局長、福祉部長等管理職を歴任され、職員の勤務条件の改善、社会福祉施策の充実など、県勢発展に尽力したご功績と行政運営の手腕に対し、平成3年に勲四等旭日小綬章を受章されております。

以上のように、同氏は俳人として生まれ育ったふるさとへの強い思いを持ちつつ、旺盛な表現力と深い造詣、そして強固な意思と実行力を持ち、卓越した識見で俳壇の世界の発展に

先駆者としてご尽力されたとともに、その高潔な人格と柔和な人柄で県勢発展に寄与したご功績は、まことに多大であり、まさに本町名誉町民としてまことにふさわしい人物であり、そのご功績に対し、顕彰してまいりたいと存じますので、よろしくご審議の上、議員各位のご同意を賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本案につきましては人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

採決に入ります。議案第1号 矢巾町名誉町民の決定に関し同意を求めることについてを起立により採決します。本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第5 議案第2号 紫波町・矢巾町障害支援区分認定審査会共同設置規約
の一部変更の協議に関し議決を求めることについて

○議長（廣田光男議員） 日程第5、議案第2号 紫波町・矢巾町障害支援区分認定審査会共同設置規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第2号 紫波町・矢巾町障害支援区分認定審査会共同設置規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第252条の7第2項の規定により、機関等の共同設置に関する規約を変更しようとするときは、関係普通公共団体の協議により、これを定めることとしております。

このたび障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、市町村審査会の委員の任期について、2年を超え3年以下の期間で市町村が委員の任期を定めることができることになったことから、紫波町、矢巾町障がい支援区分認定審査会委員の任期を3年と定めるため、同審査会共同設置規約の一部を変更

することについて、紫波町との協議により、地方自治法第252条の7、第2項及び第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第2号 紫波町・矢巾町障害支援区分認定審査会共同設置規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 矢巾町公共施設等総合管理基金条例の制定について

○議長（廣田光男議員） 日程第6、議案第3号 矢巾町公共施設等総合管理基金条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第3号 矢巾町公共施設等総合管理基金条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例は、新たな基金として矢巾町公共施設等総合管理基金の設置を行うこととし、その基金の運用及び管理に関し定めるものであります。

この基金の設置の目的は、今後町の財政状況が大きく好転することが見通しにくいことな

どを踏まえ、本町が大きく発展した時期に整備した公共施設等が今後一斉に更新時期を迎え、将来にわたり持続可能な行財政運営を行うためには、管理経費等の財源確保が必要となることから、この基金によって財源確保を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。
討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第3号 矢巾町公共施設等総合管理基金条例の制定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。
よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号 矢巾町いじめ防止対策に関する条例の制定について

○議長（廣田光男議員） 日程第7、議案第4号 矢巾町いじめ防止対策に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第4号 矢巾町いじめ防止対策に関する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例制定につきましては、一昨年の本町中学生の重大事案を受けて、いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、二度と痛ましい重大事案が起こらないようにするとともに、いじめの根絶に向けて町民一丸となり取り組んでいくための条例とするものであります。

その主な内容は、前文において、子どもの権利を掲げ、子どもたちは、さまざまな差別や虐待などから守られるべきものであり、全ての町民がいかなるいじめも許されない心を持ち、健やかに成長できる環境を構築することを示しているものであります。

第3条の基本理念においては、児童等は、いじめを行ってはならず、また他の児童等に対し行われるいじめを認識しながら、これを放置してはならないことを規定しております。

加えて第4条から第8条までにおいて、町、教育委員会、町立学校保護者、町民等がそれぞれの立場において行うべき、あるいは行っていただきたいいじめの対策について規定しております。

さらに、第22条において、矢巾町いじめ問題対策委員会、いわゆる第三者調査委員会の常設を規定し、いじめ防止のための対策を実効的に行うとともに、専門的な知見を持った委員を委嘱することにより、日ごろからのいじめ問題への対応はもちろん、何か事案が発生したときには、専門家による早急な対処を可能とするものであります。

未来を担う大切な子どもたちは、かけがえのない存在であり、一人一人の心と体は、大切に育まなければならない、全ての町民がいじめを許さない心を持ち、将来にわたって本町の子どもたちが安心して学び、健やかに成長することができる環境を実現するため、強い思いを込めて本条例を制定するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第4号 矢巾町いじめ防止に関する条例の制定については、会議規則第39条の規定により、いじめ対策調査特別委員会に付託することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、いじめ対策調査特別委員会に付託して審議することに決定いたしました。

日程第8 議案第5号 矢幅駅西地区土地区画整理事業の換地処分に伴う関係
条例の整理に関する条例の制定について

○議長（廣田光男議員） 日程第8、議案第5号 矢幅駅西地区土地区画整理事業の換地処分

に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第5号 矢幅駅西地区土地区画整理事業の換地処分に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例は、盛岡広域都市計画事業矢幅駅西地区土地区画整理事業の換地処分に伴い、関係する条例について所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。矢幅駅西地区内にある矢幅駅西口自転車駐車場、矢巾町駐車場及び矢幅駅西口広場の地番が換地処分により変更となることから、それぞれの位置について変更するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第5号 矢幅駅西地区土地区画整理事業の換地処分に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第6号 一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(廣田光男議員) 日程第9、議案第6号 一般職の職員の旅費に関する条例の一部を

改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第6号 一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、国家公務員等の旅費に関する法律に準じた内容とするための所要の改正をするものであります。

その改正内容であります。今後国や県との他団体との人事交流が行われた場合、国に準じ、本町へ赴任する際の旅費として赴任を命じられた職員に対して赴任に伴う住所等の移転を行う場合の費用として支給する移転料、移転後の諸雑費として支給する着後手当、赴任に伴う扶養親族の移転のために支給する扶養親族移転料に関する規定を新たに設けるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第6号 一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第7号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例について

○議長（廣田光男議員） 日程第10、議案第7号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第7号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、平成29年4月1日に予定されておりました消費税率の引き上げが平成31年10月まで延期されることになったことに伴う社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

改正内容の1点目として、住宅取得に係る個人町民税の住宅ローン減税措置について、平成31年6月までの入居分とされていたものについて消費税率引き上げ時期に合わせ、平成33年12月までの入居分に延長するものであります。

2点目として、軽自動車税に関する規定中、平成29年度から導入予定であった環境性能割及び種別割に係る改正について消費税率の引き上げ時期に合わせ環境性能割については、平成31年10月、種別割については、平成32年4月にそれぞれ導入を延期するものであります。

3点目として、法人町民税法人税割に係る税率改正につきましても、消費税率引き上げ時期に合わせ平成31年10月以降に開始する事業年度から適用することとするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りようお願いを申し上げます提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第7号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第8号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び矢巾町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(廣田光男議員) 日程第11、議案第8号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び矢巾町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第8号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び矢巾町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、年額の報酬を受ける非常勤の特別職及び矢巾町消防団員の報酬の支給方法について所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。選挙管理委員や農業委員などの出向機関の委員や行政区長、消防団員などの職にある者の報酬は、9月と3月の2回に分けて支給しておりますが、当該職員でなくなったとき、支給までに期間がある場合に、直ちに報酬を支給できるように定めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第8号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び矢巾町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第9号 矢巾町防災会議条例の一部を改正する条例について

○議長(廣田光男議員) 日程第12、議案第9号 矢巾町防災会議条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第9号 矢巾町防災会議条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例改正につきましては、災害対策基本法に基づく矢巾町防災会議の組織について所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。防災会議の委員のうち町職員が委員となっているのは、町長部局や教育委員会事務局の職員のみであります。全ての部局の職員を委員とすることにより、全町的に取り組む体制とするため、議会事務局、農業委員会事務局等の職員を追加するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番(川村よし子議員) 防災会議は、年にどのくらい行われているのか。特にも矢巾町

は水害になりましたけれども、その以降どのくらい防災会議が開かれていたのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

防災会議につきましては、年1回、毎年開催しているというふうな状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 今回農業委員も入ることになりますけれども、その年1回で今までは支障がなかったのかどうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） 今回改正をお願いする部分については、農業委員会の事務局、いわゆる農業委員というよりも農業委員会事務局、それからいわゆる役場の体制の部分、議会事務局、それから教育委員会事務局は前から入っているわけですがけれども、そのほかに教育機関ということで共同調理場、それからあとは公民館、それからあとは公営企業ということで上下水道課、そちらの職員の体制の部分、こちらの部分の入り込みというのかあわせて入れるというふうな状況で今回改正をお願いするものでございます。

なお、防災会議、このものにおきましては、防災委員といたしまして、各組織、町ばかりではなく、各組織から委員構成ございますけれども、そちらのほうの方々の委員さんのご意見または防災関係で法整備等改正された部分、こちらの部分につきましてご審議いただきながら防災計画の策定を主に行っているというふうな状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第9号 矢巾町防災会議条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第10号 矢巾町コミュニティ施設に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田光男議員） 日程第13、議案第10号 矢巾町コミュニティ施設に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第10号 矢巾町コミュニティ施設に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、従来コミュニティ施設の名称及び位置並びに委託団体名等を条例別表に定めておりましたが、施設名称等に変更があった際に、柔軟かつ即時的な対応を可能とするため、所要の改正を行うものであります。その改正内容であります。施設の名称及び位置並びに管理を委託する団体が掲げられていた別表を削り、施設の取り扱いについては、規則で定めることとするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第10号 矢巾町コミュニティ施設に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため暫時休憩に入ります。

再開を午後1時とします。

午後 0時09分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き再開をいたします。

日程第14 議案第11号 矢巾町ホームヘルパー派遣手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田光男議員） 日程第14、議案第11号 矢巾町ホームヘルパー派遣手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第11号 矢巾町ホームヘルパー派遣手数料条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、ホームヘルプサービス事業の利用対象者の見直しに伴い、所要の改正を行うものであります。その改正内容であります。精神障がい者及び難病患者が障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律により、当該事業と同等のサービスを利用することができるものとなったことから、当該対象者に係る規定を削除するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第11号 矢巾町ホームヘルパー派遣手数料条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第12号 矢巾町福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例について

○議長(廣田光男議員) 日程第15、議案第12号 矢巾町福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第12号 矢巾町福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、窓口で保険診療の一部負担金を支払うことが困難な医療費助成対象者の方に対し、町が行う貸し付けについて給付対象を拡大するための所要の改正を行うものであります。

本町の医療費助成制度におきましては、これまでも段階的に拡大し、平成28年度においては、4月診療分から小学校6年生まで給付拡大を図り、子育て世帯の負担軽減に取り組んできたところでありますが、平成29年4月診療分からは、さらに中学校卒業まで給付対象を拡大するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 大体のことはわかりましたが、もう少し詳しい根拠についてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） ただいまの小川議員のご質問にお答えいたします。

今回の福祉医療資金貸付基金の改正につきましては、今まで子どもの医療費助成の拡大、小学校3年まで、そして去年は6年までというふうに進めてまいりましたが、29年4月からは、これを中学生まで拡大するというございまして、今回の基金の条例につきましては、その給付の年齢を12歳から15歳まで上げるというものになっております。この基金につきましては、いわゆる医療費助成を受ける方で窓口で、例えば保険で3割負担とかというのがあるわけですが、その金額が風邪とか、そういうものであれば2,000円とか3,000円だということだと思えますけれども、これが例えば急な大きな医療費がかかる、手術であるとか、そういった場合に、どうしても手持ちのお金がないといった場合に、そういう医療費助成の対象の方にお貸しするものでございまして、これは当然無利子でお貸しいたしまして、そのお貸しした部分については、750円なり、入院であれば2,500円という一部負担は当然ございまして、そのほかの部分については、一般会計から基金のほうに、実際は基金のほうに最終的に入るのですけれども、そして個人負担はなくなるというようなものでございまして、そういった意味では、今までの小学生と同じように一部負担のみで医療が受けられるというものでございまして。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第12号 矢巾町福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第13号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田光男議員） 日程第16、議案第13号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第13号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、建築確認や車庫証明の目的で交付している町道に関する証明書及び町営住宅保管場所使用承諾証明書交付に要する手数料について、矢巾町手数料条例に追加する所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。町道に関する証明書及び町営住宅保管場所使用承諾証明書交付に要する手数料は定めていなかったことから、その他の証明書手数料として納入いただいておりましたが、収入目的を明確化するとともに、町道に関する証明書については、町外からの問い合わせに対応できるよう事務の効率化及び申請者の利便性の向上を図るものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） ちょっと基本的なことをお伺いします。

今までは無料だったのが300円の手数料がかかるということのように思っていますけれども、何件ぐらい、年間どのくらいぐらいあるのでしょうか。その38、39のそれぞれについてお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、ただいまのご質問にお答えをいたしたいと思いま

す。

町長答弁でも申し上げたとおり、現在も有料、300円でいただいております。これは、その他手数料ということで、うちのほうで確認をして、住民課の窓口のところで証明をしておりました。今回お願いするのにつきましては、特にも県外から確認申請等で幅員証明が出されてきた際に、今まではどうしても、その他手数料となっていましたので、証明については窓口に来ていただくしかなかったということで不便を来しておりましたので、今回手数料を新たに設けまして、うちのほうの窓口のほうで対応できるようにしたいということでございます。

ちなみに平成28年度は、道路幅員が現在まで5件ございます。それから、いわゆる町営住宅の車庫証明は16件、それから昨年度は道路幅員証明が13件、それから車庫証明が15件ということになっております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第13号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第14号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田光男議員） 日程第17、議案第14号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第14号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、介護認定審査委員会の任期及び平成29年度における第1号被保険者の介護保険料の段階の判定に関する基準の特例について所要の改正を行うものであります。

その改正内容の1点目の介護認定審査委員会の任期につきましては、平成27年12月に交付された介護保険法施行令の一部を改正する政令において、介護認定審査会委員の任期が2年であったものを市町村が2年を超え、3年以下の期間を定める場合は、条例で定める期間とすることができる旨改正されましたので、本町においては、当該委員の任期を3年に改正するものであります。

2点目の平成29年度における第1号被保険者の介護保険料の段階の判定に関する基準の特例につきましては、現在保険料段階の判定に所得をはかる指標として合計所得金額を用いることとされておりましたが、土地を譲渡した場合に生ずる売却収入等に対する税法上の特別控除は適用されていないため、被災地の防災集団移転促進事業や土地収用等で土地を譲渡した場合、譲渡した年の翌年の所得が急増し、介護保険料が高額になるとの指摘があり、東日本大震災被災地である本県等から政府に対し、見直しの要望があったところであります。

国においては、介護保険料への影響を緩和するため、災害や土地収用法等を含む本人の責めに帰さない土地の売却収入等を所得として取り扱わないこととするよう保険料段階の判定に現行の合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除額を控除していた額を用いることとする介護保険法施行令の一部を改正する政令を平成28年9月に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、本改正は、原則として平成30年4月1日に施行されますが、市町村の判断において1年前倒しで施行することを可能としており、本町といたしましては、改正の趣旨にのっとり、平成29年4月1日から施行するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） これは大変いいことだと思っております。町内には被災者が50名ほどいらっしゃるように聞いているのですけれども、この適用になる方は、現在平成27年度は何人ぐらいいらっしゃるのでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 佐藤会計管理者兼税務課長。

○会計管理者兼税務課長（佐藤健一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今分離譲渡の件、所得の件ということで私のほうから回答させていただきますけれども、特に税務課で押さえている部分につきましては、その方が被災者かどうかというのは把握してございません。件数的に申し上げますと、平成26年度が大体139人、これは主に藤沢と中村地区の開発に絡んで分離譲渡があった方々が主なものでございます。27年も同じく77人ほどです。28年度につきましては、97人ということで、27年度と比べて20人ほど多くなっておりますけれども、こちらにつきましては、岩崎川の拡幅、あとはスマートインターチェンジの用地ということで、そちらの収用等に係る分離課税譲渡があったというふうになってございます。28年度分の所得につきましては、ただいま申告期間中でございますので、内容については、まだ把握できてございませんので、わかり次第、また追ってご回答したいというふうに思いますので、先ほどから申し上げましたとおり、特にその方が被災者かどうか、その辺の分け方、その辺は把握してございませんので、以上答弁にかえさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第14号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第15号 矢巾町個人情報保護条例等の一部を改正する条例
について

○議長（廣田光男議員） 日程第18、議案第15号 矢巾町個人情報保護条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第15号 矢巾町個人情報保護条例等の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の一部改正に基づく所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。一部改正によって番号法の条数に変更があったことによる所要の整備及び特定個人情報を提供できる場合として条例に基づく独自利用事務に関しても情報提供ネットワークシステムを用いた情報連携を行うことを可能とするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げて提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

7番、昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） マイナンバー、これを通知、預かっているものがもしあるのであれば、どのくらいあるのか教えてください。

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） ただいまの昆議員のご質問にお答えいたします。

マイナンバーカードの預かっているもののご質問でよろしかったでしょうか。通知の不達というか、届いて戻ってきたというような形のもの、はい。済みません、ちょっと今計算してから、申しわけございません。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ありますか。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員） この主な改正の内容なのですが、特定個人情報を提供できる場合として矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に基づく独自利用事

務に関して情報提供ネットワークシステムを用いた情報連携を行うことを可能にするというのが、意味がなかなか難しく理解が難しいのですが、もう少し簡単に言ったらどういうことになるのか、説明をお願いします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の改正の内容の部分にかかわるものでございますので、具体的にということであるわけでございますけれども、まず番号というか、情報のほうの提供及び収集関係につきましては、既に国のほうで定めている項目のものは情報連携、いわゆるシステムを使って可能にしているというのは、まず一つこれでございます。

それから、もう一つ、矢巾町、ほかの市町村でもそうでしょうけれども、矢巾町では、矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例、規則もあわせてですが、こちらを制定しておりまして、いわゆる矢巾町、国の法律以外にも矢巾町で独自利用できる項目の内容を条例化してございまして、项目的には、大体13項目、そのほかにはいろいろまだその項目の中には入っておりますので、数が多くなるわけでございますけれども、こちらを条例で定めてございます。

したがって、今回条例の一部改正をお願いする内容につきましては、町の独自利用に係る部分、これにつきまして国の法律施行、これが29年5月30日施行ということで決定になりました。国からの通知でございますけれども、いわゆる施行できる期間、これに基づきまして町が独自利用している情報の部分につきましてもネットワークシステム、これを用いた情報連携ができるということで情報連携のできるシステム内容で連携できる項目がまず、項目というか、やり方がふえていくというふうな考え方をお願いしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） 済みません、交付枚数と申請件数は今わかるのですが、不達の件数については、後刻お答えいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（廣田光男議員） 昆議員、後刻でいいですか。それをもらって判断すると言っているから、それでは、休憩に入りますか。それでは、もうちょっと調べてください。

暫時休憩します。でき次第再開します。

午後 1時23分 休憩

午後 1時29分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き再開をいたします。

浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） 大変お待たせして申しわけございません。

不達の件数でございますが、現在70件というふうになっております。それで交付率につきましては、今7.5%ということで2,050人のカードの発行でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） わかりましたか。いいですか。預かっている枚数が70枚、どういうこと、預かっている枚数が。

○住民課長（浅沼 仁君） 70件の内訳につきましては、これは一旦町民の皆さんに通知をお送りしているわけですが、転出であるとか、その住所にいないといったことで受け取りができなくて戻ってきた件数でございます。そのほか受け取り拒否もございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 70ということでもいいのですね。昆議員よろしいですか。

それでは、他に質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第15号 矢巾町個人情報保護条例等の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第16号 矢巾町駐車場条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田光男議員） 日程第19、議案第16号 矢巾町駐車場条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第16号 矢巾町駐車場条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、道路交通法の一部を改正する法律に基づく所要の改正を行うものであります。その改正内容であります。自動車の種類の見直しが行われ、普通自動車、中型自動車、大型自動車に加えて車両総重量3.5トン以上、7.5トン未満等の自動車が新たに準中型自動車として新設されることに伴い車両の制限に反映させるものであります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1番、赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 条例の一部改正については、直接関係ありませんが、今町の駐車場の収益状況というのですか、例えば指定管理に委託して、どちらが経費がかさんでいるか、収入に貢献しているのか、その辺状況わかりましたら、お知らせ願いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、ただいまのご質問にお答えをいたしたいと思いません。

ちょっと27と28で、28は1月末ということでご勘弁をいただきたいと思えます。27年度につきましては、一応その収入部分につきましては、約630万円ほどとなっております。28年度は、1月末で約450万円ほどでございます。若干下がっておりますが、その大きな理由は、やはり駅東のほうに民間の駐車場が開設されたという部分もひとつあるのかなと。大体2時間までの無料の分につきましては、大体去年もことしも同じぐらいで推移しております。大体昨年度で9,500台ぐらいでございましたし、今年度でも、こちらのほうは現在大体6,500台ぐらいとなっております。ただ、大きいのは、駅前の民間駐車場は、12時間で300円というふうな定額になっておりまして、うちのほうは大体12時間で440円でございますので、そういったところで1日使われている台数が駅東、駅前のほうにシフトしている部分もあって、若干昨年度とことしを比較すれば、ことしのほうが収入面ではちょっと下がっているのかなという

ような分析をしているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第16号 矢巾町駐車場条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第17号 矢巾町一般職非常勤職員等の任用等に関する条例
の一部を改正する条例について

○議長（廣田光男議員） 日程第20、議案第17号 矢巾町一般職非常勤職員等の任用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第17号 矢巾町一般職非常勤職員等の任用等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、一般職非常勤等のうち、給食調理員及び電話交換士の報酬額について所要の改正を行うものであります。その改正内容であります。一般職非常勤職員等の報酬額につきましては、地域の民間の類似する職種との均衡を図りながら設定しているところであり、盛岡公共職業安定所における求職者希望賃金情報の報酬額との比較を行い、求職調理員及び電話交換士について、約3.8%の報酬額の引き上げを行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさ

せていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

7番、昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） この主な改正内容として、給食調理員、電話交換士、月額11万1,300円程度ということで職種、ハローワークにおける情報で比較を行ってそういうふうになっているんですけども、一体これだけの月収で生活ができるのか、私はすごく疑問なんですけれども、これはどのようにして比較するというか、平均してそういうものが出てくるものなのでしょうかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

これは、現在定めている賃金、報酬の部分のまず基準というのは、先ほど町長申し上げたとおり職業安定所、いわゆるハローワーク、こちらいわゆる民間ベースになりますけれども、こちらで表示している賃金情報、こちらの部分がまずベースになっております。というのは、これひとつございます。

それから、いろいろ各市町村、それぞれ単価はいろいろお持ちなわけでございますけれども、勤務形態、それから勤務時間、こちらを勘案しながらそれぞれの自治体で持っているわけですけども、それに勘案して矢巾町では今回改正する部分のご提案申し上げているわけですけども、この金額の表示を提示したいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 7番、昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 大体今この職種についている方、もしも平均年齢等、家族構成、わかるのであればお願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず人数的なベースですけども、調理員、こちらにつきましては、こちらに該当してくださる方は12名ございます。全て女性でございますけれども、平均年齢的にはとってございませぬけれども、やはりざっくりと申しまして50代ベースの方々が大半でございます。

それから、交換士でございますけれども、現在該当する部分は1名でございます、この方は、どこまで言っていかが、総務課で雇用している女性の方でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 生計維持関係みたいな話したけれども、それはわかる。

山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） 申しわけございませんでした。家族構成につきましては、特に把握はしていないところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第17号 矢巾町一般職非常勤職員等の任用等に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第18号 土地開発基金条例及びみどりのふるさと開発基金
条例を廃止する条例について

○議長（廣田光男議員） 日程第21、議案第18号 土地開発基金条例及びみどりのふるさと開発基金条例を廃止する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第18号 土地開発基金条例及びみどりのふるさと開発基金条例を廃止する条例について提案理由の説明を申し上げます。

土地開発基金に関しましては、公用もしくは公共用に供する土地または公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図ること

を目的とし、またみどりのふるさと開発基金に関しましては、みどりのふるさと整備に関する事業の促進を図るために必要とする資金の貸し付けに関する事務を円滑かつ効率的に行うことを目的に設置され、運用してまいりました。両基金に関しまして近年は運用実績がなく、所期の目的は達成されたと認められますことから、当該基金を廃止し、その運用及び管理について定めた条例をあわせて廃止するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第18号 土地開発基金条例及びみどりのふるさと開発基金条例を廃止する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第19号 町道路線の廃止に関し議決を求めることについて

○議長（廣田光男議員） 日程第22、議案第19号 町道路線の廃止に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第19号 町道路線の廃止に関し議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

議員の皆様方にお手元に、道路の廃止に伴う必要事項という別紙と、それから図面、町道

廃止路線図2の1と2の2がありますので、お開きになっていただきたいと思います。

ご提案申し上げております町道路線の廃止は、主に矢幅駅前地区土地区画整理事業区域内にかかわる道路の組み替えであり、28路線、全長5,974.2メートルについて路線を廃止するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

- 議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第19号 町道路線の廃止に関し議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第20号 町道路線の認定に関し議決を求めることについて

- 議長（廣田光男議員） 日程第23、議案第20号 町道路線の認定に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

- 町長（高橋昌造君） 議案第20号 町道路線の認定に関し議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

お手元におあげしておるとおりでございますので、お開きになっていただきたいと思ひます。

それでは、ご提案申し上げております町道路線の認定は、主に矢幅駅前地区土地区画整理事業区域内の道路の新設にかかわるものであり、8路線、全町2,579メートルを新たな町道路線として認定するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第20号 町道路線の認定に関し議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第21号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）
について

日程第25 議案第22号 平成28年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第26 議案第23号 平成28年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第27 議案第24号 平成28年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

日程第28 議案第25号 平成28年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（廣田光男議員） お諮りします。

日程第24、議案第21号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）について、日程第25、議案第22号 平成28年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、日程第26、議案第23号 平成28年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、日程第27、議案第24号 平成28年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、日程第28、議案第25号 平成28年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について、この5議案は、関連がありますので、会議規則第37条の規定により、一括上程したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、日程第24、議案第21号から日程第28、議案第25号までの5議案については、一括上程することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ただいま一括上程されました5会計の平成28年度補正予算につきましてご説明を申し上げます。

まず議案第21号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入といたしましては、16款寄附金に総務費寄附金を新設補正し、17款繰入金の財政調整基金繰入金を増額補正するものであります。

次に、主な歳出については、1款議会費の議会運営事業、2款総務費の一般管理事業、支所事業、広報事業、財産管理事業、10款教育費の体育総務事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,578万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ105億7,948万9,000円とするものであります。

続きまして、議案第22号 平成28年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入といたしましては、1款国民健康保険税、4款県支出金、5款療養給付費交付金、6款前期高齢者交付金、11款諸収入を増額補正し、3款国庫支出金、7款共同事業交付金、9款繰入金を減額補正するものであります。

次に、歳出といたしましては、4款前期高齢者納付金を増額補正し、2款保険給付費、3

款後期高齢者支援金、6款介護納付金、7款共同事業拠出金、8款保険事業費、11款諸支出金を減額補正することとし、歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ2億1,208万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億9,923万1,000円とするものであります。

続きまして、議案第23号 平成28年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入といたしましては、4款国庫支出金、5款支払い基金交付金、6款県支出金及び8款繰入金を減額補正し、7款財産収入を増額補正するものであります。

次に、歳出といたしましては、1款総務費、2款保険給付費、3款地域支援事業費及び6款諸支出金を減額補正し、4款基金積立金に増額補正を行い、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,830万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億2,594万2,000円とするものであります。

続きまして、議案第24号 平成28年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入といたしましては、1款後期高齢者医療保険料の増額が見込まれることから、増額補正し、同額を歳出の2款広域連合納付金に増額補正することとし、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ590万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,901万円とするものであります。

続きまして、議案第25号 平成28年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入といたしましては、1款使用料及び手数料、4款繰入金及び7款諸収入を減額補正するものであります。

次に、歳出といたしましては、2款土地区画整理事業費の矢幅駅西地区事業費及び矢幅駅前地区事業費を減額補正し、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,366万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億965万円とするものであります。

なお、それぞれの会計の詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） お諮りします。

一括上程しました議案第21号から議案第25号までの5議案については、会議規則第39条の

規定により、予算決算常任委員会に付託することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号から議案第25号までの5議案については、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

ただいま予算決算常任委員会に付託した補正予算の5議案については、本日開催されます予算決算常任委員会において審査を行い、報告書を当職のもとに提出するようお願いを申し上げます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) ご異議なしと認めます。

よって、5議案については、予算決算常任委員会において審議を終了し、当職のもとに報告書を提出するようお願いいたします。

-
- 日程第29 議案第26号 平成29年度矢巾町一般会計予算について
日程第30 議案第27号 平成29年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について
日程第31 議案第28号 平成29年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について
日程第32 議案第29号 平成29年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第33 議案第30号 平成29年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算について
日程第34 議案第31号 平成29年度矢巾町水道事業会計予算について
日程第35 議案第32号 平成29年度矢巾町下水道事業会計予算について

○議長(廣田光男議員) お諮りします。

日程第29、議案第26号 平成29年度矢巾町一般会計予算について、日程第30、議案第27号 平成29年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第31、議案第28号 平成29年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について、日程第32、議案第29号 平成29年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第33、議案第30号 平成29年度矢巾町矢幅駅周辺

土地区画整理事業特別会計予算について、日程第34、議案第31号 平成29年度矢巾町水道事業会計予算について、日程第35、議案第32号 平成29年度矢巾町下水道事業会計予算について、この7議案は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括上程したいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) ご異議なしと認めます。

よって、日程第29、議案第26号から日程第35、議案第32号までの7議案については、一括上程することに決定をいたしました。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) ただいま一括上程されました7議案について提案理由の説明を申し上げます。

議員各位のお手元にあらかじめ配付をさせていただいております平成29年度当初予算に関する説明書の2ページと、それから公営企業会計別の予算比較表、1枚物ですが、それもあらかじめご準備をしていただきたいと思います。平成28、29年度公営企業会計別予算比較表というのをお手元に置いていただきたいと思います。

それでは、議員各位のお手元にあります平成29年度当初予算に関する説明書に基づいてご説明をさせていただきますので、2ページをお開きになっていただきたいと思います。2ページの平成28年、29年度会計別予算比較表で、この区分があるわけですが、会計、平成29年度当初予算額、次は省略をさせていただいて、次に、対前年度の増減額、増減率の順でご説明させていただきますので、よろしく願いをいたします。

議案第26号、一般会計107億600万円、14億2,690万円、15.4%。議案第27号、国民健康保険事業特別会計29億5,301万9,000円、△9,970万1,000円、同じく△3.3%。議案第28号、介護保険事業特別会計20億3,893万8,000円、8,083万2,000円の増、4.1%の増になります。議案第29号、後期高齢者医療特別会計1億7,928万8,000円、826万1,000円の増、4.8%の増です。議案第30号、矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計6億2,606万6,000円、△6,518万9,000円、同じく△9.4%。合計に参りまして165億331万1,000円の増、13億5,510万3,000円の増、8.9%の増になります。

次に、平成28年、29年度の公営企業会計別予算比較表の1枚物で説明をさせていただきます

す。皆さん、よろしいですか、これも先ほど申し上げたとおり上欄の区分で説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。議案第31号、水道事業会計、収益的支出のところでございますが5億993万4,000円、△2,782万6,000円、同じく△5.2%、次に、資本的支出13億2,249万2,000円、6億7,157万5,000円の増、103.2%の増でございます。

次に、議案第32号、下水道事業会計、公共下水道事業収益的支出6億7,359万6,000円、297万4,000円の増、0.4%の増となります。資本的支出4億5,866万4,000円、△6億9,823万3,000円、同じく△60.4%。次に、農業集落排水事業、収益的支出4億3,370万円、868万4,000円の増、2.0%の増。資本的支出2億4,438万6,000円、△8,860万1,000円、同じく△26.6%、この事業会計、いわゆる公営企業会計の合計でございますが、36億4,277万2,000円、△1億3,142万7,000円、同じく△3.5%、一般会計、特別会計及び事業会計、いわゆる公営企業会計の総計でございますが、201億4,608万3,000円、対前年度の増減額では12億1,967万6,000円の増、6.4%の増でございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。一括上程しました議案第26号から議案第35号までの7議案については、会議規則第39条の規定により、予算決算常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号から議案第35号までの7議案については、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま予算決算常任委員会に付託した予算の7議案については、3月21日午後2時までに審査を終了し、報告書を当職のもとに提出するよう期限をつけたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、7議案については、3月21日、午後2時までに審査を終了し、当職のもとに報告書を提出するようお願いします。

○議長（廣田光男議員） 以上で本日の議事日程は終了しました。

直ちに議案第21号から議案第25号までの補正予算5議案について、予算決算常任委員会を開催し、当職のもとに報告するようお願いをします。

ここで暫時休憩に入ります。

午後 2時08分 休憩

平成29年矢巾町議会定例会3月会議議事日程（第2号）

平成29年2月20日（月）午後3時35分再開

議事日程（第2号）

- 第 1 議案第21号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）について
- 第 2 議案第22号 平成28年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第 3 議案第23号 平成28年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第 4 議案第24号 平成28年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 第 5 議案第25号 平成28年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
7番	昆秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
9番	川村農夫	議員	10番	山崎道夫	議員
11番	高橋七郎	議員	13番	川村よし子	議員
14番	小川文子	議員	15番	藤原由巳	議員
16番	藤原義一	議員	17番	米倉清志	議員
18番	廣田光男	議員			

欠席議員（1名）

12番 長谷川 和 男 議員

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	高 橋 昌 造 君	副 町 長	伊 藤 清 喜 君
総務課長 兼選挙管理 委員会書記	山 本 良 司 君	企画財政課長	藤 原 道 明 君
会計管理者兼 税務課長	佐 藤 健 一 君	住民課長	浅 沼 仁 君
福祉・ 子ども課長	菊 池 由 紀 君	健康長寿課長	佐々木 順 子 君
産業振興課長	稲 垣 譲 治 君	道路都市課長	菅 原 弘 範 君
農業委員会 事務局長	野 中 伸 悦 君	上下水道課長	山 本 勝 美 君
教 育 長	越 秀 敏 君	学 務 課 長	村 松 康 志 君
社会教育課長	山 本 功 君	学校給食共同 調理場所長	村 松 徹 君
代表監査委員	吉 田 功 君	農業委員会長	高 橋 義 幸 君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉 田 孝 君	係 長	藤 原 和 久 君
主任主事	渡 部 亜由美 君		

午後 3時35分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩に引き続き再開をいたします。

議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） ただいまから本日の会議を再開しますが、追加の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

これより議事日程に入ります。

日程第1 議案第21号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）について

日程第2 議案第22号 平成28年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第3 議案第23号 平成28年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第4 議案第24号 平成28年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

日程第5 議案第25号 平成28年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（廣田光男議員） 日程第1、議案第21号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）について、日程第2、議案第22号 平成28年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、日程第3、議案第23号 平成28年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、日程第4、議案第24号 平成28年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、日程第5、議案第25号 平成28年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について、この5議案は、予算決算常任委員会への付託に係るもので、予算決算常任委員長より審査が終了した旨報告がありましたので、これを議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

山崎道夫予算決算常任委員長。

（予算決算常任委員長 山崎道夫議員 登壇）

○予算決算常任委員長（山崎道夫議員） それでは、予算決算常任委員会の審査が終了しましたので、その結果をご報告をいたします。

平成29年度2月20日、矢巾町議会議長、廣田光男様。矢巾町議会予算決算常任委員会委員長、山崎道夫。

予算決算常任委員会審査報告書。

議案第21号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）について、議案第22号 平成28年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第23号 平成28年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第24号 平成28年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、議案第25号 平成28年度矢巾町矢幅駅周辺土地地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について。

本常任委員会は、平成29年2月20日付付託された上記の議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定しましたので、矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）第77条の規定により報告をいたします。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 委員長の報告が終わりました。

各議案に対する質疑は、予算決算常任委員会で審議を尽くしておりますので、省略します。

ただいまより各議案についての討論に入ります。なお、討論は一般会計及び各特別会計を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議ないようでありますので、一括して討論を行います。

それでは、討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

議案第21号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第22号 平成28年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第23号 平成28年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）に
ついてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第24号 平成28年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第25号 平成28年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予
算（第3号）についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

○議長（廣田光男議員） 以上で本日の議事日程は全部終了したので、これにて散会します。

なお、明日から23日までは休会、24日は予算決算常任委員会の詳細説明を行う旨、山崎予算決算常任委員長から申し入れがありましたので、午前10時に本会議場にご参集されるようお知らせいたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後 3時43分 散会

平成29年矢巾町議会定例会3月会議議事日程（第3号）

平成29年3月9日（木）午前10時開議

議事日程（第3号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
7番	昆秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
9番	川村農夫	議員	10番	山崎道夫	議員
11番	高橋七郎	議員	13番	川村よし子	議員
14番	小川文子	議員	15番	藤原由巳	議員
16番	藤原義一	議員	17番	米倉清志	議員
18番	廣田光男	議員			

欠席議員（1名）

12番 長谷川和男 議員

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	伊藤清喜	君
総務課長 兼選挙管理 委員会書記	山本良司	君	企画財政課長	藤原道明	君
会計管理者兼 税務課長	佐藤健一	君	住民課長	浅沼仁	君

福 社 ・	菊 池 由 紀 君	健康長寿課長	佐々木 順 子 君
子 ども 課 長			
産 業 振 興 課 長	稲 垣 讓 治 君	道 路 都 市 課 長	菅 原 弘 範 君
農 業 委 員 会			
事 務 局 長	野 中 伸 悦 君	上 下 水 道 課 長	山 本 勝 美 君
教 育 長	越 秀 敏 君	学 務 課 長	村 松 康 志 君
		学 校 給 食 共 同	
社 会 教 育 課 長	山 本 功 君	調 理 場 所 長	村 松 徹 君
代 表 監 査 委 員	吉 田 功 君	農 業 委 員 会 長	高 橋 義 幸 君

職務のために出席した職員

議 会 事 務 局 長	吉 田 孝 君	係 長	藤 原 和 久 君
主 任 主 事	渡 部 亜 由 美 君		

午前10時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、12番、長谷川和男議員は、都合により欠席する旨の通告がありました。
直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の会議日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。
これより本日の日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（廣田光男議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次質問を許します。

15番、藤原由巳議員。

第1問目の質問を許します。

（15番 藤原由巳議員 登壇）

○15番（藤原由巳議員） 議席番号15番、矢巾町政策研究会「やまゆり会」の藤原由巳でございます。今回は、町長の施政方針演述を受けまして、大きなくくりで3点についてご質問をさせていただきます。

まず最初の質問でございますが、県立不来方高校への顕彰についてであります。町長も施政方針冒頭から述べておりましたとおり、昭和63年、町民の大きな期待の中で開校してから、ことし創立30周年を迎える不来方高校に関してですが、この間の文武両道での素晴らしい活躍は、既にご案内のとおりであります。その成果は、昨年の希望郷いわて国体でのカヌー、ハンドボール等の大活躍、そして音楽部の素晴らしい実績にもあらわれております。きわめつけは、この春の第89回選抜高等学校野球大会での甲子園出場を決めた選手10人の野球部と今年度の活躍だけでも町民に大きな夢と希望、感動を与えてくれました。また、ここに至るまでの30年間を振り返ってみましても、音楽や美術等の芸術部門やカヌー、ホッケー、ハンドボール等のスポーツ部門での卒業生を含めて国内外での大活躍が記されております。つきましては、今年創立30周年の節目の年であることと、野球部の甲子

園出場をもたたえ、不來方高校がこの30年間にわたり我が矢巾町民に夢と感動を与えていただいた等を鑑み、ここに矢巾町に所在する岩手県立不來方高校と全ての関係者に対して、第2号目となる町民栄誉賞を贈呈すべきと考えますが、町長の所見をお伺いいたします。

2点目は、財政運営方針でございます。今回の施政方針では、予算概要について述べられております。その予算説明では、主財源が44億円余りでその他の財源については、交付金と起債や基金からの繰り入れとありましたが、施政方針には、その財源対策や償還施策などが全くないと感じられました。今町民の中からは、本町の財政状況をよくわからないとの声も聞こえております。ついては、来年度の予算書から見ると、年度末の町債残高見込みが92億円余でございまして、実質公債費比率、将来負担比率も県下ワーストに近い位置にいることから、基金残高見通し等を含めて町民に現状を説明すべきと考えることから、今後の本町の財政運営について町長の見解を伺います。

3点目は、県内自治体との交流事業についてであります。国際交流については、方針が述べられておりますが、唯一の国内友好都市普代村との交流については、普代村産の食材を利用した「やはばおでん」を創作し、普及を図ってはおりますが、そのほかには消防演習や産業まつり等の相互交流程度で推移しているのではないかと考えます。ついては、両町村での合意が得られるよう関係組織とも協議をし、矢巾町民劇場の普代村公演を目指してはと考えますが、町長の所見を伺います。

あわせて12月会議にて当職から一般質問で提言いたしました本町と面積、人口、予算規模等が同様環境にあり、「日本一幸福な町」を標榜しております香川県三木町との交流に向けてのその後の検討経過について町長の見解をお伺いいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 15番、藤原由巳議員の平成29年度施政方針についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、県立不來方高等学校への矢巾町町民栄誉賞につきましては、平成18年11月6日にインターハイ4冠、兵庫国体での優勝など、数々の輝かしい成績を残された同校カヌー部の水本圭治氏に本町第1号として授与いたしております。同校へ第2号の町民栄誉賞を授与することにつきましては、同校は開校以来、芸術、文化、スポーツの各分野において幾多の輝かしい成績を残されております。特にもホッケー部、ハンドボー

ル部及びカヌー部は、全国制覇を果たし、さらには今般第89回選抜高等学校野球大会に21世紀枠として初の甲子園出場を決めた野球部のご活躍は、矢巾町民にとって大きな喜びと感動を与えていただいたところでもあります。また、音楽部の活躍も目覚ましく、全日本合唱コンクール全国大会にて17回の金賞受賞、そのうち最高賞となる文部科学大臣賞を6度受賞するという実績を持ち、その実力は全国にも不來方高校の名をとどろかせているところでもあります。

それぞれの活躍がまことに多大で、また顕著なものであることから、その功績に対し、心から敬意を表し、創立30周年の節目である来年度にその榮譽をたたえ、町民榮譽賞の授与をしてみたいと存じます。

2点目についてですが、平成29年度当初予算は、総額107億600万円と、前年度比15.4%の増額となっております。財源としましては、主に自主財源であります町税や地方交付税、国庫支出金の社会資本整備総合交付金を活用しながら、各種事業に取り組んでまいります。不足する財源については、町債や基金の取り崩しによる対応をすることとなります。財政運用上の長期見通しは、岩手医科大学附属病院の移転、開院までの期間は、交通体系等の整備によって高い財政負担が必要ですが、開院後は、交流人口の増加や関連施設の開設、雇用拡大等による消費拡大や地方税収確保につながる効果が期待でき、将来負担比率は、改善に向かうものと考えております。

現段階では、町債残高見込みが92億円余りとなっており、実質公債費比率は14%台と高い率で推移しておりますが、経常的経費を抑制しながら財源を確保し、繰上償還の実施や高利率の起債の借りかえを検討しながら健全な財政運営に向けて鋭意努力してまいります。また、当初予算で取り崩しを行った財政調整基金の残高は10億2,000万円余りとなっており、今後最少の経費で最大の効果を上げる予算執行を心がけ、10億円台をベースに可能な限り財政調整基金への積み立てを行ってまいります。

なお、町民の中からは、本町の財政状況がよくわからない等の声も聞かれるというご指摘につきましては、決算の数値を広報及びホームページで公表させていただいておりますが、引き続きわかりやすい広報に努めてまいります。

3点目についてですが、矢巾町民劇場の普代村公演を目指してはについてですが、矢巾町民劇場につきましては、町広報紙でも紹介しておりますとおり、舞台に上がる出演者のみならず大勢のスタッフがその舞台を支え、成り立っております。また、団員の年齢も幅広く、学生や社会人など、時間の制約がある方もそれぞれ時間の都合をつけながら多数参

加をしております。矢巾町民劇場実行委員会では、町外で公演してみたい気持ちはあるものの、メンバーの確保や資金面等で難しいとのことでしたが、議員ご提言の趣旨は、同実行委員会へお伝えいたします。

次に、交流に向けて、その後の検討経過についてですが、本町と三木町との間で面積や人口、予算規模等の指標を比較いたしまして、さまざまな面で類似している部分が多くあり、議員仰せのとおり非常によく似た町であることは確認をさせていただきました。また、三木町では、地場産業として産学官連携プロジェクトによる希少糖の商品化や無作為抽出による50人の町民が参加して町政について話し合う百眼百考、この通称百（もも）会議など、特色のある施策も推進されており、町政運営において、本町が学ぶべき点も多くあるものと捉えております。自治体間交流は、人のつながり、その歴史的経過や民間レベルも含めた交流など、多くの町民の皆さんが納得するようなつながりや必然性が必要であり、かつ時間をかけた醸成の後に結ぶべきものと考えており、今後の交流の醸成を待って検討させていただきます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

藤原由巳議員。

○15番（藤原由巳議員） まずは、今高橋町長のほうから町民栄誉賞のことにつきましては、特段の英断をいただきまして、本当にありがとうございます。そしてこのことは、不來方高校、そしてその関係者に対しまして、本当に在校生はもとより、多くの卒業生、そして指導していただきました多くの先生方、そしてこの高校の誘致運動から用地の提供者等、全ての関係者に対しまして、心からお喜びを申し上げます。本当におめでとうございます。

その授与について、答弁からは、確かに創立以来この30年間の大きな実績を踏まえてとのことで、創立30周年を迎える来年度にその授与を行うとのことでございますが、ご案内のとおり、10日後の3月19日には、高校球児憧れの甲子園球場にて我が不來方高校野球部が10人で威風堂々の行進を行い、そして竹内さんの「君が代」の独唱と合わせて、矢巾町に所在する岩手県立不來方高校を日本全国に発信しますことは、矢巾町にとって有史以来の名誉と考えますし、町民にとっても最高の喜びであると考えます。

以下は私見を含めての再質問となりますが、町民栄誉賞の記念すべき品、いわゆる記念品と申しますか、いわゆる栄誉を記すものにつきましては、旗が私は望ましい。栄誉旗で

あります。旗は、今後の学校行事等におきまして、全ての機会に掲げることができるもの
と考えるものであります。その辺をお考えをいただければということでございます。

次に、授与にかかわる日程でございますが、来年度ということで、間もなく4月以降は
来年度になるわけでございますが、この授与は、多くの学校関係者と町民が参加して行う
べきと考えるものであります。学校との協議も必要とは思いますが、これは町長が授与す
るものでありますので、そのことに重きを置き、旗が作成され、そして今年の国体、合唱
コンクールの好成績と、その活動の評価とも言える先般の音楽部に対します鷹嘴賞の受賞
とあわせ、今回の甲子園出場の熱が冷めない中、いわゆる2番旗にならないうちに多くの
関係者が一堂に会するのはとの思いから、4月下旬からのゴールデンウィーク中に田園ホ
ールで開催してはと考えるものでございますが、そのお考えについてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

まず今度の町民栄誉賞については、藤原由巳議員もご存じのとおり、実は今月1日、卒
業式があったのです。私も出席をさせていただいて、やはりまさに不來方高校は、校歌に
もございますように、文武のとりで不來方ということ、思いを強くさせていただきました。
非常に卒業生、在校生の卒業式に臨む姿、感動的なものでございました。それでその
中で今いわゆる栄誉をたたえて旗を、フラッグ、このことについては、これから皆さんと
もよく相談しながら、ただ今校旗が向かい鶴のあれなので、それにまさるとも劣らないも
のというようなことになれば、なかなかあれなので、そういうことをしっかり検討を加え
ながら前向きに検討してまいりたいと。

それから、日程です。実は、これはもう創立30周年の、いわゆる記念式典を何か不來方
高校では考えていらっしゃるようなので、そこの日程を調整させていただいて、そして
まさにこのことについては、これから不來方高校との、いわゆる協議なのですが、野球が
終わった後、今度の春の選抜を終わった後に、できれば藤原由巳議員がおっしゃるとおり
熱冷めやらないうちに、できれば私ども学校と、それから町民の皆さん方と、そして今回
のあれでいろんな物心両面、応援をしていただいているわけです。そういったことででき
れば田園ホールで私ども4月に報告会を兼ねてやりたいなということで、その後に栄誉賞
の授与を考えていきたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思いま
す。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原由巳議員。

○15番（藤原由巳議員） 本当に素晴らしい町長のご英断、ご答弁、ありがとうございます。
た。

次の質問に入らせていただきます。2点目の財政運営方針につきましては、これは来週からの予算委員会にて議論を深めたいと思いますので、3点目の交流事業につきまして質問させていただきます。先ほど申し上げましたが、国内唯一の友好都市、提携を結んでおる普代村との交流でございますけれども、これは震災の影響なり、今年の台風の関係もありまして、若干近年交流が薄らいでいるというふうな声が、年明けにある機会に普代村の議員さん方と会ったときにお話しされましたことから、今回の質問に至ったものでございます。

確かに町民劇場を普代村でやるとすれば、会場から何から、これは大変なことでございますので、あのおりの劇場は無理、これは当然なことでございますので、相手方とも相談しながらできる会場等も相談しながら、ぜひ何らかの形で両村町が出演するような演劇を今後検討していくよう関係者にお働きをいただければ幸いですというふうに思います。それはそれといたしまして、先般の普代村のさまざまな報道を見ますと、震災復興の総仕上げとも位置づける普代浜園地、いろんな沿岸部の公園でございますが、これも完成に近づいて4月末か5月にはオープンするというところでございますし、普代村には、とても素晴らしい公式の野球場もございます。そのことを受けまして、ぜひ小中学生、子どもたち、私もずっと大きくなるまで海を見たことがなかったわけでございますが、そういったことから、その辺の交流事業を何か今の段階でお考えはございませんかお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 山本社会教育課長。

○社会教育課長（山本 功君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

小中学生の交流事業というご質問でございましたが、これは毎年相互に行き来をしまして交流を行っております。平成27年度は矢巾町のほうにおいでをいただきまして、バス1台に親御さん方初め、子どもさんが乗って野球の交流を行っております。野球が終わった後は昼食をとってのいろんな交流、それから防災の体験をするところで初めての体験ということで非常にいろんな活動をしながら交流を深めたという経緯がございました。

そこで平成28年度なのですが、実は矢巾町のほうに来る年ということで調整を進めておったのですが、いろいろ調整のほうがなかなか進まないで夏休みに入る前に、普代村さんのほうから7月末にお邪魔したい、設定をしたいというご提言がありまして、そこで急遽私どもも学校を通じて募集をかけたのですが、もう夏休みに入らんとしているところで、

結論から言いますと、矢巾町からの応募がゼロでございました。そういうふうなことでやむなく28年度は中止をいたしました。いずれこういった反省を踏まえて、29年度も同じようにまず矢巾町から普代村のほうにお邪魔するというので29年度はぜひたくさん子どもたちが行って交流できるように改善点を捉えてちゃんとやろうということで普代村の担当課との打ち合わせを既に予算要求の際からしておりますので、そういったことで、結論から言いますと、これまでもやってきているし、これからも児童交流は継続していきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原由巳議員。

○15番（藤原由巳議員） ぜひ今のお話のような交流を続けていただければと思いますし、あるいはそれ以外の各種団体等も交流を深めていただければ幸いだというふうに思います。

特にも第7次総合計画前期計画の中の第2章に、「次代を拓き次代につながる人づくり」というところで、現在の指標には、現在他自治体との交流を年3回から、将来的には5回との指標も示しておりますので、ぜひこの交流を進めていただければというふうに思います。

そして次は、最後になりますけれども、香川県三木町との関係の部分でございますが、答弁、いろいろありました。最後には、時間をかけて醸成の後というふうな表現でくくられておったわけでございますが、それをお伺いしますと、喫緊にはなかなか難しいよというこの理解、そしていろいろやっぱり課題も多いただろうというふうに私は理解したわけでございますが、その辺の確認を再度お願いしたいというふうに思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

まず普代村の交流のことについて、先ほど山本社会教育課長からお答えしたのですが、実は23年3月11日の東日本大震災で、間もなく6年目になるのですが、私どもとしては、そういうことがありましたので、それから去年は台風10号の、やはり岩泉を初め周辺が被災されたということで、いずれ私どももある意味では、もうそういった6年目の節目を迎えて、これからまた交流を深めていきたいということで、特にも普代村は楽天の銀次選手、もうそういったことで今度の不来方高校の野球部のことを考えれば、野球少年の子どもたちに夢を与えるということも含めて、楽天とも今後前向きにお話し合いをして、そして銀

次選手を通して普代と。

それから、もう一つは、6次産業化でやはばおでんのいろんなコンブとかワカメとか、そういった海産物もお互いにあれしなからやっていきたいと思いますということで柂屋村長とはいろいろ話をさせていただいておりますので、そういった東日本大震災、今年の台風10号等の関係もあったので、今後前向きに取り組んでまいりますので。

それから、三木町との関係は、これは私ども検討したいのですが、相手のあることから、やっぱり機運の醸成を図っていくことが大事ではないのかなと。だからやらないということではなく、いずれ相手のあることでもありますので、お互い情報共有、そして交換をしながら検討していきたいということで今のところはそういう答弁しかできない状況にあることをご理解いただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） よろしゅうございますか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、第2問目に入ります。2問目の質問を許します。
藤原由巳議員。

○15番（藤原由巳議員） それでは、2問目の質問に入らせていただきます。

産業振興施策についてでございます、これは本町の将来を担う重大な事案だというふうに私は認識してございます。

農業振興と商工業振興について、それぞれお伺いします。1点目は、農業振興策における米政策と、その関連施策についてですが、平成30年度から大きく変貌する米政策について、現段階での情報と今後の本町の取り組みについてお伺いをいたします。

あわせて、同時スタートとも目されております農業収入保険の概要と加入要件とも言われている青色申告農業者の実態とあわせ、農業生産法人との対応はどうなるのか。さらに、農業が基幹の町周辺部の活性化策とあわせ、園芸作物、6次産業化等、将来を見据えた29年度における農業政策の具体策をお伺いするものであります。

2点目は、商業振興施策についてです。12月会議、一般質問での答弁で県商業統計から見ると、本町の商業年間販売額が卸売、小売合計で2,811億円余とありました。この金額は、県全体の約10%であり、市町村別では盛岡市の1兆円余に次いで2番目となっております。そして、事業所数では312事業所、従業員数3,792人と、いずれも町村別ではトップとなっているところであります。この数値の大多数は、卸売となっておりますが、この卸売業上位10社等の実態をどう把握しておるのでしょうか。

そして、この県下2番目の販売高が本町の商業振興や経済にどのように反映しているのか。今後のスマートインターチェンジの開設による効果をどう想定しているのでしょうか。

また、この販売高を地方消費税交付金の増加に結びつける方策はないのでしょうか。一方では、町内既存小売業者の衰退に対する施策と駅周辺における飲食業を含めた小売業の活性化が求められておりますが、その対策についてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 産業振興施策における将来展望についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、平成30年度からは、これまでの生産数量目標配分が廃止され、生産者は個々の経営判断や販売戦力に基づき主食用米の生産、販売数量を決定する仕組みに見直しとなります。岩手県におけるこの見直しの対応につきましては、産地が米生産のあり方を主体的に判断していくことができるよう、岩手県農業再生協議会では、生産調整を含めた今後の水田農業の推進方針を本年5月に、町再生支援協議会では8月までに検討する予定となっております。町といたしましては、この方針を踏まえつつ、矢巾町農業ビジョンの見直しを行い、担い手への集積による規模拡大や組織の法人化による経営基盤強化、これまでの米、麦、大豆に加え、園芸特産への取り組みによる収益増加を図り、後継者育成と体質強化に努めてまいります。

農業収入保険の概要につきましては、現行の農業共済制度では、加入は、収量を確認できる品目に限定され、自然災害による収量減少を対象とした価格低下等は、対象外となり、品目ごとの加入で農業経営全体を一括してカバーできませんでしたが、新たな収入保険制度では、価格低下も含めた収入減少を補填し、全ての農業経営品目を対象に経営全体として加入できる制度で今通常国会の法案提出が予定されており、詳細については、法案成立後に開催される説明会等で明らかにされるものと思われまます。

次に、青色申告農業者の実態と農業生産法人の対応については、JAいわて中央の青色申告会に加入している町内農業者は、約170名となっております。新たに導入が予定されております収入保険制度では、青色申告を行っている農業者を対象としていることから、税務署への青色申告承認申請書の提出について周知を図っております。

次に、園芸作物や6次産業化等、将来を見据えた29年度における農業政策の具体策については、所得の向上のためには、園芸作物に取り組む組織に対する支援や産地づくりが重要となることから、矢巾地域集落営農園芸協議会の支援やJAいわて中央矢巾地域営農セ

ンターとの連携が不可欠であり、定期的な協議の場を設け、事業実施に関する意見や情報交換を行ってまいります。

6次産業化については、これまでに引き続きセミナーの開催、商品開発や販路拡大等の個別支援も継続するとともに、岩手地域農業マスタープラン実践支援事業による施設導入補助にも取り組んでまいります。加えて商談会への参加や販売を通じたPRや個々に開発した商品を組み合わせた新たな付加価値をつけた商品開発を支援してまいります。

2点目についてですが、岩手県商業統計による年間販売額、事業所数及び従業員数につきましては、各市町村とも全体の合計数値のみの公表のため、卸売業上位10社等の実態は、町独自では把握できない状況であります。

次に、県下2番目の販売高が本町の商業振興や経済にどう反映されているのかについては、町内の年間販売額2,811億円余の金額は、県内市町村の上位に位置しますが、販売額、事業所数及び従業員数について近年は横ばい傾向にあり、以前ほど商業及び町内経済に対し、大きな経済効果を与えているとは考えにくいと思います。

今後のスマートインターチェンジの開設による効果を想定しているかについては、開設に伴い矢巾スマートインターチェンジが物流の中心となると思われることから、周辺の土地利用につきましては、都市計画等の見直しを含め、関係機関との協議により、産業の振興に資するような計画を進めたいと考えております。

また、この販売高を地方消費税交付金の増加に結びつける方策については、地方消費税交付金は、都道府県における地方消費税収入額の2分の1に相当する額が県内市町村全体の配分額となり、各市町村の国勢調査人口及び各市町村の事業所統計事業社数により配分の額が決まることから、人口の増加及び企業誘致の推進の結果が交付金の増加に結びつくものと考えられます。

そこで企業誘致につきましては、地域経済の活性化及び雇用の拡大を図るため、立地企業に対する各奨励制度を設け、企業誘致に努めております。しかし、町内における建設用地が現在ないことから、新たな企業立地のための用地確保が今後の課題と考えられます。

次に、町内既存小売業の衰退に対する施策と駅周辺における飲食業を含めた小売業の活性化については、矢巾ウエルネスタウンプロジェクトにおいて設立予定の地域まちづくり会社と連携し、地域のプロモーションや町内資源の見直しに努め、その内容を町内既存事業者と新規参入事業者が共通の方向性のもと、事業が推進できるよう育成を行い、事業者が事業に専念できる環境を整備することにより、町内小売業の活性化に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

藤原由巳議員。

○15番（藤原由巳議員） 農業、商工業、2つに分けてご答弁いただきました。まず最初に、平成30年度からの米政策につきましてでございますが、その対応につきましては、今いろんな制度過渡期であって、国会でも審議の最中であるというふうなことから、今後いろんな具体策が示されてくるだろうというふうに思います。そのことにつきましては、今後示される都度、速やかに明確に農業者まで伝えることができるような対応をお願いするものでございます。それはそのとおりでございますが、以下質問に入ります。

その中で今も質問でも述べましたが、町中心部は、いろんな開発等で活気に満ちておるわけでございますが、私どもの地区を含め、それぞれ周辺部におきましては、依然として農業が主として、それぞれ生計を担っておるわけでございますが、この農業振興策こそがこれからの矢巾町の発展の本当のキーポイントになるだろうというふうに私は思うわけでございます。

その中で次に質問するのは、1つは西部地域の中山間事業、この辺の状況はどうなっておるのかと。そして東部地区を中心に、東部というより全域になりますが、野菜の振興対策、特にも私の地元におきましては、ズッキーニの栽培が町内一盛んでございますので、この辺の対応、対策等についてお伺いをしたいと。

そして、どうしても今農業者のみならず高齢化が進んでまいっております。その高齢化に対する労力支援対策、これについても何か効果的なお考えがありましたらお伺いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稲垣譲治君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず1点目の西部地区で行われております事業ですが、不動中山間地域協定という事業が展開されてございます。この事業内容につきましては、交付金の額が総額で約2,200万円ほど、この中で総務費が約230万円、それから地域整備事業費ということで1,300万円、この事業内容につきましては、各集落において草刈り、それからU字溝の設置、防草シート、それから下水口の改修等の、その地域に応じた事業が展開されてございます。

それから、共同利用の機械の積立金として250万円ということで、残りはこの地区に農地

を持っております方々への個人配分ということが、これ個人配分で全体の事業費に対して約3分の1であります650万円を個人配分するというような事業で、平成28年度事業を展開してまいりました。

29年度の事業につきましては、現在役員会等で各集落の方々とかと話し合いをいたしておりまして、これが4月の下旬ぐらいに予定しております総会で内容が決定されるわけですが、まず29年度につきましては、28年度の引き続きで先ほど申しました草刈りとかU字溝の設置、防草シートの張りとか、そういった事業が展開される予定になってございます。

2点目の園芸作物の振興につきましてですが、議員ご提言のとおり園芸作物につきましては、農業経営の安定化を図るため非常に重要と考えられます。29年度につきましては、答弁でもありました岩手地域農業マスタープラン実践支援事業ということで、この内容につきましては、野菜用の保冷库、これが1集落営農体にありますし、それからズッキーニとロマネスコ用のブームスプレーヤー、これは各1台ですが、導入の計画で今推移、29年度の予定に入っております。

それから、特にズッキーニについてでございますが、先般行われましたJAいわて中央野菜生産部会の矢巾支部の総会においても、29年度生産拡大に向けて取り組むという計画が示されておりますし、今後面積が拡大していけば、今は専門部会ということでネギとかキュウリとか、作付面積の多い品種につきましては、専門部会を設置して拡大を図っておるわけですが、それと同様にズッキーニの専門部会の設置についても今後検討するというところで総会で話し合われております。

町といたしましても、この生産部会の考え方を支援いたしまして、それから集落営農でのズッキーニへの取り組み等も進めてまいりたいというように思っております。

それから、3点目の労力支援の方法についてですけれども、これにつきましては、JAいわて中央に昨年の秋、労働支援センターというのが設置されてございます。今年に入りましてから実質的な活動がスタートしております。その中では、労働力を提供できる方の登録、それから逆に労働力、ある季節とかにおいて労働力が不足している方が相談に行けるというようなセンターになっているようでございます。JAいわて中央の組合員ということに限定されているようでございますが、このセンターにおいて、労働力がある方、不足している方等の相談を受けまして、それぞれの条件などを勘案して、労働力の提供ができるように今後進めていくというような支援体制になっているようでございますので、町といたしましても、このセンターの活用につきまして周知を図るとともに、よりよい労働

力の展開ができるように農協と連携を図りながらこの事業を支援してまいりたいと、このように思っています。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原由巳議員。

○15番（藤原由巳議員） いずれ本町の基幹産業と言われる農業、これを長年にわたって担ってまいりました農業者の高齢化が顕著になってきてございます。いずれその中で農地の面積比率、町の面積に比較しての農地の面積が約44%と、県内では断トツの割合の、ナンバーワンの矢巾町でございますので、ぜひ本町の農業振興対策につきましては、新たな手法も模索、構築しながら、万全を期して取り組んでいただければと思うところでございます。

次に、商業振興策でございますけれども、先ほど答弁にありましたように、岩手県で2番目の商業販売高を誇っておる矢巾町、ぴんとくる人はあまりないわけで、大半が卸売業だというふうなことでございますので、その卸売業を誘致するために、今までいろんな方策、先人、先輩たちが積み重ねてきておるわけでございますが、それがこういった数字になっておるということでございます。

今後スマートインターチェンジの開設もあることから、これらに対してさらなる進展を望むわけですが、先ほどの答弁の中で、まず企業誘致に向けて用地の確保が大変だと、こういう話もありました。そこでこの件につきましては、一部におきまして、今の広宮沢ウエストヒルズから西部工業団地周辺にかけまして、何とかあの辺も開発できないものかという声も出ておりますし、あるいは橋のかけかえ工事がスタートしました徳田橋西側周辺、この辺のところも何かいい考えで開発ができないものか、もしその辺の何か考えがありましたならばお伺いしたいというふうに思いますし、その後の駅周辺の活性化につきまして、以下お伺いするわけでございますが、駅前に本当の未舗装部分の割と大きな部分があるわけですが、この辺の利活用についての現段階での情報は何かありますでしょうか。

それから、もう一点は、やはば一くのすぐ東側、シンセラとの間の、これもやはり今駐車場になっているわけでございますが、その未舗装部分の利活用、いろいろ以前から話ありましたが、その後の状況はどうなっておるのか、この辺についてお伺いしたいと。

それから、すぐその南側にあります区画整理事業でいまだに移転をされておらない方が1戸あるわけでございますが、この方とのその後の交渉等については、どのような経過に

なっておるのか、この辺についてお伺いをしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

まず矢巾スマートインターチェンジ、これはもう来年の3月に開通するわけでございます。今正直なところ、いろんなところから土地の利用、利活用したいということの照会があることは事実でございます。そこで私どもは、今都市計画マスタープランの見直しをやっております。このことは、まず私どももそうなのですが、盛岡広域として、盛岡市と滝沢市との関連もありますので、そういうところとの協議をしっかりと重ねながら、またある一定方向が示されてきましたならば、議員各位にもお示しをしながら進めてまいりたいということで、今お話ありましたスマートインターチェンジに限らず、また医大周辺、徳田橋周辺、もちろん駅周辺もそのとおりなので、それから今あれなのは、鹿妻穴堰で盛岡南部の土地改良事業が来年度から始まると。そうすると8年間対象、今鹿妻穴堰では、全体で4,004ヘクタールと、この40億円のお金をかけて来年度から8年間にわたって土地改良事業が始まるのですが、その始まって、いわゆる都市計画の土地利用との整合性の問題もありますので、ここのところは、あとは農振の見直しもありますので、そういったところのしっかり整合性を図りながら、これは本来はもっと早く取り組むべき課題であったのですが、いずれ私どももそういった今後の土地利用政策、住宅政策、これはもう最重要課題でありますので、しっかり取り組んでまいりたいと。

それから、いわゆるやはぱ一くのB区画、パティオ構想、これは今商工会さんともいろいろ進めさせていただいておるのですが、いずれいつまでも検討、検討ではなく、やはり一番の駅前の本当に一等地というか、町民にとっては。そこをいつまでもこういう状況ではあれだということで、今商工会さんとも協議をさせていただいておりますし、あとはやはりお互いに納得のいくような形で進めていきたいと。それがまさに本町の産業振興にもつながることでございますので、それから駅前の区画整理事業の関係で、これは今いろいろ試みしておるのですが、なかなか相手の方との交渉が、そこでまず私どもは今のところは粘り強く交渉させていただきたいと。

ただ、今の状況をいつまでも続けるわけにはいきませんので、どうしても最終的に折り合いがつかないときは、やはり法的な対応でしなければならない。ただ、それだけは避けたいなと思って、これまでも積み重ねてまいったので、そのところはひとつご理解をい

ただきたいし、私どもとしては、最後のところでそういうことのないように区画整理事業を閉じたいとか、終わらせていきたいなと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、私のほうからは、駅前での利活用という部分でお答えをさせていただきたいと思います。

駅前のほう、ご承知のとおり、今のところスペースが空いている部分がございますが、いずれも個人所有地となっております、恐らくやっぱり医大の開院までに様子見というのがひとつあろうかと思えます。それで一部駐車場ということで活用している部分もございますが、まだ未利用地の部分があるというのも事実でございます。

ただ、あその部分につきましては、駅前地区計画というものを立てておりまして、基本的には商業に使うものという方向で誘導することとなっております、例えば住居とかアパートとかは1階部分には建ててはだめだと、少なくとも2階以降ですよ。1階分については、商業施設というような形を建ててくださいというような地区計画になっておりましたので、そういったことを踏まえて進むわけでございますが、いずれ機会を捉えまして、うちのほうからも地権者の皆さんともお願いする時期についてはお願いしながら何とか活用できていくように、こちらのほうからも進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

それでは次に、3問目の質問を許します。

藤原由巳議員。

○15番（藤原由巳議員） 3問目となりますが、未来に希望を持てる我が町矢巾町についてということで町長の所見をお伺いするものであります。

通告書にもそのとおりでございますが、これは2月19日に開催いたしました町民と町議会との懇談会に一町民から事前に紙面にて提言がありました内容に、私と同感と思われる内容が多くありましたので、その中から抜粋させていただきまして質問をさせていただきます。

最初に、矢巾町の弱みとして、本町は他市町村に比べ恵まれているが、何事も中途半端ではないか。例えば観光産業、さまざまな規制緩和対策、交通アクセスへの取り組みが弱

いとありました。これについて町長の所見をお伺いします。

次に、矢巾町の強みとして、町の発展は教育にありとの町の方針から全ての教育環境がそろっております。このことから多くの人脈も育っており、子育てを考える若者の定住が期待できる状況にあります。その強みを生かすには、多くの若者が集える施設とあわせ、若者でも取得できる2,000万円から2,500万円程度の土地付の家、建物の提供が望まれておりますが、これにつきましての町長の見解を、所見をお伺いするものでございます。

さらには、矢巾町のブランド化が望まれるとありまして、「音楽のまち宣言」したことからもコーラス、合唱から民謡、郷土芸能を含めて町内のみならず県内外でも披露すべきではないでしょうかというふうな内容もありました。また、先般2月22日には、町の新たなブランドイメージ創出に向け、東京の2社との連携協定を結んだことは、町民の評価も高い、その具体的内容について町長からの発信を願いたく、お伺いをするものであります。よろしく申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 未来に希望を持てる我が町矢巾町についてのご質問にお答えいたします。

矢巾町の弱みについて、何事も中途半端ではないかについてですが、本町におきましては、例えば近隣市町村に比べて観光資源の絶対量が不足していたり、盛岡広域都市計画の線引きの中で土地利用規制が厳しいといったさまざまな地域的な条件があり、また限られた予算の中で、その時々バランスを考えながら施策を進めてきた結果としてある分野が他市町村と比べて弱く見えるということは、当然起こり得ることであり、全国どこの市町村にもそのような形で必ず強み、弱みはあるものと認識しております。

そのような状況の中、全ての分野で近隣市町村と肩を並べるために多大な予算をつぎ込んで弱みを克服することは、必ずしも町にとってベストな選択とは限らないと考えております。むしろ地方創生の時代、近隣市町村と互いに強み、弱みを補い合い、連携しながら全国に対して強みを展開していくような姿勢が必要ではないかと考えております。その上で町政においては、限られた財源を有効に活用し、最適なバランスを考慮しながら各分野の施策を展開してまいります。

次に、若者の定住を図るために多くの若者が集える施設と若者で取得できる土地、建物の提供が望まれていることについて、どう考えるかにつきましては、若者が集う施設として活動交流センターやはぱーくが、その役割を担う中心施設と位置づけており、多くの若

い世代や子育て世代に気軽に利用していただけるよう、イベントや自主事業を通じて利用者の活動意欲を促進し、若い世代の柔軟な発想で積極的に活用していただきたいと考えております。

また、若者でも取得できる2,000万円から2,500万円程度の土地、建物の提供についてですが、これまでも戸建て住宅向けの民間宅地開発誘導などの施策の結果、町内では若い世代の転入がふえている反面、人気が集中することによって地価が上昇してきた傾向にはありますので、本町独自の取り組みとして定住促進を目的に、個人住宅取得資金利子補給事業を昨年8月から開始いたしました。この事業の2月末までの実績を見ますと、41世帯のうち約4割の方が2,500万円以下のローンで住宅を取得されていることから、2,500万円では全く家が持てないという状況では必ずしもないものと認識しております。町といたしましては、引き続き国や県と協調しながら所得向上に向けた施策の推進を図るとともに、利子補給制度の普及や中古住宅の活用促進を図ることによって若者の住宅取得を支援してまいりたいと考えております。

次に、東京の2社との連携協定の具体的な内容についてですが、先月22日に、楽天株式会社と株式会社アマナと締結いたしました連携協定は、ビジュアルを活用した地域ブランディングとコンテンツ作成に関する事項、町内事業者、生産者のIT利活用促進に関する事項、町内外に向けた矢巾町産品の販路拡大に関する事項、ふるさと納税の推進に関する事項、観光誘客の促進に関する事項、耕作放棄地の活用及び新規就業者育成に関する事項、地域商社設立及び拠点整備支援に関する事項、電子図書館の開設と活用促進に関する事項、スポーツを通じた地域振興に関する事項。その他IT利活用による地域振興に関する事項の10項目としております。今後は、3者が緊密に連携して、地方創生の推進を図ることとしております。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

（教育長 越 秀敏君 登壇）

○教育長（越 秀敏君） 引き続き、未来に希望を持てる我が町矢巾町についてのご質問にお答えいたします。

音楽のまち宣言をしたことから、コーラス、合唱から民謡、郷土芸能を含めて町内のみならず県内外でも披露すべきではないかについてですが、「音楽のまち やはば」宣言につきましては、学校や地域において宣言前から取り組まれている音楽活動を大切にして、

音楽を愛する心をきっかけに、出会った人間、人同士の輪がさらに広がることでふるさとへの愛情を培っていくことを期待するものであります。言うなれば、育成を旨とするもので、出張公演は想定していないものであります。

しかしながら、音楽及び郷土芸能団体は、それぞれがコンクールや演奏会等に積極的に参加しており、中には全国大会に出場を決めた実力のある団体もあります。このように議員ご提言の県内外での公演は、日ごろの活動の結果としてついてくるものと捉えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

藤原由巳議員。

○15番（藤原由巳議員） 町長答弁の最後のほうにありました東京2社との連携協定、これは大いに期待する部分があるかと思しますので、ひとつ積極的に取り組まれることをお願い申し上げるものでございます。

再質問でございますけれども、ちょっと通告の部分で不足しておったかと思いますが、ただいまの教育長の答弁の部分について質問させていただきます。これは音楽のまち宣言云々からブランド化関連ということとあわせまして、その質問であったわけでございますが、先ほども質問したとおり合唱日本一の不来方高校が我が町にはあります。そして民謡日本一の漆原恵美子さんもおります。という形の中で矢巾町の物産、先ほど町長答弁のところとかぶるわけでございますけれども、そういった一堂に会したイベントを、例えば岩手山の麓、滝沢市のアピオで開催するとか、それとも宮沢賢治ゆかりの南昌山の麓の大草原で開催するとかという提言がされておりましたことから、これらを一体としてイベントを何か考えられないか、その辺のところについてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

イベントについてもあれなのですが、先ほどからいわゆる私は一番農業、本町の基幹産業である農業、この農業を中心に農と食と、そして観光、その中にあとは文化、スポーツの今言った音楽のまち、そういうふうなものを絡めながら、やはりこれから考えていくと。いわゆる複合的、そして総合的な取り組み、イベントをこれからは自分たちで創出していくということを考えていかなければならない。

まさにこれからは地方創生というのは、アイデア、これの競争なのです。だから、今ま

さに藤原由巳議員が指摘されたことが、その地方創生のまち・ひと・仕事づくりのキーワードになると思いますので、私はぜひこういったものと、そして今ふるさと矢巾会にも、やはり大手のいわゆる音楽会社の社長さんなんかもいらして、ことし紅白、去年の暮れに紅白歌合戦に出た歌手を矢巾にぜひキャンペーンの一環としてぜひあれだというお話もあります。だから、そういうときに、私どもとしては、ただ音楽の歌を聞くことだけではない、それとあわせていろんなことを考えていきたいということで、まさに今のご指摘というか、ご提案はそのとおりでございますので、そういったことをしっかり受けとめながら対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 質問通告が教育長にもありますので、教育長、所感ありますか。
越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいま町長が答弁したとおりでございます、大変すばらしいアイデアだと思います。そこにたどりつくまでに小さなイベントからきちんと積み重ねて、そして町の音楽の輪が広がるように取り組んでまいりたいと思います。
以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。
藤原由巳議員。

○15番（藤原由巳議員） 本当に明快な答弁をいただいた後に、ちょっと次の質問、最後になりますけれども、しにくい部分もあるわけですが、質問させていただきます。
今私が質問したのは、冒頭申し上げましたが、町民と町議会との懇談の中で出されたものが大多数となっております。ということで、我々もそれぞれの定例会後に町民との懇談会を開催しまして、いろんなご意見を賜ってきておるわけですが、その中で私も去年も質問した経過があるわけですが、高橋町長は、細かく自治会単位の懇談会あるいは住民との意見交換会は余り、要望があればやりますよというふうなお話を聞いてきたわけですが、その中で28年度、もう終わろうとしているわけですが、どの程度のこういった要望があって出向いて、町政の説明なり、あるいは町民の意見を聞く機会があったのか、まず第1点お伺いしたいと思います。

29年度につきましては、これとはちょっと異なるかもしれませんが、長い歴史のある町民運動会も一旦休止というふうな話も聞いてございます。やはりこれも町民の声を聞く機会をもうちょっと多くすれば、場合によっては、提案する際の一つの参考になる部分もあったのではないかなと思うわけですが、いずれ29年度も高橋町長は、同じような

スタンスで臨まれるのか。そして、第7次総合計画、今年度からスタートしておるわけでございまして、それぞれ従前と変わりました5年が4年と、前期計画4年ということでとし29年度2年目に入ります。あつという間に4年は終わるわけでございますので、ひとつこの辺を住民への説明の機会も余り設けられておらなかったのではないかなという気もするわけでございまして、その辺を含めましてことしの町長のその辺の住民の声を聞くスタンスについてお伺いをいたしたいというふうに思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

まずこれまでの地域に入っの懇談会の状況はどうなのかということで、まず今年度は城内地域での懇談会もありましたし、それからこの間は不動地区、7つの自治会、これはもう議員さん方とか、区長さん、自治会長、そして公民館長さんとか、そういう方々が入っていろいろと、私どものほうからも説明させていただいて、そして双方向のことをやらせていただきました。この間の区長会議のときも皆さんに何回もお願いしているのですが、ここをまず2年、さっぱりあれだと、何とかひとつお願い、もう土日も関係なく、いつでもいいですからということで、ことしちょうど私お世話になってから折り返しになりますので、もう今回は堪忍袋の緒が切れたと言えれば大変失礼なのですが、こちらから発信をしてやっていきたいという、その町民の皆さんの声をお聞きすることは。

そして、今例えばインフラ、実はこの地域懇談会に入ると、インフラの整備、舗装してほしいとか、改良してほしいとか、もう少しそういうお話ではなくということで、今道路都市課が各地域に入って、そしてまず地域の皆さんと一緒に、最優先、どれをインフラ整備、課題として解決していけばいいかということで地域懇談会とは切り離して、そういう取り組みをさせていただいております。

だから終始苦情とか、あれではなく、もう要望だけではなく、やはりこれからの町政のあり方、どうあるべきかと。先ほど藤原由巳議員からも言われた本町の弱み、強み、こういうふうなことについてもお互いしっかり共有しながらやっていきたいということで、ひとつそのところをご理解をいただきたいということで、私はそういった、やらないということではなく、やるということは、もうあれです。

それから、運動会については、この間も行政区長協議会でそういう方向で進められるということで、実は今度の次の予算のときにいろいろ問題になると思いますが、予算計上は私どももうこれ、私どもとしてはもうぜひやりたいという思いでおるわけですが、ただこ

の間の区長協議会では、私どもの思いとは別な方向に進むようなので、ここもちょっと時間をかけてまず検討させていただきたいということでよろしく願いをいたします。

○議長（廣田光男議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、他に質問がないということで、以上で15番、藤原由巳議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩をとります。

再開を11時25分とします。

午前11時16分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き再開します。

次に、7番、昆秀一議員。

第1問目の質問を許します。

（7番 昆 秀一議員 登壇）

○7番（昆 秀一議員） 議席番号7番、一心会の昆秀一でございます。

まず第1問目の質問に入らせていただきます。本町の広聴広報活動の充実についてお伺いいたします。行政業務の中で、広聴、広報業務は、行政と町民とのパイプ役として大変重要でありますことから、以下についてお伺いいたします。

1点目、町広報紙の読者層や、その意見をどのように捉えておりますか。

2点目、町でSNSが導入されましたが、その利用の状況と今後の展開をどう考えていますか。

3点目、有線放送廃止への対応策はどうなっておりますか。

4点目、町民の声の箱や町ホームページでの問い合わせの利用状況と提言の内容はどのようなものがありますか。

5点目、町民モニター活用についての見解をどう思っておりますか。

6点目、懇談会等意見交換の開催状況と、その成果をお伺いいたします。

7点目、今後のICT化については、どう考え、職員へのタブレット導入の考えはいかがですか。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 7番、昆秀一議員の本町の広聴、広報活動の充実についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、現在17歳から80歳の町民500人を無作為抽出し、町広報活動についてのアンケートを実施したところであり、回収率は39.4%となっております。このアンケートでは、広報やはばの関心度や保管状況、わたまるメールの登録状況、町ホームページの閲覧状況、そしてこれらに対するご意見を伺っており、広報紙を読みやすくしてほしい、もっと写真をふやしてほしいなどのご意見を受けております。3月中には、町ホームページで取りまとめた結果を公表する予定であり、その内容については、今後広報紙の見直しに反映してまいります。

2点目についてですが、町ホームページ上にツイッター、フェイスブック、インスタグラムの3つを1月20日から開始しておりますが、これらは毎週更新している町ホームページの町長だよりやホットニュースと連動しており、不来方高校野球部甲子園出場の記事は、合計約1,000件のアクセスがあり、ソーシャルネットワーキングサービス、いわゆるSNSの導入以降、町ホームページの閲覧数がふえている状況であります。リアルタイムな情報提供としては、最も一般的な手段であり、継続してこのSNSを活用してまいりたいと考えております。

3点目についてですが、現在防災ラジオを活用した手段が有効と考え、導入に向けた検討を行っております。防災ラジオは、盛岡市のコミュニティラジオ放送局と連携することにより、放送局から送信する緊急信号を受信して電源が入っていない状態から起動し、緊急情報の伝達を行うほか、他局の放送を聞いているときも緊急信号を受信した際には、チャンネルが自動的に変わり、緊急放送を受信できるものであります。

また、コミュニティラジオ放送局との連携により、放送局の放送時間帯の一部を購入して、地域の情報を発信し、防災ラジオで受信を可能とすることにより、有線放送の代替として十分機能するものと思われまます。この代替案実現のため、有線放送が廃止される平成30年2月までの設備構築を目指し、コミュニティラジオ放送局、警察、消防、自主防災会代表等による検討委員会を立ち上げて協議をしてまいります。

実現には、放送局や総合通信局との調整のほか、まとまった初期投資が必要であるものの、防災行政無線等との他の方式と比べ、個別の放送を行うことを目的とした場合に、ラ

ジオであることから、個人が導入しやすい利点があります。

なお、財源は、事業費のうち最大70%が交付税措置される緊急防災、減債事業債の活用を考えております。

4点目についてですが、今年度は、2月末現在で町民の声の箱は8件、町ホームページのお問い合わせについては92件のご意見等をいただいております。内容としては、各種証明書発行方法などの簡易な問い合わせが58件、町への提言や要望が42件となっております。

5点目についてですが、現在モニター制度は設けていない状況であります。来年度広報紙の見直しを行う際に、町民モニター活用も視野に入れ、進めてまいりたいと考えております。

6点目についてですが、町道整備に関しての懇談会と地域懇談会をあわせて7カ所で開催し、合計85人の参加がありました。地元の声として現況や課題を直接伺い、その要望等を町政に反映できる機会と捉えておりますので、今後も各自治会の開催希望に応じてまいりたいと考えております。

7点目についてですが、これからますますICT化が進む今日であり、幅広い世代で携帯端末が普及し、いつでも、どこでも、何からでもといったネット利用の多様化が進んでおり、町といたしましても、町ホームページを中心に充実化を進めてまいりたいと考えております。

なお、現在は、職員のタブレット導入は考えておらないところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） まず広報やはばの件からお聞きしたいのですが、7次総の中では、広報広聴の充実があつて、広報やはばの充実に努めるとあります。これは、充実とはちょっと違うのですが、毎回配られる広報やはばが余って廃棄されているということの一部をお聞きすることがあります。この点については、どのように把握されているのか。また、現在配付や設置されているところは限られています。今後例えばコンビニや銀行や公共施設や待ち合わせ場所などに設置をふやすなど、特に若者に対して手にとってもえるような設置場所や各学校の児童・生徒にも配布できないものか。そのためには、もっとデザインなど、内容も考えなければならないと思うのですが、その工夫も必要になってくると思います。そのような魅力ある広報紙とするために必要なことだと思う

のですが、その点についていかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） ただいまのご質問についてお答えいたしたいと思えます。

広報について余って捨てられているケースがあるというふうなことでございます。広報につきましても、区長配布、いわゆる通称で言っていますけれども、区長配布の際に、必要部数ということで配布させていただいておりますが、区長配布の部数自体は、余裕を多少持っているということもありますので、ぴったりではない関係もあり、そういったものが廃棄されているというケースが考えられますが、詳細については、問い合わせしているわけではございませんので、後ほど区長さん方からお話を伺いたいと思えます。

それから、各戸配布に加えてというふうなお話でございしますが、これまでやってきていないところではございますけれども、と申しますのは、答弁の中にもありましたが、広報アンケートについて、現在最終集計中ではございますが、概要のほうは把握できておまして、これによりまして、イベントや町の事業についての情報取得の手段として、広報は比較的使われているほうではございますが、実際のところ、お読みになっている方というのは、残念ながら多数派ではございません。少数派になっているという状況もあります。そういったこともありますので、また、なぜ読まないのかというふうなところについても知りたい情報がないのかということもあるのですが、面倒であるとか、そういった声が比較的多いということもございします。

こういった今回のアンケートの内容、結果について、もう少し分析をした上では思っておりますが、より効果的な行政情報の伝達手段の一つとして、紙のメディアというものの有効性は、やはり考えていかなければならないと思っておりますので、その有効性をうまく生かしつつ、どういった配布方法なりということがいいのかを改めて検討をした上でコンビニ配布等とかということも、その一つの方法論としては考えていきたいと思えます。

それから、児童・生徒向けの部分もあつたらいいのではないかとございします。基本的には大人の方向けにつくってありますし、大人の方の日常生活においてのいろいろな、特に行政とのかかわりの部分の情報を伝達するというのが基本的な主眼ですので、そこは外さない範囲の中で、ある特集の分野とか、そういったものとか、児童・生徒さんに直接かかわるようなジャンルといったような部分について、そういった方々、児童・生徒さんも意識したような記事づくりというような方法論はあると思えます。ですが、広報

の内容自体のあり方というものもいま一度検討してまいりたいと思っているところがございますので、そういった中でひとつご提言のありましたようなことも考えあわせながら検討させていただきたいと思えます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 紙媒体については、そのとおり今後検討されるということなのでお願いしたいと思いますけれども、7次総においては、町のホームページの今後のより有効な情報発信媒体としての改善が求められるとなっております。その中で先日楽天とアマナという会社と包括連携協定を結んだということですが、今までもいろんな協定を町では結んでおられますけれども、議会での説明は余りしてこなかったように感じるので、その点に関しては、多分みんな行政判断でそのようにされてきたのだと思えますけれども、はたまた私だけが把握できていないのかはわからないのですけれども、まず楽天とアマナという会社の協定は、先ほどの藤原由巳議員の質問にもありましたので、大体わかりましたけれども、その協定において突出する経費とかというのはあるのかということをお聞かせしていただきたいと思えます。

あと楽天についてですけれども、楽天という会社はわかるのですけれども、アマナという会社についてちょっとよくわからなかったのですけれども、その会社の内容ということ、まずその点についてお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） お答えいたします。

まず楽天、アマナでございますけれども、楽天、アマナとの協定によって突出するような経費が何か出てくるのかということでございますが、いわゆるかなり今回の協定内容は、多岐にわたっております。ローカルブランディングというところが一番最初に来ていますので、そういったところについては、直接予算に関係するということで、平成29年度の当初予算にも盛り込まさせていただいておりますが、具体的には地方創生の予算のところのローカルブランディング云々というところが直接関係してまいりますし、お金の大きなところとしては、そういったところかなと思っております。また、そこにはもう一つ、町民センター食堂の改修も地方創生の予算の中で取り扱うということで考えておりますので、そういったところにもアマナなり、楽天なりが関係しながらやっていただく。特にデザイ

ンということになります。

それから、株式会社アマナにつきましては、映像なり、ビジュアル的なものを非常に得意とした会社でございまして、ちょっと個別の製品のことに付いてここで言うのは何なのですが、一番わかりやすい例ですけれども、テレビコマーシャル、かなり有名なテレビコマーシャルの製作をやっているところです。具体的には、アサヒビールのスーパードライとか、有名タレントが出る、いわゆるぱっと見格好のいい映像的に美しかったり、インパクトがあったりするようなCM製作と映像部分のCM製作等を手がけている会社だというふうに聞いております。それ以外にもANAとか、かなり全国的な放送で使われているようなCM製作をしている会社だというふうに聞いております。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 先ほどの児童・生徒にも広報やはばをとという話なのですけれども、その中でホームページにも関係するのですけれども、学校のホームページの件なのですけれども、ホームページを介しての情報提供が少ない状況を改善する必要があるというふうに7次総になっておるのですけれども、その点の改善は進んでいるのかということと、あと学校連絡メールというのがあると思うのですけれども、この辺の登録状況と、あともう一つ、ネットの裏掲示板等のパトロール等というのは行われているのかをお聞きします。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

1点目のホームページの件ですけれども、昨年度までは、学校でホームページを更新することは不可能であったのですが、今年度からは更新が可能になったという改善が図られておりますが、年に何回一応更新する目当てからいきますと、どの学校としても目標としては低かったということで来年度に向けて取り組んでまいりたいというふうに思います。

それから、メールにつきましては、90%以上というふうに覚えておりますが、詳細な数値については、ちょっとこの場ではご容赦いただきたいというふうに思います。90%を超えているのは確かであります。

それから、3つ目の質問ですけれども、インターネットの件なのですけれども、パトロールするだけの人的なものもございませんが、ただいわゆるLINEとか、そういう携帯にかかわるそういうふうなものについては、児童・生徒あるいは保護者のほうからの申し

出があって、いわゆるいじめ的なものが載っているというようなことは、報告がありますので、見させていただきますし、またインターネットにつきましても裏掲示板とかチャンネルとかのほうでそういうのが載っているということがわかった場合には、学校のほうで中を見せていただいて指導をしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 近年、自治体における広報、広聴戦略プランの策定というのがブームになっておるということでしたけれども、よく計画なくして実行なしと言われますけれども、計画がまず必要だという考えがあるようですけれども、本町としては、まず広報、広聴の課題の洗い出しをどのように行って、どのように進めて計画をしようとしているのかお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） お答えいたします。

まさしくその目的でもって広報アンケート問題やらせていただきました。内容の分析を踏まえ、あと我々が発信側として感じている課題というものについては、整理してまいりますので、それらをあわせて受けとめる側と発信する側のほう、両方から見て、そして限られた予算の中でどこまで対応していくのかということを見きわめた計画としたいと考えております。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） そこで来年度から採用されます地域おこし協力隊の役割としても、この広報、広聴活動にもぜひ携わっていただきたいと私は思うのですけれども、ホームページや広報の充実などに特に努めていただきたいと思うのですけれども、この地域おこし協力隊が所属する一般社団法人として立ち上げられますまちづくり会社の町の主に広報活動についての役割については、どのようにお考えになっているのでしょうか。その立場や意見、アイデアなどを募りながらやっていただければと思うのですけれども、その点、お伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） お答えいたします。

地域おこし協力隊につきましては、基本的にはまちづくり会社に派遣するというふうな形の中で、まちづくり会社の業務を担っていただくという役割で今回はお願いしているところでございます。ということになりますので、まちづくり会社自身も独自のホームページを持ちまして、そこでも矢巾町のよさとか、そういったものを発信していくことで予定しております。そこには、具体的に協力隊のメンバーの方々の意見なりが直接反映されてまいりと思えますし、その発信という部分だけでなく、まちづくり会社の部分だけでなく、町の職員とも1対1なり、人と人としての通常の交流を積極的にやっていくつもりでございますし、そういったことを覚悟といたしますか、そういったつもりでいらっしゃいますので、また地域の方々とも交流していきたいというふうなこともありますので、そういった交流の中から、彼ら自身の感性で矢巾町のよさなり、課題なりをいろいろ見て、それを発信していただけたらと思っておりますので、彼らのそういった交流の中から我々の直接的な業務にもよいものを反映させていくように努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 次に、広聴のほうの関係についてお伺いしたいと思うのですが、広聴事業としては、広聴制度の具体的な手法といたしましては、個別広聴、集団広聴、政策広聴、調査広聴、施設広聴の5つに分類されているところがあるようです。まず個別広聴は、町民から個別に意見等を聴取する。集団広聴とは、町民を集めて意見を聞くもの。政策広聴は、広聴会など政策に係る広聴であって、調査広聴はアンケートなど。施設広聴は、施設見学を通して意見を聴取するものだということですが、これも的確に分類しているとは言えないかもしれないですが、このように広聴事業に関しては、多くの種類があります。それぞれに長所、短所があるものと思えますけれども、これらを総合的に判断して、町民の声をしっかりと聞いていく、聞き続けていくという姿勢が最も重要なのだと思えますけれども、その中で今後はインターネットの、先ほどから申し上げているようなインターネットの広聴というのが重要になってきます。

例えば電子会議室など、テレビ電話を介した会議というものができるようになってくると考えられます。それから、インターネットも使えない方には、町民からいつでも行政について簡単に問い合わせの電話ができるというコールセンターの設置が進められている自治体もあるようです。それから、ホームページの有効な利用法にしては、皆様から問い合わせの多いもの、パックなどによって掲載するなどもできると思えます。これらの点につ

いてお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

具体的なことは、担当課長があれしますが、今広聴、特にも広聴、広報の関係で広聴は、今まず基本的に5つあるということで、先ほども企画財政課長が答弁したわけですが、これからいろんなものを洗い出ししていく中では、アンケート調査とか、それから私どもであれば、この間は女性のつどいなんかでも広報紙、見やすくするために、子どもさんとお母さんが一緒になって見られるような広報だったならば、そしてイラストとか、そういう写真とか、もうそういう逆に広報来るのが待ち遠しいなど、そういうことを考えてほしいと。だから広聴についても、今いろいろお話があったのですが、その中で、やはりこれもひとつ総合的に考えていかなければならないということで、今私どもが有線放送が来年の2月廃止されることによって、やっぱりその中での総合的な広聴制度のあり方を考えていかなければならないということで、今私どもも庁内、役場庁舎内にそういった幹事会、それからそれぞれ先ほど答弁をさせていただいたのですが、いろんな組織の代表者からの委員構成で進めていきたいなということで、まさしく今昆秀一議員がお話しされたこの広聴制度のあり方については、その中でも検討させていただきたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） お答えいたします。

基本的な考え方は、今町長答弁のとおりだと思いますが、テクニカルな部分といいますか、具体的な手段等につきましては、今現在具体的な方針が定まっているわけではございませんので、今後いろいろ検討してまいります。インターネットの利用につきましては、いろんな方がいらっしゃるの、町民に限らないというところもありますし、余り、町民向けというよりは、もうほぼ全国向けみたいな形での発信の状況になりますので、そういったものとの町民の方向けという部分と、ちょっとエッセンスが違ってくる可能性があるなという懸念は持っております。

それから、コールセンターの話ですが、正直申しますと、今現在の矢巾町役場では、基本的に職員がいる時間帯につきましては、いつでも電話をお受けしている状態でございますので、あえてコールセンターを設ける、そこまでではないのかなというふうに思っております。

私から以上とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） その中で一番何より大事になってくるのは、広報、広聴について、それを扱う職員の一人一人が広報、広聴マンとしてどうするかということでございますけれども、いかに迅速に、的確に広聴であれば聞くということが問題になってくると思われまます。そして、その基本となるのが、その声を聞くという職員の心にあると思います。その姿勢にあるのではないかと思いますので、まずは全職員が広聴、広報マン、広報ウーマンとしての感覚を持って職務に引き続き当たられることを望みたいと思います。

そして、さきに申し上げたように、広聴によって得られた情報を横断的に知られるような仕組みをまずつくっていただきたい。役立てられるようにしていただきたいと思っておりますけれども、その点についてお考えがありましたら、お伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

まさに昆秀一議員のおっしゃるとおりでございます。このことについては、いずれ一人一人が全職員が広報マンであって、またいろんな広聴にもかかわって、携わっていくというのは、これはもうそのたびにもう私ども庁内の研修、そういった意識を醸成していくことが非常に大事なわけでございますので、これからなお一層そのところに力点を置いていきたいなど。そしてまさに横断的な対応、これはもう広聴、広報に限らず、町の政策は横断的な対応をしていかなければならないと。ただ一つ残念なのは、私どもがいつも悲しい思いをしておるのは、議会で議会だよりがいろんなところで評価をされていると。私どもの広報が余り評価をされておらないというところに、私もちょっと寂しさを感じておりますので、一緒になって町の広報も議会だよりのように評価されるように取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（廣田光男議員） 昆議員、いいですね。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、第2問目に差しかかるわけですが、どのぐらいぐらい予定ありますでしょうか。もしあれだったならば、休憩、昼食休憩入りたいのですが。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、ここで暫時休憩に入ります。

昼食のために、再開を1時といたします。

午前 11時56分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き再開をいたします。

昆秀一議員の2問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 次に、目に見えない障がいを持っている方等に対しての支援について伺いいたします。

障害者権利条約の批准により、去年は差別解消法の施行などがされてきました。しかし、目に見えない障がい、例えば内部障がいや精神障がいや発達障がいなどの理解は、以前よりは進んでいるものの、まだその理解が足りないと思われまるところから、以下について伺いします。

1点目、障害者差別解消法の町民や事業所の理解や浸透度をどう考えておりますか。

2点目、職員が障がいをお持ちの方へ対応するための対応要領はどうなっておりますか。

3点目、障害者差別解消支援地域協議会の設置はどうなっておりますか。

4点目、駅のホームドアの設置についての検討はされておりますか。

5点目、成人の発達障がいに対しての支援対策はいかがですか。

6点目、手話言語条例の制定に対しての見解はいかがですか。

7点目、精神疾患からの2次障がいに対しての対策をどう考えていますか。

8点目、発達障害者支援法改正についての啓発や対応策は、どう考えていますか。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 目に見えない障がいを持っている方等に対しての支援についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、障害者差別解消法の施行に合わせ、研修会の開催や事業所の参加する会議でリーフレットを利用しながら、その趣旨を説明してまいりました。具体的な浸透度については、直接的な調査は行っておらず把握はしておりませんが、このような取り組みを通して今後も周知を図ってまいります。

2点目についてですが、平成28年4月1日に町長部局等における障がいを理由とする差別

の解消の推進に関する対応要領を策定しております。さらに、障がい者の方への業務中における配慮や取り組みについて学ぶ職員研修を行い、真摯に対応しているところであります。

3点目についてですが、本町では、障がいのある人もない人も地域社会でともに暮らす社会づくりを目指して障がい者の方の支援方策を検討する場として、障がいを抱える当事者の方を含む委員で構成する矢巾町障害者自立支援協議会を平成18年から設置しております本協議会が障害者差別解消法における地域協議会として会に情報の提供を行い、必要な意見や協力を求め、差別の解消に努めております。

4点目についてですが、ホームドアの設置主体は、鉄道事業者であるJR東日本であることから、同社に確認したところ、昨年12月に1日平均乗降10万人以上の駅を優先して整備していくとの方針が発表されており、現状では矢幅駅は、当面計画がないものと聞いております。

5点目についてですが、発達障がいや困っている方に対しましての相談先の紹介及び成人の発達障がいのある方が利用できる障がい福祉サービスの就労、意向支援、就労継続支援事業を通じて、その方の特徴を考慮した支援に努めております。

6点目についてですが、現在本町では、条例の制定を予定しておりませんが、手話が聴覚や音声機能等に障がいがある方の大切なコミュニケーション手段であることを認識し、手話奉仕員養成研修の実施や病院受診時に手話通訳者を派遣する意思疎通支援事業を行っております。また、今年度手話言語法設立に向けた国への提言等の活動を行う手話を広める知事の会が設立され、岩手県も参加しており、本町といたしましても、国や県の動向を注視しながら障がいのある方の意思疎通の選択機会の拡大に努めてまいります。

7点目についてですが、発達障がいの方が必要な支援を受けるまでに個々の経過があり、2次障がいとして精神疾患が発症する場合があります。5点目の成人の発達障がいに対しての支援対策についてと同様に、適切な相談につながり、自己の特徴に対する理解を深めながら社会参加していくことが大切であり、今後も相談支援を充実させながら2次障がいの防止に努めてまいります。

8点目についてですが、これまで実施してきた相談支援に加え、切れ目なく必要な支援が行われるようにしていくことが大切であり、本町では困っている方の相談支援がより適切に行われるよう障害者相談支援事業所や関係機関と連携して対応してまいります。

また、町民向け研修会を開催し、発達障害者支援法の改正趣旨の啓発にも努めております。平成29年10月に盛岡市から本町に移転する岩手県発達障がい支援センターと連携しながら今

後さらに子どもから大人までの切れ目のない支援に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 私の好きな本に「星の王子さま」という童話があります。そのお話の中で、心で見なくちゃ物事はよく見えないということさ、肝心なことは目に見えないのだよというセリフが出てきます。目に見えない障がい、そのシンボルとしてリボンというものがあります。例えばピンクリボンは乳がんに対して、エイズはレッドリボン、子ども虐待はオレンジリボン、移植医療とか、そういうものにリボンがあります。いろいろあるわけですが、透明のリボンというのが目に見えない障がいのシンボルとしてあります。そのバッジをつけている人は、目に見えない障がいを持っているのだよという方だという当事者用のものや障がいを持たない人には啓発用のものがあるそうです。私は、このようなりボンを、今時期になると、赤い羽根や緑、黄色の羽根をつけるのと同じようにつけてはどうかというふうに考えるのですけれども、その点のお考えについてお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

昆秀一議員、私も恥ずかしながら透明のリボンが目に見えない障がいがある方がつけられているというのは、今初めて聞きました。そこで、やはりこういうことについては、私はこれからやはり透明のリボンは障がいのある方がつけていらっしゃるのだということを小さいとき、やはり子どものときからこの教育、そこから一貫して取り組んでいかなければならないと思います。そういったことで、やはり子どもが言葉だけでなく、今「星の王子さま」のお話もあったわけですが、心ある対応をするのであれば、まずそういったことにしっかり取り組みをしていかなければならないということで、まさに今の透明のリボンについては、私もこれから障がい者の政策の中の一つとして位置づけて進めてまいりたいと、こう考えておりますし、いずれ今後このための趣旨のために会議などを、特にも保健、医療、福祉の関係の会議のときには、この会議のときに周知してまいりたいと、こう思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） そのほかに。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） あともう一つ、目に見えない障がいとして内部障がいがあるわけで

すけれども、例えば骨髄移植まで必要な方というのは、全国で約45万人いるそうです。そのうちの95%以上の確率でドナーは見つかるそうです。そのうちの約6割までしか移植まで至らないそうです。なぜかという、健康診断等に加えて、移植されるドナーの方が8日間程度の通院や入院が必要になってくるそうです。仕事を休めない、収入が減るといった理由で提供をあきらめてしまうのだそうです。私も提供を求められましたけれども、できませんでした。そういうドナーに対しての骨髄移植ができるような、もしかしたら、その命が助かったかもしれない、骨髄移植を提供する方に対しての助成制度を考えていただきたいと思うのですけれども、このようなことをまずは検討されたことがあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

ドナー、いわゆる骨髄移植、今提供できる人の助成制度というのは、私も理解しておらないところでございまして、いずれ私どもがやはり障がい者政策においては、やはり何といても谷間のない福祉政策をやはりしっかりと取り組んでいかなければならないということで、そういった意味では、私どももこのことについてもこれから国のほう、または県のほうに対しましても、この障がい特性に応じた対応を、やはりしっかりと取り組んでいくようにこれから県、国にもしっかりと要望してまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思えます。

○議長（廣田光男議員） 他に質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 先日私の知り合いの町内の方が自宅で亡くなっているのが発見されました。まだ40代でした。彼は、多分発達障がいだったと思います。社会とうまく調和をとれず、仕事を何度も変えていたり、いろんなトラブルを起こしたりもしていました。結局、家族や親戚にも見放され、最後は孤独に逝ってしまいました。私は、縁ある者として何もできなかった後悔と無念の気持ちでいっぱいでした。

発達障害者支援法ができてから約10年たちます。それまでほとんど障がいのことを知る者もいませんでしたが、今では徐々に発達障がいとはどういうものかという理解も広まっています。しかし、私は、この知り合いのように大人の発達障がいに対しての理解は、まだ道半ばのように感じられます。亡くなった彼のような人は、まだいると思います。ほとんど支援を受けられないばかりか偏見の目で見られることが多いように感じます。今後もっと周

困りの理解が得られるような啓発活動を望みたいと思います。亡くなった彼が生前に、周囲の理解があるしっかりとした支援を受けられていたならば、少しは彼の人生も変わってきたかもしれないと思うのです。

発達障害者支援法が施行されたのが2005年、それまでは知的障がい者施策の一部に過ぎませんでした。発達障がいの方には、知的障がいを伴わない方も多くいます。その事実は、やはり発達障害者支援法のおかげで認知されたように思います。ですが、まだまだ十分ではありません。そこで、昨年はこの法が改正されました。そこには発達障がい者の支援は、社会的障壁を除去するために行うという基本理念が追加されたという大きなポイントがあります。これは、支援は社会の責任で行いましょうということです。つまり発達障がいの方が対応できないのは、周囲の工夫や配慮が足りない状況が原因で、それを社会の責任として問題解決を図りましょうという考えです。しかも、それは世代に関係なく、全ての発達障がい当事者にとって大切な権利を法律で担保されたと考えていいことだと思います。

しかし、現在成人になられた発達障がいの方の支援はなかなか難しいのではないのでしょうか。まずどこに相談していいのかわからない。発達障がい者支援センターウィズというのが、現在療育センターの中に設置されておりますけれども、そこは現状何カ月も待たないと相談できないという状態にあります。相談者のほとんどは、しかも未成年であるということです。そんな状況の中、支援に結びつかない発達障がい者は多いと考えられます。そこで、そういう支援に結びつかない発達障がい者に対しての県や関連機関とどういうふうに連携をとられているのかお考えをお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

まさしく発達障がい、理解を図っていくことが第一で、さまざまな悩みを捉えていくことが大事だと認識しております。そこで研修会等の啓発等に努めているところですが、療育センターの相談機関が大変混んでいることは事実でございますが、矢巾町には、障がい者の方の相談支援事業所が5カ所あります。そして、紫波町に2カ所、今年度、28年度、その7カ所の相談支援事業所とさまざま会議を持ちまして、相談機能を強化していくということで相談支援体制を整備してまいりました。そして29年度に向けて矢巾町でも相談支援が強化できる体制を目指して、今準備しているところです。

そして県への連携ですが、療育センターが矢巾町に移転してくるということで3度ほど接点を持っております。まずその受け入れで町として何ができるかということや、県の新年度

の方針をいち早く捉えて、町がどのように動いていくかというところをもちまして3度ほど接点を持っておりまして、29年度に向かっておりますので、今後一層、28年度は啓発等に努力してきましたが、発達障がい者の方の早期発見から就労のところに至るまでの切れ目のない体制を29年度は具体的に動かしていくためのいろいろ協議を重ねているところでございますので、そのことを答弁させていただきます。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

まず今療育センター、児童精神科の先生が非常に不足しておるということ、それから今やはりそういった児童精神科で相談するのも何か月も待たされるということで、今いろんな取り組みの中では、ペアレントトレーニングとか、いろいろ取り組んではやっておるわけです。だからこそ私は今度町に療育センター、それに合わせて県の発達障がい者支援センターができるわけですので、やはりそういった子ども地の利も生かしながら発達障がい、生まれてから大人までの切れ目のない支援を、今ようやく皆さんに発達障がいというのが理解される、今までは発達障がいと言っても理解されない、ごく最近までそういう状況だったのですが、いずれ小さいときからの、やはり取り組みが非常に大事なわけでございますので、そういったことでは、その療育センターが医大の中に今度できるというのは、医大の小川理事長先生も、やはりそういった発達障がいを目の当たりにできる実習の場というか、そういうふうなものを同じ敷地内に建設することによって、発達障がいの取り組み。

だから、今後そういった相談機能の充実とか、そういったものに、また今言う社会的な障壁、こういうふうなものの解消に取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 次に、障がい者の災害対応についてお伺いしたいと思いますけれども、現在要援護者登録の数は、町内でどのくらいあるのでしょうか。そして、近所に援護者がいないという家庭も、登録できないという声も聞いておりますけれども、それから在宅で重度の障害者は、もう既に家庭では災害が起きたら諦めるしかないと考えている人もいます。それから、東日本大震災の際に、発達障がいの子どもが避難所に行けずに、車の中で避難生活を送られている方もいたそうですけれども、これは先ほども申し上げましたように、理解の点になると、つながってくるわけですが、周りの理解が不可欠でございます。東日

本大震災以来は、町でも福祉避難所を各所に設けていただいておりますけれども、定期的なそのような周知、理解を町としてもしていただくようお願いしたいのですけれども、それについてお考えがありましたら、お伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） 災害時の要配慮者の台帳登録のところは150名ぐらいで推移しております。特に大きな働きかけを28年度行ってこれなかったことから、その背景には、全体的にかつてないというか、地域の問題として、孤独、先ほど事例を紹介していただきましたが、孤独死や、あるいは貧困、そして子どもの虐待、高齢者の対応等で地域福祉計画が地域づくりが必要になったことから、今年度はそこに取り組んできた経緯と、あとは台風10号で福祉避難所の実際の運営を行ったところでございます。

それでたび重なる台風が襲っておりましたが、その都度、高齢者の方と障がい者の受け入れる施設に対しましては、いち早くお願いしまして、福祉避難所を開設するときには、手順を確認したりしておいた経緯があります。そして、先ほど申し上げた地域福祉計画の中に評価指標を盛り込みまして、その重点的な取り組みの中に災害時に地域で支え合う体制の構築を掲げておりますので、29年度はそこを重点的な取り組みの3つ、3点掲げた中の一つとして取り組んでまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（廣田光男議員） よろしゅうございますか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 3問目です。命の大切さについてお伺いします。

あさって3月11日で東日本大震災から6年を迎えます。改めて犠牲になられた方にご冥福をお祈りしますとともに、一日も早い復興をお祈りするところでございます。このように、命は何よりも大切であるということは、皆さんが感じていることだと思いますが、その命をみずから断つというのは、とても悲しいことです。命を守るためのより一層の対策が望まれることから、以下についてお伺いいたします。

1点目、命の大切さを学ぶ教育をどのように行っているのでしょうか。

2点目、市町村で義務づけられることになった自殺対策計画の策定はどうなっておりますか。

3点目、うつ病や統合失調症などの対策をどのように行っているのでしょうか。

4点目、精神疾患患者の周囲の方に対して理解してもらうための啓発活動をどう行っているのでしょうか。

5点目、自殺ゲートキーパーの役割と活動状況はどのように行われているのでしょうか。

6点目、自殺予防のための地域の見守りや支援の状況は、どのように行われているのでしょうか。

以上、お伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 命の大切さについてのご質問にお答えいたします。

2点目についてですが、平成28年4月1日に自殺対策基本法が改正され、都道府県や市町村においても自殺対策計画の策定が義務づけられました。ことし2月上旬に県が開催した市町村自殺対策担当者に向けた行政説明において、県や市町村の自殺対策計画策定の基本となる国の自殺総合対策大綱の改正及び計画策定ガイドラインが平成29年度夏ごろ示され、県と市町村は、地域の実情を勘案し、平成30年度までに計画を策定することになります。そのため、本町におきましても、国及び県の計画との整合性を図りながら平成29年度から取り組んでまいります。

3点目についてですが、本町では、人のライフステージに沿った精神疾患の予防や早期発見、治療、そして社会復帰に向けた各相談支援事業を実施しております。例えば出産後の女性は、心身が不安定となる特徴があり、赤ちゃん訪問の中で産後うつ病に対するスクリーニングで母親の心身の状態を把握し、その後の子育て支援事業にもつなげる取り組みを行っております。

また、小中学生が命の大切さを考える機会として思春期保健教室開催や中学校教職員のゲートキーパー養成講座、中学生への心の健康教室を開催しております。働き盛り層につきましては、商工会と連携し、心の健康教室を開催しており、さらに65歳以上の高齢者の心身の健康面を把握する基本チェックリストを実施して、早期に心身の不調を把握し、悪化の予防と必要な治療や介護の利用につなげる支援を行っております。

精神疾患は、他の病気と同じように、早期発見、早期治療、そして再発予防のための周囲の環境調整や適切な支援が大切であり、各相談支援事業所等の協力を得ながら取り組んでおります。あわせて通院、医療が必要な場合には、自己負担を軽減できる自立支援医療制度の周知にも努めております。

4点目についてですが、本町では、精神疾患や障がいを理解するための取り組みとして、

家族教室や精神保健ボランティア活動を推進しており、疾患と障がいの理解を深めた家族会やボランティア、そして民生児童委員が協力し、健康福祉まつりや各保健、福祉イベント等での催事を通し、当事者の方が社会参加しやすいような取り組みを行っております。

また、精神疾患に対する理解を深める町内や近隣市町等で開催される公開講座等を周知しながら啓発に努めております。

5点目についてですが、本町では、平成22年度からゲートキーパーの養成講座を実施して、講座修了生は、ことし2月時点で419名となっております。身近な方の体調変化に気づいて声をかけ、困っている気持ちに耳を傾け、必要な相談窓口につなぐ役割の重要性を理解していただき、ゲートキーパーとして、それぞれの生活や仕事の中でできる活動を期待しているものであります。

6点目についてですが、ゲートキーパーによる活動のほか、妊産婦や高齢者のうつスクリーニングにより、重症化を未然に防ぐ事業や、自死遺族支援につながる相談や家庭訪問等を行っております。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

（教育長 越 秀敏君 登壇）

○教育長（越 秀敏君） 引き続き、命の大切さについてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、命の大切さを学ぶという心の教育は、道徳の時間を要として、学校の教育活動全体を通じて発達段階に合わせて行っているところであります。また、理科や保健等の教科あるいは教師のさまざまな取り組みとして、家族から生まれたときの話を聞いたり、産婦人科医師や助産婦から話を聞いたりする誕生の喜びと感動について、僕の、私のいいところの発見、動物の飼育、植物の栽培、2分の1成人式などの成長の支援への感謝について、簡単なシニアの体験や家族が一番悲しむことなどを考えさせる命のとうとさについて、あいさつ運動やネット社会のマナーなどを学ぶ理解し合う心に支えられた命について、ストレスへの対処や災害後の心のケアなど、とうとい命を守ることにについてなどの授業や教師による講話などが行われているところであります。

今後、児童・生徒が怒りや悲しみを抱えたとき、人を傷つけず、自分を傷つけないで、自分の人生をよりよく生きるための方法を学ぶ、いわゆる心の健康教育について教職員の研修を行い、学校で取り組んでいきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 大震災以来、命を守るという防災教育には力を入れてきていると思いますけれども、時がたつによって徐々に忘れてしまうことが多いと思います。しかし、あの東日本大震災のことは、決して忘れてしまうことはなく、語り継いでいかなければなりません。それは私たちの義務ではないかと思います。

そこで今度岩手県やテレビ、マスコミらが共同してつくり上げた復興ドラマが3月18日、午後3時よりIBCで放送があります。ぜひ皆さん、録画して見ていただきたい。そこで、このドラマの中にはしっかりと命の大切さというものが描かれておりますので、ぜひご覧いただければと思います。

この防災教育については、町内の学校では引き続き教えているとは思いますが、今後どのように伝え、学んでいく方針なのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

小中学校におきましては、県のほうで作成いたしました岩手の復興教育という副読本がございます。それを活用して1年を通して、その防災についての学習を重ねているところであります。また、前にも申し上げましたが、避難訓練等にいたしましても、昔のようなくちんと整列してあり得ないような姿ではなくて、どこでゆっくり、どこで走ってもいいのかという、そういうような本当に被災に遭ったときのことを思い出しながら学校では指導していると聞いているところであります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 命の大切さを学ぶというのはなぜ必要かというところからだと、自尊感情を育てるのが必要なのだと、というところからだと思います。みずからの悩みや困難に打ち勝つためには、自尊感情が必要になってきます。何とか頑張ろうという力になるのは、自尊感情からくるものではないでしょうか。

そこで自分に自信を持ち、前向きに生きるための自尊感情を育てるにはどうするのか。そのために命の大切さを学ぶのだと思います。特に小さい子どもたちは、絵本やテレビなども有効ですし、先ほどの教育長の答弁にもありましたように、生き物を飼うこと、ある小学校

では、豚を小さいころから飼って、出荷するまで育てるということをしたということのようです。そういう昔は周りに鳥や家畜などが、それらを食べていたというようなことがありました。今では、魚でさえも切り身で泳いでいると思っている子どもたちもいるような時代です。命の教育とは少し離れましたが、いずれ私たち人間は、生物の命を食して生きているのだという大切なことを忘れてはならないし、それらの命から成り立っている命だということを改めて感じることで、この貴重な命を大事に使わなければならないのです。ですから、今でも十分そういう教育はしているとは思いますが、この命の大切さについて、非常に重要であると思われることから、より一層命の教育の充実をしていただきたいと思いますけれども、これについて何かご所感がありましたらお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、命の大切さというのは、誕生から死ぬところまでのさまざまな場面があって、また学校でもさまざまな場面で指導すべきものだという事は、十分に心得ております。ただ、そこばかりはやっていられないわけで、しかし例えば給食のときにいただきますというのは、皆さん植物とか動物の命をいただくということ、そういうようなところは、やはりきちっと最初に指導するとか、そういうふうなところで時と場に応じて、全てそればかりではありませんけれども、機会を得て、そういう指導、命の大切さの指導を続けてまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） よろしくお願ひしたいと思います。

昨年1年間の全国の自殺者数が22年ぶりに2万2,000人を下回って、過去最大の減少率となったそうです。それでも、毎日約60人が自殺で亡くなっていることとなります。この数は、交通事故者の約6倍にもなりますし、東日本大震災の被害に遭って死亡された方や行方不明者を含めた数よりも多いです。それを防止するためにはどうすればいいのか。やはり精神的な人の支えが必要になってくるのではないのでしょうか。加えて決してその人の批判をしてはいけない。人はそれぞれの尺度で生きています。それを人の尺度を押しつけるようなことのないような社会であれば、人は生きやすくなっていくのではないのでしょうか。

しかし、今の社会はそうなっていないのではないのでしょうか。では、自殺を防ぐのはど

うすればいいのか。今月3月は、自殺対策強化月間なのだそうです。そして9月は、自殺防止月間と自殺予防の周知は事あるごとに行われております。このような周囲への周知、家庭や地域での気づき、つながり、見守り、そして寛容な世の中にしていく必要があると思います。そして、精神疾患からくるものには、医療機関が受けられる体制整備が必要であります。その点の心のケアに対する理解の啓発は、今後も一層力を入れて支援を行わなければならないと思うのですけれども、その辺の支援の構築についてお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

まず今岩手県では、ご存じのとおり自殺対策の取り組みとして、久慈モデルというのがありますが、その前に、まず今県として自殺対策のアクションプラン、大きく4つ掲げておるわけでございます。それは働き世代の支援、介護連携、そしてそれに合わせて医療連携と。あと一番大事なのが、相談ワンストップ化ということです。この4つの大きな柱がまず県の自殺対策のアクションプランと。今久慈モデルについては、全部で大きく6項目あるわけですが、特にも今ご指摘あったように、やはり予防は1次予防から3次予防まで、久慈モデルの場合があるわけですが、まず一番最初は、1次予防であれば、傾聴ボランティアと、よく聞いておあげするとか、それから2次予防は、相談や訪問、こういったものの支援とか、見守りと。そして、3次予防としては、自死遺族、亡くなられた家族、そういった方々に対しての支援ということで、そのほかにもいろんな精神疾患とか、いろんなまたは職場でのアプローチ、そして何よりも久慈モデルのあれで一番あれなのは、ネットワーク化、連携です。これが非常に大事だと言われておるわけございまして、今先ほど昆秀一議員のご質問の中にあつたように、岩手県は減つたとしても、やはり常に47都道府県の上位にあるわけでございます。そういった意味で矢巾町としても、先ほど答弁させていただいた平成29年または30年度、遅くてもしっかりした計画策定をしまいたいと、こう考えておりますので、これはもう喫緊の課題でございますので、しっかり取り組んでまいりたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 先ほどの答弁で自殺総合対策大綱が夏ごろになるということだったので、地域において対策をこれは求めているものなので、既に先駆的な取り組みを行っているのは、先ほども申し上げたことですが、いずれの地域でもそ

の取り組みに対して地域のリーダーが自殺対策を先導して、地域の実情を踏まえた地道な活動を行っているのが特徴のようでございますけれども、そのような地域のリーダーの役目の必要性については、どうお考えでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） 先ほど町長のほうからネットワーク化ということであるゆる組織に働きかけてお願いしていくことが大事かと思っております、28年度は、組織の拡大ということで今まで行っていた組織に加えていきいきまちづくり委員会、矢巾町の保健と福祉と医療と介護の部分が委員の皆さんで構成しているまちづくり委員会にも、その自殺のネットワークの役割をお願いしております。そしてまた、生活困窮者の自立相談支援を行っているネットワークがありますので、やっぱり生活困窮は、本当に生きる希望というか、あしたの暮らしにせっぱ詰まっているところがありますので、そのような組織にも拡大して取り組んでまいりました。今後29年度、地域の計画、市町村の計画を立案していく役割が義務づけられてきていますので、地域のリーダーの皆さんにもそのところをお願いしていくような構築を検討してまいりますので、今後ともご協力よろしくお願い申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 以上をもって7番、昆秀一議員の質問を終わります。

引き続き、6番、村松信一議員。

第1問目の質問を許します。

（6番 村松信一議員 登壇）

○6番（村松信一議員） 矢巾明進会、議席番号6番、村松信一でございます。

平成29年度当初予算につきまして1問目の質問をさせていただきます。

さきの3月本会議開催での高橋町長、越教育長の平成29年度施政方針、教育行政方針は、第7次総合計画の基本理念であります「希望と誇りと活力にあふれ 躍動するまち やはば」の実現にふさわしい内容の方針演述でありました。平成29年度当初予算執行に当たり、この方針について、町民の方々からの意見も取り入れた内容の質問について具体的にどのような考えをお持ちなのか、以下お伺いをいたします。

1点目の質問であります、平成27、28年度で取りまとめた公共施設管理計画の施設長寿命化対策として取りまとめた結果の内容について。

次に、2点目であります。地方財政決算報告は、全国自治体共通の複式会計決算となることによる町有資産の台帳整備の進捗状況及び公会計システム導入準備状況と移行スケジュールの計画についてお伺いをいたします。

3点目の質問であります。平成29年度当初予算に当たり、本町がリスク管理として優先対策を講じなければならない事案は何か。また、当初予算において、新たな発想のもとで取り組んだ特筆すべき戦略的事務事業は何か。

次に、4点目であります。人口増加対策として、本町に定住のために住宅金利優遇政策を実施中ですが、大変好評で申し込みも多いとのことですが、本町に開設の金融機関以外にも対応を検討することについて、どのように考えているのかお伺いをいたします。

5点目の質問であります。地方創生事業の人口減少対策の一つとして婚活イベントに取り組んでおりますが、平成29年1月29日、第9回矢あコンの開催状況及びこれまで開催されました内容、結果について。

次に、6点目であります。平成29年度末、矢巾スマートインターチェンジの開通により、今後このインターから岩手医科大学附属病院までの道路の大幅な改修工事が必要となり、莫大な費用を捻出しなければなりません。この費用の捻出をどのように考えているのかお伺いをいたします。

7点目の質問であります。岩手医科大学の附属病院の開院に伴う日々1万人とも言われております交流人口に対応した総合的な道路網、交通網体系の整備を検討中であると思いますが、通勤、通学や通院、そしてビジネスの利用形態に即したバス路線、そして鉄道網の充実が必要となりますが、いわて銀河鉄道の矢幅駅までの多便な乗り入れ計画の進捗状況について。

次に、8点目ですが、農地の相続未登記について、昨年農業委員会を通じて行われました相続未登記農地は、全国1,695市町村の調査で全農地の約2割あることが判明し、登記上の名義人が実際と違ったまま何十年も経過していることも多いと報告されており、このことが農地流動化の阻害要因となっているとのことあります。本町における相続未登記農地の実態はどのようになっているのかお伺いをいたします。

9点目の質問ですが、農業の法人化について、現在矢巾町での営農組合組織における法人化の実態について、未組織の今後の法人化の指導、また現在の法人化組織と未組織での補助金政策などの明らかな利点の違いは何かお伺いをいたします。

次に、10点目であります。旧矢巾中学校の自転車置き場の有効活用について、本町は春から新鮮な野菜などが豊富に出回りますが、屋根のついた、屋根のかかった自転車置き場を活用し、農家の新鮮な農産物などを提供し、新住民の方々との交流の一助として軽トラック朝市などを実施してはどうかお伺いをいたします。

11点目の質問であります。旧矢巾中学校敷地の状況について、矢巾中学校跡地利用計画委員会の設置により、約1年の期間を経て検討されておりますが、跡地の結果は、どのような結論となったのか。また、現在まで委員会で検討されました状況と結果について、行政側はどのような最終判断をいつまでに行うのか。

次に、12点目であります。塩彩プロジェクトについて、ナトカリ塩、ナトカリ食品についての企業による商品化状況及び登録商標、特許公開の取り扱いについてお伺いをいたします。

13点目の質問であります。フードドライブの実施について、昨年12月に実施の食品の収集状況と、この食品を有用な方にどのようにお届けされ、役立っているのか。また、今後のフードドライブ実施に対する考えについてお伺いをいたします。

次に、14点目であります。町民センター食堂は、皆様に愛されながら突然に閉店されましたが、認知症予防や改善に効果があるとされる軽スポーツや文化活動とともにカラオケも有効であるとされ、自治体でカラオケルームをつくって対応しているところもあります。ウエルネスタウン構想の中で町民センター食堂跡に認知症予防改善策の一つとしてカラオケルームを設置する考えはないかお伺いをいたします。

最後に、15点目の質問であります。有線放送が廃止された後の町民に対する現在の有線放送の機能である案内や連絡などは、どのように考えているのか。また、この代替としてテレビの空きチャンネルを使用する方法の導入の考えはないか。

以上、15点につきましてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 6番、村松信一議員の平成29年度当初予算についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、公共施設等総合管理計画は、平成28年12月に策定しており、平成37年度までの10年間を計画期間としております。初年度に当たる平成28年度は、個別資産の情報収集を行い、対象施設件数については、土地4万8,054件、建物116件、工作物292件、

道路2,357件、合わせて5万818件と取りまとめております。平成29年度から平成31年度は、中期の取り組み期間として個別資産の保全方針等を決定いたします。平成32年度から平成37年度を長期の取り組み期間とし、本格的なアセットマネジメントを展開することとしております。

2点目についてですが、台帳の整備、公会計システムへの導入のいずれも完了しております。今後は、新年度に入りましてから、平成28年度決算の取りまとめの段階で複式会計による仕分け作業を行い、9月に公表する決算書を調整いたします。

3点目についてですが、予算編成でリスク管理の考え方で優先した事業としては、近年の大型台風等による土砂災害や洪水対策に早期に対応する必要があると考え、9款消防費に災害対策事業を新設しております。当初予算から予算措置することにより、避難勧告等の早期判断と復旧に向け、スピード感を持った対応が可能となり、災害対応に万全を期す予算編成としております。また、新たな発想のもとで取り組んだ特筆すべき戦略的事務事業は、2款総務費の地方創生事業において地方創生の取り組みに向けた連携協定を本年2月22日に民間2社と締結した電子図書館サービスのほか、町の新たなブランドイメージ創出と新たな町のイメージの発信に向け、ロゴ政策やインターネット通販サイトを通じた町産品等のPRを平成29年度においても継続し、充実強化を図ってまいります。

4点目についてですが、住宅取得資金利子補給事業は、本町の地方創生に資することを目的として、町と地方創生に関する連携協定を締結しております5つの金融機関が協定に基づき一から制度設計を考え、創設した制度であります。地方創生の推進につきましては、決して行政だけの力で進めるものではなく、地域の産業界や金融業界、学術機関など、さまざまな主体が知恵を出し合い、ともに力を合わせて取り組んでいくべきものとされておりますことから、今後参画を希望する金融機関があった場合には、町の制度を単なる一事業者として利用するという立場ではなく、本制度の趣旨をよくご理解いただいた上で本町の地方創生のために一緒に取り組んでいきたいという意欲を、主体性を持った金融機関であれば、町内、町外にかかわらず歓迎し、連携協定を締結した上で、本制度に協力をお願いしたいと考えております。

5点目についてですが、本年度は2回のイベントを開催しております。第1回は、9月11日、やはば一くを会場に、20代から30代までの男女を対象に開催し、男性13名、女性7名の参加がありました。内容は、全般を和菓子づくり体験、後半を交流タイムとし、最終的に3組のカップルが誕生しました。第2回は、1月29日、盛岡市内の飲食店を会場とし

て開催し、30代から40代の男女を対象に前半をバルーンアート体験、後半を交流タイムとして実施しました。参加者は、男性12名、女性11名で最終的に2組のカップルが誕生しております。

6点目についてですが、岩手県医療の中核拠点となる岩手医大附属病院までのアクセス道路は、町民のみならず救急搬送時や災害発生時における岩手県民の命をつなぐ道として重要な位置づけとなります。現段階では、国庫支出金の社会資本整備総合交付金を活用し、整備を進めていく予定であります。交付金以外にも町債や一般財源を含め、事業費が多額となることから、財政運営上負担が重くのしかかる状況とはなりますが、経常的経費の抑制や新たな財源確保に努め、事業完了に向けた整備を進めてまいります。

7点目についてですが、乗り入れによる利用者の利便性向上のため、引き続き鉄道事業者への要望を行っているところであります。なお、現在、地域公共交通網形成計画を策定すべく地域公共交通会議を設置しており、その場において検討してまいります。

9点目についてですが、町内では、平成16年度からこれまでに8組織が農事組合法人に移行しております。現在の集落営農組織の法人化の実態については、本年4月に法人設立登記を計画している組織や圃場整備事業とあわせて法人化を計画している組織もあり、その他の組織においても、予定よりはおくれることにはなるものの、法人化に向けて取り組んでいこうとしていることから、関係機関と連携し、今後とも支援を継続してまいります。

次に、法人化組織と未法人化組織での補助金政策などの明らかな利点の違いについては、法人には、経営体育成支援などの採択に関しては、ポイント制となっており、ポイントが加算されること、金融機関から融資を受けやすくなること、農地中間管理事業の活用が可能となり、地域内農地の集積を進め、機構集積協力金とあわせた安定的な経営が期待できることなどが挙げられます。

10点目についてですが、町や農業関係団体で構成しております矢巾町農業対策会議が毎年お盆の時期に役場南側駐車場を会場に朝市を開催し、農産物販売を通じて生産者と消費者の交流を行っております。ご質問のありました交流の一助としての軽トラック朝市等の開催につきましては、実施する時期や回数、団体数の規模等、参加生産者や産直団体と協議を進めながら地元農産物の販売を通じた生産者の活性化と消費者との交流による農業振興につながるよう実施の有無を含め検討してまいります。

11点目についてですが、旧矢巾中学校敷地利用基本方針検討委員会は、昨年4回、本年に入り2回、合計6回開催しており、まちづくりワークショップ、まちづくり懇談会、そ

して昨年12月に実施いたしました町民アンケートや10代、20代を対象としたアウトリーチの結果等を含め検討いただいているところであります。委員会での検討結果につきましては、今月22日に第7回の委員会を開催する予定となっております、そこで敷地利用に関する基本方針についての答申が出される見込みとなっております。したがって、最終判断につきましては、その答申の内容によるものと考えております。

12点目についてですが、商品化状況については、現在町内1企業、町外3企業において4品目が商品化され、店頭販売されております。登録商標については、ナトカリ及びナトカリ食の2種類の商標登録をし、本町及び一般社団法人適塩血圧対策推進協議会が使用しております。特許公開については、ナトカリ塩は、既に存在している食塩の主成分である塩化ナトリウムの一部を塩化カリウムに置きかえたものであり、新たな特許権利はないことから、特許権の出願はしていないところであります。

13点目についてですが、昨年12月に役場庁舎とさわやかハウスにフードポストを設置した際には、合計510.16キログラムの食料の提供をいただき、この取り組みを通して、町民の皆様の関心の高さと温かい善意を感じることができました。協力いただいた食料は、NPO法人フードバンク岩手が行う県内の食糧支援に生かされており、冬休み期間中の取り組みとして、小中学生のいる世帯に対する食料供給を行う事業の実施について、当町も連携して取り組みをいたしました。

具体的には、食料提供の希望申し込みについて就学援助を受けている世帯からフードバンク岩手が取りまとめ、8,000円相当の食料を直接希望世帯に配達するものであり、町内62世帯へ12月下旬に合計850キログラムの食品等が配達されたことを確認しております。

今後のフードドライブの実施については、春休みに向けた春期のフードドライブとして3月1日から17日までの期間、ご支援を求めているところであります。また、新年度も児童・生徒等の長期休み期間中を強化月間として取り組みを継続してまいります。

14点目についてですが、町民センター食堂につきましては、国の創生拠点整備交付金を活用し、町の地方創生の新たな拠点として平成29年度中に改築を実施したいと考えております。

施設の具体的な用途につきましては、ご提案のカラオケルームも含め飲食、物販、地域交流など、さまざまな形態が考えられますが、町が進める健康なまちづくりや地域経済活性化などの施策上の効果とあわせて長期継続を視野に入れた採算性も考慮しつつ、今後検討してまいりたいと考えております。

15点目についてですが、有線放送にかわる情報伝達手段については、現在防災ラジオの導入に向けた検討を行っております。防災ラジオは、緊急情報及び行政情報の伝達が可能であり、放送局や東北総合通信局等との関係機関との調整やまとまった初期投資が必要であるものの、防災行政無線等の他の方式と比べ、個別の放送を行うことを目的とした場合に、ラジオであることから、個人が導入しやすい利点があります。

なお、財源は、緊急防災減災事業債の活用を考えています。

このような状況から、テレビの空きチャンネルを使用する方法の導入については、現在検討をしておらないところであります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 高橋農業委員会長。

（農業委員会長 高橋義幸君 登壇）

○農業委員会長（高橋義幸君） 引き続き、平成29年度当初予算についてのご質問にお答えいたします。

8点目についてですが、平成29年1月末現在の農地台帳における農地面積は、2,927ヘクタールであります。そのうち相続未登記農地は、221ヘクタールであり、農地全体の7.6%を占めております。本町は、平たんで優良農地が多いこともあり、全国平均より相続未登記農地の割合は低い状況にありますが、農地流動化の阻害要因とならないためにも速やかに農地の相続登記手続を行うよう、町広報紙やホームページにより周知するとともに、相続未登記農地の解消に向け、推定相続人に対して相続登記を促してまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

6番、村松信一議員。

○6番（村松信一議員） それでは、1点目の質問、長寿命化につきまして質問させていただきます。

今後3年間で個別資産の保全方針を定め、3年後には必要施設、それから不要施設かが明確になるわけであります。そして、必要施設については、32年度から7年間でアセットマネジメントを展開する。要するに公共資産の管理運用業務を行うということになります。必要資産については、長寿命化対策を実施し、間接的な点検、診断費用も含め、今後莫大な費用を要します。特に将来負担率の高い本町の場合、この費用捻出が問題になると思います。そこで先ほどもありました、答弁いただきました町有遊休資産、土地の場合は4万

8,054件ございますが、この中から土地などを早急に売却などをするべきと考えます。見解をお伺いいたします。

それから、2点目も続いて質問させていただきます。複式会計についてであります。平成28年度決算書は、例年の内容と異なる決算調書になるのか。

以上、2点につきましてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず1点目の町有遊休資産等の売却を早急にするべきではないかというふうなことについてのお答えでございます。議員がいろいろ懸念なさっているとおり、費用捻出ということが今後問題になってくるものというふうに捉えておりますので、今般の台帳整備の後、必要、今後売却すべきものと、売却をしたいのだけれども困難なもの、あと残すべきものと仕分けをしておきまして、必要な時期に売却をしていくというふうな考え方に立つべきものというふうに考えております。

それから、2点目の28年度の決算書の関係でございますが、まだ国からは決算書、このような形でまとめてくださいということを変更したものが示されてございません。したがって、今のところ、これまでと変わらないものというふうに考えてございます。また、この複式会計になった場合に出てきます財務4表、連結の貸借対照表、連結の行政コスト計算書、連結の純資産変動計算書、連結資金収支計算書につきましては、既に26年度決算のものからは公表しておりますので、それにつきましても従来と同様となるものと考えております。

なお、これまでこういった財務4表の公表につきましては、年度末の3月まででよいということになっておりましたので、そうしてまいりましたが、28年度決算について具体的な時期を国から指定されるのか、まだ未定でございますので、そのところは指定された時期までに公表できるように取り組んでいくということで考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） それでは、3点目に移らさせていただきます。

リスク管理及び戦略的事務事業についてであります。最新のデータによります企業の場合ですが、企業の場合の国内におけるリスク管理としての優先順位であります。1は自然災害で37%なそうであります。それから、2点目には、法令遵守違反25%、以下情報漏えい、

4番目、品質管理体制、5番目、サイバー攻撃、6番目、人材不足であります。本町におけるリスク管理として、災害対策事業を最優先としたことは、まことに正しい判断だと思えます。町民の安心、安全なまちづくりの予算措置に町長に感謝申し上げます。

それでは、戦略的事務事業についてお伺いをいたします。1点目、電子図書館サービスについては、どのようなことが可能になるのかお伺いをいたします。

それから、2点目、インターネットによる町産品のPRの取り扱い品目と28年度の取扱量は、どれほどだったのか。また、29年度は取り扱いを強化するわけですが、どれほどの販売を見込んでいるのか。また、この農産物の農産品の販売で生産者との協議はなされているのか。

以上、お伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず最初に、電子図書館サービスの件でございます。これまで楽天との協議の窓口でありましたので、私のほうからお答えさせていただきます。

具体的な使い方について、ちょっとご説明する形でお答えいたしたいと思いますが、利用の方法ですけれども、まずは図書センターにご当人が出向いていただきまして、ユーザー登録等をしていただきます。そのユーザー登録のIDとパスワード等を入手しますと、以降は、どこからでもインターネットを通じて電子図書のライブラリーの中から図書が借りられるということになります。返却は一定期間で自動的になされます。

つまりこれまでは、リアルな本の場合は、実際センターに出向いて、行って借りて、返すときも出向いて返すというふうな流れだったものが図書センターに行かずとも図書を借りて返すというふうなことができる。これで大きく変わる点といたしますが、従来なかなか足が向かなかつたといいますか、図書館にいろいろさまざまな理由で来られなかつた方々、それからいろいろな意味で時間が合わないような方々ということで、従来図書館サービスを利用されなかつた方々という部分にサービスを提供できるようになるというふうなものとして捉えております。

若干懸念される部分、普通に借りている人が減るのではないかというふうな懸念もあると思いますが、少なくともこれまでの同様のサービスを開始した国内の5つ例ございますけれども、この5館では、利用者が減ったということはなく、新たな利用者がふえたというふうな実績があるということを捉えてございます。

それから、もう一点目の町産品のPR云々というところでございますが、今回の楽天との契約と申しますか、協定とかにつきましてですが、改めてご説明いたしますと、町の産品を取り扱うというふうな考え方ではなく、町内の事業者さんを楽天のeコマースのところに出させていただいて、出店していただいて、町内の事業者さんの売上げが向上するような取り組みをしていきたいと思いますということでございます。矢巾町のものに焦点を絞ったのではなく、矢巾町の事業者さんに焦点を絞った事業でございますので、その点でちょっと、町産品の取り扱い云々というところについては、そういったこととなりますので、回答がちょっとできませんけれども、今月に説明会行いまして、取扱量等は、今後どうなっていくのかというのは、これから注目していきたいところでございます。

なお、具体的に先日の説明会で4社ほど手を挙げた事業者さんがいらっしゃったということで、今までも楽天という範囲では、矢巾町内の事業者さん6社あったところが、先日手を挙げたところが4社ふえるということになりますので、10社になるというふうな見込みが立ったところでございます。取扱量、売上げ等につきましては、今後注目していきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） それでは、4点目の質問に移らさせていただきます。

住宅取得金利補給についてであります。平成28年3月議会で住宅取得資金の借り入れに対し、利子補給制度を創設するとご答弁をいただきました。そして、28年の8月から個人住宅取得資金の利子補給を実施していただいております。この利子補給につきましては、昨年12月に仕事や取引の関係で矢巾町に開設以外の金融機関を利用せざるを得ない方のために対象を広げていただきたいと質問をいたしました。先ほどのご答弁では、意欲と主体性を持った金融機関であれば、本制度に協力をお願いしたいところであるということでありました。

そこでお伺いしたいのですが、現在その5金融機関以外に現在交渉されております金融機関があるかどうか。

それから、交渉状況と利子補給の実際対応できる時期、めどについて。

それから、今までこのことで対象期間中、ですからきのう現在かきょう現在までであります。矢巾町内でこの金融機関の関係で対象から外れた方は何件くらいあったのか、把握しておりますでしょうか。

以上、質問とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） お答えいたします。

まず最初に、交渉している金融機関があるか、交渉状況は、それから時期と、めどというふうなことについてお答えいたします。

問い合わせがありました金融機関は、1行ございまして、これまで2回ほど面談し、説明をしてございました。その協定が必要になりますよとか、そういった一連の説明をさせていただきます、我々としては申し入れがあれば対応しようと思っておりましたが、現時点で申し入れがないという状況でございます。

また、申し入れがありまして、協定締結が調った場合には、その協定締結後、打ち合わせ等が必要になりますけれども、そういった打ち合わせ等を考えますと、1カ月から2カ月以内には、取り扱いが開始できるのではないかなと思われま。

それから、2点目の対象期間中の住宅戸数、それから利子補給の件数等でございますが、住宅の戸数につきましては、税務課のほうのデータをちょっと参照させていただきまして、それはあくまで完成した、固定資産のほうの調査に行ったという建築でございますけれども、そちらが12月までは把握されているところでしたので、90戸あるというふうに確認をいたしました。

なお、利子補給の利用件数につきましては、12月まででありますと31件、3月本日現在ですと、41件でございます。ここ、ただあくまで利子補給の申請関係は、まだ建っていないものも含まれておりますので、そういう意味でちょっと単純に比較はできないとは思いますが、おおむねそういった数というふうに捉えていただいても結構かと思えます。

ですので、対象から外れた件数というのは、先ほどの数との引き算で考えますと、60件程度は対象外だったのかなと思われま。正確ではない部分が多々含まれておりますが、大ざっぱにはそういうことであるかなと思われま。

それから、関連したお話をさせていただきますが、今利子補給につきましては、台帳としてデータを整えておるのですけれども、先ほど41件の申請あるというふうにお話しさせていただきましたが、そもそも矢巾町にお住いになられる方をふやすという意味で始めた事業でございますので、そのK P Iとして人口増加が何人だったのかというところを捉えております。ですので、町外から矢巾町に新規でいらっしゃった方が41件のうちで74名になってございます。

なお、それ以外に60名の方が、もともと町内でしたが、住宅を取得されて定住なさるといふふうな状況ですので、一定の効果はあらわれているものというふうに捉えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 質問の途中ですが、村松信一議員、この1問目に対して質問はあとのぐらいありますか。

（「まだ」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、まだ時間がかかるとのことですので、1時間半程度経過してまいりました。ここで休憩を入れたと思います。

再開を2時35分とします。

午後 2時26分 休憩

—————
午後 2時35分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き再開をいたします。

村松信一議員の第1問目の後段に入ります。

再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） 先ほどは、ご答弁ありがとうございました。元気が感じられないのです。要するに矢巾町に住んでいただくための施策であるわけでありますけれども、矢巾に住むなら住んでもいいよ程度のような答弁でありました。ぜひとも矢巾に住んでいただきたい、こういう気持ちならば、もっと金融機関に積極的に働きかけたらいかがですか。再度伺います。どうですか。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） もっと熱意をとということかと思えます。こちらとしましても制度設計の段階で金融機関さんといろいろやりとりをさせていただきまして、今回のこの制度もなかなか金融機関さんにもそれなりに汗をかいていただかないとできないものだという事で、その制度設計の段階からそういうことがわかっていましたので、そういうことで町内の金融機関さんと内容を詰めさせていただいたところがございます。なので、済みません、汗をかく気のある金融機関さんであれば、歓迎しますというふうな言い方になっていますのは、そういったこととしまして、また仮にですけれども、メガバンクさんなんかはこちらがこういうふうなお話をしたとしても、メガバンクさんは、基本的にこういったことに汗

をかくつもりは全くございませんので、そういうふうな実際の状況を考えますと、申しわけございません。打って出るというよりは、待ちの姿勢になっているところは否めないところでございます。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） よろしいですか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） メガバンクの話はいいのです。要するに盛岡にある地域の金融機関ってあるのではないですか。せっかく申し込んでいる方もいらっしゃる。先ほどありましたように何十人かは対象外なのです、対象にならなかったのです、残念ながら。ということであります。ですから、お互いに汗をかいてください。どうですか。

それで、その対象から外れた方は、今後どのように考えているのか。町長は、前回の答弁のときに、矢巾にせっかく住んでいただく方に最初から差別してはならない。だから、このことは真剣に考える、そういう答弁でありました。どちらでも結構ですから答えていただけませんか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

今企画財政課長が答弁したとおり、当初の制度設計の段階ではそういうことで、あとはこれからは、やはり私どもとしても柔軟な体制をとって対応していかなければならないというのは、ご指摘のとおりでございます。ただ、すぐ急ハンドルをもうとってくれと言われても、なかなかできない部分もありますので、いずれ私どもとしては、この制度設計のときの、やはり一番最初地方創生の包括協定を取り交わした矢巾町に支店のある地方銀行、そして岩手中央農協、JAとのあれなのですが、今後そのこととの包括協定取り交わした金融機関ともよくお話し合いをして、ご理解をさせていただきながら前向きに取り組んでまいりますので、そののところだけは誤解のないようにご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） ただいまのことは、そのように熱意を持って、汗をかいてぜひとも早く実現するようにお願いをしたいと思います。

それでは、次に移らせていただきますが、婚活についてであります。過去9回実施しているわけですが、以前の答弁で今回、前の答弁でもありましたが、めでたく結婚され

た方も数名いらっしゃるかと聞いております。実際、この9回の中で何組ぐらいが結婚されているのか。そして、この方たちは、矢巾に今現在住んでいるのか。そして先ほどの質問の中にありました、質問させていただきました利子補給制度を利用された方はいらっしゃるのか。

以上、お伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） お答えいたします。

まず最初に、矢巾町が主催している婚活、これまで9回あったということでございます。申しわけございません。最近過去3年間の分のデータとしては、私のところに持ち合わせておりまして、これによりますと、成立の件数が十二、三組ほどございました。矢巾町のほうのこれまでの婚活につきましては、いわゆるその後の追跡調査まではいたしておりませんので、結婚に至った云々ということについては、データとしてはない状況でございます。

それから、そういったデータがないということもございまして、それで利子補給の関係の利用者はいるか、いないかというところでございまして、ないものというふうに認識してございます。

それから、先ほど利子補給の話のところちょっと私の説明不足のところがあったと思いますので、お話をさせていただきますが、先ほど90軒家が建ったというところのデータなのですが、これはいわゆる全て矢巾町内全部のところを指していますので、いわゆる利子補給制度に最初から対象にならないという方も含まれておりますので、そういう意味合いで対象にならなかった方が約60いるというわけではないということは、誤解のないようにひとつお願いいたします。

それから、ちょっと参考までになのですが、岩手県が主宰しておりますi-サポというふうな制度がございます。これには矢巾町のみならず県も含め、市町村のほうでいろいろ負担金の形でお金を出し合っている婚活事業なのですけれども、こちらについては、何か最新のデータとしてはいただいております、お見合いが519件、交際が257組、成婚まで至ったのが7組というふうに、こちらのほうは成婚に至ったところまで追跡している、それなりに最初から会員制でお金を取って、紹介してというふうな流れでやっているようなので、成婚のところまでデータをとっているということで、そのように聞いてございます。

なお、矢巾町に関係のある方なのかということについては、そこまではちょっと情報開示はできないということで申しわけございませんが、参考までの情報でございました。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 村松信一議員。

○6番（村松信一議員） 続きまして、6点目の質問に移らせていただきます。

アクセス道路についてであります。おおむねどれほどの事業費と完成までの年数を必要とするのかお伺いをいたします。

それから、10点目に質問をいたしました自転車置き場の活用についてであります。ここは余り組織の関係なく、組織重要であります、農家組織重要でありますけれども、こういう小さなブースを利用するのは、個人で何の組織にも入っていない、組織に入っている、個人で出荷したいという人が数多くいるのです。ですから、こういう案内をする場合につきましては、農家全戸にまず出していただきたい。組織代表とか、組織宛てではなくて。ということをお願ひしたいということと、12点目に質問いたしましたナトカリについてであります。4品目の販売商品の内容について。

以上、アクセス道路と自転車置き場、ナトカリ、この3点につきましてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、私のほうからは、第1点目のアクセス道路の関係についてご説明を申し上げたいと、ご答弁させていただきたいと思ひます。

今のところアクセス道路としましては、下り線をおりまして、町道堤川目線、それからウエストヒルズ広宮沢から堤川目線まで、そしてその堤川目線から県道の安庭線ということで今までもご説明をしてきたとおりでございますが、その金額的には、まだ若干委託の関係が全部出ておりませんが、約14億円と見込んでいます。それから、その完成時期につきましては、一応31年9月の医大開院までには何とか交差点部分については、工事は完了させたいなど。以降につきましては、社会資本整備交付金等の補助金を活用しておりますので、そのつきぐあいもありますけれども、何とか平成30年代半ばぐらいまでには完成できればなということで考えております。

それから、あわせまして医大側のところまでということでございますので、以前も答弁しておりましたが、煙山小学校の東側、くみあい鉄建さんの交差点部でございますが、あそこにつきましても、やはり交差点改良の部分だけは必要だろうということで、こちらにつきましても1億円はかからないとは思いますが、数千万円くらいはかかるのではないかとということで見込んでいます。こちらにつきましても、先ほど言いましたように、何とか医大開院までには、その交差点部も改良していきたいなということで考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稲垣譲治君） 私のほうから2点目についてお答えをいたします。

今現行で行っております矢巾お盆市につきましては、ご指摘のとおり団体のみの募集となっております。現在7団体ほどに出店していただいておりますが、議員からご提言がありました軽トラック朝市等の内容での開催を計画する際には、一般農家の方にも出店を呼びかけながら検討を進めてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木順子君） 12点目のナトカリの商品についてのお話でございますが、今開発して店頭に出ているのが4品目ということで、ナトカリ塩のヘルシオライト、いわて健民のおしょうゆ、そして3ちゃん味噌、もう一つ薩摩揚げが今市場に出ています。そのほか現在、3月中に検査ということで、今商品の試作ができてまして検査に進んでいるところでは、産業振興課のほうで普代の昆布と、それからヘルシオライト、町内産のシイタケをコラボさせた今スープのところは1つできておりましたし、つくだ煮、塩こうじ、がんづき、めんつゆ、ポン酢、梅漬けというところの7品目につきまして今検査をしておりますので、こちらがナトカリ比のほうがうまく対応できれば、商品化も間近いと思っております。そのほかまだ民間のほうで他社で試作中のものがございまして、以上、情報も含めてお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） ありがとうございます。

それでは、フードポストについて13点目に質問した内容につきまして再質問いたします。

提供されたのが516キロ、町内62世帯に850キロをお届けしているご答弁いただきました。

要は334キロは、どちらかから、町外からいただいたものだったわけではありますが、これを見ますと、まだまだ必要としている世帯があるということに初めて気がつきました。提供できる方もまだまだいらっしゃるかと思いますが、前回は告知などに行き渡っていなかった点もあったかと思っておりますので、どうでしょうか。このフードポストにつきましては、やはば一くあるいは体育館などに置く。そして私も始めたころあれを探したのですけれども、どこにあるかわからないような段ボール色のやつでわからなかったもので、あれをもう少しわかるよう

な派手な色、派手な色ではなくてもいいのですが、わかるような、ポスターも全くわからないような配色でありますので、もう少し目立つようなところに、目立つようなポストとして設置をすることを希望しますが、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

フードドライブ、またポストの関係ですが、これはもう食料なので、やはり管理責任というか、管理をしっかりしていかなければならないわけですので、そういう管理責任をしっかりできる場所を、そしてやはりそういった箇所をふやすことによって、皆さんに対する周知にもつながるわけでございます。それから、できればこれは法律とか、または県なりの指導をいただきながらステッカーとか、そういうふうなものも含めて周知できるか、前向きに検討してまいりたいと思います。

いずれこのことについては、一言で言うと、貧困対策の一環で、やはりしっかりした取り組みをしていかなければならないと思いますので、そのことについては、前向きに取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） ありがとうございました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。14点目に質問しました町民センター食堂についてであります。ご答弁にありましたように、カラオケは今後の検討課題となっておりますが、答弁の29年度中に地方創生の新たな拠点としての改築をされるわけでありましたが、この内容、改築されて何に使うか、どのような内容の改築をされるのかお伺いをしたいと思います。そして、それはいつごろから使用できるのか。

以上、質問とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） お答えいたします。

具体的な内容、それからデザイン等は、これからの詰めになりますが、基本的には改装に近い、主要構造部はいじらないでということになりますので、そういった形になりますが、現状、厨房が非常に大き過ぎるという状況なので、厨房をコンパクトにしつつ、その空いた部分をオープンスペースにして物販ができたりとかというふうなことを考えております。それから、従来の飲食エリアはそのままということになると思います。

それから、2階については、従来和室タイプの宴会場だったのですけれども、こちらのほうもいろんな用途に使えるような形に改修してはどうかというふうな考え方でおります。

それから、再開の時期といいますか、オープンの時期ですが、新年度に入りましてからのデザイン、設計等を行いますので、最低限でも三、四カ月はかかるものと思っています。秋のオープンができればいいなと思っています。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） それでは、わかりました。

それでは、15点目の有線放送についての質問に移らさせていただきます。緊急放送は、先ほどの議員の質問の中で理解できました。そうしましたら、今有線放送で一般放送をされております。緊急の場合は、先ほどの答弁でわかりました。一般放送の場合は、そのラジオではできるのでしょうか。ラジオで一般放送もやるのでしょうか。

先ほどの答弁ですと、緊急にかかわる放送だと思いますが、今までやっておりました一般放送はどのような形を考えているのかお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

前の議員さんのほうにお答えした部分、ちょっとダブりますけれども、結論的に言いますと、コミュニティラジオ放送局、いわゆるラジオの放送局、こちらとの連携が必要になりますけれども、放送局の放送時間帯の一部を購入をいたしまして、地域の情報の発信、いわゆる行政情報でございますけれども、これは可能であるというふうに、今現段階の案では、そういうような形で考えてございます。

なお、現在J Aの有線を使って行っている部分としましては、議員さんおっしゃられた部分含めまして、タウンインフォメーションとか、学校スクランブルとか、あとお誕生、お悔やみ放送、いろんなあとは不審者情報とか防犯関係含めまして、緊急も含めまして出しているところがありますので、これについても対応できるように設備と申しますか、防災ラジオそのものは可能でございますので、あとはラジオ局、こちらのほうとの協定、いわゆる時間帯の一部の購入になりますけれども、こちら対応をしてまいりたいというふうには考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） よろしいですか。他に再質問は。

（「いいです」の声あり）

○議長（廣田光男議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、村松信一議員の1問目の質問を終わります。

次に、第2問目の質問を許します。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） それでは、2問目の質問に入らせていただきます。

学校運営についてであります。1点目、児童・生徒のいじめ防止の取り組みにつきましては、過去に一般質問で数回質問をさせていただきました。本町では、一昨年痛ましい事件が発生いたしました。このいじめ未然防止のための取り組みとして、児童・生徒を対象としたアンケートを毎年2回実施しておりますが、今までにアンケート内容を変更されたことがあるのか。また、回収されたアンケートの取り扱いはどのようになっているのか伺います。

続きまして、2点目の質問であります。いじめ防止の再発防止策として、弁護士による出前授業を始めた自治体があります。全国のいじめは、年々増加傾向にあることから、文部科学省では、2017年度から弁護士の出前授業を行うモデル地区を選定しております。岩手の弁護士会と協力し、矢巾町内の中学校でも取り入れる考えはないか伺いをいたします。

次に、3点目の質問であります。学校給食の食べ残しは、栄養面、環境面、費用面など、さまざまな問題につながりますが、この食べ残しが全国的な問題となりつつあります。本町における各小学校の食べ残しの実態は、どのようになっているのか。

以上、3点伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

（教育長 越 秀敏君 登壇）

○教育長（越 秀敏君） 学校運営についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、児童・生徒のいじめの早期発見防止の取り組みとして、各学校では定期的にアンケートを実施しており、その具体的な内容としては、小学校では低学年と高学年で聞き取り内容を変え、それぞれの学年で答えやすい設問とし、学校生活全般においてうれしかったこと、悲しかったこと、嫌な思いをしたことなど、自由記述できるアンケートとなっております。

中学校では、自身の悩みや直接いじめを受けていること、同級生のいじめについて見聞き

した事など、事実に即して具体的に記載できる内容となっており、刻々と変わる児童・生徒の友人関係の変化や成長に伴う心の動きを把握するために定期的に設問内容を変えております。

次に、アンケート結果の取り扱いについては、各学校で集約後、校内のいじめ対策委員会で内容の把握と情報共有をし、その後必要に応じて当該生徒等からの聞き取りを行い、随時生徒指導に結びつけております。

2点目についてですが、文部科学省では、平成29年度に全国から2自治体をモデル地区として選定し、弁護士による出前授業を実施いたします。そして、その内容をもとにして、授業例や刑事事件になった事例を盛り込んだ手引書を作成し、平成30年度からは、この手引書を利用して教師が同様の授業を行うこととしております。本町においても、これまで各学校で道徳の時間や学級活動の時間などに、いじめについての授業を行ってまいりましたが、法律の専門家である弁護士がいじめの個々の行為について、例えば叩いたり、殴ったりする行為が刑法の暴行や傷害に、インターネットの交流サイトで実名を挙げて悪口を書くことは、名誉毀損や侮辱に。お金をせびる行為は恐喝にと、それぞれ犯罪に当たる可能性があることを実例とともに授業において教えることは、さらなるいじめの抑止策になると考えております。

さきに述べました文部科学省のモデル事業の成果が全国の教育現場において実施されるのは、まだ先のことと思われまので、それまでの間、岩手弁護士会のご協力をいただきながら、いじめについての出前授業を本町で行うことができないか、今後検討をしてまいります。

3点目についてですが、今年度の児童・生徒一人1食当たりの残滓量は、平成29年2月23日までの段階ですが、小学生の平均が25グラム、中学生の平均が45グラム、小中学生全体での平均では32グラムとなっております。本町における学校給食の残滓対策といたしましては、学校給食共同調理場に2名配置されている県派遣の栄養教諭が各小中学校給食担当教諭との連携を図りながら各学校への訪問を通じて生産者が丹精込めて栽培、収穫した農作物等を感謝の気持ちで残さず大切に食べるよう食育指導に力を入れているところであります。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） それでは、再質問1点目であります。アンケートについてであります。

各学校のアンケート用紙を頂戴いたしました。この中で矢巾中学校では、無記名で提出するアンケートがあります。しかし、矢巾北中学校にはないのはなぜですか。

矢巾中学校の無記名アンケートは、とてもいい取り組みと思います。その中でせっかく無記名でも、各担当の先生は名前を書かなくても誰の筆跡かわかるのだそうであります。これは、中学生くらいになると、中学生はそのくらいはわかっているのです。それは、友だち同士でそのようなことを会話しているのです。そういう話を聞きました。ですから、正直に書かないかもしれないということでもあります。

そこで、この解決策といたしまして、まず先生がアンケート用紙を配る。そうしましたら、箱を用意する、これに入れてください。私は絶対見ません。第三者にパソコン等で印字していただいてから学校で見る。そうすると、もしかすると正直に書いてくれるかもしれないと私は思うのでありますが、こういったことが対応できるのかどうかお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 村松学務課長。

○学務課長（村松康志君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まずさきに各校のアンケートを村松議員から請求されまして、その際ご提供いたしましたけれども、その際、矢巾中学校のアンケート、たまたま8月27日のアンケートで無記名のアンケートでございました。その後各学校に調べましたところ、矢巾北中学校では記名で8回のアンケートを行っております。一方矢巾中学校では、記名で6回、無記名で1回、ですので、たまたま議員に差し上げたアンケートは無記名だったというものでございました。

つまりどっちの学校でもほぼ記名式でアンケートを行っておるというような状況になってございます。その理由につきましては、記載した生徒の名前がわからないと、その後の過去での支援やケアを行うことが大変難しいということがまず大きな理由でございます。そのほかに、ただアンケートのみではなくて、自由に投稿できるボックスを学校内に用意しておりまして、そこにいろんなことを、いじめにかかわらず何でもいいです。それでも投稿してもらような箱を設置したり、あとは生活記録ノート、これがまず一番大事なのですけれども、こちらのほうを活用したりして、アンケートのみではなくて、さまざまな手段を組み合わせ、生徒とクラスの状態を把握いたしまして、生徒指導を行っているのが現状でございます。

確かにアンケートを記名にしますと、本当のことを書かない生徒も出てくるかもしれませんが、これはもう想定内でございます。無記名にしますと、メリットも当然ございますけれども、デメリットといたしましては、生徒が仲間うちのうわさや憶測をそのまま書いてしまうというようなことも考えられます。そういったことから現場が混乱を招くというようなこと

も考えられますので、現状ではこのような方式で行っているところでございます。

議員がご提案なさった無記名のアンケートを回収ボックスに入れて、第三者がパソコン等で入力したものを参考にする方法につきましては、無記名アンケート、これから教育4委員会では、無記名アンケートをやっていくようにというふうに指導しているところでございますので、大変よい方法と思いますので、参考とさせていただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） わかりました。

ぜひとも期待しております。パソコンで打ってから回覧するという方法をぜひとも取り入れていただきたいということを検討するということですので、今やるとは言っていないので、よく検討してみたいと思います。

それでは、給食につきまして最後の質問になりますが、ご答弁いただきました中に収穫した農産物などを感謝の気持ちを込めて残さずに食べる、食育指導に力を入れるとあります。そのとおりであります、これでは改善にはならないのではないのでしょうか。給食の食べ残しは、児童個人の要因、環境要因、給食の献立や量といったさまざまな要因が関連していると考えられますが、給食の食べ残しについて、その理由などについての改善策として対策を講じたことがありますか。

例えば形をわからなくする工夫、あるいはおいしく見せる工夫、こういうことをやりまして、20%くらい、年間1人当たり7キロくらいの食べ残しがあるのだそうですが、それが大幅に改善されたというようなどころも多くあります。ということで、今質問しました改善策についての対策を講じたことがあるのか。

それから、またこのことで子どもたちにアンケートをとったことがあるのか。食べ残した理由について。

以上、2点お伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 村松学校給食調理場所長。

○学校給食共同調理場所長（村松 徹君） ただいまのご質問にお答えいたします。

給食の食べ残しの主な原因として考えられることとしましては、まずは好き嫌いが考えられますけれども、議員がご指摘のように形をわからなくする工夫としましては、例えばナスとかピーマンとかは、児童・生徒は余り好まない傾向が昔からあるわけでございますが、そ

うしたものをてんぷらにしたりだとか、肉詰めにしたたりだとか、そのような形で形状を変えたり、あるいはおいしく見せる工夫として食材の色合いを工夫するなど行っておりますし、それ以外の部分といたしましては、町内の小学6年生を対象としまして、リクエスト献立というものを実施しております。これは、6年生の各クラスごとに年1回ずつ、計9回実施しておりますけれども、これは当然小中学校、皆さんに同じ献立で提供させていただいておりますが、このような取り組みも行っております。また、児童・生徒にとっては、嫌いなものでありましても、給食メニューから外すということではなくて、今後の成長過程におきまして、いろいろな味に触れることで味覚を形成するということも重要でありますことから、成長期に必要な栄養素をバランスよく摂取するような取り組みを行っております。

また、食べ残し改善のためのアンケートというお話がございましたけれども、学校給食共同調理場の独自調査といたしまして、昨年6月に小学校のほうは、小学5年生を対象に、中学校のほうは中学2年生を対象に食生活に関する実態調査というものを実施しております。実施した結果でございますが、調査項目中に給食を残す理由というものを掲げておりまして、それで一番、全体の数値の順番で申し上げますと、多い順番としましては、残滓の理由の一番多い理由といたしましては、量が多い、これが全体の25.6%、2番目として、時間がない。特にも中学校の場合は、本当に分刻みということもありまして、そういう食べる時間がなかなかとれないというようなこともありまして、そういったものが24.4%。3番目といたしましては、嫌いなものがある。23.3%でございました。4番目としては、食欲がない、15.0%、最後5番目、これは私ども謙虚に受けとめなければならないのですが、おいしくないという部分が5.5%という結果が得られたところでございます。

これは全体の男女合わせた順位ですので、どちらかという、男子の児童・生徒の場合は、好き嫌いが多いというのが第1位なのですが、女子の場合は量が多いという傾向がございます。こうした調査のほかに月単位で残滓量の多い献立と逆に少ない献立とを把握した上で献立の検討を行うなどしておりますけれども、今後とも学校給食の残滓量の減量化に向けては努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、以上をもちまして6番、村松信一議員の質問を終わります。

次に、1番、赤丸秀雄議員。

第1問目の質問を許します。

(1番 赤丸秀雄議員 登壇)

○1番(赤丸秀雄議員) 議席番号1番、一心会所属、赤丸秀雄です。

質問の1つ目を伺います。先日町長の17年度施政方針演述をお聞きしました。そして、町の将来像の実現に向けた7つのまちづくりの方針に沿って、力強く説明されました町長の姿勢は、活力ある町矢巾町そのものを表現しているところと私感銘を得た次第であります。

特に子育て世代への支援で29年度から中学生までの医療費無料の拡大を図る方針には、感謝しております。そして、子育て支援に切れ目のない政策を展開してまいるとありますので、伺いますが、11月末に教育民生常任委員会で子育て世代の若い奥様方へヒアリングした際、世の中、出生率のことを口にしてはいるが、もう少し子育て支援を考えてとか、特に複数子どもがいる世帯から保育料無料化に助成をお願いしたいという声が多くありました。そのことは、低所得の若い層ほど、その傾向がありましたので、今後の支援動向について伺います。

次に、出産後、職場復帰したいとか、第2子が生まれ、経済的に働かなければならないが、保育園等は、新年度の4月とか、きりのよい時期でないと入園できないという切実な声が多くありました。このことに対応する必要性から制度充実について伺います。

次に、やはば一くの利用者、特に遊び広場の利用者は、当初想定より5倍以上の利用者数で推移しているようであります。安心、安全に楽しく遊んでいただくために、現場、いわゆる運営者の声を踏まえた運営推進について伺います。

2項目めを質問します。新聞、テレビ報道でふるさと納税の施策が計画以上に運用されている自治体が話題になるたびに私、町ももう少し前向きに取り組んでいただきたいと思い、再々質問させていただきます。ふるさと納税の昨年度と比較した今年度の状況について。そして、29年度の目標額とどのように取り組みを強化しようとしているのか伺います。

また、増収であれば、学校のトイレ洋式化への早期改善や地域住民要望の道路整備に活用を図っていただきたく、そのことについて伺います。

3項目めについてです。地域おこし協力隊創設の準備状況について伺います。29年度から町でも導入を考えている地域おこし協力隊であります。募集枠2人に対し、エントリーは何人いたのでしょうか。現時点で4月からの活動スタートは可能でしょうか。

また、活動内容であります。ウエルネスタウンプロジェクト以外の町のイベントへの積極活動についてどのように考えているか伺います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 1番、赤丸秀雄議員の町長の施政方針演述の内容についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、第2子からの保育料の無償化につきましては、平成28年4月から国の制度が見直され、保護者の所得状況に応じ、一定階層に満たないひとり親世帯等の第1子の年齢にかかわらず、第1子が半額、第2子以降が無償の軽減を行っております。新たな第2子以降の保育料の無償化につきましては、さらなる財源確保が必要となることから、本町におきましても、現行の国の制度に基づく軽減を今後も継続してまいります。

次に、出産3カ月後以降の子どもの預かり事業の充実については、産後休暇及び育児休暇後の職場復帰に対する支援として、町内保育施設の7園において、生後2カ月から入所可能となっており、生後6カ月以降であれば、町内の8園が入所可能となるほか、やはばーくの矢巾町子育て世代活動支援センターにおいても、生後6カ月から一時預かり事業を実施しております。引き続き、保護者のニーズに沿った保育施設の充実及び一時預かり事業を行ってまいります。

次に、やはばーくの安全で安心な利用の徹底については、やはばーくの矢巾町子育て世代活動支援センターは、特定非営利活動法人矢巾ゆりかごに業務委託として事業を実施しており、オープン前の利用見込数を上回り、町内外の多くの親子などに利用いただいております。主な事業のあそびの広場の利用の際は、保護者同伴での利用となっており、職員の巡回による見守りのもと、安心、安全に協力していただいているところであり、利用状況に応じて1回当たりの入場数や利用時間を設定し、調整することで混雑による危険性を回避する工夫も行っております。利用者の皆さんからのご意見も生かしながら、今後も安全な施設運営に努めてまいります。

また、建物内において、事故が発生した場合に備えて、指定管理者との協定の中で保険加入を義務づけており、証書の写しも提出していただいております。

2点目についてですが、昨年度との比較と取り組みの評価については、平成27年度のふるさと納税の金額については、14件、233万5,000円、平成28年度の寄附額は、年度途中で

はございますが、136件、381万6,000円で、平成27年度対比約63.4%増の状況となっております。平成28年11月28日より楽天のウェブページに矢巾町のふるさと納税サイトを開設したところ、2月23日現在のウェブページのアクセス数は9,534件、寄附件数は121件、128万5,000円となっております、実質3カ月の結果としては、評価できる結果と考えております。

次に、29年度の目標額と取り組み強化の姿勢については、29年度の目標額については、700万円を目標額としており、取り組み強化につきましては、寄附者のニーズを把握しながら返礼品の充実やサイトの更新に努め、矢巾町、楽天株式会社、株式会社アマナとの包括連携協定に基づき、返礼品の募集の説明会及び返礼品登録事業社向け勉強会等を行い、寄附金の増額に努めてまいります。

次に、増収による住民要望案件の活用については、現在寄附金の用途は、子どもの教育の充実に関する事業、子どもの福祉の充実に関する事業、自然環境の保全及び美化に関する事業、特に用途を指定しないの4項目から選択していただいておりますが、用途が指定された寄附金については、該当する事業の財源とし、特に用途が指定されていない寄附金については、住民要望案件等の財源となりますので、寄附をしていただいた皆様の気持ちに応えるべく有効な活用を考えております。

3点目についてですが、現在のところ、定員2名の募集枠に対して2名の応募があり、選考作業を進めているところであります。選考の結果、適任である場合は、本年4月から町の非常勤職員として採用し、町が進める地方創生事業の推進に携わっていただく予定であり、町のイベントにつきましても協力隊の業務の上で必要な場合にはかかわっていただきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 子育て支援について質問いたします。

平成28年4月から国の制度が見直されたと答弁がありました。所得状況は幾らからでしょうか。また、矢巾町で現在入所している第2子の方たちを無償としたときの財政への負担概算額をお知らせ願います。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

一定階層、保育料は両親の所得によるものですが、おおよそ160万円あたりというところ

が目安とされているところでございます。そしてまた、第2子の保育料の無償化に財政負担ということですが、今までも別の議員からも質問された経緯がありまして、そのときには、2,800万円ほどと答弁をしていた経緯がありますことをお答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） いまの答弁で160万円ということは、随分確かに第1階層であれば、そのような形になるかと思いますが、先日ヒアリングした中では、夫婦で働いて400万円で2人目妊娠していますが、出産からその後の子育て、大変不安がありますという部分の声も聞いております。確かに国の政策は160万円とか、何については300万円未満と言いますが、今子育て2人というのと、どうしても四、五百万円最低なければというところがあるかと思いますが、ぜひ2,800万円かかるでしょうが、ここは人口抑制というよりも、人口増を町内で図る上では、ぜひ必要な施策と思いますので、前向きな取り組みを期待するものであります。

関連して質問しますが、現在町では、中学生以下の3人いる世帯の3人目の保育園児は半額負担のようではありますが、やっぱり今お話ししたように、人口減少抑制というより、町内人口増加のため、また及び町内定住化推進のため、子ども2人以上世帯への保育料無償の支援をぜひ検討していただきたいと思っていますし、また、子ども保育預かりについて質問しますが、ゼロ歳の2カ月から、または6カ月から預かる制度があると答弁いただきました。でも、実際には、そのヒアリング等、また自治会の若いお母様方から聞くところによれば、子どもを預けて仕事をしたいのですが、実際にはスタッフの準備等のために4月の切れ目のいいときからでないとい入所させられないというのが実態ということも聞いております。それから、子ども支援センターの一時預かりは、9時からの運用であります。9時からであれば、恒常的に仕事をされる方に対しては、とても利用が使いづらいというのですか、預けづらいという環境にあるかと思いますが。そういうことを今後どのように前向きに検討されるのか。また、考えていかれるのか、もし所見があれば、お伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） まず1つ目の保育料につきましては、国はさらに29年度、非課税世帯の第2子以降の無料及び一定階層に所得が満たない方々のひとり親世帯の見直しをして、低所得そしてまたひとり親等の事情のある方々にさらに見直しを図る見通

しが示されています。議員ご指摘のとおり、働いている方々が、所得もそうですが、安心して預けられる保育体制が求められておりますので、保育料につきましては、国の基準を満たしていくことは当然ですが、矢巾町に喜んで住んでいただける提案の大事な部分でもありますので、また改めていろいろ協議を重ねているところでもありますことを答弁とさせていただきます。

そしてまた、一時預かり、そして保育の定員等、待機の状況ですが、矢巾町には転入していただいている世帯、子どもさんを育てながら転入していただいている方々がやっぱりふえてきておりますので、現在ある8園では、少しずつ拡大をしておりますが、なかなか追いつかない状況でございますので、新たなやっぱり保育施設の体制整備が必要だということが言われてきておまして、民間からの提案も受けながら、そしてまたこちらも働きかけながら、さらなる保育の整備に努めてまいりますので、そのところを早急にいろいろ詰めている状況もあります。まずこの4月に待機を出さないように、今一人一人今1,000人を超えている状況ですので、そのことを今町立の煙山保育園も含めて努力をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 今の件については、よろしくをお願いします。

次に、やはば一くの件で質問させていただきます。教民委員会では、1月にやはば一くで意見交換する機会がありました。ここで初年度、28年度、ここ利用開始になったわけですが、非常に想定以上の利用者、これは子ども支援センターばかりではなく、図書センター、それから各ルームの借用状況、この辺も想定よりうれしい誤算というような形の利用の仕方されているというお話を聞きました。ただ、残念だったのは、コーヒーショップ、ちょっとしたスペースあったのですけれども、そこが閉鎖されている部分であります。お聞きしたいのは、矢巾ゆりかごで運営していますあそびの広場、ここで残念ながら1月に骨折事故が発生しております。これについては、まず1点。このことについては、町長さんには報告があったのでしょうかという部分であります。

それから、この事故は、1月8日だったらしいのですが、ゆりかごさんの誠意ある対応と、相手の寛大な措置により事なきを得たということで今も子どもさんはギプスをはめていて、ゆりかごさんでは毎週1回お見舞いかたがた子ども支援をしているという形をとっ

ているそうです。そこで伺いますが、このあそびの広場等でこういう形で注意していても事故が起きるといふ部分に対する指定管理者の補償内容についてお聞きしたい。

ちなみにこのあそびの広場の例えばそういう遊んでいての事故に対する補償は、今はなさっていないというのは、1人1回利用するときには18円程度の保険料がかかると。そうすると、今の利用状況であれば、年間110万円ほどの保険負担がかかるといふことをお話しされていまして。また、ここはすごく利用されていまして、私も子育て世代終わってから何年もたつので、そういうところに行く機会がなかったのですが、土曜日なんかは1人の子どもさんに親2人来るのです。それで混み合いを調整するために50組入れるそうですが、1人の子どもに親2人であれば、50組入れれば、もうそれだけで随分混み合うという状況で、特に土曜日の午前中は1時間対応で混みぐあいを見て交代してもらっているという状況のようです。もし、この補償料の保険、これを今支払えないという現状であることに對する考えと、もしこのような状況で1万1,000人の入場想定に対して5万5,000円を超えるといふのが確実なようなので、5倍以上です。もし、よその自治体が大体半分以上利用されている現状からして、例えばお風呂、例えば隣のラ・フランスでもよろしいです。普通あそこに行くと、今たしか700円の入浴料かかります。回数券で500円が入っていますが、町民、紫波町の町民であれば、たしか上がってなければ300円のはずなのです。そういった部分の差別化的なサービスとして、例えば町外利用者から100円でもいただければ、この110万円という部分は当然賄いきれると思いますので、その辺の2年度以降の運営に関する部分についての考えがあれば、お伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

矢巾ゆりかごでも保険は加入しております。ただ、今回の案件につきましては、事故防止ということが相手様の保護者様から提案されたことでもございまして、今回加入している保険は適用しないという結論で、そしてお見舞いに誠意を尽くす、そしてまたお子様が元気に回復できるように家庭訪問等を行って、また遊びに来ていただけるような支援をしております。

そして、事故防止ということで再三現場と話し合いましたが、保険には加入しておりますので、事故防止とあわせて事故がないよう指定管理者と、そしてまた私どももいろいろ担当課といたしましても努力してまいります、さらなる安全のための対策等は協議を重ねてまいりますことをお答え申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 事故報告は来ていなかったという話はなかったか。

高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

まず今赤丸秀雄議員から私に対しての報告があったのかと。これはもうありました。それで、あったときには、もうすぐに事故防止対策、間髪入れずやらなければならないと。それから、それこそけがに遭われた方には、すぐお見舞い、そしてこれはもう指定管理者にお願いしておるわけですが、町としても管理責任があるわけですので、一緒に同行させていただいて対応させていただいたということで、やはりこういうようなときの対応が一番大事なわけですが。

そして、今保険料のことについてお話があったのですが、やはりこれはお子さんのことですので、何があるかわからないわけです。だから、私ども今ある意味では、非常にみんなに頼もしい、そしてすばらしいということは言われておるのですが、今2時間ぐらいのゆっくり使える時間も1時間に短縮したりとか、いろいろな取り組みをして指定管理者は指定管理者なりの努力をしておるようですが、いずれちょうど間もなく1年になるわけですので、これまでの対応も含めて総点検をさせていただいて、このいわゆる子ども預かりのところだけではなくやはば一く全体として、そういった問題がないか、課題がないか、課題を抽出して、そしてそのことにしっかり対応できるような体制整備にしていきたいと思いますし、あとはできれば差別化、町外からおいでになる方々の差別化というのをこれまでみんなに利用させていただいて、例えば余り例がよくないのですが、火葬場の使用料なんかも差別化はしておるわけですが、矢巾町としては、その辺のところもちょっと状況を見きわめながら考えてまいりたいということで、また今の預かり料が果たして適正なのかも含めて検討させていただきたいということで、子ども一時預かりばかりでなく、やはば一く全体として総点検、内容を点検して、今後そういうことのないように対応してまいりたいと思いますので、よろしくひとつお願いをいたしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ございますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 次に、ふるさと納税についてお聞きします。納税額は、年度途中でありながら前年比63%アップということで、本当に取り組みに感謝申し上げます。

それから、来年度は700万円を目標ということでありますので、ここにも期待いたしてお

ります。ただ、ご存じかと思いますが、盛岡市では、返礼品にリンゴとビール、ここ地ビールがありますので、ビールを加えたこと、こればかりではないかと思いますが、それを加えたことによって、前年比18倍、1億円を超えております。29年度は2億円を目標にするというお話をされておりました。そこでぜひ検討というか、所見を伺いますが、町の返礼品にぜひ特産の矢巾リンゴを加えていただきたいなど。今返礼品、10品目になっております。

それから、当初目標額を超えた分を後で資料の部分で確認できたのですが、今回小学校のトイレの1階部分には洋式化するというお話もありますが、ぜひ2階以降の部分に目標額を超えた部分で構いませんので、ぜひそれに予算を充てるとか、その考えがあるかどうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稲垣譲治君） ただいまのご質問、1点目にお答えいたします。

議員ご指摘のように、ただいま返礼品が10品目という淋しい状況になってございますが、これはちょっとインターネットの返礼品を申し込みから返礼品の送付とか、ちょっとインターネット上で難しい操作もありまして、なかなかふえていない状況にもございます。先日企画のほうのあれで楽天さんの矢巾町楽天ふるさと納税返礼品募集概要ということでこの間、やはば一くのほうで説明会をしてございます。その中で農業者の方、リンゴの生産者の方もお見えになっていただいてございましたので、今後矢巾町のリンゴだけではなくて、野菜とか、そういったものの返礼品も考えていきたいと思っておりますし、この楽天とかのサイトで人気がある商品の出し方、お米でも定期便で出したり、いろんな方式がありまして、そういうのをいろいろ研究いたしまして、今回の協定が結ばれたということで楽天さんとその辺を綿密に話し合っていきながら全国で人気の返礼品の出し方等も研究しながらふやしていきたいと、このように思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

まず1点目のふるさと納税、盛岡市、県内では北上がまずあれなのですが、盛岡、北上ができて矢巾ができないということはないのです。だから私、もうこのふるさと納税については、29年度の主要事業の目玉として取り組んでいきたいということで、なかなか職員は笛を吹いても踊らないというところをいら立ちも感じておるところでございますが、い

ずれもう今楽天、アマナ、そういうところもあれなので、これはもうみんなで取り組んでいきたいと、こう考えております。もう目標額700万円ということは、これはもう1カ月ぐらいで達成するぐらいの意気込みでやらなければならないのです。ただ、今回産業振興課は、いろいろなことがありまして、それは理由にするわけにはいかないのですが、その事情もご理解していただきたいと。

それから、2点目の小中学校のトイレの水洗化、みみっちい話、1階をやってどうのこの、これをやるならやる、やらないのならば全部やらないと。だから、このことについては、もう小中学校の水洗化は、これはもう喫緊の課題なので、今ご指摘あったとおり、私どもも財源を確保しながらやってまいりますので、ひとつご理解をいただきたいと思えます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 済みません、ちょっと質問漏れしましたので、もう一点だけふるさと納税について。納税されて喜ぶのもいいのですが、逆に町内の方が他自治体へふるさと納税したということになれば、当然減税扱いになって、その額というのが27年度幾らで、28年度どれぐらい想定されているのか。多分私はわかりませんが、私以外の方もわからないと思うので、参考に教えていただきたいと思えます。

○議長（廣田光男議員） 佐藤会計管理者兼税務課長。

○会計管理者兼税務課長（佐藤健一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

平成27年度につきましては、町民税の控除額というところで69万9,000円、この分が控除の対象になっておりますし、28年度の住民税課税においては、345万5,000円の控除額になっています。

ちなみに平成28年度の寄附額については750万円ほど、寄附額の750万円のうち実際控除、減収になった部分といえますか、その部分は345万5,000円というふうな形で算出してございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） ありがとうございます。

では、1問目の最後の質問になります。地域おこし協力隊についてであります。創設準

備が順調に進んでいるようで安心しました。それで前回の一般質問でも述べましたが、先行されているこの施策の自治体、ぜひこれを視察して、そのメンバー固まる時期に合わせて、ぜひ活動内容のノウハウなんか、そのお手伝いというか、矢巾町に来てくれる方の選任が決まれば、弱み強み等も大体把握されると思うので、その辺も踏まえて先進の実施自治体に学んで、スタートからいい方向で取り組んでいただきたいと思います。これについての所感を伺います。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） お答えします。

町長答弁のほうは、答弁作成した時点での情報で答弁させていただきましたので、なお最新状況について、関連でお知らせしながら、今の質問に対してお答えしたいと思います。2名の応募はそのとおりでございまして、面談をしてまいりまして、2人とも採用可能というふうな扱いになってございます。あとは、来週になるとは思いますけれども、そちらの方々から承諾というふうなことが来れば、正式決定というふうになる見込みでございます。

なお、4月早々から着任はしていただくのですが、実際にこちらに転居するというのは、やはりちょっとタイミング、時期の問題もございまして、4月早々の引っ越しまでは難しいようございますが、4月中にはいらしていただくというふうな考え方でおります。

なお、先進地を視察ということでございますが、協力隊の方々自身は、その協力隊の応募のところにおきまして、他の、先にいろんな事例について直接そういった方々とお話をしているケースがあるということで、いろいろ情報収集はしておるようございます。ある意味、自分がそこに行って生活するわけですから、当然のことだと思いますけれども、あと私どものほうの情報収集という意味合いでの視察につきましては、可能な範囲でやってまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 赤丸秀雄議員が話したのは、職員が行って勉強してきなさいということですか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員） わかりました。それは今答えたとおりですね。

他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、1問目の質問を終わりました、次、2問目の質問を許します。

○1番（赤丸秀雄議員） 2つ目の質問を行います。

昨今、テレビ、新聞報道で長時間労働による過労死、うつ病による休職、さらには自殺に追い込まれたという情報が多くあります。今働き方改革に取り組まない、必要ないと言いつける会社はないと思います。また、2月からは、政府と経済界で働き方改革と経済効果を期待し、プレミアムフライデー施策を展開、定着しようとしております。そこで、町職員の勤務状況と町内小売業者の活性化支援について伺います。

初めに、町職員の勤務現況であります。有給休暇取得率、年休が芳しくないようですが、どのような状況か伺います。

それから、私、たまに夜9時以降役場周辺を通ることがありますが、庁舎の事務室に電灯が点灯していることが多々あります。遅くまで働いた残業手当は、適正に処置されているのでしょうか。

また、土、休日に町イベントに出席する機会が多々あります。また、そこには課長さん等が出ていることが多く、本当にお疲れさまです。そのときの代替休暇とか、勤務対価は適正に処置されているのでしょうか。

次の項目の質問に移ります。次に、プレミアムフライデー導入の町の考えと小売業者活性化支援について伺います。

町職員の有給休暇取得が芳しくないのであれば、その休暇を活用して、職員の月1回早期帰宅日を設定する考えについて伺います。

それから、町長は施政方針で町内小売業者の活性化を支援する取り組みを進めてまいると話されていますが、具体的な施策についての考えを伺います。

また、29年度は商工会へのプレミアム商品券発行支援の予算計上が出ていませんが、どのような考えでいるのか伺います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 町職員の勤務状況と町内小売業者の活性化を支援する取り組みについてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、有給休暇取得率の現状については、県内市町村の年平均取得日数が約10日のところ、当町においては、約6日となっております。有給休暇の取得につい

ては、所属長が職員の取得状況を常に把握し、業務調査を行いながら、職員が取得しやすい環境を構築しつつ、取得に向け積極的に声かけしながら取得促進に向け、引き続き取り組んでまいります。

次に、残業手当は適正に支払いされているのかについては、残業手当の支給については、時間外勤務命令により、適正に行っております。

また、職員の残業管理につきましては、所属長が常に残業時間を把握しながら業務が一職員に偏るようであれば、係内または課内において業務の調整を行い、業務量の平準化に取り組んでいるところであります。

次に、休日イベントによる出勤の勤務対価は適正に措置されているかについては、休日における勤務については、前後12週の中での振り替え対応としており、半日に満たない部分は、時間外対応としております。

2点目についてですが、有給休暇を活用した月1回の早期帰宅日の考え方については、窓口対応や役場業務の特質性を考慮すると、直ちに早期帰宅日を設定することは難しいと考えております。しかし、プレミアムフライデーが働き方を見詰め直す一つのきっかけとして年次休暇の取得や定時退庁の促進に結びつくようワークライフバランスの一層の推進に取り組んでまいります。

次に、町の商店街活性化への町長の考え方については、岩手県商業統計調査の平成19年度、平成26年度結果を比較いたしますと、町内の小売業者は、減少の傾向にあることから、矢巾町商工会と連携し、町内の商工振興に努めてまいりますとともに、矢巾ウェルネスタウンプロジェクトにおいて設立予定の地域まちづくり会社と連携し、町内小売業の活性化に努めてまいります。

また、町内において新たに事業を賃借して創業しようとする方に対し、創業時の負担軽減を図るため、毎月の家賃の2分の1以内、月額2万円を限度に24カ月分の家賃補助及び盛岡市、滝沢市、紫波町及び当町の4市町で構成する地域人材育成ネットワークで開催している起業家塾において、起業を目指す方、起業して間もない方を対象にしたセミナーを開催し、支援を行っております。

次に、平成29年度のプレミアム商品券の発行の考えについては、平成27年度に発行いたしましたプレミアム商品券の生産後の規模別取り扱い金額を見ますと、大規模店舗に売り上げの約7割以上が流れており、町内小売店舗で使用された割合は、少額にとどまる結果となったため、小売店舗に対する経済効果が薄いと思われることから、平成29年度につき

ましては、発行を計画していない状況であります。

今後は、前段でもご説明いたしましたとおり、地域まちづくり会社と連携し、町内小売業者の活性化に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 時間がないので、項目ごとに質問、何点かさせていただきます。

まず町職員の勤務について質問いたします。休暇取得日数が6日平均では少な過ぎます。課長等、所属長がみずから率先して取り組む必要が考えられますが、このことについて総務課長の見解を伺いたいと思います。

また、残業手当は適正に処理されているとのことではありますが、災害等を除く1日の最大時間外数は幾らと決めて運用されているのでしょうか。

それから、業務が一職員に偏ることがないように調整していると答弁しておりますが、データによれば、残業上位10人の年間時間外数は387時間から1,096時間とあります。政府の働き方改革では、残業は年間720以内を目標に設定するようなことを今検討されていますが、このことについての所見も伺います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） それでは、3点出ましたけれども、まず1点目でございますけれども、いわゆる有給休暇取得の関係でございます。矢巾の場合、実態、実績からすれば、約6日ということで少ないということで、まさにおっしゃるそのとおりでございます。町としましても、町長答弁申し上げましたけれども、いろんな形で職員の勤務の調整、業務の調整等行いながら進めているところでございますので、こちらにつきましては、今の目標でございますけれども、年間平均取得率10日を目指して取り組んでいるところでございますので、何とかそれに近づくようにこれからも総務課含めまして周知等々行いながら進めてまいりたいと思います。

それから、残業関係、残業手当の関係ですけれども、1日最大という形で時間外の部分、ご質問あったわけでございますけれども、まず平均的にいく部分につきましては、これは平均です。月大体10時間くらい、これはまず平均でございます。職員の平均でございます。議員さんのご質問しました1日最大でどのくらいやっている方がいますかというふうなこ

とがあるわけですがけれども、例えば通常の部分の、あしたまで書類を作成しなければならない、あした会議あるというふうな形のをちょっと除きまして、特別に例えば会議があるとか、済みません、会検があるとか、どうしてもいろんな形で、選挙もそうですけれども、いろんな形で対応しなければならないものがございますので、一概には、例えば朝から何時までですよというふうな形のものも当然ありますけれども、そこらについては、ばらつきはちょっとありますけれども、結論的には勤務、業務内容によってここはばらつきがあるということだけをご理解をお願いしたいと思います。

それから、3点目の関係、働き方の関係で調整するという形の中で町長答弁いたしました。この中に国で示されております年間勤務時間の部分、実績として387時間から1,000時間超えている方があるのではないの、基本は720時間ではないのというようなお話だったわけでございますけれども、これもやはり大きく言えば、選挙ベースがやっぱり昨年度の部分、これは多いというふうには捉えてございます。ただ、それ以外の勤務の部分、これにつきましては、町長申し上げましたとおり、職員の勤務の関係について、管理職、それぞれの管理職、所属長でございますけれども、こちらの部分のいわゆる調整と申しますか、いわゆる人のやりくり、例えば係ではなかなか対応というか、時間、超勤かかり過ぎるといふような形であれば、係を超えて課内で職員の対応をするということも課長会議等で申し合わせ行っているところでございますし、それから勤務の時間、時間外勤務、この時間につきましても深夜にならない、最高でも午後10時までということをそれぞれ申し合わせしながら、現在取り組んでいるところでございますので、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） わかりました。私心配しているのは、体壊さないで、うつ病にならない、それだけを心配しているのもあって、働きたい方はどうぞとは言いませんが、気をつけてください。

次に、プレミアムフライデーについてお伺いします。家庭サービスや自己研さん、それらにやっぱり有給休暇を使うことも必要かと思えます。役場職員は、先ほど答弁ありましたように、窓口業務を持っていますし、第一に町民の福祉向上のために努めていただいていますので、そういうふうに一概に休めないという状況はわかります。ただ、1カ月4週

あるわけですから、4グループに編成して、休むことを目指すような考えを提案したいのですが、その辺は何か所見があれば、伺いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） それでは、プレミアムフライデーの関係でお答えを申し上げます。

議員さんお説のとおり、趣旨そのものについては、全くそのとおりの趣旨で今回始めさせて国のほうではおります。ただ、町としましては、答弁申し上げましたとおり、いろいろな業務の関係ありますので、一律にはこれはできないということはまずあれですけども、答弁申し上げましたとおり、先ほども言ったとおり、有給休暇の取得がそもそもが低いわけですので、こういう制度、こちらのまずきっかけを持とう、いわゆるその働き方の考え方の見直しの部分でできた制度でありますので、こちらもう一度議員さんご指摘のとおり見詰め直すというのか、趣旨を踏まえながら、ご提案がございましたグループ分け、グループ分けがいいのか、取得する優先というのか、管理職、所属長の部分の判断の中で金曜日にかかわらずやれるものがあるのであれば、そこら辺は推進してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 続きまして、小売業者活性化の支援についてお伺いします。

先ほどいただきました答弁内容については、私感じたことは、小売業者が減っている現状と、今後起業する事業者への支援内容を踏まえた答弁で、現在営んでいる小売業者への支援の取り組みの具体策がなかったように感じましたので、その辺について再度伺いたいのが1点。

それから、前回発行した商品券の7割以上が大規模店舗で利用とありましたが、町内小売業者や個人事業者向けのプレミアム商品券の発行が私は町内の商店の速効効果と踏まえております。なぜなら、この商品券は期間があるわけですから。期間の中で買えば必ず使う、使えば消費になるという部分でありますので、商店は減っています。しかし、飲食店、例えば食事どころ、私若干アルコール飲むので、酒提供の店、それから理髪とか美容店、それからまだ雑貨店等で営業しながらクリーニングもやっているところもあります。そういったところでは、こういう部分は使えると思います。当然規模は小さくなるでしょうが、そういったところの支援がぜひ必要ではないかと私は感じます。その辺についての所見を

お願いしたいと思います。

また、商工会さんでも役員さん初め、結構機転のいい、アイデアマンばかりいますので、そことも相談して、ぜひ発行して町内商店の活性化支援を29年度も補正予算でも結構ですから、ぜひ検討を願いたい。そういった部分の所見を伺います。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稲垣讓治君） ただいまのご質問にお答えいたします。

平成29年度の商品券の発行についてでございますが、答弁で申し上げました理由と、それから商工会さんのほうから実は29年度のご要望につきましては、商工会さんの事業要望の中に含まれていなかったということもございますし、その理由といたしまして、商工会さんのお考えを実はご質問いただいてからお聞きしております。毎年商品券を発行した場合につきましては、消費者の心理から見ますと、常態化されたものと捉えられると。それからまた、消費喚起の効果につきましては、お徳感が薄まるというような理由もありまして、まず29年度につきましては、要望がなかったというような状況になってございますが、議員ご提言のような効果も十分あると考えられますので、今後につきましては、商工会さんとまたいろいろ協議してまいりたいと存じます。

それから、商店街の活性化につきましては、藤原議員さんにもお答えしたとおり、今度ふるさと創生のほうで考えておりますまちづくり会社と協力いたしまして、現在ある町内の魅力とか、商店の持っている魅力、それからいい点、いろいろな点を引き出しながらまちづくり会社と協力しながらいろいろな面で商工会さんとか協力をし合いながら活性化に努めてまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） そのほかに再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、1番、赤丸秀雄議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩をとりたいと思います。

再開を4時22分といたします。

午後 4時12分 休憩

午後 4時22分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き再開をいたします。

ただいま菊池福祉・子ども課長より先ほどの1番、赤丸秀雄議員への答弁の中に訂正の申し出がありましたので、これを許します。

菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） 先ほどの赤丸議員より質問を受けました28年度の保育料の所得の拡大、所得がどこまで拡大されて軽減になったのかとのことでしたが、年収で360万円、おおよそ、そこまで広がりましたことを訂正させていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 当職から議員の各位の皆さんにお知らせしたいことがございます。

時間延長の可能性がある場合がございますけれども、この時間からいきますと、午後5時は超えると思います。会議規則第9条第1項の規定によりますと、午後5時以降になる場合は、延長することができるという規定がございますので、その時間までに本日の日程を終了することが難しい状況でありますので、あらかじめ宣言をいたしまして会議時間を延長することがあるということになります。よろしく願いいたします。

○議長（廣田光男議員） それでは、次に、5番、齊藤正範議員の質問を受けます。

それでは、第1問目の質問を許します。

5番、齊藤正範議員。

（5番 齊藤正範議員 登壇）

○5番（齊藤正範議員） 矢巾明進会、議席番号5番、齊藤正範でございます。

1問目の質問をさせてもらいます。第7次総合計画を踏まえた平成29年度施政方針で来期の行政方針が示されましたが、以下お伺いします。

1点目、2月2日に香川県三木町を合同会派で視察研修を行ってまいりました。筒井三木町長は、三木町にはこれとって誇れるものがなかったが、子育て支援を中心に生活満足度を日本一にしようと事業を住民と一緒に推進していると挨拶の中で話されておりました。四国新聞社の平成27年度幸福度調査で県下ナンバーワンの評価を得、何も無い町が自慢できる事業をつくり出しておりました。

当町の目指している「まちの個性を生かす」とは、具体的にはどのような考えをもとにそれぞれの事業に反映させていくのかお伺いします。

2点目です。ウエルネスタウンプロジェクトとして、健康と医療に着目した政策を地域

おこし協力隊を迎え展開しているとしているが、隊員確保のめどや、具体的にどのような活動を計画しているのか。また、協力隊は、最長3年間、総務省の事業で支援金が交付されますが、終了後当町に定住するとした場合の生活設計をどのように描き、募集するのをお伺いします。

3点目、起業を目指す方の支援として起業家塾の開催などを予定しておりますが、支援する全メニューと、その考えられる効果はどのようなものか。また、移住して起業を目指す方、協力隊員も含め、この支援策はどのように考えているのかお伺いいたします。

4点目、地域福祉の充実で生活困窮者の支援体制構築は計画しておりますが、最近増加している引きこもりの長期化、高齢化支援対策はどのように考えているのかお伺いいたします。

5点目、自主防災組織を全ての自治会で結成し、防災講習会、訓練の開催、非常通信手段の整備事業の具体的取り組みは。そしてまた、JAの有線放送が廃止となるが、それにかわる手段をどのように考えているのかお伺いします。

6点目、危険な空き家の撤去や利用可能な空き家活用の取り組み事業を計画しておりますが、現時点での調査結果と、事業を実施できる時期はいつごろかお伺いいたします。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 5番、齊藤正範議員のまちづくりの考え方についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、町の個性とは、風土、そこに住む人々と文化、そして人々の個性や企業の特徴に加え、それらが生み出す果実の総体であると考えております。例えば生み出された果実が農産物とすれば、これまでは、その農産物を町の個性として扱ってまいりましたが、先月22日に楽天株式会社、株式会社アマナと締結いたしました包括連携協定においてローカルブランディングを行うこととしており、矢巾町の魅力をいま一度見直して、明確なイメージにし、これを戦略的に発信していきたいと考えております。

ローカルブランディングでは、その農産物と生産者をつなげてストーリー制を持たせることで製品の魅力を高める事業を展開することや生産者と消費者をつなげるイメージ戦略を展開するといったように、町にあふれる個性をつなげていくことで町の個性を生かした付加価値を創造していくといった戦略をITを活用して展開してまいりたいと考えており

ます。

2点目についてですが、現在のところ2名の募集定員に対して2名の応募があり、4月から町の非常勤職員として採用する予定で選考作業を進めているところであります。具体的な活動計画としましては、主としてウエルネスタウン構想の推進に向けて設立される予定のまちづくり会社に派遣し、雇用拡大のための起業家育成事業や広報活動などの業務に携わっていただくことを考えております。また、定住するとした場合の生活設計につきましては、募集の際の条件として、矢巾町に定住し、起業または就業してもよいと考えている方をお願いしておりますので、隊員として着任した当初から将来の定住や起業に向けて計画的に準備を進めてもらえるよう、さまざまな機会を通じて面談を行いながら必要な情報提供など、支援を行ってまいりたいと考えております。

3点目についてですが、本町の起業支援事業といたしましては、従来から実施しております近隣市町との合同起業セミナーに加え、本年度からは、地方創生のウエルネスタウンプロジェクトの一環として、本町単独での起業セミナーを実施しております。また、今後につきましても、事業の創出や創業を予定している方などが利用できる施設として、いわゆるインキュベーション施設を矢幅駅の旧区画整理事務所跡に整備する予定としております。

このほか直接事業以外にも矢巾町商工会による企業指導や会員企業による不動産物件のあっせん、町と地方創生連携協定を締結している金融機関による資金面での支援など、民間主体で行われている支援もありますので、企業主体という志のある方々には、ぜひこれらの仕組みをうまく活用して、必要な知識、技能や資金、物件などの確保を図っていただきながら、一人でも多くの起業家が町内に生まれることを期待しているところであります。

また、移住して起業を目指す方につきましては、さきに申し上げました起業支援に加えて、住宅取得資金利子補給などの定住支援制度をあわせて活用していただく形で両面から支援を行ってまいりたいと考えております。

4点目についてですが、保健師等による相談や家庭訪問を通し、個別に対象の方に健康面から支援していったところでありますが、今年度は複雑化する生活困窮者を支援し、地域課題への支援体制を構築していく国庫補助事業に取り組んでおり、福祉・子ども課に配置した包括化支援相談員と一緒に就労支援の相談にも応じてまいります。その相談内容の中には、就労できない若者や多額の負債を抱えた若者が社会から孤立し、引きこもっている状況があり、それぞれの関係機関と連携しながら負債の整理や医療機関の受診、就労支

援に対応してまいります。

今後要介護高齢者の親と無職で引きこもり状態にある子どもと同居している世帯や障害者手帳は取得していないが、障がい疑われる方など、複合的な問題を抱える世帯の実態調査を民生児童委員の協力を得ながら進める予定であります。来年度も国庫補助事業を利用しながら相談支援体制をさらに進めてまいります。

5点目についてですが、現在の自主防災会の結成状況は、38自治体で結成されており、今月末には全ての自治会で結成される見込みであります。各自主防災会では、自治会の文化祭などの機会を捉え、防災訓練や防災講習会を矢巾分署員、町の職員、消防団員を講師として実施しております。

町の防災訓練におきましても、全ての自主防災会に参加を呼びかけ、地域の安否確認訓練等に参加をいただいております。

非常時通信手段の整備事業としては、株式会社N T T東日本が推進しております特設公衆電話を全ての公民館に設置すべく、平成27年度に覚書を締結し、順次設置を進めており、現在までに15地区の公民館に設置をしております。

また、J Aの有線放送が廃止となるが、それにかわる手段をどのように考えているかについては、現在代替手段として、防災ラジオの導入に向けた検討を行っております。防災ラジオは、自動起動により割り込み放送により緊急情報及び行政情報の伝達が可能であり、放送局や東北総合通信局等との関係機関の調整と初期投資が必要であるものの、防災行政無線等の他の方式と比べ、個別の放送を行うことを目的とした場合に、ラジオであることから、個人が導入しやすい利点があります。

なお、財源は、緊急防災・減災事業債の活用を考えております。

6点目についてですが、現在家屋の実態及び所有者の意向について調査を実施中であり、結果を3月中に取りまとめることとしております。その結果を踏まえ、平成29年度中に空き家対策計画を策定し、危険な空き家への対応や利用可能な空き家の活用に関する方針を定め、準備が整い次第、必要な施策を実施してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） それでは、1点目について質問させていただきます。町の個性の考え方については、わかりました。個性を発信する29年度の事業例として、2社と包括連携

協定を結び、町内農産物の魅力を高め、町の魅力として発信していくという答弁でありました。これは事業の一例であるとは思いますが、それは単なる農産物の宣伝に終わらないのか。町民が果たして町の誇れるものというまでイメージを持っていけるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） ただいまのご質問でございますが、手法としていろいろなものは考えられます。ただ、一つ言えていましては、少なくとも統一されたブランドイメージというものをまず確立した上でないと、そこからいろんな町民の方々へのイメージ浸透というものも難しいものと思っておりますので、具体的にそういったものを確定させて、そこをそのブランドイメージを農産物のPRに使ったり、各種イベントの際にもそういったものをどんどん前に出して行って、町民の方々に矢巾町はいいように変わってきたなというふうに思っただけのようなことをしていきたいなと思っております。

また、その一環にはなりますが、よそにない矢巾町の魅力というふうに捉えられておりますが、ちゃぶ台返しといったようなイベントを矢巾町でやるのではなく、首都圏で実施する、マスコミ等に注目してもらえればありがたいところなのですが、そういったところに仕掛けたいなと思っております。そういったところでも、そもそも矢巾町と読めない方がほとんどだと思います、知らない方は。そういったところは、矢巾ってどういうところというふうに思っただけとか、そういったことが首都圏の中で広がれば、めぐりめぐって、何か矢巾ってあなたの住んでいるところだけれども、何か最近おもしろいことをやっていますかというふうに思っただけことが我々にとっての誇りにもなってくるのかなと、すごいおもしろいことやっているのですよと。最近、すごい勢いあるのですよとか、そういったことにつながればいいなと思っております。

それもこれも、まずブランドイメージを確立させた上で、どんな形でおもしろいことを展開していくか、注目に値するよいこと、よい形での展開ができるのかというのを今後考えていこうと思っております。

議長、済みません。お見せするものがあるのですけれども。

○議長（廣田光男議員） 許します。余り長くなく。

○企画財政課長（藤原道明君） 矢巾町の方にとっては見なれた風景ですが、やっぱり首都圏の方にとっては、大変に美しい、すばらしい風景というふうに評価いただいている。今回矢巾町のブランドイメージとして、黄色、ヒマワリの黄色を幸せの色でもあるという捉

え方でこういったものを使っていきたいなと思っていますし、これはちゃぶ台返し世界大会のポスターのイメージです。非常に何か変わったことをやりそうです、そういうイメージがわかってくると思います。あとこちら2つは、先日の協定のときの記者会見でもお出ししました、一つの今後の統一したイメージとしてこういったものを使っていきたいなと。黄色でこれ、バトンです、実は。これこう見れば丸でございます。いろんな形ございます。バトンは、人と人がつながるということをイメージで使おうというふうなことを考えています。

最後に、これは先日の記者会見で町長とアマナの社長と楽天の専務さんがやりましたけれども、今後これを矢巾のYを使って矢巾のポーズということにしていきたいと思いますということでいろんなところに使っていくということで、こうすることによって矢巾町の人から見ると、何だろうかなというふうに思いつつも、よその人から見ると、非常に何かおもしろそうな元気のあるところだねと。従来は観光資源なかったのですけれども、人間のほうに注目をしていただいて、おもしろい人たち、元気のある人たちがいるところだなというふうに思っていたとこのも一つのブランドイメージだと思っていますので、そういったことを展開していこうと考えております。

○議長（廣田光男議員） 課長、その何だか書いた漢字読めない。

（「これ、ちゃぶだいと読むのだそうです」の声あり）

○議長（廣田光男議員） わかりました。勉強になりました。

ちゃぶだいなそうですので、よろしくどうぞ。

それでは、齊藤正範議員、再質問ありますか。

齊藤議員。

○5番（齊藤正範議員） 私、議員になって6年になりましたけれども、こういった意欲ある答弁、初めて聞きまして、やる気があるという部分は、非常に示してもらったなというように思っております。最初に話したのですけれども、私たちは合同会派で香川県の三木町を視察してまいりました。視察した同僚議員は、みんなそう思ったかもしれませんがけれども、三木町の筒井町長は、就任して6年目ということで話していることは、高橋町長と全く同じことを話しています。三木町には誇れるものがなかったけれども、自分で作り出すのだという熱意を持って政策に取り組んできた。それから、ふるさと納税は、当初町長に就任したときは、300万円だったが、6年目のことし3月には7億円を超えるふるさと納税が実績として見込めるというような話で、全くそれはやる気だけだということで

高橋町長と同じ話をされていたと、多分視察した同僚議員はみんなそう思ったのでしょうけれども、では何が違うのかということで考えてみますと、今当局の姿勢、やる気については、わかりましたけれども、三木町は、さきの先輩議員の質問の中にも町当局が答弁にあったとおり、無作為に抽出した50人の町民による会議、百眼百考、これを中心にまちづくりをいろいろと協議しているということで、子育てで三木町を売ろうというような話し合いになったみたいですが、そのことにより、幸福度県下一ということにもなりましたし、町民がこぞって誇れるものだという自信も持ったと聞いております。確かに連携協定でいろいろイメージアップ等の取り組みは非常に評価しますが、それでは町民はどこに置かれているか、町民の立ち位置はどこになるのかという部分がちょっと不安に変わる点もありますので、ちょっとどのような考えなのか教えてもらいたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

香川県の三木町、もう皆さん非常に先ほど藤原由巳議員、また今齊藤正範議員のお話をお聞きしても、私どもとしては、勉強させていただかなければならない。または、参考にさせていただかなければならない。その中で、きょう齊藤正範議員がお聞きしているのは、町の個性とは、そこはやはり三木町は子育て支援に力を入れて、もう県下で幸福度ナンバーワンだと。やはり矢巾町を振り返ってみた場合に、やっぱり何ととっても基幹産業は農業なのです。この農商工の連携、これを形にして見える化していくと。先ほどは、赤丸秀雄議員からは、リンゴとか、そういった特産品も考えてみたらどうなのかと、まさにそのとおりなのです。だから、私どもといたしましては、そういったことを、それで私、今町の個性を考えた場合には、まず一つは、共働き、子育てしやすい町ということ、先ほど福祉・子ども課長も答弁で、いわゆる第2子の無償化、そのことに特化するか、それとも全体の、いわゆる所得の高い人たちの軽減率も考えてやるか。この辺のところを私どもも、もう少し内部で検討して、第2子は無償化にするのか。それとも、いわゆる全体での軽減率を高めてやっていくか。それが共働きで、いわゆる子育てしやすい環境につながるのかどうか、そういうことをやはり。

それから、今は、もういわゆる認定農業者の方々、それからいろんな集落営農の法人化とか、その中で矢巾町は、やはり昔から兼業の町としてもやってきたわけです。だから、私は、もう全部専門化するとか、もう集落営農でやるということに矢巾町の特徴を生かした兼業の町、農業、平日はサラリーマンで土日を百姓で、百姓というのは、もう何か差別

用語だということなので、農業なり、そういった兼業の町と、やはりそういったことが矢巾町の個性につながるのだと思うのです。

だから、この間も企画財政課の職員たちが千葉の流山市に行ってきて勉強してきたのは、母になるなら、父になるなら流山市というキャッチフレーズで、今もうそういったことでもうどんどん流山市に人口がふえてきていると。だから、そういった個性のあるまちづくりをしていくためには、ひとつキャッチフレーズとか、それからしっかりした、矢巾町であれば、先ほど言ったとおり、そのほかにも医大が来るわけです。そして、防災もあるわけです。だから防災と医療の町ということもひとつ町の個性として生かしていくことはできるのではないかと。

だから、こういうことをやはりこれから私どもはしっかり町民の皆さん方にお示しをして対応していかなければならないということで、そういった意味では、私も折り返しになりますので、そういうことをひとつひとつ発信してまいりたいと、こう考えておりますので、よろしく願いをするとともに、三木町にまさるとも劣らない矢巾町になりたいと、そのなりたい思いをわかっていただければと思います。

○議長（廣田光男議員） 結論めいた話になってしまったので、企画財政課長が手を挙げていましたので、企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 町民の立ち位置がちょっとわからないというふうなお話がありました、PRの仕方の一つの方法ではあるのですが、答弁の中でストーリー性をつけてというふうなことがあります。これはとりもなおさずこういったおいしいお米なり、農産物を具体的に誰れさんがこういう思いでつくっていますというふうなものをPRの一環として、場合によっては実名で載せて、そういった農家さんの思いとか、そういったものが込められた農産物なのですよということが、それを買い求める方にとって、やっぱり付加価値になる。誰がつくっているのかわからないのではなくて、すごい、顔だけではわからないかもしれませんが、後には、そういった方々と直接コンタクトをとっていただけるような、そういったことで、特に農家さんについては、農家さんそのものと農産物がつながっていいものになっていくというふうなことを考えております。

それから、そうではない方々のところでも百（もも）会議、三木町のやつ。そういった無作為抽出で住民の方からのご意見を頂戴しながらいろいろやっていくというのは、矢巾町でも別に対抗するわけではないのですけれども、徐々に始まっております。上下水道課のほうでもやっていますし、うちの課のほうでもいろいろなところで始めております。そ

ういったところの中でも町民の皆様いろいろな参加いただきながら新しい矢巾町のよりよいイメージをつくっていったなと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 齊藤正範議員、再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） わかりました。

それでは、別の項目になります。地域おこし協力隊員が派遣されるとしているまちづくり会社のスタッフ構成などはどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） お答えいたします。

まずは協力隊のメンバー2人と上司に当たります方、これは矢巾町の方が必要だなと思っておりますけれども、そういった方の3名がスタートアップの状況なのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 再質問。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 以前滋賀県の湖南市で地域おこし協力隊員より活動状況や考え方について視察してまいりました。説明をいただいた吉田隊員の話として、地方で定住していくには、働いてしっかりと収入を上げないと食べていけない。自分の収入と地域おこし活動、どちらも活動としては必要であり、バランスが大事であり、任期満了後の生活設計の取り組みが隊員としては難しいと力説しておりました。隊員としての活動期間は、まちづくり事業の推進や広報活動に当たるわけですが、終了後の職や収入確保のためにまちづくり会社の業務以外に仕事を経験できる場面などは、どのように考えているかお聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） お答えいたします。

そもそもが派遣、しかも国の基準でいきますと、年収はそれほど多くない状況でのものがございますので、この協力隊のスタッフの方々につきましては、最初から基本兼職といえますか、そういうことを認めるとい形の中でどんどん矢巾町内の外のところで交流をしていただきながら、自分の3年後のあるべき居所を探していただきたいなと思っております。

ます。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 現役の協力隊員として、受け入れ側にこんな準備があればうれし
いなという、思うこととということで聞いてまいりました。1点目としては、受け入れ側が
成功イメージを持って募集隊員を入隊させてほしい。2点目として、協力隊員の研修体制
を整えてもらいたい。3点目として、隊員のヒアリングができる体制を構築してほしい。
4点目として、やっってもらふ事業等の人脈情報を準備してもらいたい。それから、5点目
として、住居等の準備、または区長たちの顔合わせ等も企画してほしい。6点目として、
事前に地域住民に協力隊員の意義を理解してもらいたいなどを挙げておりました。任
期として3年しかないために、活動に入るための情報入手などのハードルを下げてもらい、
すぐに活動に入れば、非常に活動しやすいというお話でありました。当町の受け入れ準
備の考え方についてお聞きいたしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） ただいまの齊藤議員からの列挙していただきました項目に
ついて、幾つかはこちらのほうでも事前に準備できるということで住居等については、予
算の確保とか、場所とかの確保についても既に動いているところでございます。それ以外
のところにつきましては、これからのところでございますので、大変参考になります。ぜ
ひそういったことをきちっと実現できるような形の中で、今度来る彼らがこちらにちゃん
と定住して幸せになれるように、そういった環境を整えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 矢幅駅旧区画整理事務所の跡地に整備を予定しているインキュベ
ーションの施設の具体的運用は、どのように考えているのか。また、その施設名などは、
もう現時点で考えられているのかどうかお聞きします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） お答えいたします。

名称については、済みません、まだ白紙でございます。

それから、イメージとしましては、あそこを3分割ほどにいたしまして、セミナールームとレンタルオフィス、レンタルオフィスは、机1個ずつというのが3つあるみたいな状態。それから、もう一カ所の中ぐらいのレンタルオフィス、ここは2人入られるようなところというふうなものをイメージしてございますが、具体的な内容は、これから確定させていきたいと思っております。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 引きこもり問題について再質問させていただきます。引きこもりは、主に青少年の問題であるにとらわれてきておりますが、最近長期間に及ぶ引きこもりで親子共倒れのリスクも考えられるとか、高齢化が進行していて、対策の見直しが必要だと言われておりますが、当町は、これについてどのような対策を行うのかお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

やっぱり引きこもりの問題は、まずは深刻なゆえに相談できないという現状がありますので、そしてまたやっと家族の方が相談しても、当事者の方が希望しない、なかなか出てこれないというか、相談に行けないということもありますので、まず現状把握、相談事例に対しましては、さまざまな関係機関と一緒に一つ一つ対応しておりますが、現状把握が必要かなということで、国もその対応に乗り出していますので、モデル事業を通しながら、矢巾町ができる現状把握を今取り組んでおりますので、来年度その把握されたケースについてどう支援していくかというところを進めていきたいと考えております。

その引きこもりにつきましても、今年度策定しております、今パブリックコメントでホームページにアップしていますが、社会的孤立を防いでいくという項目の中で引きこもり対策を行ってまいりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 防災関係の活動について再質問させていただきます。有線放送の代替案については、方策についてはわかりましたけれども、今有線の屋外スピーカーが各自治公民館に設置されておりますけれども、それについての考え方と、防災ラジオを基本に

考えたいとしておりますけれども、防災ラジオを用意するとしたら、個人負担はどの程度になるかお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず最初に、現在あります31地区にございます、いわゆる同報系、外の屋外ラッパ、この部分につきましては、基本的にはこれはJAさんの持ち物であるというのは、議員さんご存じのとおりでございますけれども、これから防災ラジオのまず一つの案に向かって検討を始める、今月から始めます。その中で考え方として、現在ある、いわゆる同報系の屋外ラッパ、これに結びつけることは可能かなというところも検討に入っております、まずお金と言えはあれですけれども、恐らくそこら辺もありますので、活用できるものはまずしたいと。

それから、農協さんのほうで、有線さんのほうでアンケートを各自治会のほうからとった部分の結果については、やはり残してもらいたい、活用したいと。これは、自治会の行事、連絡網等々の関係ですので、特に防災というふうなものには直接的にはなかったのですけれども、いずれ残してもらいたいという案もやはり半数以上アンケートには出ておりますので、ここら辺、先ほど申しました検討会の中には、当然JAさん入っていただきながら、そこら辺も無償提供、こちらからお願いできるものがあれば、していきたいですし、そこら辺も検討会の中で対応してまいりたいと思いますので、現在の時点では、もう絶対使いますとか、必ず使用しますということは、現在のところは白紙の状態でございます。

それから、2点目でございますけれども、これも一つの案としてお示ししてございます防災ラジオ、この部分につきましては、1台当たりやはり1万5,000円から1万円ぐらいというふうなのがまず大体の相場になってございます。これをどういうふうにするか、これも含めまして金額的な総体事業費、イニシャルコスト、ランニングコスト、計算したのを若干出してございますけれども、ここら辺もあわせて、例えばこれは個人負担をもらう、もらわないということよりも、うちの今現在の、会議前の考えとしては、例えば防災施設というのか、避難所というのか、この連絡網を構築するのがまずベースですので、行政区長さんとか、自主防災会長さん、それから避難所等々、ここら辺、あと要支援者とか、いわゆるここら辺の部分には、まずこちらの負担の中で設置するというやり方もこれはひとつあります。そうすれば、残りの部分については、若干答弁でも申し上げましたとおり、ラジオという一つの手軽さから、金額的にも1万円から

1万5,000円かかるわけですがけれども、個人負担としてご購入いただくのか、ここら辺の部分については、まず協議会、検討会の中で検討を進めながら対応してまいりたいと考えておりますので、現在のところ決定打的にこうします、負担はこうですという形のものではなく、状況はそういうふうな案も持ちながらということで進めさせていただきたいと思えます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 空き家対策についてお聞きしたいと思えます。

それでは、実際に活動できる時期は、まだちょっと明言できないような答弁なのですが、空き家問題が叫ばれてから、かなりのもう期間がたっております。今の時点で、やっぱりいつごろからやるのかという、そういう見込みがないのは、やっぱりその対策のおくれではないかなと私自身は思うのですがけれども、他の全国の自治体は、かなりの部分で空き家条例等をつくりながら実施しているわけなのですが、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） お答えいたします。

町長答弁のとおり、現在調査中ということで、昨日までが問い合わせしているものに対する返信の期限ということにさせていただいております。なので、集計これからやっていくところがございますが、ざっと何件か私見しましたところ、やはりそのままにしておきたいという方、いろんなものがあるのではという方もありますが、正直手に余っているのでは何とかしたいという方もいらっしゃいます。

そういったことをまとめながらいかなければならないと思っておりますが、いわゆるスケジュールの話をさせていただきますが、いわゆる危険な空き家については、法律が定められましたけれども、条例制定を伴ってのいろんなことをやっていかなければならない。全国では進んでいるところが確かにあるのですが、少なくとも県内では、ほとんどまだこれから着手するということだと思います。

ちょうどいいタイミングなのですが、県立大学さんでそういった法令の部分を含めて、その空き家問題について研究するというふうなことを考えているようで、私らも参加させてくださいということで手を挙げました。具体的には、もう29年度からになりますけれど

も、ただそういったところで共同研究させていただいて、その条例、こういった条例が必要なのか、制度設計も含めて、そういったことを研究の上、進めたいと思っております。ですので、29年いっぱいの研究期間が必要なのかなと思っておりますから、具体的な条例制定等につきましては、30年度以降になるのかなと想定しております。

それから、利活用のほうなのですが、今回の調査である程度整いますと、さらに本当に利用したい、利用してもらいたいという方について、再度意向調査等を踏まえまして、空き家のデータベースを整えます。それは29年度中にできると思っています。

それから、そのデータベースを整えただけで動くわけではございませんので、今これは構想段階ではありますが、町内の不動産業者さんと協議して、そこでタイアップしているんなことができないでしょうかということ投げかけるつもりでおります。これは、もう一歩進むと、一部の業者さんと実はお話をさせていただいているのですが、それぞれの情報が各不動産屋さんしか持っていない。利用する側からすると、どこにそういう不動産屋さんがいて、矢巾のエリアに住みたいといったときに、どこに最初に行けばいいのかということが実はわからない。余り芳しくない、利用する側からすると。そこを解消できる方法があるのでしょうかという打ち合わせ、ちょっと始めていまして、片仮名なのですけれども、いわゆるポータルサイト、そこにとりあえず入れば、関係する不動産業者さんの情報が一様にいけるとか、見られるとかというふうなものを不動産業の方々と一緒に展開できないでしょうかというふうな話をちょっと始めました。それはちょっと具体的にやるとなると、ポータルサイトを立ち上げるための経費とかやっぱりかかってきますので、それは29年度にいろいろ検討させていただこうかなと思っております。

いずれそういった形をとりまして、空き家対策のみならず人口増加のための不動産の流動化にもプラスになるような政策が可能だと思っておりますので、そういった展開を29年度中に検討させていただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

5番、齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 教育行政方針についてお伺いします。昨年10月より改正された法律に基づいた新教育長制度で教育委員会の執行をしており、第1に、総合教育会議の推進

を挙げておりますが、ほかに改正の趣旨を生かし、執行する点があればお伺いします。

2点目、28年度からいじめ問題の未然防止のために教育相談員の配置を行っていますが、相談件数などの実績と効果について、また学校全体でいじめ情報の共有を行っておりますが、児童生徒がそのことにより、相談がしづらいという事象はないのか。また、その点に配慮していることはあるのかお伺いします。

3点目、子どもの貧困が6人に1人いるという調査結果が報道されておりますが、当町には、上級学校に進学する生徒への経済支援として奨学金制度がありますが、高校生の利用実態は、どの程度あるのか。これ以外に貧困対策として何か考えていることがあれば、お伺いします。

4点目、史跡徳丹城については、来年度も発掘調査の総括報告書発刊準備期間とし、次年度の整備計画を策定するとしておりますが、史跡整備に当たっては、文化庁に史跡整備活用指導委員会の意見を付すこととなっていると聞いております。活用指導委員会の開催と、今後の住民意向も含めた計画づくりの進め方についてお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

（教育長 越 秀敏君 登壇）

○教育長（越 秀敏君） 教育行政方針についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、改正の趣旨を生かし、執行する点といたしましては、総合教育会議の推進のほか、新教育長の判断による教育委員への迅速な情報提供や会議の招集、教育委員によるチェック機能の強化などが挙げられるところであります。

2点目についてですが、相談件数は、今年度2月末現在で21件、平成27年度が28件、平成26年度が22件でしたので、相談件数はほぼ横ばいでしたが、2月末時点での相談員の学校訪問の回数は、小学校133回、中学校174回、計307回になっており、各学校の児童や生徒の問題への対応についての情報を収集して、児童・生徒の悩みや問題等に対して早目の対応ができているものと捉えているところでございます。

次に、学校全体でいじめ情報の共有を行っているが、児童・生徒がそのことにより、相談しがたいという事象はないのか。配慮している点などはあるのかについてですが、いじめ問題に関して、学校を訪問して情報収集しておりますが、児童や生徒が相談しにくい事情はないところであります。また、相談しやすい状況をつくり出す工夫や配慮は各学校で行っており、教職員が児童・生徒の日常の観察状況を個別カードに記入することにより、いじめに対する感度が高まってきております。また、アンケートを実施するときにも、

いじめのアンケートというネーミングではなく、生活アンケートというやわらかな名称にして実施しております。

アンケート実施後に、児童・生徒と面談をして、詳しく情報を入手し、その内容について教職員で情報を共有して見守りをするなど、さまざまな配慮をしながら対応しているところであります。

3点目についてですが、高校生の利用実績は、平成20年度には4人、平成21年度には5人、平成22年度には2人、平成23年度には1人、平成24年度には1人、平成26年度には1人、平成25年度、平成27年度、平成28年度は、利用なしとなっており、ほとんどは専修学校、高等専門学校、短期大学、大学の進学に利用されております。

なお、高校生の利用が少ない理由としては、国による高等学校等就学支援金制度により、各家庭の収入状況にもよりますが、市町村民税所得割額30万4,200円以下、収入合計ベースで910万円以下の世帯であれば、高等学校の授業料が支給されており、大半の生徒が該当することになり、このことが高校生の奨学金の利用が少ない要因と考えられるところであります。

また、これ以外の貧困対策等としては、教育委員会といたしましては、人格形成の基礎を培う大切な幼児期の教育から幼稚園の保育料に関する保護者の経済的負担を軽減する施策を引き続き行っております。

なお、通学距離が4キロメートル以上でバス通学をした児童の保護者に対し、定期券等の購入額の2分の1を補助しているほか、申請に基づき認定した要保護児童・生徒の保護者に対し、修学旅行費、医療費を、準要保護児童・生徒の保護者に対し、給食費、医療費、学用品費等を、特別支援学級に在籍する児童・生徒の希望する保護者に対し、学用品費等をそれぞれ補助しております。

そのほか児童・生徒各大会参加補助金など、さまざまな補助制度により、各家庭や児童・生徒の経済的負担の軽減については、今後も取り組んでまいります。

4点目についてですが、史跡整備に当たって、文化庁に史跡整備活用指導委員会の意見を付すことは、特に必要とはされていないところでありますが、本町においては、平成19年に設置した史跡徳丹城跡整備活用指導委員会から整備活用に関する指導、助言をいただくことが必要であると考えております。今後の史跡整備につきましては、平成31年度をめぐりに、第2次史跡整備実施設計に着手したいと考えており、史跡徳丹城跡整備活用指導委員会を来年度から開催してまいりたいと考えております。

なお、史跡徳丹城跡整備活用指導委員会委員の委嘱に当たりましては、これまでと同様に、有識者のみではなく、地元住民の代表者にも入っていただきたいと考えております。

また、計画策定に当たっては、地元説明会を開催するなど、住民の声を反映しながら進めていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 児童のいじめ相談についてお伺いします。

村松信一議員のほうでいじめアンケートの部分についての心配点、質問されておりましたけれども、児童が相談員に相談するという場面についても心配が考えられます。その問題は、学校間で共有するという部分については、非常に大切なことだとは思いますが、相談して、それがさらに名指しでいじめに遭ったとかという部分等も当然考えられ、いじめは必ず起こるものという対応する我が町としては、相談を受けたときに、相談した児童・生徒のいたわりの考え方が必要ではないかなというように思っております。相談員は、そのことは学校に相談してもいいかどうか、該当児童・生徒から了解をいただくとか、そういう措置等、具体的に何か考えがあれば、お聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

いじめ等、それぞれの問題行動等につきましては、匿名にさせていただきたいという保護者あるいは児童・生徒の考えもありますので、そういうことについては、十分に配慮しておりますし、いじめについては、誰が言ったからこうだとかという情報共有ではなくて、やはりいじめられた側に立って行わなければなりませんので、情報共有は、教職員間では行いますが、それを児童・生徒あるいは保護者にどのように提示していくかということにつきましては、提示しない場合もありますし、さまざまな配慮をして行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 国は、教育費用の無償化の議論が活発化してきております。幼児から高等教育までの無償化を唱える政党も出てきており、高等教育の重要性が認識されて

おりますが、答弁では、高校生が奨学金を余り利用しない部分については、国による授業料の支給があるから原因と考えられるとしておりますが、小学校、中学校は、義務教育であり、当然授業料などはなく、その上にも答弁にもありました多くの支援があります。高校生になったからといって、家庭での経済環境は余り変わらないのではないかなと思います。そうしますと、高校生にも何らかの支援が必要ではないかなと私は思いますけれども、考えをお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど900万円以下の方々には、授業料というのが出ると。それから、済みません、これ県のほうの制度なので、ちょっとその境の金額はわからないのですけれども、ある一定以上の収入以下の方々には、小中学校と同じような就学支援、さらに授業料のほかに就学支援をするお金を出すというような制度が今行われているところでございます。

なお、高校生につきましては、義務教育ではございませんので、市町村の教育委員会としては、なかなか難しいところではありますが、そういう意味では、奨学金とか、そういう制度を備えておりますので、中学校では、ことしは2人、岩手の奨学会のほうに申し出ている方がおりますけれども、町のほうも利用していただければなということでPRに努めてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 徳丹城史跡整備の件についてお伺いしたいと思います。

徳丹城史跡整備活用指導委員会の現在の活動状況または指導メンバーでの欠員やそれらの体制について維持できているのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 山本社会教育課長。

○社会教育課長（山本 功君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

答弁にもありましたが、さきに組織しておりました委員会は、今はもうないものというふうに捉えております。そこで再度委員会を立ち上げて、委嘱をして進めたいというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 29年、来期30年は、計画策定の期間ということで当町は位置づけており、この整備指導委員会の任務は、非常に重要ではないかなと私は考えております。この委員会がつくった計画の中には、当然史跡の活用についても計画しておりますが、まちづくりの連携という点での計画も作成されております。それらの計画が果たして来年度委員会で検討して、31年から本当に計画に移せるのかどうか、もうことしあたりから準備しておかないと難しいのではないかなということで考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 山本社会教育課長。

○社会教育課長（山本 功君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

議員ご心配の点は、まさにそのとおりでございますが、いずれ私どもは前にお話をしておりますとおり、31年度をめどに実施設計に着手したいということで、しかも着手時期を極力早めたいというふうに考えているというふうにこれまでお答えをいたしました。実際その気持ちは変わってございませんが、整備活用指導委員会の考え方によって、スケジュールが変わる可能性があるというふうに捉えてございます。どういうことかといいますと、いわゆるこの委員会の中で、例えば私どもは今ある基本設計をもとに実施設計のほうに進ませてもらいたいというふうに思っておるのですが、新しいメンバーの中で、いやここは少し大幅に基本設計を見直すべきではないかと、仮にそういったふうな方向に進んだ場合に、それをとめることはできませんので、そういったことがもし発生しますと、やはり計画は延びていくのかなというふうな、そういった要因もございまして、私どもの考えは今までと同じでございますが、そういう要因で延びる可能性もあるということは、この場でお話をさせていただかなければならないかなというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 何度も三木町の話を出しまして申しわけないのですが、三木町のまちづくりの考え方は、住民を巻き込むのではなく、行政がいかに住民に巻き込まれていくかということを大切にしているというように聞いてまいりました。そうしましたら、今教育委員会が住民の一人として何をしなければならないと考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 質問の意味、理解できれば、いいですか。反問してください、わ

からなかったら。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 済みません、ちょっと荒っぽい聞き方だったかもしれませんが。教育委員会としては、では取り組みが今のような取り組みで住民に理解されるのかという考えに立っているのかということ、あくまでもその計画だけでいっているわけなのですけれども、住民としては、やっぱりおくらしている、保護されないという気持ちでいっぱいなのわけなのですけれども、それらの気持ちに立った上での施策なのかどうか聞きたいと思います。

整備は実施できないという部分は理解しておりますけれども、実施できなくても、計画とか、そういうのは早目に取り組むことができるのではないかなという意味で聞きました。

○議長（廣田光男議員） 山本社会教育課長。

○社会教育課長（山本 功君） ただいまのご質問にお答えいたします。

どうも私の説明が足らなかったようでございますが、思いは今までと全く変わってございません。そこで私どもなりの考えとしましては、29年度中に、実は実施設計の業務を委託する、30年度予算に実施設計の業務委託料を盛り込むところまでいきたいなというふうに考えてございます。そして30年度には、実施設計の意見集約をして、できれば地元説明会にまで入っていききたいと。そして31年度には、実施設計のほうに入っていって、これを完成させたいというように考えております。

そこでなぜこのとおりにいかない可能性があるということをお話しするかといいますと、先ほども申し上げましたが、整備委員会の中で新たにその協議によっては、今ある基本設計、ここはこういうふうに変えたほうがいいのではないかというふうな議論に発展して、そこに時間がもしかかるようであれば、この計画がおくれる可能性があるということをお話ししました。教育委員会としては、これまで答弁してきた内容に思いは全く変わってございませんが、そういうおくれる要素もあるというふうなことでお話ししました。それが教育委員会として思いが足りないのではないかというふうなことになるのであれば、いずれそういったことも踏まえて、何とかそういうおくれが出ないように、私たちも誘導という言葉は悪いのですが、委員会の運営のほうに携わっていききたいなというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） 補足させていただきます。

今課長のほうからは、整備計画についてのお話あったと思いますけれども、以前に徳田地区でのご説明したとおり、それはそれとして、29年、30年に地域の住民とか、町民が憩えるような、あるいは花壇のような、そういうような、できるところから少しずつは手をつけていくというのが考え方でありますので、どの程度できるかということについては、まだはっきり申し上げることはできませんけれども、整備計画とは別に、あそこがきちんと町民の方に少し変わってきているなというような形で整備というよりも、そういう憩いの場となるように努力してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 史跡の整備については、皆さんご存じだと思いますけれども、熊本城が震災で大分大きく破損しまして、そちらは国の管理でありますので、150億円以上かかるのではないかなとも言われており、なかなか徳丹城のほうには予算がつきにくいのではないかなと個人的に予測しているところでありますけれども、教育委員会のほうは、住民の意見をよく聞いた上で策定していくというように答弁いただいております、それはそのとおりにしてほしいのですけれども、もう一歩進んでもらいまして、住民だったらどのように考えるのだろうかということも考慮した中で進めてもらいたいというふうに思っております。

また、徳丹城史跡のある徳田小学校の移転問題も触れられているわけなのですけれども、必要性については、述べられていますけれども、徳田小学校は、全て史跡区域内にありますし、周辺には商店や家屋が移転しております。そういう現状からして、地域コミュニティの維持や活性化を考慮した中での考えも必要と思いますが、まだ実施段階、検討段階にないかもしれませんけれども、改築、移転するときの考え方をちょっとお伺いしたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

22年度に耐震補強しましたので、かなりの年数もつものというふうに思っております。ただ、文化庁との約束につきましては、移転改築する際には、別の場所ということもあります。年限については、それはまた別問題かなというふうに思いますけれども、ただもう

少し先の話になろうかなと。第7次の後半から第8次あたりになろうかなという私の考えです。そういう思いがありますので、もう少しその辺は近づいてくる前に住民の方々といろいろな意見交換をしてみたいなというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、以上で5番、齊藤正範議員の質問を終わります。

○議長（廣田光男議員） 以上で本日の議事日程は終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日も引き続き一般質問、4人予定しておりますので行います。午前10時に本議場にご参集願います。

報告事項でございますけれども、あすは不来方高校の組み合わせ抽せんが午前中にあるというふうなこともあります。心ここにあらずなところもありますけれども、議員皆さんの一層のご協力をお願いをいたします。

本日は大変ご苦労さまでございました。

午後 5時36分 散会

平成29年矢巾町議会定例会3月会議議事日程（第4号）

平成29年3月10日（金）午前10時開議

議事日程（第4号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
7番	昆秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
9番	川村農夫	議員	10番	山崎道夫	議員
11番	高橋七郎	議員	13番	川村よし子	議員
14番	小川文子	議員	15番	藤原由巳	議員
16番	藤原義一	議員	17番	米倉清志	議員
18番	廣田光男	議員			

欠席議員（1名）

12番 長谷川和男 議員

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	伊藤清喜	君
総務課長 兼選挙管理 委員会書記	山本良司	君	企画財政課長	藤原道明	君
会計管理者兼 税務課長	佐藤健一	君	住民課長	浅沼仁	君

福 社 ・	菊 池 由 紀 君	健康長寿課長	佐々木 順 子 君
子 ども 課 長			
産 業 振 興 課 長	稲 垣 讓 治 君	道 路 都 市 課 長	菅 原 弘 範 君
農 業 委 員 会			
事 務 局 長	野 中 伸 悦 君	上 下 水 道 課 長	山 本 勝 美 君
教 育 長	越 秀 敏 君	学 務 課 長	村 松 康 志 君
		学 校 給 食 共 同	
社 会 教 育 課 長	山 本 功 君	調 理 場 所 長	村 松 徹 君
代 表 監 査 委 員	吉 田 功 君	農 業 委 員 会 長	高 橋 義 幸 君

職務のために出席した職員

議 会 事 務 局 長	吉 田 孝 君	係 長	藤 原 和 久 君
主 任 主 事	渡 部 亜 由 美 君		

午前10時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、12番、長谷川和男議員は、都合により欠席する旨の通告がありました。

本日の会議に入る前に、先ほど飛び込んできた情報によりますと、3月23日、甲子園大会が第3試合、引き当てたようございまして、第3試合14時ということで、相手は静岡高校と。なお、怪物の早稲田実業の清宮君は、その前の試合だそうです。そんなことで予定どおり進むと思いますが、皆さんのご協力をお願いをしたいと思います。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（廣田光男議員） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

10番、山崎道夫議員。

第1問目の質問を許します。

（10番 山崎道夫議員 登壇）

○10番（山崎道夫議員） 議席番号10番、山崎道夫でございます。私は、2つの質問をいたしますが、まず1点目、道の駅構想の実現について質問させていただきます。

道の駅は、平成5年に登録制度が開始されて、24年を経過し、それぞれ地域の創意工夫により、道の駅を地域活性化の拠点として生かす取り組みが進展してきております。また、道の駅は、来るべき人口減少社会において、地域の活力をいかに維持していくかという課題に対し、観光振興や産業振興、そして地域の拠点の形成等によって、交流人口増加や雇用の創出、さらには定住促進に結びつけるなど、既に一定の成功を納めている事例が数多く存在しており、本町においても実現を望む声が多いことから、道の駅構想の早期実現について、以下お伺いをいたします。

1点目でございます。道の駅は、自治体と道路管理者が連携して設置し、国土交通省により登録された施設とされておりますが、現段階において、どの程度の構想と計画を持ち合わせているのかお示しいただきたいと思っております。

2点目でございます。構想の実現に向けて課題が多いと思われませんが、主な課題を挙げるとすれば、どのようなことがあるのかお伺いをいたします。

3点目でございます。課題を克服して道の駅を実現するための具体的な行動計画を示されたいと思っております。

4点目でございます。道の駅は、2つのタイプに類型化されていると言われておりますが、ランドデザインとしてどのタイプを想定し、具現化していく考えなのか、現段階での構想があれば、お伺いをいたします。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 10番、山崎道夫議員の道の駅構想の実現についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、道の駅は、安全で快適に道路を利用するための道路交通環境の提供及び地域のにぎわい創出を目的とした施設であり、観光や産業の振興拠点として期待されるものであります。また、道の駅には、24時間利用できる駐車場機能に加え、道路情報、観光情報等を発信する情報提供機能、そして地域振興の施設として地域と交流を図る地域連携機能についても期待されるものであることから、本町におきましても地域活性化の拠点として有益なものと考えております。

2点目についてですが、本町の行政区域につきましては、国有林を除く全域が盛岡広域都市計画区域で市街化区域と市街化調整区域が設定されており、また市街化調整区域のほとんどが農業振興地域となっておりますので、その区域においては、これまでも良好な農用地の保全に寄与してきたところであります。しかしながら、道の駅の立地として、市街化調整区域を想定した場合、その実現のためには、これらの土地利用計画の変更が主な課題になるものと捉えております。

3点目についてですが、現時点においてお示しできるような具体的な構想や計画がない状況ですので、行動計画もお示しできませんが、まず課題となる国土利用計画、矢巾町計画、矢巾町都市計画マスタープランなど、各種土地利用計画の変更に着手することとして

おります。また、構想について、取りまとめるべく係長級職員で毎月開催しております事務事業推進会議におきまして、道の駅の基本計画を職員提案で策定するべく検討を進めておるところであります。

4点目についてですが、国土交通省は、道の駅が地方創生の拠点機能を発揮するモデルとして、地域の魅力ある観光資源を磨き上げ、国内外の観光客を取り込み、地域活性化に結びつける観光、地域づくりを実現するための拠点となるゲートウェイ型と地域の特産品によるオリジナル商品の開発、ブランド化、6次産業化のための加工施設や直売所を設置し、災害時には、後方支援拠点となる地域センター型の2つを位置づけております。どちらのタイプとするかは、その位置、周辺環境によって変わるものと認識しているところであり、事務事業推進会議において検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 道の駅の登録制度が平成5年から始まったわけですが、その当時は、全国103カ所が登録されたということでした。10年後の平成15年には、743カ所にふえました。これは7倍強の増加数になるわけですが、さらに10年後の平成25年には、約1,000カ所になったと言われております。現在は、建設中も含めて全国で1,107カ所ということになっております。これは、平成28年12月1日現在の数字だということですが、したがって、単純に計算をすると、1年間で46ぐらいの道の駅がこの24年間でできてきたということになると思います。ちなみに東北6県の登録数は153カ所となっておりますし、そのうち岩手県は32カ所、このうち道路管理者別に見ますと、国道が11カ所の道路管理者、そして県道が21カ所の道路管理者の内訳となっているようでございます。先ほどの答弁では、本町における道の駅構想は、現時点においては、まだ示せるようなものはないという答弁でございました。町民は大いに期待しておりますので、まずその辺の期待感に対する現時点の町長の思いをまず聞かせていただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

それで、今この道の駅構想については、先ほど答弁させていただきました中にもございましたように、今事務事業推進会議の中で、この根っこの部分は、産業技術短期大学の卒業生の方が道の駅構想をお示ししていただいたわけですが、それ以前にも過去には、徳

丹城周辺にも道の駅構想があったことも事実なのです。そこで、先ほど答弁の中でゲートウェイ型と、それから地域センター型、私はこのことについては、やはり当初いろいろ構想のあった、いわゆる徳丹城周辺の道の駅構想と、それから今考えられるのは、やはりスマートインターチェンジのいわゆる開通に合わせての、この2つの道の駅構想。

これは一回に2つはできないわけですので、これはもう順次、特に今国道4号線の関係については、できれば、やはり今道の駅というのは、石鳥谷まであれなので、やはり矢巾あたりに1カ所あればなというお話はいろいろ承っておるところでございますので、きのうの徳田小学校、徳丹城に絡めて徳丹城の移転の問題等、私は道の駅構想、それが一つの地域の活性化にもつながることだと思っておりますので、まずひとつそのことを考えていきたいと。

それから、もう一つは、盛岡西バイパス、これを何としても矢巾スマートインターチェンジまで結びつけていきたいということで、今私どもの都市計画道路の中では、高田煙山線と、土橋白沢線があるわけでございますが、私どもがやはりこれからのまちづくりを考えた場合には、土橋白沢線、いわゆる南部屋敷のところ、国道4号線にタッチするのが私としてはあれだということで、このことについても盛岡市とも今後協議しながら、いわゆるどういう形で今後進めていくか。盛岡市においては、当然盛岡市卸売市場と南運動公園もあるわけでございますので、そういったことも含めながら考えていきたいなということで、今のところはそういった徳丹城周辺と矢巾スマートインターチェンジ。

そして、この道の駅構想は、何としても私ども地方創生のまちづくり、人づくりの、そして仕事づくり、雇用にも関係してくる。そして、きのうからもうお答えさせていただいているのですが、やはり本町の基幹産業は、農業です。そういった農商工の連携と、そういったものと組み合わせてやっていきたいなということで、きのうも答弁させていただいたコンセプトとしては、食と農とか、観光とか、そういうようなものも抱き合わせながら前向きに検討してまいりたいということで、ただ答弁の中でも申し上げたとおり、このことについては、都市計画マスタープラン、そういったことの整合性も図っていかねばならないので、時期が来ましたら、議員各位にもお示しをしてみたいと、こう思いますので、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 町長の道の駅にかける思い、そして地方創生と絡めた、いわゆる

仕事づくりも、あるいは人づくり、まちづくり全てに関しての思いというのを今お聞きしまして、ぜひそれを具現化して、一日も早い段階で計画を、いわゆる構想をしっかりと練っていただいて、計画を立てていただくようお願いをしたいというふうに思いました。

そこで、この構想取りまとめについては、係長級の職員で毎月開催している事務事業の推進会議、これで道の駅の計画を職員提案で策定するように検討を進めているという答弁もございました。ある意味、矢巾町行政の将来を担う係長級の職員でございますので、そういった意味では、夢を、あるいは希望を持って道の駅の構想についても、それなりのしっかりとした構想が練り上げられるというふうには思いますが、その段階で恐らく基本となる設置場所についても、ある程度絞られるのではないかというふうに思いますし、それから、その規模とか内容とか、あるいは何を売り物にしていくのか。将来にわたって矢巾町の基幹産業である農業とどのようにタイアップをしていくのかということが恐らく検討されて、提案されるだろうというふうには思いますが、そこで私もいろいろ調べましたが、その中で非常にいい参考になるといいますか、そういうのがございましたので、ちょっと紹介をしたいわけですが、今、人口がどんどん急激に減っていると。そしてしかも超高齢化という、かつて日本が経験したことがない大きな課題に直面する状況に今なっているわけですが、したがって、地方創生が今叫ばれて、その役割を果たしているのが道の駅だということで、全国1,107もありますので、いろんなタイプがあるのですが、その中で、私がちょっとすごいなと思ったのは、群馬県の川場村というところにある「田園プラザかわば」というゲートウェイ型だということでございますけれども、これをちょっと紹介してみたいと思いますが、川場村は、群馬県の北部に位置をしております、昭和30年が5,376人の人口であったと。これがピークになって、今はもう3,000人台に落ちているというふうな状況になっているようでございます。3,700人の村なようでございますが、昭和45年には過疎地指定をされたと。このときの人口が4,109人だったようでございます。このような背景の中で、農業プラス観光を、これを地域づくりのコンセプトにして、昭和50年に道の駅をつくったと。その際には、観光拠点となるホテル、これはS L、岩泉にもあるわけですが、ホテルのS L整備ということで、それから始めたようですが、それから6次産業化の拠点となる整備を進めてきたと。園内は、朝取れ野菜とか、ブルーベリーとか乳製品などの地域資源を生かして、果物刈りや陶芸などの体験やイベント等を非常に年間通して開催をしていると。村民と来訪者の交流の機会が大変多い道の駅なそうでございます。

この道の駅の来訪者は、年々増加して、現在は年間利用者数が120万人になっていると。

大変驚くべき利用者数ですが、その7割がリピーターなそうでございます。地域観光のゲートウェイとして観光協会のスタッフがビジターセンターに常駐して、宿泊、体験施設として利用されていると。もちろん川場村だけでなく、周辺地域の市町村の観光全体を案内をしているということでございます。

このように農業プラス観光のさまざまな取り組みの結果として、川場村における農業の出荷率が昭和50年と比較して、伸び率が1.5倍を超えていると。全国平均が1%未満、0.98ですので、伸び率からいうと、もう大変な農業出荷率が伸びていると。この地産地消を展開する手づくり工房とかレストランを併設して、川場村のコシヒカリ、雪ほたかというそうですが、これを提供していると。その結果、ブランド米の雪ほたかの人気が非常に高くなって、全国的には、水稲作付がどんどん減少してきているのですが、この村では、昭和60年に比較して10%から十二、三%作付面積がふえていると。休耕田がかなりもう減ってきているようでございます。

さらには、雇用の面で見れば、従業員数の伸びが物すごい、ここを拠点とした、いわゆる雇用の確立がされておりまして、伸び率が3.1、全国的には、平均が1.67なそうでございますので、その約倍の雇用の伸び率が図られていると。平成21年度のファーマーズマーケット、いわゆる農産物の売り上げは、3億2,100万円になったと。400人の出荷登録者がいるようでございますが、多い人は200万円近い人もいるけれども、平均で約80万円の出荷販売額になっているそうです。以前は、ほとんどがパートに出かけたり、近隣の市町村、結構遠いところまで行っている人もいたようですが、もうパートよりもここで農業をやりながら農産物を出荷したほうが実入りがいいということで兼業農家がほとんどなそうございますが、担い手の高齢者とか、女性が非常に明るく輝きを持って、いきいきと農業に取り組んだり、あるいはここを起点とした雇用に頑張っていると、働いているというようなことなそうでございます。

やっぱりこういったことを、全国いろんな例があると思いますが、先ほどの事務事業の会議の中で練られると思いますが、全国いろんなところをやっぱりしっかりとモデル的なところがいっぱいあると思いますので、そういうところをしっかりと検証して、場合によっては、やっぱり視察などもしながら、矢巾にふさわしい道の駅を構想としてしっかり立ち上げて、それをやっぱり現実に計画として練り上げていってほしいものだなということで今あえて紹介をしましたが、しかもここは非常に広々とした土地にいっぱい施設があるのですが、その施設がまたヨーロッパ型といいますか、非常に背景が山並みですので、合

うような、そういう建物がかなりあるわけですが、芝生がずっとあって、ケヤキとかカエデの木が植栽をされて、その下で子どもさんたちを連れた家族がシートを敷いて食事をしたり、あるいは遊んだりしていると。私もこの写真を見て、行ってみたいなという感じを受けたわけですが、やっぱりそういうふうな大きな視点に立って、人をいかにして呼び込むかということも必要だと思いますので、そういうことをぜひこの構想の中で練り上げていただきたいものだなというふうに思っておりました。

そこで先ほど現時点における課題ということが出されておりましたが、当然これは今までずっと問題になってきているわけですが、土地利用計画がなかなかうまく進まないということで、やっぱり大きな課題になっていることは間違いのないのですが、この都市計画のマスタープランなどの各種の土地利用計画の変更に着手するというところでございますが、これがなければ、なかなか実現はしないのですが、この具体的にどういうスケジュールでこれを取り組んでいくのか、まずここをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、ただいまのご質問にお答えをいたしたいと思います。

都市計画マスタープランにつきましては、今までも取り組むということにしておりまして、できれば平成29年度内には、マスタープランを仕上げていきたいという予定で考えております。

それから、線引きの区域拡大につきましては、広域の関係もございしますが、次回の線引きは、平成32年からとなりますので、31年度までには方向性を定めて、それなりの手続を踏んでいくものと思っております。あわせまして農振の関係がその前の年に30年代になりますので、そういった調整というのも、その間の中で進めているものと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 今のスケジュールについては、ある程度方向性が出ておりますので、そういった意味では、実現に向けて歩き出すことができるのかなということで、非常に期待感を持ったわけですが、先ほど言ったように、道の駅が果たす役割というのは、地域活性化はもちろんですが、いわゆる個性を売り出すといいますか、矢巾町を売り出すための大きなチャンスになるというふうに思うのです。もちろん防災拠点としての

いわゆる機能、これも期待をされておりますし、特に東日本大震災のときには、遠野の風の丘は、自衛隊とか救急隊の支援基地として大きな機能を発揮したと。これを受けて岩手県広域防災拠点配置計画の広域防災拠点に位置づけられていると。これは、全国のモデルの道の駅として東北では余りないのですが、1カ所だけです、東北では1カ所、全国モデル道の駅遠野風の丘ということで、非常に防災機能を、しかも高度な防災機能を持ち合わせていると。しかもベースキャンプになるし、備蓄等の施設も備えつけているということで、非常に期待をされていますし、すぐれた地域活性化の拠点としても評価をされていますので、そういったものが近くにあるということで、非常に参考になるだろうというふうに思います。

せっかくですから、東北の状況をちょっとお話しすると、今お話した全国モデルの道の駅は、「遠野風の丘」1カ所です。重点の道の駅は、9つあるようです。「高田松原」、これがちょっと今復興の途中で再開に向けて進んでいるようですが、これが道の駅の重点になっていると。それから、宮城県の「伊達な道の駅」、それから「象潟」、「よねざわ」、「猪苗代」、それから「たろう」というのがこれ入っているのです。「たろう」ももちろんこれも被災しましたので、これも再開に向けて今頑張っているだろうというふうに思いますが、それから「よこはま」、これは青森県の下北半島に行く途中なのですが、こことか、それから「ふたついで」とか、特に「ふたついで」については、河川防災ステーションとって総合防災拠点になっていると。ここは、米代川の近くですので、そういった意味では、水防活動の拠点になっているというふうなことだというふうに思いますが、それから特徴的なのは、「猪苗代」が、あそこは磐梯山があって、有史以来4回の大爆発を起こしている。地震とか、災害リスクを抱える磐梯山の麓に総合防災拠点として整備したと。緊急時には、観光客及び地域住民の緊急避難機能を有している。避難所、ヘリポート及びモータープール、情報発信基地として機能しているということで、こういうふうな重点の道の駅などもありますし、なかなかそこまで一気にたどり着くわけにはいかないと思いますが、こういったことも道の駅をつくる際の参考にはなるというふうに思います。

たまたま岩泉の大水害が、岩泉ばかりではないのですが、宮古、岩泉、それから久慈ということで、あの周辺の地域は、大変な去年の8月に集中豪雨で大被害を受けたのですが、その際には、消防学校が拠点となって、ヘリポートがありますので、そういう非常に重要な役割を果たしてくれたわけですが、そういったことも視野に入れながら、やっぱり今後道の駅構想をしっかりと係長級の職員の皆さんで考えていただきたいと。そのことを大い

に期待をしたいというふうに思います。

そこで一定程度、先ほどの土地利用の関係については、一定のスケジュールが示されましたが、この構想を検討して、そして提案をするということになれば、ある程度のこれもまた期限といいますか、スケジュールが必要だと思しますので、そこら辺の考えについて再度お聞かせを願いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

まず事務事業推進会議で私のほうからもひとつ道の駅構想について、みんなで検討してほしいと。そして検討していただいたのにあわせて、やはり実際道の駅、この施設を研修する機会もやはり設けて、岩手であれば遠野、また先ほど山崎道夫議員からは川場、いわゆる一日丸ごと楽しめる道の駅ということで、そういうところも当然今後検討させていただいて、それで今どうしても職員が練る構想というのは、大きな構想になかなかないのです。私が思い描いているのと。そこで今私は、やっぱり矢巾町は、宮沢賢治のゆかりの地、そして賢治が愛した南昌山。だから、道の駅には、もう道の駅南昌山と、まさか宮沢賢治というわけにはいかないで、それから徳丹城は、まさにそのとおり道の駅徳丹城というネーミング、やはりあそこに古代のロマンというか、古代の城柵としてのロマンもあるわけですので、そのネーミングは別にして、リピーターの先ほど道の駅川場のリピーターのお話があったのですが、私は何といっても、私どもの場合は、岩手医科大学の附属病院、いろんな方々がおいでになるわけです。だから、例えばいわゆる徳丹城のところでも、スマートインターチェンジのところでも、どちらも私は、いずれ道の駅として、例えば県内には33市町村あるわけですが、そのほかにも青森、秋田あたりからも岩手医科大学であれば来るわけですので、そういった、例えば年間今52週か53週ぐらいあるのですが、1週間ぐらい各市町村のイベント、あそこに行けば、そういったイベントもやっているとか、それから矢巾町の農畜産物だけではなく、あそこに行くと、県内のあれがもう全部、もう何でもそろっていると。そしてそれを売り物にしてやっていくことも一つ方法ではないのかなと。

先ほど山崎道夫議員は、ブルーベリーとか何かのお話、このベリーには、ブラックベリーとか、いろいろあるのだそうです。そういうふうな頭文字をブルーなり、ブラックでもいいし、矢巾町のブルー、何かベリーあれして売り物にすることもできないとか。それから、この間まで盛岡広域振興局の農政部長をやっていた方では、矢巾町では結構、それ

こそそれぞれの屋敷に柿の木を植えていると。その柿を取らないでそのままにしているおうちも結構あるのではないかと。それで、あの柿は農薬とか何か全然かける必要がないのだと。だからそういうふうなものを売り物にしたらどうなのとか、それから例えば今銀河のしずくとか、金色の風とか、できれば矢巾町の品種、そういうふうなものに特化したことも一つの方法として、やはり考えることができるのだぞというようなお話をいただいているのです。だから昔は、徳田米ってあったわけです。そういういわゆる地域に特化した、だからやっぱりこれからは、そういった大きな構想のもとで、今言っている道の駅構想については、私どもは、やはりあとこれからいかにして国の予算を引き出すか。

あとは、いわゆる防災の、総合防災拠点の基地は、もう矢巾町以外ないと思うのです。県の消防学校があるし、それから岩手医大の矢巾キャンパスには、災害時の地域医療の教育支援センターもあるわけですので、だからそういうところをうまく取り込んで、防災と医療、そういうふうなものも絡めて道の駅構想を考えて、だから私は複合的、総合的なあれで取り組んでいったならば、この道の駅構想もおもしろい、そして大きな夢と希望を与えてくれる構想ではないのかなと思います。そこで、いずれこのことについては、事務事業推進会議の中でもしっかりあれして、そして皆さん方にもお示しして、そして進めたいと。できれば、この構想については、余り時間をかけないで形にして見える化を図っていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、第2問目の質問を許します。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） それでは、2問目の質問に入らせていただきます。町営住宅の活用についてお伺いをしたいと思います。

新しいまちづくり調査研究特別委員会の調査課題の一つに町有地の有効活用対策を挙げておりますが、特別委員会から付託を受けた総務常任委員会が昨年9月に町営住宅の現状と町営住宅対策に向けて現地調査を行いました。団地数は、14団地で、そのうち戸建ては3団地あります。建築年代は昭和39年から45年で、築50年以上も経過をし、老朽化が際立っております。

町営住宅の総面積は3万4,000平方メートルで、そのうち戸建ての団地は、3カ所で1万2,000平方メートルとなっており、広大な面積を有していることが明らかになりました。ま

た、3団地の居住者の平均年齢は52.1歳、平均居住期間が23.7年となっておりますが、特にも矢幅駅に近い矢巾住宅は、昭和42年から45年までの建築であり、老朽化も著しく、居住者の平均年齢は58.3歳と高く、28世帯、51人が入居しておりますが、改修の要望も大変多いと聞いております。

このように、昭和40年代から50年代にかけて建てられ、老朽化が顕著になってきている町営住宅対策について、10年後、20年後を見据えた町営住宅のあり方を新たな発想のもとで検討することが求められていると思うことから、以下お聞きをいたします。

1点目でございます。高齢化が進む戸建て住宅は、防犯、防災対策とあわせ、冬場の除雪と夏場の除草、さらには居住性の問題などを考慮し、特に3団地の戸建て住宅を1カ所に集約し、5階建て以上の集合住宅にして、エレベーターを設置し、現在の居住者に優先的に入居してもらい、快適に暮らしていただくとともに、あわせて土地の有効活用を考えてはどうでしょうか。

2点目でございます。集合住宅の有効活用策として、高齢化社会に対応できるような、例えば2階部分を高齢者向けのシェアハウスのなつくりにするとかの構想を立て、部屋の広さも一律とせず、若者から子育て中の夫婦や高齢者まで、さまざまな年代の方々が住むことのできる集合住宅を検討してはどうでしょうか。

3点目でございますが、町営住宅政策の一つとして、集合住宅の建設を検討するに当たり、高齢化が進む居住者の意向や、移転後数年間の家賃減免措置等、措置対応も検討する必要はありますが、集合住宅化を図り、それによって空いた土地の売却や町有地の活用策も含め、PFIなどの民間活力を最大限活用して、集合住宅化を実現することを目的に、検討委員会を立ち上げ、総合的に検討を重ね、第7次総合計画の後期計画に戸建て住宅の集合住宅化計画を組み込むことを強く提言いたしますが、その考えをお伺いをいたします。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 町営住宅地の利活用についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、現在の町営住宅の管理方針は、平成22年度に策定した町営住宅長寿命化修繕計画に基づき、昭和40年代前半に建築した木造住宅については、計画期間である平成32年度までに建てかえ、または用途廃止の再検討をすることとしており、三堤住宅、明堂住宅及び森が丘住宅については、耐用年数を経過するまでは、長寿命化型の改修及び維持管理に努めることとしております。

なお、引き続き長寿命化計画に基づいて既存施設の維持管理を行うこととしておりますが、戸建て住宅を集約化して、土地の有効利用を図ることのほかに、国が検討を進めております民間住宅を公営住宅として借り上げて活用する方法など、これからの町営住宅のあり方について検討すべき時期に来ているものと認識しておりますので、今後総合的に検討してまいりたいと考えております。

2点目についてですが、家族向けの住宅のほかに単身世帯住宅や子育て世帯住宅など、特徴のある公営住宅を運営している自治体もありますので、1点目でお答えしたとおり、このことも含めて検討してまいりたいと考えております。

3点目についてですが、喫緊の重要施策であります矢巾スマートインターチェンジ、及び岩手医科大学関連の道路整備、JR踏切の危険解消など、大規模な事業が続きますが、土地の売却やPFI等民間活力の手法も取り入れることも念頭に入れ、また住生活基本法に基づく岩手県を初めとする基本計画などとの整合性を図りながら、第7次総合計画の次期後期計画で良好な住宅ストックの形成のあり方を検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 時間もそんなにございませんので、端的にお聞きをしていきます。

昭和40年代前半に建築した木造住宅については、計画期間である平成32年度までに建てかえ、または用途廃止の再検討をすることとしておりという云々とありますが、具体的にこれは、どこ、昭和40年代前半ということですから、大体わかるのですが、どこを具体的に指しているのか、そこをお願いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたしたいと思いません。

一応32年度までの建てかえ、または用途廃止といいますのは、三堤、森が丘、明堂住宅以外の部分の住宅でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） そうすると、3カ所以外は、今後の方針を32年度までに建てかえるのか、あるいは廃止するのか検討するということだというふうに理解しましたが、現実

に、今例えば矢巾住宅が近くにあるのですが、51の方が入居しているわけですが、ここの面積もかなり大きな面積でございます。これを具体的に改修をするということではなく、もう新築をします。いわゆる改築という言葉になるかどうかわかりませんが、それをするとすれば、この前大阪の岬町というところに行って視察をしてきましたが、そこもかなりの老朽した施設といいますか、住宅があって、思い切って集合住宅、8階建てにしていたわけです。それが3棟建てておりましたけれども、170戸ぐらいが126戸になっていたようですが、建築途上のやつもありましたし、もう既に平成25年から建てておりました、入居している方もおりました。大変快適な居住スペースでありましたし、もちろん新しいわけですので、そういった意味では、私も入りたいなというふうな思いを持ってきたのですが、ああいうふうな民間活力を使ってやっていたが、ああいう集合住宅をやったり後は考えていくべきだなというふうに思ってきましたが、その辺の考え方も、恐らく検討課題の中にはあるだろうというふうに私は思っておりますが、その考え方というは、どういうふうなものを持っているのかお聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。

これまでは、できるだけ長くもたせるようにというふうな考え方で今まではご答弁をさせていただきましたが、今回のご提案を頂戴しまして、やはり確かに50年以上もたって、修繕する部分というのは、かなり多くなってきているというのは、事実でございます。そこで先ほど町長答弁でもお話したとおり、例えば面積の大きいところを、例えば戸建てではなくて、集合化するなりということも確かに一つの方法であるということで理解しております。そこで、そういった遊休スペースを、例えば売却云々というのも含めながら今後考えてまいりたいなと思っております。

ただ、先ほど町長答弁でもありましたように、裏負担、社会資本整備総合交付金を活用するという方向になろうかと思いますが、その際に、裏負担の部分の自前の部分との兼ね合い、いわゆる売却も含めて、そういった部分については、いずれ今後検討するというところで、今現段階では、まだ白紙の状態ですので、PFI、民間活力を活用するのを含めて今後そのあり方について検討していきたいなということでご答弁をさせていただきましたので、よろしくお聞きしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 町長、所見ありますか。

高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

いずれ今道路都市課長が答弁したとおりなのですが、いずれ住宅政策についても、やはり今そういった見直しをしなければならぬときに来ております。だから、土地利用計画と、住宅政策、これはやはりセットで考えていかなければならぬということで、それで今、実は県ともいろいろこれから話し合いを進めさせていただきたいなと思っているのですが、今県は、災害公営住宅、これが一段落するまでは、ちょっと待ってくれと、正直にお話しすれば。

いずれ矢巾町は、これから岩手医科大学の附属病院に絡めて転入、転出の新陳代謝は、激しくなるわけです。そのためには、やはり戸建ての町営住宅もそうなのですが、やはり集合住宅。その集合住宅は、やはりこれからは子育て世帯と、高齢者とか障がい者の福祉政策的なもの、やはり両方考えていかなければならぬわけでございます。だから、矢巾住宅は、すぐそばは岩崎川を挟んで、岩手医科大学と面しているわけです。だからそういうことも視野に入れながらやっていきたいということで、これもやはり岩手医大との、特にも31年9月に附属病院がこっちに来る、それに合わせて、この住宅政策、それと整備構想を考えていかなければならぬということで、だから山崎道夫議員、今困っているのはお金なのです。財源確保、だから道の駅もやりたい、町営住宅も建てかえしたいと。これをいかにして順次計画的に進めていくかと。ただ、今やらないでいつやるかということになるわけでございますので、このことにもまずしっかり踏まえながら財政との両にらみで進めていきたいということで思いは山崎道夫議員とぴったしでございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 思いはぴったしだということを最後に言われましたが、そうであってほしいし、特に我が町は、この住宅政策が非常にはっきり言っておくれていると思うのです。例えば住田町を通ってみるときに、いつもうらやましいと思って通っています。気仙大工さんが建てて、気仙沼窯業さんの黒がわら、あれでずっと見渡す限り町営住宅が建ち並んでいる。私もこういう住宅に入ってみたいものだなと思うようなすばらしい町営住宅です。あそこまでいなくても、これからもやっぱり住宅政策というのは、先ほど医大の話もありましたが、矢巾町にとっては、生命線だというふうに私は思っています。入

りたい人がいつでも入れるといえますか、入りたいなという住宅にするべきだと。今まで入っていた人もやっぱり住環境がいいところに住んでもらいたいということで、そういった意味で、今まさにそういう時期、チャンスだろうというふうにも思います。金は大変だと思いますが、やっぱり思いがそういうものに具現化していくというか、計画になっていくだろうというふうに思いますので、何とでもそれを形にさせていただくように、特に7次総の後期計画には、しっかりとそれを組み込んでもらって実現をしていくことを、これはお願いにはなりますが、最後にそのことも含めて決意をお聞かせいただきたいと思いません。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

今お金の捻出をどうするかということで、これは公営住宅であるので、それはもうそれぞれいろんな補助金があるわけですが、幸い矢巾町には、林業技術センターがあるのです、県の。今度やるのであれば、今木材でも高層階の、これはもうできるわけです。だから、特にも子育て世帯の、または単身世帯のそういったものについては、木の香りがする、木、林業の関係の補助金というのは、結構おいしい補助金があるのです。だから、そういったものと結びつけてやっていくことも一つの方向ではないのかという、だから集合住宅の高層階を考えていたのに、私はできれば、そういった木材を利用した、利活用した公営住宅、いわゆる町営住宅構想も一つの私の目玉の政策の一つで考えていってもいいのではないかとということで、今後県の建築住宅課とか、農林水産部とも協議しながら補助導入を図りながら前向きに検討してまいりたいと思しますので、ご理解をいただきたいと思いません。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありませんね。

（「ありがとうございました」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで10番、山崎道夫議員の質問を終わります。

暫時休憩に入りたいと思いません。

再開を11時5分とします。

午前10時54分 休憩

—————

午前11時05分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、14番、小川文子議員。

第1問目の質問を許します。

(14番 小川文子議員 登壇)

○14番(小川文子議員) 議席番号14番、日本共産党の小川文子でございます。

それでは、1問目の質問から順次お伺いをしてまいります。

1問目は、病児保育についての質問でございます。現在矢巾町には、病児保育がないことから、子どもさんを抱えている保護者の方から、ぜひ町内にも病児保育が欲しいという声が多数寄せられていて、そういう中での質問でございます。1番として、医療機関との連携についてお伺いをいたします。

2番目、実施する町内保育園についてお伺いをいたします。

3番目に、対象となる範囲についてお伺いをいたします。

4番目に、料金設定はどうなるかについてお伺いをいたします。

○議長(廣田光男議員) 高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 14番、小川文子議員の病児保育についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、紫波郡医師会との情報連携により、本年4月から紫波町に開業予定の小児科医から病児保育に取り組む意向を確認しており、紫波町と広域連携で医療機関における病児保育事業の実施を進めております。

2点目についてですが、登園中の園児が体調不良となった場合、保護者が迎えに来るまでの間、看護師等が緊急的な対応を行う体調不良児保育事業につきましては、町内1園で実施しており、平成29年度から新たに3園が実施する予定となっております。

3点目についてですが、体調不良児保育事業は、事業を実施している保育園に入園している児童が対象となり、医療機関における病児保育事業は、乳幼児から小学校に就学している児童が対象となるものであります。

4点目についてですが、体調不良児保育事業に関しては、通常保育時間内での対応であり、改めて料金が発生するものではありません。また、医療機関における病児保育事業は、利用1回当たりの定額とし、世帯状況を考慮しながら設定してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長(廣田光男議員) 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 子どもさんが急に発熱をしたとか、風邪を引いたとか、いろんなことで、しかし親は、すぐには仕事を休めないというような状況があつて、その中で紫波町でオガールの中に開設されると伺っておりますけれども、もう近場にそういう小児科ができるということは、しかも矢巾町の方まで対応していただけるということは、大変ありがたいことだと思います。その点につきましても、大変今後明るい兆しがあるなど考えております。

一方、本町では、体調不良時の保育を3園でやっているということですが、最初1園、今度3園、合計4園ということですがけれども、質問は、その4園を公表していただけるかということと、もう一つは、4園以外の方の利用が今後大変希望されるわけですがけれども、ほかの園についての取り組みの状況について伺いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

体調不良児対応型の保育園につきましても、この1年間を通しまして、いろいろと協議をさせていただいておりますので、新たに追加になるところは、町立の煙山保育園、そして私立になりますが、2園を予定しておりますので、準備を進めているところです。公表につきましては、やはば保育園、北高田保育園が、いろいろとその方向を意向を示しているところでございます。

（「ほかの園」の声あり）

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） ほかの、今後につきましても、また同じようにいろいろと協議を進めまして、体制を整えていただけるように協力を求めていくことに努めていきます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 体調不良児保育には、看護師等が、その対応を行うとありますけれども、現在4園の中で、今後3園ですから、町内の1園で実施しているところは、看護師さんの対応とかはどうなっているのか。あるいはまた、どのようなニーズといいますか、かなり多いのか、めったにないのか、そこら辺についてちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） 体調不良児は、預けた、朝預けたけれども、そのときは元気だったけれども、発熱してしまうとか、そのような急変というか、体調が朝とは違うところで保護者さまに迎えを、ご協力をお願いするものでございますが、実際には、現在もどの園でも行われている、迎えに来るまで放置できませんので、行われている状況ですが、それを新たに看護師職を追加して行うということで3園が意向を示しているものです。そして、現在行っている、こずかた保育園が行っておりますが、そこにもいろいろと、こちらからも状況を確認して、どんな工夫をしているかも学ばせていただきましたが、やはり仕事との両立でお母さん、保護者さまが預けざるを得ないような状況があったりしますが、やはりお子様の体調を考えると、やはり迎えに来ていただいて、医療につなげるといことが必要となりますので、せめぎ合いだと思いますが、安全に医療につなげて回復を祈るということで、そのような体調不良児のケアがされている現状、ニーズはあります。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、第2問目の質問を許します。

○14番（小川文子議員） それでは、2問目の質問を始めます。

医大前の中央1号線の拡幅工事についてお伺いをいたします。現在概略設計が済んでおりまして、29年度は、いわゆる詳細設計に入るという段階でございまして、私も概略設計図を見せていただきましたけれども、その上で質問をしたいと思います。

1点目は、1日の交通量の推計をどのようになさっているか。

2点目は、通学路としてあそこはあるわけで、通学路の安全対策について伺います。

3点目は、概算で約14億円ということでございますが、工事費のいよいよ、その内訳についてお伺いをしたいと思います。

それから、4点目は、取得済みの用地、4車線化ということと、あと歩道ということが言われておりますが、その取得済みの医大側の用地と、それからまたいわゆる東小学校側の用地についての購入の取得状況あるいは今後の購入の計画についてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 中央1号線の拡幅工事についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、岩手医科大学附属病院前の交通量は、上下線合わせて、昼間の時間ですが、ピーク時においては、1時間当たり約2,100台になると見込んでおります。

2点目についてですが、本工事は、その規模から複数年にわたることが想定されるため、施工に当たっては、交通誘導員を配置するなどの安全対策に万全を期すとともに、教育委員会及び小中学校と連携し、歩行者の安全確保に取り組んでまいります。

3点目についてですが、現在詳細設計を進めていることから、正確な数字をお示しすることはできませんが、概算での内訳として工事費13億7,500万円、用地費2,500万円、補償費4,000万円と見込んでおるところであります。

4点目についてですが、用地は、購入ではなく、岩手医科大学の開発行為に伴う矢巾町への帰属となっております。なお、用地を取得する場所は、矢巾東小学校東側及び町道安庭線との交差点付近を予定しており、詳細設計完成後に、地元説明会を開催して、今後用地を取得する予定としております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

小川文字議員。

○14番（小川文字議員） 工事費13億7,500万円、これ概略ということですが、この中に国の補助金の部分がどのくらいあるのか。そして、今国、県にさらに要望しているということでございますけれども、今社会資本総合交付金のおおよその額を教えてください。

それから、用地費2,500万円、補償費4,000万円と見込んでおりますけれども、この用地費と補償費等の関係はどうなっているのかをお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、お答えをいたしたいと思います。

まず1点目の補助率につきましては、社会資本総合整備交付金は、55%ということで決まっておりますので、その全体の10億円の半分ちょっとがその交付金ということになります。

それから、2つ目の補償費と、それから用地費、用地費につきましては、基本的には、あその部分に関しましては、農地、いわゆる田がほとんどでございます。一部宅地がかかるかなど、交差点付近ではかかるかなど思っております。それから、補償費につきましては、大きなところは、あその隣接で立っております電柱とか、そういった移設、それからあとは、場合によっては、用排水の関係の、そういった附帯工事の部分の費用を見込んでおるところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文字議員。

○14番（小川文字議員） 私もちょっと非常に単純な質問なのですが、約1.5キロくらいの区間が4車線になるわけですがけれども、2車線から急に4車線になって、また急に2車線に戻ると、そういうことになりますと、なれた人ではないと、運転に戸惑うのではないかと、そういうことがひとつ考えられますけれども、その点についてのお考えをお聞かせください。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、ただいまのご質問にお答えをいたしたいと思います。

確かに今予定しておりますのは、安庭線から、それから南のほうは西前線のところまでの約1.5キロということになっておりますが、その部分に関しましては、30メートルの部分でつながるというわけでございますけれども、当然その両側につきましては、いきなり4車線という形ではなくて、あの絞り込みをしながら、いわゆる白線とかで絞り込んで2車線にする、あるいは4車線になるというような形で、誰が見ても、2車線になりますというように形でわかるような表示をするということで現在考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文字議員。

○14番（小川文字議員） 町内の方にちょっとこの設計図をお見せしたところ、実際には、1.5キロの区間に信号が5つつくこととなります。それで急いでいる人は、信号が近づくと、黄色になっても、急いで出てしまいたいと思って、逆にスピードを上げてしまう可能性があって、信号というのは、安全といえば安全、危険といえば危険なところがあるのだというお話を伺ったのです。それで通学路でもありますので、いわゆるスクールゾーンとしてゾーン30とか、ゾーン40とか、そういうふうな速度規制を考えているのかどうかお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、ただいまのご質問にお答えをいたしたいと思います。

先ほど町長答弁でピーク時2,100台ということですが、一応推計の交通量を計算

する式がございまして、あそこ一日当たり約2万5,700台ということで見込んでおりますが、基本的に4車線につきましては、交通規制というのは、30とか40という規制はないと。あそこは一応50キロ規制で考えております。そのかわり、歩道部分が結構幅広くとってありまして、今考えているのは、歩く部分、それから自転車で歩行する部分といいますか、そういった部分を分けてできるような広さを考えているところでございます。その際には、今までもお話のあるとおり、例えば基本はグリーンベルトといって歩くところは緑で例えば塗りますし、自転車なんかですと、青で塗るといった形になりますので、そういった色分けも考えながら歩車分離というような形で考えていければということで現在考えておりますので、できるだけ歩く方々も危なくないような形での設計を考えていきたいなということで現在考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、3問目の質問を許します。

○14番（小川文子議員） 3問目は、ウエルネスタウン構想到薬草をとということで質問をいたします。

国では、国内産生薬の生産に力を入れており、総務常任委員会では、福井県の高浜町に薬草のまちづくりとしての研修をしてきましたことから、以下お伺いをいたします。

1番目に、本町のこれまでの薬草研究、薬草栽培の取り組みについてお伺いをいたします。

2番目として、中山間地域等直接支払交付事業の取り組みとしての薬草栽培の計画があったと聞いておりますので、その計画についてお伺いをいたします。

3番目に、本町には徳田在来種のハトムギがございしますが、このハトムギの増産の考えがないのかについてお伺いをいたします。

4番目として、現在構想が練られておりますウエルネスタウン構想の中に薬草の町、それを計画にできないかということでございます。

5番目として、私も知りませんでしたけれども、南昌山には土アケビという非常に真っ赤な、いわゆる薬草がございまして、利尿とか、そういう効果があって、知っている人は知っているというような薬草でございしますが、こういう貴重種が存在しております。それで、そういう薬草の貴重な宝をしっかりと調査をして、これもいわゆるまちづくりの

一つになるのではないかという考えでこの調査を行う考えはないかについて質問をいたします。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） ウェルネスタウン構想に薬草をについてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、古くは薬草園が置かれていた時代がありましたが、今現在地域及び組織として取り組み実績は把握していない状況であります。

2点目についてですが、中山間地域等直接支払交付事業は、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するために、国、県及び町が支援を行う制度であり、地域が主体的に取り組む事業を計画することとなりますが、薬草栽培について、不動中山間地域協定内で検討されたことは伺っておりますが、具体的な取り組みはなされていない状況となっております。

3点目についてですが、これまで特産品として販売してまいりましたジュース、ソバの原料として栽培を支援してまいりましたが、ハトムギ生産者の高齢化により、作付が難しくなったことに加え、今後新たな原材料を使用した商品開発に取り組むこととなりましたことから、増産は行わないことといたしました。

4点目についてですが、薬草栽培はヘルスケア関連産業の一つと捉えることができ、ウェルネスタウン構想の想定する範疇に含まれる分野であることから、可能性を検討する余地はあるものと認識しております。その上で地方創生事業として進めるためには、その産業が人口減少対策として雇用拡大を図ることができ、なおかつ将来的に民間主体で自立できるものであることが求められております。自立のためには、本町での薬草栽培が採算性や成長可能性の観点から産業として成り立つか。また、地域に担い手となる方がどの程度見込めるかなどを見きわめる必要がありますので、そういった検討の結果、民間事業者が具体的な提案を示し、実現性が見込めるものと判断される場合は、ウェルネスタウン構想に含めることも検討してまいります。

5点目についてですが、現在町独自の具体的な調査計画はありませんが、不動中山間地域協定などが主体的に取り組むために必要な調査等につきましては、これまで同様に支援をしてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

小川文子議員。

○14番(小川文子議員) にわかに今全国で薬草栽培が注目されておりますが、この背景には、中国産の薬草が海外にもう、アメリカを初めとして海外に輸出されていて、なかなか日本で、国内で薬草が手に入らないという状況が生まれていて、薬草の価格が高騰しているという背景があります。従来薬草栽培を行っていて、中国産に負けてしまって薬草をやめてしまったという国内の状況がありますが、今再び復活の兆しが出ているところでございます。しかし、その薬草栽培は、ご存じのように無農薬でございまして、しかも手作業がほとんどなので、機械化が難しいということもあって、なかなか即収益が上がる、採算が見込まれるという、そういうものではないということでございます。

その中で日本生薬協会といたしまして、全国のいわゆるツムラとか、いろんなそういう漢方薬を扱っております会社が生薬協会を設立をいたしまして、その生薬協会が各自治体と、いわゆる協定を結んで、その種苗、苗の提供とか、それから栽培技術を提供して一緒に取り組んでいるというのが現在の実情でございまして。新潟県とか、それから新潟市、新発田市、それから私たちが訪れた高浜町も、その生薬協会と協定を結んでやっておりました。秋田県では、いわゆる八峰町とあって、八森、ハタハタの町、そこが協定を結んでおりまして、たくさんの方のいろんなものをつくっておって、あそこでは、いわゆる龍角散のもとになる生薬をつくっているということでございました。

そこで私たちも研修してきた中なのですが、その生薬は、いわゆる西日が当たらないところがいいのだそうです。本町には、いわゆる西日が当たらない場所としてひまわり畑を初めとしたいわゆる町有地があそこございます。あそこも非常に、直接西日が当たらないということで有効な土地と思います。

また、中山間地での対象となっております大白沢地区も、いわゆる西日が当たらない地域ということで、もちろん日が当たってもできる場所もあるのですが、その日が直接当たらないということがその生薬にとって大変好条件なのだということを伺ってまいりました。

しかも、これをやっていることによって、いろんなことが知識としてわかる。風邪を引いたらこれがいとか、いろいろ教えられて、もうがんの末期で、いわゆるモルヒネも効かないような痛みのおときには、梅干し、梅を薫製にしたものがいとか、いろんなお話も聞いてまいりまして、しかも生薬を生かしたグッズとか、化粧品とか、食べ物、クッキーとか、いわゆるそういう軽食も出すような、ハーバルビレッジという建物も改修したものを使ってお

りまして、非常に魅力的なまちづくりをやっておりましたので、本町としても十分その可能性はあるかなと思います。

特にも、この生薬は、栽培が難しいということで敬遠されますけれども、現在は、その生薬協会が後押しをしてくれると、それには自治体としての協定が必要だということもありますので、そういう考えについて、今後検討してほしいと思いますけれども、そのお考えについて、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

今小川文子議員がご指摘のとおり、例えば大白沢地域、これはもう最適の場所だと思うのですが、ただあそこも今リンゴとか何かもやって、その一大、一つの団地が、もう薬草園でなければ、いわゆるリンゴの農薬等、何か散布したときにかかっては、もうだめだということで、だから薬草栽培は、もうそういった条件をクリアできる地域でなければならぬというのがひとつ大きな課題なわけです。

それから、今中国とか台湾、そういうところでみも漢方薬とか、薬草の栽培については、いろいろな取り組みをしているのですが、今県内でもそういった、例えば新渡戸稲造のニトベギクとか、こういうふうなのは、本町がかけはし交流している石垣島とか何かでは、もう自生しているのだそうです。それは、もう当然台湾なんかでは。新渡戸稲造は、もう台湾とも関係あったので、そのニトベギクも漢方薬として非常に。

だから、それを本町で栽培できるかということ、なかなか難しいということで、実はこれまでもいろんなお話があって、そのたびごとに、なかなか実現に結びつけるのには難しいということのハードルが高いということで、だからひとつ今後の課題として、ここには、矢巾町には、岩手医科大学薬学部があるわけでございますので、今後そういった薬学部の教授、先生方からもご指導いただきながら進めていったほうが、ちょっと遠回りになるかもしれませんが、この薬草栽培については、過去には矢巾町でも高田とか何かに薬草園があったという、これはもうあるようでございますので、だから私どもとしては、このことについては慎重に、かつ、でき得るのであれば、栽培できるような条件クリアをできるようなあれで進めていきたいなど。そのときは、当然いろんなところの製薬会社との関連も出てくるので、そういうところとも緊密な連携をしていきたい。

県内には、岩手町とか、そういった実際取り組んでおられるところもありますので、そういった先進事例も参考にしながら対応してまいりたいと思いますので、ご理解をいただき

いと思います。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 薬草というと、大変難しいというイメージがありますがけれども、ヨモギも薬草ですし、それからハトムギも薬草ですし、それからドクダミはもちろん薬草ですし、薬草園に行ってみて、身近なものが随分あるのだということに気づかされたわけでございます。あとは、本町でも自分たちの地元でとれた食材のいわゆるレストランを考えているというふうな構想もございますので、そういうところに、いわゆる薬草茶を出すとか、そういう、生薬のいわゆる薬として開発するためには、力価が必要なものですから、力価にたどり着かないようなものはちょっと栽培、販売の対象にはならないけれども、そういう食べる、自分たちで食する、そういうものであれば、力価は関係ないので、町民がそういう知識を持って、自分たちも健康に過ごす、そしてそういうふうないわゆる食堂、そういうところもそういう薬草入りの何かを提供できないかと、そういうもっと幅広い面でまた検討なさっていただきたいなと思いますけれども、地方創生の中のオリジナル何といたしましたか、その食材の中に入れることは可能でしょうか、それについてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 食べるレベルのものの薬草ということであれば、実際に確かに可能性はあると思っておりますが、現状栽培されている方がいらっしやらないということもありますので、検討はさせていただきたいなと思いますが、実現まではちょっと時間を要するのかなと思います。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 次に、ハトムギでございますけれども、私もこのハトムギについて、知人から教えていただきましたけれども、この矢巾の在来種のハトムギというのは、大変貴重なハトムギで、いわゆる農水省の登録を受けている、DNA鑑定もできていて、ほかの地域のハトムギとはちょっと違うということなのでございます。言ってみれば、そこまで登録商標ができて商品というのは、町内では他にないのではないかと思います。そういう点でいきますと、これは矢巾町の宝であるかと思えます。それで高齢化によって、今回はハトムギ生産が難しいので、ほかのものにかえていくというご指摘ございましたけ

れども、それは仕方のないことかとは思いますが、このハトムギの生産には、やっぱりそれなりのノウハウが必要で、私もミョウバン、硫酸マグネシウムが必要なのだというお話を聞いたことがあるのです。ですので、そういう技術をしっかりと記録としてとっておく、検証しておくことが次につながるのではないかと考えますので、記録としてしっかり、映像記録も含めてハトムギ、今後再開するときにはどうしたらいいのかというときのための資料保存をお願いしたいと思うのですが、それについての考えをお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

今小川文子議員のご指摘のとおり、この種の保存については、またこれまでの栽培履歴、経過、そういったものを記録保存をしてやってまいります。それはしっかり守ってまいりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、3問目の質問を終わります。

次に、第4問目の質問を許します。

○14番（小川文子議員） 4問目については、町のいじめ防止対策に関する条例といじめ防止対策についてお伺いをいたします。

本町がいじめ防止条例をつくる背景は、一昨年の中学2年の男子生徒のいじめを苦にした自殺という不幸な痛ましい事件を受けて、町民が、いわゆる一丸となってといたしますか、私は心一つのほうがいいと思うのですが、心一つにして、二度と再びこういう痛ましい事件を起こさない、その取り組みをみんなでやっていこうというもてこの条例の制定が望まれる。そして町長さんのリーダーシップのもとに今それが進められているということだと受けとめております。

そして、一昨年の12月23日には、いわゆる調査第三者委員会がその報告をされました。そして、本町では、ことし1月になってから、12月28日に正確にはホームページで載せられまして、1月になってから学校には、それぞれ教師が授業として説明をし、そしてホームページ上に載せたものに対して2月3日に限って、町民からパブリックコメントを求めて、そして最初の案と少し変更を加えたものが2月20日に議会に示されて、3月議会で採決を目指すということで、現在いじめ問題調査特別委員会で私ども議会は、今審議、議論をしている最中でございます。

この中で、全体を見まして、大変考え方として、国のいじめ防止、いわゆる推進法というものがありますけれども、これを厳格にやっていくのだという強い意思が認められる反面、その責務というものが大変厳しい表現になっているということをもまず初めに申し上げたいと思います。そして、その上で質問に移らせていただきます。

1 番目として、条例案策定の作成過程と町総合教育会議の審議状況についてお伺いをいたします。

2 番目は、第3条の基本理念は、本条例の要でありまして、町の大人と子どもが心に、子どもの心に響く内容にするべきと考えますけれども、その考えについてお伺いをいたします。

3 番目は、児童等に対して、いじめを認識しながら放置してはならないことや、いじめの加害者はともかくとして被害者にもならないよう努めることを規定していますことは、基本理念にふさわしくないばかりか、子どもに無理難題を押しつけるものと考えますが、その考えについてお伺いをいたします。

4 番目として、第6条の町立学校の責務に安全配慮義務を盛り込むべきと思いますが、その考えについてお伺いをいたします。

5 番目として、第7条の保護者の責務として保護する児童がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護しなければならないと強調されておりますけれども、本町の事案では、生徒の死にたいというシグナルは保護者に知らされておらず、いわば学校の報告、共同対処義務がなされていなかったと。そういう中で保護者に強い、守らなければいけないのだと、そういうメッセージを発することはどうなのかなということを考えまして、私どもは、保護者は、いわゆる一般の町民である。そして、なかなか自分の子が重大事件で自殺したとしても、親がなかなか関知できないことが多い。それは実際に現在起きているいじめ自殺でも、そういう実態がございますので、そういう保護者に対して、いわゆる保護義務があることは、これは当然なのですけれども、あなたには保護義務があるのですよと。したがって、自殺したことを防げなかったのは、あなたの条例違反ではないですかということを暗に示しているような感じがいたしまして、大変保護者に対して酷なことではないかなと考えまして、このいわゆる削除を求めます。

そして、6 番目として、現在のいじめ、不登校の状況についてお伺いをいたします。

7 番目としまして、スクールソーシャルワーカーが、これは第三者委員会でも提言としてまとめられておりますけれども、本事案の前後に学校と保護者の間に信頼関係が足りなかったと、そういう関係上、保護者と学校をつなぐ、そういう専門的な仕事にスクールソーシャ

ルワーカーというのがある。全国でもこれを導入しているところがあって、本町でもこれを導入したらどうかという提案がございました。本町は、早速平成29年度に、この事業を導入するという説明でございましたので、このスクールソーシャルワーカーの設置についてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

（教育長 越 秀敏君 登壇）

○教育長（越 秀敏君） 町のいじめ防止対策に関する条例案と、いじめ防止対策についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、条例案策定までの過程につきましては、平成27年度の町総合教育会議でも2回、全国各自治体によるいじめ防止条例内容の比較検討や条例制定に向けた概要内容の確認などを行い、また事前にお配りさせていただきました矢巾町いじめ防止対策に関する条例逐条解説でもお示ししたとおり、平成28年度の町総合教育会議においても2回、条例素案をお示しし、ご協議いただいたほか、教育委員会議や例規審査委員会、町いじめ問題対策連絡協議会などで関係機関にもご協議いただいたところであります。

2点目についてですが、条例の基本理念については、この条例全体の根幹となる最も基本的な考え方を定めたものであり、条例の基本となる骨格的な考え方を定めるものであります。基本理念は、4号立てとしており、児童等は、いじめを行ってはならないこと。いじめは、どの学校でも、どの児童等にも起こり得るという認識のもと、そして早期発見及び早期解消に努めることを定め、いじめは絶対に許されない行為であるという考えを基本とし、いじめの根絶を目指して取り組むことを定めるもので、これらの基本理念を遂行するため、いじめの防止対策のためにわかりやすい表現にしているところであります。

3点目についてですが、いじめが子どもたちの周りで発生したならば、いじめはいけないことだと自然に指摘し合える空気や環境を学級で醸成すること。町民一丸となって共にこのような環境をつくり上げていくことが重要なことであると考えて規定したものであります。

4点目についてですが、第6条の町立学校の責務については、いじめ防止等のために町立学校が行う責務について規定されたものであります。この第6条では、学校内で起きるいじめについての町立学校の基本的な責務を規定しておりますが、安全配慮義務については、施設管理者が負っているものであり、この条例で規定するまでもなく、当然のものとして認識すべきことと考えております。

5点目についてですが、二度と重大事態が起きないように、それぞれの立場においてでき

ることを行い、保護者はいじめを正しく認識し、子どもに対し、いじめは絶対に許されない行為であることを十分に理解させ、児童等がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護することを述べたものであります。

学校側から、あるいは保護者側からの一方的な伝達ではなく、双方向による情報の共有を行い、教職員も保護者も地域住民が感度を高くして、それぞれの立場で協力できることが望ましいものと考えております。

6点目についてですが、本年1月末現在において、いじめの件数は、小学校91件、中学校48件となっており、不登校児童の状況については、小学生3人、中学生14人という状況となっております。

7点目についてですが、有資格者の人数が少ないことから、現在各市町村にスクールソーシャルワーカーを派遣している県教育委員会と協議を重ねているところであります。平成29年度から派遣をいただいた際には、学校や児童・生徒、その保護者への細かい相談体制に当たっていただきたいと考えております。

なお、スクールソーシャルワーカーにつきましては、さまざまこの答弁書の作成の後に協議が深められまして、今月3月から配置をいただいているところであることをつけ加えさせていただきます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

小川文字議員。

○14番（小川文字議員） 第3条は、いわゆる教育長も根幹になるものだというような指摘をなされているように、やっぱりこの本条例の一番のまずもとなる部分だと考えます。この一番のもとなるのは、4項立てとなっておりまして、1番に、児童はいじめを行ってはならず、また他の児童に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置してはならないこと。2番目は、いじめの未然防止に当たっては、いじめが全ての児童等に関係する問題であることから、児童等が安心して学校や地域で学習、その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外は問わず、いじめが行われないようにすることを旨に取り組むこと。3番目、いじめは、どの学校でも、どの児童等にも起こり得るとの認識のもと、早期発見及び早期解消に努めるほか、児童みずからがいじめの加害者や被害者にもならないように努めること。4番目として、いじめは絶対に許されない行為であるという考えを基本とし、町教育委員会、学校、保護者、町民等及び関係機関等の連携及び協力のもと、いじめの根絶を目指すという

ような内容でございます。

確かに、2項と4項については、それぞれの町の立場が出されておりますが、1項と3項については、その子どもたちへのいわゆるメッセージとなっているわけでございます。この中でいじめを行ってはならずというのは、基本といえば基本なのですが、誰でもこれはわかっていることで、なのに起きてしまうところが今の社会問題の重要なことだと思います。

そして、他の児童等に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置してはならないと。そして町の中では、学校の中で、お互いが指摘し合えるような、そういうふうな子どもたちの周りでそのいじめが発生したならば、いじめはいけないことだと自然に指摘し合えるような空気や環境を学級で醸成すること、こういうふうに述べられておりますけれども、実際には、いじめをとめに入った人、あるいは先生にこの子がいじめられているよと報告した人が、逆にいじめに遭ってしまって、大変な事態になるという、その子がうつ病になってしまったりということがあって、一概にこれを求めることは、今の状況では無理なのではないか。むしろそれにかわるものとして、先ほどの村松信一議員の発言にもあったように、アンケート等、さらに無記名ということまで求められている今の現実について、これを条例の子どもの責務というところ、子どもの責務といいますか、子どもとしてこれをやるというふうを書くことには、私は無理があると考えますが、その考えについてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まずいじめはしてはならないことというのは、これは自明の理だからとおっしゃられれば、そのとおりですが、これがまず根本にあるということは、書かなければならないということでご理解いただきたいと思います。

それから、加害者にも被害者にもならないようにと、これは分離して読めば、議員さんご指摘のとおりであることは、申し上げたとおりであります。被害者にならないようにということは何事か、ご指摘は十分にわかります。これにつきましては、前にもお話したと思いますが、26年度から私どもで教職員に言っているのは、児童・生徒をいじめの加害者、被害者、そして傍観者にもさせないという考え方でございます。つまりいじめの当事者というのは、加害、被害、傍観者、とにかくその場にいる方々皆さんがかかわっているという考え方であります。そういうことを考えてきて、こういう加害者、そして被害者というふうに書いているところでございます。

また、前にもご説明申し上げましたが、いじめというのは、6年間の追跡調査した結果、

必ず加害者になって、1回以上でも加害者になった者が87%、被害者になった者も87%、ならない人は十何パーセントいるわけですが、ダブっているということは、明らかにわかります。被害者、いわゆるいじめられっ子とか、いじめっ子という、昔のような考え方ではないのです。いじめられる側、いじめる側が常にかわりばんこにやってきているという状況であります。そういうようなことから、私どもは加害者、被害者、傍観者という、そういう一つのフレーズでお話をさせていただいておりますので、ここでもそういうふうに書かせていただいたということですので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 教育会議の中でも、ほかの条例等を参酌したということもございませうけれども、皆さんにもお配りしました加美町では、豊かな人間関係をつくっていくのだと。そしてその中でいじめを根絶していくのだというふうな、非常に理想に燃えた内容が書かれておまして、必ずしも、いじめはいけない、そしてさっき言ったように、傍観してはいけない、放置してはいけないと、そういうふうなことを書いていない条例もございます。子どもとしては、やはり発達段階では、いじめは当然あるものと認識して、そして早期発見、早期解決をしていく、これが重要だという観点に立ちますと、ただ頭からいじめはいけないというのは、それはわかりますが、それでは功を奏しない、むしろ子どもたちの心に響くような内容にするべきではないかと私は申し上げたかったわけでございます。

それで、あといじめの問題はたくさんございますけれども、私も時間がなくなってまいりましたので、ちょっといじめの問題は、今後いじめ問題の特別委員会の中で、議会の中で再度まず今議論しているところなので、そちらのほうに論を待ちたいと考えております。

4問目は、これで終わります。

○議長（廣田光男議員） 小川議員、質問を許したのですから、思いを言ってくれと言っているのではないです。質問でしょう、所見をお願いします。

○14番（小川文子議員） 心に響くようなものを何で書けなかったかということです。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

教育の最終目標は、人格の完成ですので、議員ご指摘のとおりだと思います。ここの第3条の基本理念にその部分がありませんけれども、他のところには、人間関係をきちっと築いていくとか、そういうふうなことは書かれておりますので、このところだけを見ると、そう

かもしれませんが、ほかのほうにも書かせていただいているということでご理解を賜りたいというふうに思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありませんね。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、5問目の質問を許します。

○14番（小川文子議員） それでは、5問目に入ります。5問目は、町営住宅の同居親族要件の廃止についてお伺いいたします。

本町では、町営住宅入居者資格に、同居親族を規定しておりますが、平成23年5月2日付の国土交通省からの通達では、同居親族要件の廃止が示されておりますことから、町条例の整合性と現状についての説明をお願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 町営住宅の同居親族要件の廃止についてのご質問にお答えをいたします。

本要件を定める矢巾町町営住宅等条例は、公営住宅法における公営住宅の同居親族要件が廃止されることに伴い、平成24年12月に条例改正したものであります。その経緯は、地域の自立性及び自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、同要件を全国一律のものから、地域の実情に合わせて、各自治体が要件を設定するよう改められたことによるものであります。

なお、県営住宅を初め、県内のほとんどの自治体において、当町と同様に取り扱っている状況であり、整合性について問題はないものと考えております。

また、本町の現状は、ひとり親世帯を含む子育て世帯の募集が多いことや既存住宅は、キッチン、ダイニング及び3つの部屋など、家族向けの間取りとなっておりますので、単身の入居を認めますと、入居希望者が現在よりも増加し、入居が困難となるとともに、間取りに合った適切な応募者に町営住宅を提供することができなくなりますので、現状では、これまでどおり同居親族要件を継続させていくことが町営住宅の流動性を確保することとなり、子育て支援の観点からも望ましいものと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 私がこれを取り上げた例は、町内、私の住んでいる明堂住宅でございますが、高齢のお母さんがお亡くなりになって、50代の娘さんが一応パートで10万円ほどの収入があるということで出ていかなければならなくなったという現実には直面したからであります。

そして、紫波町、そして盛岡市では、同居要件を廃止しておりまして、親族が亡くなった場合でも1人独身の方がそのまま住み続けられるようになっております。本町でも、やはりその方は、10万円ぐらいだったならば、とてもアパートを借りて暮らせない、そういう状況がありまして、いわゆる住宅に困窮している状況は一層変わっていないわけでございます。そこで支援につなげるということで、まず福祉・子ども課のほうにも行きましたけれども、丁寧な対応は非常によかったのですけれども、結局問題の解決に至っていないということで、現在は納骨が済むまで何とか住ませてくれという要望をしているところなのですけれども、町長、やはりこれは町長の決断ひとつでできることなのです。いわゆる条例を改正しなくても、これはできます。紫波町の場合は、条例を改正しないで住宅、亡くなった後も独身者が住めるようになっております。盛岡市の場合は、条例を改正して、単身者に道を開いております。これは本当に考えひとつですので、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

答弁の中でも、現状ではこれまでどおり同居親族要件を継続させていただくと。ただ、今回小川文子議員ご指摘の件につきましては、同居なされておって、その後にお父さんが亡くなったり、お母さんが亡くなったのあれだということなので、そのことについては、やはり私どもも今後の住宅政策の中で考えていかなければならないと思っておりますので、詳細については、担当課長から答弁させますが、いずれ私どもといたしましては、最初からそういうのであれば、お認めするわけにはいかないわけですが、たまたま入居していて、同居が、亡くなったのですから、これは同居はできないわけですので、そういったことには配慮していかなければならないということで答弁は課長にさせますので、よろしく申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、ご質問にお答えいたしたいと思っております。

町長答弁にもありましてとおり、同居親族要件につきましては、新規に入所する場合の要件ということで、先ほど答弁で申し上げたとおりでございます。現時点では、今の間取りからすると、なかなか大きい部屋を1人でというのは、やっぱりもったいないという部分ござ

いますので、新規に入居する場合は、そのままにさせていただきたいなど。

ただ、今後、前山崎議員さんにもお話したとおり、新しくあり方を検討し、新しくなれば変更ということもあり得るかもしれませんが、現時点では、そのような形で進めさせていただきたいのが一つ。

それから、途中で入居継承という部分がございますので、これについては、いろんな国からの通達等がございますので、いろいろと色々な事情があると思いますので、ケース・バイ・ケースでほかの実例も見ながら、こういった部分については、検討しながら進めさせていただければなということでお答えとさせていただきたいと思います。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 以上で14番、小川文子議員の質問を終わります。

ここで昼食のため、休憩に入ります。

再開を午後1時とします。

午後 0時06分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き再開をいたします。

次に、8番、藤原梅昭議員。

第1問目の質問を許します。

（8番 藤原梅昭議員 登壇）

○8番（藤原梅昭議員） 議席番号8番、一心会、藤原梅昭です。質問に先立ちまして、不來方高校野球部の甲子園出場並びに竹内菜緒さんの開会式での国歌独唱、まことにおめでとうございます。矢巾町民として本当にうれしい限りで、けさ早速組み合わせも決まりまして、23日に第3試合、静岡高校との対戦ということで大会での健闘を祈っております。

さて、3年目となる高橋町政施政方針を聞き、夢のある未来のまちづくりに向かっての取り組みに対し、大いに期待するものであります。まずは、町政として何よりも一番に町民の命と財産を守る、セーフティーファーストという観点から、快適と安全性を高めるまちづくりについて、以下お伺いします。

東日本大震災よりあす3月11日で、もう6年目となりますが、死者1万5,894人、岩手は

4,672人、いまだ行方不明者2,556人、復興がおこなわれていると思っている被災者が6割もいると。土地のかさ上げは進んでいるが、復興はまだまだこれからと思います。特に福島原発事故での被災者がいまだに約8万人と、帰還は余り進んでいない状況です。改めてご冥福とお見舞いを申し上げます。

原発事故放射能による農産物への風評被害及び今後の被災地の復興支援対応をお伺いいたします。

次に、平成25年当町を襲った8.9豪雨災害、昨年の台風10号被害を教訓とした水害想定危険地域の今後の対応状況をお伺いいたします。

3点目に、防災無線監視カメラの活用状況及び有線放送廃止による今後の対応状況をお伺いいたします。

消防団員と機能別消防団員の充足状況と、増員方法、また自主防災組織の結成状況をお伺いいたします。

先月国土交通省より、改良すべき踏切として、全国529カ所を発表しましたが、全国では愛知県69カ所、東京58カ所、神奈川53カ所と、都会は多いですが、東北、北海道では、岩手が7カ所と一番多く、危険な踏切7カ所のうち3カ所が矢巾町にある踏切に指定されました。今後の対応状況をお伺いいたします。

また、あさって3月12日からの道路交通法改正に伴う75歳以上高齢者ドライバーの運転免許証返納への対応をお伺いいたします。

以上、お願いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 8番、藤原梅昭議員の快適と安全性を高めるまちづくりについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、農産物等への風評被害については、野菜、果樹等の市場価格につきましても、東日本大震災以前の水準まで回復しておりますが、特用林産物である菌茸類の市場価格につきましても、いまだ震災以前の価格水準まで回復していない状況となっております。

特に、原木シイタケ栽培においては、主要資材の原木が全国的に不足していることに加え、依然として取引価格が震災以前より大幅に値上がりしている状況にもあり、生産者を取り巻く厳しい環境が続いております。これまで補助事業として原木等の導入に対する補

助であります特用林産施設等体制整備事業などを利用し、生産者を支援しておりますが、平成29年度においても引き続き支援してまいります。また、町内の生産農家等から農産物等について、放射能検査の申し出があった場合は、JAいわて中央矢巾地域営農センターと連携し、継続して放射線量の測定に応じてまいりたいと考えております。

さらに、震災発生直後から継続して行っております長期的支援として、平成28年度は、大槌町に1名の土木技師職員を派遣しているところではありますが、平成29年度におきましても継続することとしており、そのほか被災市町村からの応援要請があり次第、短期的支援として、職員の出張、派遣を行うこととしておりますので、引き続き、可能な範囲での人的派遣を行い、被災市町村の支援を行ってまいります。

2点目についてですが、北上川流域地域への対応につきまして、昨年9月に町内の自主防災会場に対し、浸水想定区域に係る説明会を実施し、浸水想定区域の資料を全世帯に配布して周知に努めております。県管理河川周辺地域につきましては、今後県の浸水想定区域図の完成後に、北上川の浸水想定区域とあわせ、町の防災マップを更新し、全戸配布を行う予定であります。

また、今後も町の防災訓練や各自治会向けの講演を通じ、水防に関する意識の醸成を図り、町からの災害情報提供手段もあわせて推進し、災害時の備えを充実してまいります。

3点目についてですが、現在町で導入しております防災無線は、移動系防災無線で車載型、携帯型、据え置き型のものではありますが、車載型は、公用車14台、携帯型と据え置き型は、計28台で役場の各課及び小中学校等に配備され、災害時や訓練時、冬期間の除雪対応時などにも活用しております。

監視カメラは、8.9豪雨災害を踏まえ、町内の県管理河川4カ所へ設置がなされており、台風10号の際も、各河川を監視し、今後も避難情報につなげることが可能な状況となっております。

次に、有線放送の廃止による今後の対応策については、現在防災ラジオの導入に向けた検討を行っております。防災ラジオは、自動起動による割り込み放送により、緊急情報及び行政情報の伝達が可能であり、放送局や東北総合通信局等の関係機関との調整と、まとまった初期投資が必要であるものの、防災無線等の他の方式と比べ、個別の放送を行うことを目的とした場合に、ラジオであるから個人が導入しやすい利点があります。

なお、財源は、緊急防災・減災事業債の活用を考えております。

4点目についてですが、消防団員は、2月末現在312人で、定員に対する充足率は82.1%

となっており、このうち43人が機能別消防団員となっております。機能別消防団員の定員は50人であることから、ほぼ目的を達した人数となっておりますが、機能別団員のみならず、今後もさらなる団員獲得のため、消防団として鋭意取り組むとともに、町としても広報活動に努めてまいります。

また、自主防災会については、現在38自治会で結成されており、今月末には、全ての自治会で結成される見込みであります。

5点目についてですが、本年1月27日、改正踏切の改良促進法に基づき、町内の踏切3カ所が改良すべき踏切道として国土交通大臣により指定されたところであり、全国では、529カ所あります。これらの踏切は、同法の趣旨を踏まえ、立体交差化や拡幅等だけではなく、必要に応じて当面の対策や踏切道の周辺対策など、地域の実情に合わせた改良計画の検討を行うことになっております。

今後の対応といたしましては、上杉、白沢、南矢幅の3踏切の危険解消が矢巾スマートインターチェンジ及び岩手医科大学関連の道路整備と同様に、喫緊の課題であることから、現在上杉踏切について、JR東日本と協議を進め、平成32年度の改良工事を予定しているところであり、その他の踏切につきましても順次取り組んでまいります。

なお、今回の踏切改良に向けた取り組みの中で踏切の統廃合も検討する必要性があり、JR東日本からは、南矢幅踏切と白沢踏切との中間にある合野々踏切の廃止について検討を求められております。

6点目についてですが、加齢による認知機能の低下に対応した臨時認知機能検査制度や臨時高齢者講習制度が新設される改正道路交通法が今月12日から施行されます。現在本町においては、高齢者ドライバーの運転免許、自主返納に対する支援、施策はありませんが、今後町内社会福祉法人等の8団体で結成した矢巾生活支援ネットワーク事業推進協議会を初め、優しさはばたく認知症支援ネットワーク連絡会等、関係団体と連携を図り、運転免許証返納の状況を見きわめつつ、矢巾生活支援ネットワーク事業の日常生活支援事業の活用と有効な支援施策を検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） 原発事故では、原発避難者のいじめまで起きており、各避難地域で本当に大変な思いをしております。大人もいじめに遭っていると、そういう報道がされ

ております。その中で横浜市へ避難し、ばい菌扱いされ、お金まで払わされ、いじめに遭った子どもが死のうと思ったが、原発で何人も死んだので、僕は生きようと思ったと。そういう憤りとともに、何とたくましい精神力を持った子どもだなと感銘を覚えました。被災地支援については、継続していくとのご回答をいただき、大変うれしく思っております。また、当町では、シイタケのほだ木は、JA管内で年間200万本消費されると、必要だと。面積で言えば400町歩と、そのように言われております。今は、遠く九州方面から調達しているのが現状なそうですが、県内でも軽米、葛巻、久慈方面にほだ木は、ナラのほだ木はあるそうなのですが、私有林が多く、個人ではなかなか調達が難しいと、価格も高騰しているということで、農協、行政の支援を求めている状況ですが、何かご所見をいただきたいと思えます。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稲垣譲治君） ただいまのご質問にお答えいたします。

答弁書にもありますが、補助金制度がございまして、27年度の実績でいきますと、キノコの原木シイタケほだ木につきましては13万966本、それから種菌につきましては1万3,857瓶という値を補助しております。これにつきましては、国庫補助事業になってございまして、震災時の価格の2分の1の額を補助するという事業になってございます。こちらの事業につきましては、今後の計画も32年度までの計画は、国のほうで立てられてございますので、まだしばらくの間は、ほだ木の補助事業につきましては、継続していただけるという見込みになってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） まだまだ風評被害もあって、大変な状況ですので、引き続きご支援をお願いしたいと。それとほだ木の調達についても、できれば県内から調達できれば、一番調達しやすいという状況ですので、その辺もあわせてお願いしたいなと思えます。

さて、自主防災会の結成が今月末までには全ての自治会が結成されるということですが、総務省は、災害時避難行動要支援者の個人情報提供同意率、27年末で11.6%と発表しております。これを31年末までに50%まで引き上げると、そのような目標を設定しておりますが、これは各自治体の条例で登録も可能であると、そのように言われており、既に実施されている自治体もあると伺っております。当町の現状と今後の取り組み状況をお伺いしま

す。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

矢巾町の現状は、現在地27年度末のところ11.6%でございます。それで本当に個人情報等のこともありますが、やっぱり命を守るためには、大事な取り組みでありますので、きのうの答弁でもお答えいたしました。災害時に地域で支え合う体制の構築は、大事なことでありますので、地域福祉計画を今年度立てまして、今パブリックコメントに出しておるところですが、目標、31年度末に矢巾町も目標値50%としておりますので、29年度に自治会の自主防災組織等をお願いしながら登録率を、同意率を上げてまいるように努めてまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） しっかり取り組みをお願いしたいと思います。

危険踏切の改善は、早急に必要であるわけですが、上杉踏切の歩道拡幅と、さらに東側への歩道延長のため、現在第4部の消防屯所、これが踏切の近くにあるわけですがけれども、老朽化の建てかえを検討していたやさきだったわけですがけれども、この踏切の拡幅に伴い、現在の場所から移転しなければならないと、そういう状況が起きております。よって、土地も購入しなくては行けないと。建てかえの支援については、もちろんですが、土地の購入についても何らかの支援が必要と思われませんが、お考えを伺いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

4部屯所の移転等につきましては、直接まだ具体的に計画として出てきて立案されたものというのは、まだ受けてございません。ただ、議員さん、今ご質問いただきました上杉踏切の改良との、いわゆる補償関係と申しますか、ちょっと言葉あれですがけれども、ここら辺の部分については、今後、例えば踏切の改修についても具体的な計画なり、事業内容というのは、まずこれからというふうに聞いてございますので、そこら辺整い次第、関係する4部と申しますか、こちらと協議は必要かと思っておりますけれども、現時点では、この補償とか、移転の関係の部分については、今のところはまだ白紙状態というか、その状態であるということをご理解いただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） ほかに再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） 今後援会のほうで検討しているところですので、多分近々にお話が出ると思いますので、ぜひ前向きにご相談に乗ってやっていただきたいなというふうに思います。

また、南矢幅踏切と白沢踏切の間の合野々踏切の廃止を求められているようですが、南矢幅地区、白沢地区の生活道路であり、農道の一部でもあります。これを何とか存続するような交渉をしていただきたいと思いますというわけですが、ご見解をお願いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

先ほど町長答弁でもありましたとおり、今回の改正踏切道促進法につきましては、いずれその危険踏切の解消というのが目的にあるということで、そういった全部改良するというのではなくて、廃止も含めた検討をしてくれというような趣旨になっております。それで、その中で合野々踏切についてはJRさんから協議している中身では、廃止できないかということで求められているのは、そのとおりでございますので、今後どのように進むかは、これからの交渉次第ではございますけれども、地域の皆さんの意見等も当然必要になってくると思いますので、そういったのを含めながら、今後JRさんとも協議していきたいということでご理解いただければと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） ぜひ地元の意見を聞きながら、それこそ強引に進めないような形でお願いしたいと思います。また、道路交通法の改正によりまして、認知症の診断を受ける高齢ドライバーが2015年で約4,000人だったそうです。今回の改正により、約5万人ぐらいに拡大するのではないかと。10倍強です。これにより、認知症と診断されたドライバーは、多分多くなるのではないかと。そうなりますと、免許の取り消しあるいは停止と、多くの高齢者が生活の足を失うと思われませんが、これに対する早急なる支援策が必要と思われませんが、何かご所見をお願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木順子君） ただいまのご質問にお答えいたします。

答弁書の中にもございましたが、本年1月10日に、町内の社会福祉法人等で、8法人で矢巾生活支援ネットワーク事業を推進するという事で協定が締結されました。その中の事業の中で日常生活支援事業ということでみずから移動することが困難な方たちへのサービスを提供していただけるということで項目の中に盛り込んでいただきました。この事業につきましては、29年4月1日からスタートするという事で各法人のほうでご協力と準備をいただくことになってございますので、その辺を打ち合わせをしながら何とか皆様のお役に立てるような、法人からご協力をいただけるような形で支援してまいりたいと考えてございます。

それから、矢巾町としても4月1日から生活支援体制整備協議会というものを立ち上げてまして、介護保険を通しながら地域包括ケアに向けた取り組みも進めてまいりますので、認知症のわんわんパトロール隊とか、そういう方たちのサポーターとか、お力を借りながら支援策を講じてまいりたいと思いますので、そのような対応で進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） ほかに再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） 返納が多くなるということは、高齢者の交通事故が減ると、そういう観点からいくと、多分いい方向にいくと思われませんが、逆に足をなかなか確保できないと、そういう方たち、あるいは自主返納をできるだけ進めていきたいわけですが、そういうものに対する返納しやすいような環境づくりも必要かなと、よく言われますタクシーとか、バスとか、あるいはそれに匹敵するようなそういう足の確保、それについてもあわせてご検討いただきたいわけですが、何かその辺についての取り組みがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

まず藤原梅昭議員、先ほどご質問の中に、私感心したのは、私ども常に安全第一と、ところがセーフティーファーストという表現をされたと、私も今後これを使わせていただきたいなど。そして、このセーフティーファースト、まさに今月12日から道路交通法が改正になります。そして、まずいろんな統計を見て、75歳以上と未満での交通事故の死亡率が

倍違うのだそうです。そして、実は認知症の機能検査とか、これも強化されるようございまして、やはり私どもは免許証をそういう方々が自主的に返納しやすい環境づくりをつくっていただかなければならない。免許証がなくても、これまでと同じような生活ができるような体制整備と。

だから、今でもまだあれなのですが、タクシーを利用した場合、いわゆる組合に入っている、加盟しておるところのタクシー会社であれば、いわゆる料金の1割を運転経歴証明書、いわゆる自主返納したよという証明書をお示しすると、1割値引きしてもらえる制度があるのです。ただ、それだけでは、簡単に自主返納できないわけございまして、今うちのほうでまさに交通安全対策会議とか、公共交通、特にも公共交通網のあり方、この中でそういった自主的に免許証を返納された方々にとっての買い物支援とか、例えば病院に行くための支援とか、そういう高齢者に、そういった方々の一助になることを先ほども、それぞれ答弁の中で8法人、町内のそういうふうなところと一緒にあって、連携して取り組んでいくということで、今その8法人では、4つのキーワードで今進めていくということでございまして。そういった中で、特にもサポート、それから共同のコーポレーション、このことについて、あとはネットワークとコミュニケーション、この4つ、ネットワーク、コミュニケーション、そしてコーポレーション、そしてサポートという体制整備、これを強化してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） まさに次言いたかったことを今述べていただいたわけですがけれども、全くそのとおりですので、考えはぴたっと一致しますので、ひとつその辺のところはお酌み取りいただきながら、大阪市が高齢者の免許証返納率が2年連続で1位なそうです。平成12年は7,118人だったのが、今では3万2,061人が返納されていると。その前までは東京都だったらしいのですけれども、この2年連続返納率が高いという中には、先ほど言いました運転経歴証明書、これが発行されて、これが商店街と協力して、商店街で割引があったり、あるいは葬儀費用の5%を割引するとか、高齢者ですから、近いですから、それからあと、遺言、相続の無料相談等特典があって、非常に好評を得ていると。笑っている方もいますけれども、もうすぐ自分の身になりますので、立場になりますので、ひとつそういうことを含めて、どういうことが求められているかというニーズを矢巾町のニーズは誓うかもしれませんが、ひとつそういうことを勉強しながら、ぜひ年とってから、交

通事故で人を殺したと、そういうことのないように、これが最悪のパターンですので、ぜひ矢巾からは、そういうことが起きないように、対応を早急に進めていただきたいわけですから、何かこの辺でさらに踏み込んだお話があれば、お聞きしたいなと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

実は、今認知症のお話もそうなのですが、やはり高齢化ということになると、今県警本部では、わたりジョーズ君という、これは映像を見て、そして車が両サイドからもう途中から出てくるのもある、それを見て、横断歩道を渡る、今そういうシステムがあるのです。私もこの間、女性の集いで、まさか私当てられるとは思わなかったのですが、一瞬パニックのところもあったのですが、迷ったのです。最初は、1回はねられてみるかと、そして次はちゃんと渡るかと。ところが、そういう心の余裕がなくなって、何とか渡り切らなければならないということで、何とか渡りきったのですが、危なくはねられるところだったのですが、ということは、もう自分でもう渡れると思っても、体はそうではないのだと。だから、そういうことのまず自覚をしっかり持つことだと思うのです。

あともう一つは、やっぱり先進モデルでの取り組み、そういうふうなものとか、あとはやっぱり今矢巾町の場合は、まず矢幅駅を中心に、ほとんど車であれば10分ぐらいで来られる場所なのです。だから、そういったときに、今のさわやか号とかのあれをこういうふうな、どういうふうな形で変えてやったら、皆さんにしっかり浸透して理解をいただき、協力をいただけるかということ、やっぱり今言った梅昭議員ご指摘の、この大阪とか、そういうところの情報収集もしっかりやって、あとはやっぱり何といても、この間の交通安全対策の会議のときもそうなのですが、警察のほうからもいろいろ情報提供がありましたので、そういうところ、それから県交通の、いわゆる部長さんもおいでになって、いろいろご指導あったのですが、そういったことを総合的にまとめ上げて、しっかり取り組んでまいりたいと思いますので、私はこの自主返納制度の仕組みをしっかり理解して、このことには取り組んで、前向きにやりますので、ひとつよろしく願いをいたしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

○8番（藤原梅昭議員） それでは、2問目に移ります。夢のある未来のまちづくりのキーワードとして、先ほど話した安全、安心なセーフティーシティと。それから、これからの未来のまちづくりをするための多様な人材を積極的に活用すると、これをダイバーシティ

というそうですが、3つ目には、IT、環境などの先端技術を駆使した環境配慮型スマートシティと、この3つが挙げられております。中でも高橋町政の未来に何を残すかと。つまりレガシィとして残すのは、私は人材を残してほしいというふうに切に思うわけです。そこで、安心と信頼が寄せられる行政経営についてお伺いいたします。

1点目は、職員採用への考えをお伺いします。

2点目は、人事異動への考えをお伺いいたします。

3つ目には、新人事評価制度の取り組み状況をお伺いします。

4つ目は、職員の退職年齢の引き下げについての考えをお伺いします。

5つ目は、女性活躍社会への考えをお伺いします。

6つ目は、提案制度についての考えをお伺いします。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 安心と信頼が寄せられる行政経営についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、基本的な方針として、矢巾町民のために、町のさまざまな行政課題をともに考え、解決策を計画し、それを実行していく矢巾町役場職員としてふさわしい者を採用することとしており、今年度行った採用試験における新たな取り組みといたしまして、社会経験が豊富であり、即戦力としても期待できる中途採用職員を登用するために年齢の引き上げを行ったところであります。

2点目についてですが、人事異動では、組織全体としての新陳代謝を行うため、各部署において、経験年数の豊富な柱になる得る職員を残しつつ、定期的な人事異動を行い、組織力の向上に努めているところであります。

3点目についてですが、今年度から始まった新しい人事評価における業績評価では、今年度の業務の目標を年度初めに設定し、その設定した業務目標が達成されたかどうかに加え、倫理観や協調性など、個々の能力評価を3月中に行うこととしております。

4点目についてですが、国においても退職年齢の引き上げについては、法案の可決には至っておらず、再任用制度を活用していることから、本町においても退職年齢の引き上げを行わず、平成27年度から再任用職員を採用しているところであります。

5点目についてですが、本町の係長以上の職における女性の割合が20%、管理職への登用が25%となっております。今後におきましても、管理職等の登用につきましては、男性、

女性を問わず、適材適所に登用する方針であるとともに、職場のみならず地域社会を含めたあらゆる機会での公平な環境の体制整備に努めてまいります。

6点目についてですが、来月から職員提案制度を行いたいと考えており、その手法として、地方分権改革の一つとして、内閣府において実施しております地方において住民サービス等を行う上で支障のある制度などを地方からの提案により、制度改正を行う提案募集制度について、職員からの提案をもとに、制度活用していくこととしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） 質問の中で年齢の引き下げと言いましたけれども、引き上げが正解です、失礼しました。

社会経験豊富な中途採用職員を登用するという方針に改めてエールを送りたいと思います。

今は既に自治体間競争時代に突入しております。ふるさと納税の結果でもわかるように、いかにやる気、勇気、本気でアイデアを持ってタイミングよく、かつ継続できるかが別れ道と思われまます。そのためには、町長初め一部の方が頑張るだけではなく、職員個々の力を伸ばして、将来を見据えた職場の総合力をつけていただきたいと思うわけです。来月から職員提案制度を導入するとの考えのようではありますが、これもすばらしい取り組みと思われまます。地方分権改革としても大いに結構ですが、職場内改革としても業務改善の積み重ねが時間外勤務の縮小にもつながったり、あるいはサービス向上につながったりされると思いますが、その職場内での改善についても、提案制度の考えを導入してはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまご提案、ご提言ございました、いわゆる提案制度の関係でございますけれども、答弁のほうでは、ちょっとわかりにくく、職員提案制度ということで、国の部分、地方分権改革に関するものという形の中で若干答弁させていただいたわけでございますけれども、当然議員お説のとおり、国の制度、法律のみならず、職場、いわゆる我々公務員は、ある程度、ある程度というか、国、それから自治体の条例と申しますか、きまりで動いている部分がこれはございます。そこら辺の不都合さとか、ご提案ありました、いわゆるアイデアの部分、ここの部分につきましては、それも国の地方分権

改革の部分の提案も含めて、当然ながら同一的に行われるものというふうに考えてございますので、議員提案ございました、あくまでも職場、役場、庁内部の改革の部分についても、同時に取り組ませていただく内容となりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） 午前中の一般質問でも事務事業推進会議という形で係長級の職員の会議があって、いろいろ若い人たちのアイデアを募集していると、議論させていると、そういうようなお話をうかがったわけですがけれども、非常に最近そういう形で昨年度も、我々常任委員会の研修に職員を同行させていただいたと。あるいは、午前中もありましたけれども、いろんところで、今我々が進んでいる部分もあるでしょうけれども、おけている、あるいは参考になるようなところがあれば、これが一番早道というか、時間を短縮できながら最大の効果を上げられると、そういうような状況だと思いますので、ぜひ職員の力をつけさせるためにも、いろんところを見聞きし、あるいは場合によっては、外からものを見てもらうと。いわゆる派遣職員のような形で、そういう職員、今後の研修が必要ではないかというふうに切に感じるわけです。井の中の蛙ではなく、そういういろんところを見たり、聞いたり、あるいはそれを具現化していただいて、初めて形になっていくわけですので、そこのところのベースづくりが50年後、100年後の矢巾の未来のまちづくりに必ずやつながっていく、そういうものだと思いますので、できない理由というのは、いろいろ言われますけれども、午前中も予算がないとか、そういう話されましたけれども、ちょっときつい言い方をしますと、予算がないというのは、我々昔、おまえ知恵がないからだというふうに言われたこともあります。予算がないというのは、知恵がないと。そういうことになるわけだから考えろと。できない理由ではなく、やるためにどうするかと、それを考えるのが、我々、それこそ人間の与えられた知恵の中で考えていくものだと思います。

そのためには、そういう経験も必要だし、あるいはそういう学ぶことも必要でしょうし、そういう機会をどんどんつくっていただいて、力をつけていただきたいなと思いますが、そこら辺に対するこれからの取り組みに対してもう一言いただきたいなというふうに思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

今藤原梅昭議員のご指摘のとおりで、まず今議会での各種委員会にも職員を同行させていただいているのですが、やはり今同行した職員でも、まずほとんど私のところにも復命が上がってきます。そうすると、やはり私らも若いときはそうだったのですけれども、議会の議員さん方と一緒に同行して調査に行くというのは、何となくエリート意識を感じた、そういうものだったのです。だから、私は、そういうことをやって、議員さん方がどういう質問をして、これをどのように形にして見える化していくかということを目の当たりにできるわけです。

だから、私は、今うちの職員でも復命書で、例えばある都市に視察に行ってきたと。そして矢巾町としても、この視察に行きたいところをあれして、こういうことを考えてみたいという復命書の中で提案をしてくるのです。今そういう職員も出てきております。それで、なるべくそういうあれが出たときには、どういうことなのだと、私は時間をつくって聞くようにしているのです。だから、一番今予算がないから研修に出さない、私らのときは、グループ化をして研修に行ったり、互助会で、例えば半分は公費、半分は自分たちの会費を積んで、そういう時代もあったわけです。だから、やはりこれから、こういうもう時代だから、何でもネットで全部わかるのだということではなく、足を運んでわかるものがあるわけです。だから、今私は、この研修に力を入れていきたいなということで、まず総務課長には研修に行きたいといったときには、くずめかさないで出せと。それから、予算がないときには、私も実際町長の旅費も使ってもいいからということでも出させております。旅費がないからあれだということで、だからそういつて、いずれ若い人を育てていかなければならないと。だから、私どもが人材育成、まさに今の創生総合戦略のまち・ひと・しごとづくりの人づくり、ここが一番大事なところなので、そして午前中、赤丸秀雄議員からも質問があったのですが、人づくり、そしてそのことによって仕事の効率化とか、そういうふうなことにも反映してまいりたいと思いますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 総務課長は何か所見ありますか。

山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町長答弁のとおりでございますけれども、特に29年度につきましては、研修の部分、お金のかかる研修云々かんぬんあります。職場内研修の充実も含めまして、町長申しました

県外なり、勉強に行く部分の対応につきましては、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） それでは、この質問に関しては最後になりますが、有名な言葉で、人は城、人は石垣、人は堀と、情けは見方、仇は敵なりと、これは武田信玄の名言で皆さんご存じだと思いますけれども、どれだけ城を強固につくっても、人が育たなければ世の中をおさめることができないと、そういう教訓だというふうに言われております。教育投資は、未来への投資というふうにも言われております。そういう意味で、この矢巾町をリーダーシップをとって引っ張っていくのは、役場の職員の皆様たちですので、ぜひ日々研さんしながら夜中まで稼ぐのも結構ですけれども、その時間を学ぶ時間に振り充てて、できるだけ自分の仕事は効率よく早く終わると、定時に帰ると、休みは休むと、そういうような形で過ごしていただきたいですし、余った時間は、ぜひ自分の力を高めると。あるいは、それが矢巾町のためになるというような考え方を強く持ちながら、皆さんはエリートですので、ぜひその辺のところを肝に銘じながら頑張っていたいただきたいわけですが、どなたかと言ったら、企画財政の藤原課長、何かその辺について一言ございますか。

○議長（廣田光男議員） 指名でありますから、許します。藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 突然のご質問で、先ほどおっしゃった武田信玄のお話、まことにそのとおりだと思っております。上下水道課時代によく、人、物、金、経営の三要素ということでよくやっておったのですけれども、物も金も人が生み出すものだということを実感しておりましたし、人づくりが一番大切なことだということで、全くそのとおりでございます。

なお、うちの課は、財政と、それから企画部門と預かっているわけですが、特に企画部門につきましては、かなり柔軟な発想のもとに広い視野で、しかも現実的なところに対しても相当、横串を入れるという言い方になりますが、横やりだったりすることもあるのですけれども、そういったことで取り組んでおりますので、やっぱりいろんな発想、そのためには、いろんな時間をうまく、仕事以外のところでも時間を過ごしてというふうなことは実感しております。また、財政につきましても柔軟な発想で収入なり、歳入なり、歳出なりを生み出す、もしくは歳出もより合理的な考え方とか、横断的な考えでいけば、

節約できるのではないかと、そういったことが可能だと思っておりますので、いずれ議員さんのおっしゃるとおりでございます。我々も努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 次に、3問目の質問を許します。

○8番（藤原梅昭議員） 最後の質問になりますが、すこやかな生活を守るまちづくりについて、以下お伺いいたします。

児童福祉の充実としまして、他に先駆けて不妊治療助成に取り組み、29年度からは男性にも適用され、また子育て支援としての医療費助成も中学生まで拡大され、どちらも大いに評価しております。しかしながら、今では、義務教育化されてきた高校生までを医療費助成を行うことで、さらに移住化、定住化促進を促すためにも拡大すべきと考えるが、今後の対応をお伺いいたします。

脳卒中原因の最大リスクは、高血圧、糖尿病、喫煙と言われております。日本一健康な町やはばを目指す当町としては、高血圧予防だけではなく、この三大リスクへの取り組みの状況をお伺いいたします。

3つ目、団塊世代が75歳以上となる2025年問題は、国の大きな課題であります。健康寿命を延伸し、医療費を改善する観点からも、食事と同時に生涯スポーツでの予防が大事と思われませんが、具体策をお伺いします。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） すこやかな生活を守るまちづくりについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、本町におきましては、平成27年度から子どもの医療費助成に関して順次拡大し、本年度までに小学生の全学年を対象とし、さらには平成29年度からは、中学3年生まで対象拡大を図る予定としております。ここまで対象拡大をしてきた背景には、本町の将来を担う子どもたちの適正な医療の確保による心身の健康保持のほか、子育て環境の充実による本町への移住、定住促進の効果も期待しているところであります。

ご質問にあります高校生までの医療費助成拡大につきましては、これまで義務教育期間に対する助成拡大を目指し、財政状況を勘案しながら取り組んできたところであり、現段階では予定していないところでありますが、中学生の給付の動向を見ながら、今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

2点目についてですが、昨年度から地方創生事業の矢巾町塩彩プロジェクトを通じて、減塩健康食品開発販路拡大事業に取り組んできたところであります。今後は、商品開発した減塩食品を普及啓発するとともに、食生活改善推進委員協議会や各種団体と連携し、気軽に減塩できる環境づくりに取り組み、高血圧予防対策を展開してまいります。

次に、糖尿病については、脳卒中のみならず、心疾患の発症要因でもあり、人工透析などの合併症を誘発することから、従来から実施しております特定健診、特定保健指導や国保ヘルスアップ事業において、血糖値等が受診勧奨判定値を超えている方への家庭訪問により、医療機関への受診の働きかけを行ってまいりました。今後は、受診状況等を再確認し、糖尿病の重症化予防の取り組みをより一層強化してまいります。

次に、喫煙の取り組みとしては、国の禁煙週間等に合わせ、ポスター掲示や広報やはば、町ホームページに掲載し、機会を捉えながら喫煙の弊害や受動喫煙による健康への悪影響について、広く啓発してきたところであります。また、母子健康手帳交付及び特定保健指導等において、喫煙習慣のリスクと禁煙の必要性について説明を行い、特にも喫煙習慣のある方に対しては、生活習慣の改善とともに、喫煙につながるよう指導しております。

厚生労働省では、東京五輪、パラリンピックに向けて受動喫煙対策を強化するとの報道もあることから、国や県の動向を重視しながら受動喫煙防止対策を講じてまいります。

3点目についてですが、健康の維持、増進には、適度なスポーツ活動が重要と考えており、矢巾町体育協会及び総合型地域スポーツクラブ、楽々クラブやはばと連携し、各種スポーツ事業を継続しているところであります。

特にも、毎年開催しております町民スポーツ大会では、年間5種目を開催し、各種目において、年齢枠を設けるなど、毎年2,000名を超える幅広い世代の方々に出場をしていただいております。

生涯スポーツの発展に寄与することを目的に設立されました楽々クラブやはばでは、現在登録されている約400名の会員のうち、過半数が40歳以上で構成されており、体育館の内外を問わず、日々スポーツ活動を行っているところであります。

また、教育委員会では、出前講座を通し、生涯スポーツの普及を図っており、今年度は16件の講座を行っております。今後におきましても、生涯スポーツの普及が町民の健康づくりと維持増進に重要な役割を担うものと認識し、スポーツに親しむきっかけづくりとして各種教室や大会を開催し、スポーツが持つ魅力を共有し、恒常的なスポーツ活動へつなげていくとともに、体育施設の適切な維持管理を行い、より一層の生涯スポーツの推進を図ってまい

ります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） 高校生までの医療費助成については、検討課題とするというお答えをいただきましたので、これ以上申しませんが、来期からよろしくをお願いします。

三大リスクでの喫煙についてですが、毎年たばこ税が減少しているのが気になっておりましたけれども、非常にいい傾向だなど、たばこ屋さんにとっては大変だと思いますけれども、ちょっと値上がりしていただいて穴埋めをしてもらおうと、そういうことで頑張っていただければいいと思いますが、男子の肺がんの68%がたばこを吸っていると。女子の肺がんは18%と、喉頭がんというのがありまして、これが98%が喫煙者ということで、たばこを吸えば、何かの影響を受けているというように、非常に健康リスクが大きいと。そういうことで東京オリンピックに向けての受動喫煙防止対策等々も声高に叫ばれておりますので、ぜひオリンピックに向けて、当町も段階的で結構ですので、取り組みをさらに強化していただくと、それが町民の幸せであるというように考えていただいて進めていただければいいと思います。

最後になりますが、運動により健康寿命を延ばす取り組みの件ですが、これは静岡県の三島市というところで健幸推進室、健康の「こう」は、幸いの「幸」と書いて健幸と、わざわざ呼んでいるらしいのですけれども、7割から8割が運動不足の町だったようです。この町が啓発活動では、なかなか広まらないということで、健康ポイント制度を実施したと。そういうことに参加すれば、ポイントをいただけると。ポイントをいただいて、地元の野菜あるいはお風呂とか銭湯とか、そういうような施設を利用できると、そういうような形で進めている町があります。これで大分スポーツというか、運動愛好者がふえたと。

それから、新潟県の見附市というところなのですけれども、ここでは、運動施設にお金をかけたと、要は損して得取れではないですけれども、1億8,000万円ほど金をかけて施設を整備したと。要は、お年寄りが使いやすいような、あるいは子どもが使いやすいような施設にしたと。そしたら、5億3,000万円の効果が出たと、こういう報道がされておりました。医療費も1人年平均で10万円ぐらいの医療費だったのが、約半分に減ったと、5万円ぐらいに減ったそうです。それだけ体を動かすと、そういう効果が顕著にあらわれていると、そういうような事例だと思います。

先日町民と議会の懇談会での意見の中で、体育館に行ったら使えなかったと。要は、予約

いっぱい断られたと、こういう話は、以前からよく聞いております。特に冬場になれば、あそこはゲートボール場、温泉のところにある、あれも予約がいっぱいで使えないと。外を歩けば、転んで危ないということで、冬場の運動不足が非常に大きな問題になっていると思われまます。以前米倉副議長が東京ドームではない室岡ドームの話をした経緯があるわけですが、我々も秋田の大館のドームに行って、あそこには2カ所あるのですけれども、研修してきました。十分それこそ金をかけただけの経済効果があったと。大館ドームは、特に。そこには、E X I L Eとか、いろんなそういうイベントも呼びながら、要は費用を賄っていると。そういうような形で、必ずしも箱物をつくれればだめだというような風潮がありますけれども、どこに、50年後、100年後のまちづくりをするために、どこに金をかけるかです。それでそれだけの投資対効果がどこにあるのかと、そういうところをきちっと見きわめながらかけるところにはかけていくと、節約するところは節約すると、そういうようなめり張りのある金の使い方が必要なのではないかというふうに思っております。

そういうことで、その施設に対する考え方についても、ぜひそういうところを含めながらご検討いただきたいわけですが、何かご所見があれば、お伺いいたします。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

今大きく2点についてご質問があったのですが、まずポイント制度、これは特に女性の方々がポイントをためるのが得意だとか、もうそういったポイントが1週間のうちでも火曜日とか金曜日が3倍とか、5倍とかというと、もうそのポイントを欲しいために、まさにスポーツの世界でもそういうことはいいのではないかなと。だから、このポイント制度の活用は、これはもう私はどんどん進めるべきだと思います。

それから、2点目の実はドームは、私ももうきょうは参っているのです。まず道の駅から始まって次々と、今度はドームということで、まず今できることから、今体育館が満杯だと、特に冬期間。今農村環境改善センター、今催事場にしていたわけですが、これをまずいわゆる前の形に復元してやるかと。今恐らく床がかなり傷んでおるので、これ今財政のほうも非常に厳しいもので、t o t oという一つの、いわゆる制度、仕組みがあるのですが、そういうところで床とか何かのいわゆる改修に、その制度を使えるかどうか、これからちょっと検討してまいって、早目にそれはできるようにいたしたいなど。

それから、去年の10月2日には、矢巾町ではラジオ体操とスポーツチャンバラ、もうスポ

一ツチャンバラは、子どもさんたちのあれなので、ラジオ体操は簡単にできることですから、これからは、うちの役場の庁舎内でも朝の朝礼とか何かでやっているところもあるようでございますので、いずれ今、そしてこの間から今全職員がそろって月に1回全体の朝会を開いておるので、そういうときにでもラジオ体操もやったりして、いずれそういった積み重ねが大事だと思いますし、そして先ほど高血圧と糖尿病と喫煙、特に糖尿病、もう高血圧もそうなのですが、糖尿病については、もうこれからいろんな形でこれらを努力することによって、例えば国保とかの、いわゆる調整交付金に上乘せをしてくれるとか、そういうもう私ども保険者として努力していかなければならない、もうそういった仕組みもできておりますので、そういったことにも今後しっかり取り組んでまいりたいということで、ドームの建設には、ひとつ考え方は、ここだけに特化した、いわゆるふるさと納税なり、基金、寄附金のあれを考えていくことも一つのあれで、大体このぐらいの寄附金が集まったならば、いわゆる事業に着手できるという目標を持ってやるのも一つです。

だから、余り大きい声では言えないのですが、私、南運動公園にドームができるのではないかなと、非常にはらはらした場面もあったのですが、2万人の野球場だということなので、将来矢巾ドームができれば、サブグラウンドとして使えるようになるのではないかなというぐらいの大きな気持ちでおります。そういったことで矢巾ドームについては、これからいろんな仕掛け方を考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありませんね。

時間も迫っていますので、手短にお願いします。

○8番（藤原梅昭議員） 一言だけ。楽天ともいろいろ提携を結びながら、いろいろ夢のあるような進め方を最近していただいておりますので、ぜひドームを含めたそういうものが、いわゆる町財政ではなく、そういう民間の力を借りながら進めていただきたいということで最後企画財政課長の楽天とのその結びつきについてちょっと期待を持たすような話をお聞きしたいのですが、よろしくどうぞ。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 期待を持たせるようなお話というのは難しいのですが、楽天との提携の中には、スポーツ振興に関してのものも含まれております。そういったものの一環で、実際岩泉で実施している例がありましたので、矢巾町でも手を挙げたいということで今やっておりますのが、楽天球団との関係におきまして、子どもたちを仙台のほうに連れていく、もしくは逆に選手の方いらしていただいて、野球教室をというふうなものをやりた

いと思っておりますし、なおかつ楽天球場、K o b o スタジアム、あちらで矢巾町を売り込む、そういったイベント、それなりのお金はかかりますけれども、そういったイベントを今企画しております。全国に矢巾町の名前を発信していくということを目的にやろうとしていますし、子どもたちに将来プロになりたいとか、そういったスポーツに対してのもっと強い思いを持っていただきたいなというふうなこともありまして、企画を考えているところでございます。具体的なところは、後でお示しいたしますが、民間の事業者の方々からも協賛金を得まして進めたいと思っております。その節は、よろしくご協力お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 以上で8番、藤原梅昭議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を2時25分とします。

午後 2時15分 休憩

午後 2時25分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き再開をいたします。

次に、13番、川村よし子議員。

第1問目の質問を許します。

（13番 川村よし子議員 登壇）

○13番（川村よし子議員） 議席番号13番、日本共産党の川村よし子でございます。

住民が安心できる介護保険事業についてお伺いいたします。第6次介護保険事業計画に盛り込まれた市町村が実施する新しい計画が来月、4月からスタートします。施政方針では、高齢者が住みなれた地域で自分らしく暮らし続けることができるように介護予防、日常生活総合支援事業を実施してまいりますとありますが、以下3点についてお伺いいたします。

1点目、要支援1、2を介護保険制度から除外し、施設入所は、要介護3以上に改正され、サービスを受けている高齢者に影響があると考えますが、日常生活総合支援事業は、具体的にどう進めるのか。町独自策は何なのかお伺いします。

2点目、要支援1、2、そして要介護1、2が介護保険制度から除外されると、現在介護保険サービスを利用している6割が介護保険制度から除かれ、サービス利用ができなくなるのではと考えます。介護保険から外され、サービス利用ができなくなるにもかかわらず

ず、介護保険料は、今までどおり年金から天引きされるような制度です。第1号保険者、第2号保険者から保険料を徴収すると、サービスが利用しにくくなるのではないかと伺いいたします。

3点目、他市町村では、町独自でヘルパー養成を計画しておりますが、当町はどうか伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 13番、川村よし子議員の住民が安心できる介護保険事業についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、介護保険制度改正により、予防給付のうち、訪問介護、通所介護については、地域支援事業の介護予防、日常生活支援総合事業、いわゆる新総合事業へ移行しますが、本町における要支援1、2の利用者については、新総合事業の対象者として移行させ、現行のとおり新総合事業において、訪問及び通所事業を実施してまいります。

次に、いわゆる介護保険3施設のうち、特別養護老人ホームの入所対象者は、原則として要介護3以上となりましたが、要介護1、2であっても、在宅介護が困難な認知症高齢者及び老老介護等については、やむを得ない事情に配慮し、特例的に入所できることとなります。したがって、サービスを受けている高齢者への影響はないものと見込んでおります。

次に、町独自策は、主に介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業及び生活支援体制整備事業を展開し、特に町内社会福祉法人に生活支援コーディネーターの配置を委託し、地域住民主体による通いの場の提供体制の構築に取り組んでまいります。

2点目についてですが、1点目に答弁したとおり、現在の要支援1、2または要介護1、2の被保険者を介護保険制度から除外するものではなく、基本的に現行のとおりサービスを提供してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

3点目についてですが、高齢者の日常生活上の支援体制の充実及び強化を図るため設置する矢巾町生活支援協議会において、生活支援サービスを担う多様な事業主体等と協議し、サービス需要を把握しつつ、ヘルパー養成講座の開催を検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 一問一答ですけれども、最初の質問は2点についてお伺いします。

県北のほうでは、10年後の高齢化率が34.91%、紫波町でも30%を超えております。矢巾町は、どのような状況になるのかお伺いします。

2点目の質問ですけれども、介護保険法の第1条は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により、要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護機能訓練並びに介護及び療養上の管理云々と書いておまして、質問の2点目になりますが、要支援1、2の利用者については、新総合事業の対象者として移行させて、現行どおり新総合事業に移行すると答弁しております。この新総合事業の認定期間については、どのように考えているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木順子君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

10年後の高齢化率とはということでございますけれども、今矢巾町の高齢化率といたしましては、現在27.7%ということになってございます。10年後につきましては28.4%の予定となっております。人数にしまして、65歳以上が7,840人ということで推定をしておるところでございます。

それから、2点目の総合支援事業の部分についてでございますが、認定期間につきましては、今までどおりの認定期間ということで、4月1日から順次要支援1、2の方が順次新しい総合事業に移転してまいります。認定についても今まで同様の認定期間で一切変わることなく進む予定となっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 紫波町では、35%というのが高齢化率になっておりますが、矢巾町は低いです。その算定はどのような形で28.4%か、ちょっとそこら辺が疑問に感じます。ですので、もう一回再検討して計算したほうがいいのではないかと私は思いますけれども、まず高齢化が進むと、今後新たに認定された高齢者についての訪問介護とか、通所介護事業の数が多くなってくるとは思いますが、その状況をどのように把握されて、総合事業を計画しているのか。私の答弁では、支障のないような答弁ですけれども、私が支障が出てくると思うのですけれども、どのような計画になっているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） よし子議員、伺いますけれども、今話した27.7%というのは、今

現在の高齢化率、矢巾町。これを根拠は何ですかと聞いていますけれども、根拠ですか、算定の根拠を聞いているのですか。

○13番（川村よし子議員） 新総合事業というのは、今後の10年間、平成29年度から10年間を見込んだ新総合事業計画なのです。ですので、高齢化率にもかかわると思って質問しております。

○議長（廣田光男議員） 数字を言ったのが、紫波町がどうのこうのと言ったから、その算定根拠を聞くのもう一回言うから、決まっているパーセンテージだから、それを直せるかどうかということを知りたいのです。それ答えますか。パーセントはいいでしょう。

（何事か声あり）

○議長（廣田光男議員） まずそこをちゃんと整理して。

佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木順子君） 私が27.7%と言いましたのは、今現在の高齢化率の実態でございます。そして10年後を見越したのは、第6期の介護保険計画の中で、過去の人口の推計から計算したものが、先ほどの28.4%というのが推計の中で計画値の中の数字をお知らせしたところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 前段はそれでいい、後段の部分は。

○健康長寿課長（佐々木順子君） 今後10年間の見込みでございますが、総合支援事業は、今の要支援1、2のサービスは、まず今年度、その部分については移行してまいります。そのほかに矢巾町として今後取り組んでいく事業につきましては、一般介護予防ということで、これまでと違いまして、今までは介護予防事業というのは、チェックリストで、ちょっと食欲不振だったりとか、体調的に不良だと先ほど川村議員さんのほうからお話がありました。そういう方たちを対象ということで要支援1、2というのが認定された中で介護保険サービスを実施してまいりましたけれども、その方たちは、今回の総合事業で町独自の部分の1相当の人たちのサービスに移行してまいります。10年後に向けましては、地域での介護予防の地域予防活動支援事業ということで取り組んでまいります。そんな中で地域の方たちに一緒になって、いろいろな相互のサービスを見出していったり、お互いに援助していただけるというような介護予防を地域の中で進めながら支援をしていくという方向に今事業を進めていく予定でございます。

この事業を進めていくことが定着化していきますと、新たな総合支援事業に結びつくと、

独自の総合支援事業に結びつけていくために、今まさに一般介護予防の中で地域のほうへお邪魔したりハビリ体操、それからこれまでのおでんせ広場とか、さまざまな機能訓練部分も含めながら総合支援事業の予防啓発事業とか、そういった中で取り組みながら新しいサービスの構築に努めていくという計画を持ってございますので、それに従いまして、今準備を進めておりますし、その状況と、今の現在の状況を踏まえて、第7期の介護保険計画が29年度準備をしまいでございますので、30年度に向けて、また新たにこのサービスの部分の構築を生活支援体制協議会を設置しながら、何が必要かということ踏まえながら、総合事業の新たなものを生み出していくという考えを持ってございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 今現在は、第6期ですけれども、平成29年度は第7期の計画を、これから矢巾町生活支援協議会とかで協議してやっていくわけですか。

○議長（廣田光男議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木順子君） ただいまのご質問ですけれども、7期の介護保険計画につきましても、介護保険作成委員会というものを設けて協議をしまいでございますが、どのようなサービスが必要かということを実際に高齢者の方たちとか、そういう方、町民の方たちを含めながらサービス、何が求められるかというところを見出しながら第7期のその策定委員会の中で計画を策定していくという流れになってございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） わかりました。答弁の中に多様な事業主体と協議し、ヘルパー養成講座の開催を検討してまいでございますと答弁されておりますが、矢巾町生活支援協議会と、多様な事業主体とはどのような関係になっていくのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 簡潔に教えてください。

佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木順子君） 多様な事業所といいますのは、多様な機関というのは、町内にあります各団体、シルバー人材センターとか、それから老人クラブの方たちとか、

実際にサービスを提供している側の方たち、それから地域の行政区長さんとか、公民館長さんとか、そういった方たちに入らせていただきながら進めていくということで計画しております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 介護が必要な高齢者にとって、日常生活を住みなれた地域、住みなれた家で過ごすには、やはりヘルパーの援助、それから隣近所の人たちの支援が必要だと思います。そういう中で、先ほどの協議会にシルバー人材センターとか、老人クラブとか、その他いろいろ地域の活動している方々の団体が入るということは、すごくいいことだとは思いますが。ですけれども、この高齢者が多くなった地域、例えば駅周辺とか、団地内だったら若い世代もいますけれども、周辺部の地域はどのように話し合うのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木順子君） 川村議員さんおっしゃったように、地域の中では、恐らく資源として、隣近所の助け合いもそのとおりなのですが、生活介護、日常生活をお手伝いできる、やはりヘルパーというものは、今後高齢化で対象人数がふえていくと、必要になってくる部分ではあると思っております。その部分につきましては、これから地域での介護予防の取り組み、リハビリ体操、体操の部分と、それから楽しむ部分のサロンと、2つを計画して、これから地域の中で進めていただくことを予定しておりますので、そういった形で、これから地域での説明会を開催する予定としておりますので、4月に向けて今準備を進めているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） それから、高齢化がぐんと進んでいるので、矢巾町では、そういう虐待とかは余り耳にしませんけれども、新聞等で見ると、老老介護に疲れた方が夫を殺害したとか、火災が起きたとか、そういうニュースがありますけれども、そういうお年寄りに対してのひとり暮らし、二人暮らしに対しての方針、予防対策、虐待に対しての予防対策とか、そういうのは、どのような仕組みで地域におろされているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

この虐待につきましては、子どもだけではなく、高齢者の虐待もあり得るわけですので、そこで川村よし子議員、先ほどから介護保険制度について、今実施している、これが将来変わるのではないかという不安を持っていらっしゃるかと思うのですが、本町といたしましては、この介護保険制度、これの円滑な実施、これにしっかり取り組んでまいりたいと。だから、先ほども答弁の中でお答えをさせていただいたのですが、例えばいわゆる要支援者に対するサービスのこの地域支援事業、私どもこれ総合事業と言っているのですが、これももう現行どおり実施してまいりますし、それからサービス、地域支援サービスもNPO法人とか、ボランティアとか、そういういろんな多様な方々が主体になって支えていただくということで。そこで、実はいわゆる生活支援ネットワークの医療法人なり、社会福祉法人も8つの法人が4月からいろいろな取り組みをしていくわけでございます。そのあれば、基本的には、そういった介護保険制度の円滑な実施のためにみんな一枚岩になって対応していこうということなので、川村よし子議員が心配しているサービスの低下、そういうことはございませんので、ご心配なされないように。

ただ、1つ問題は、これから国が進めております在宅の医療福祉の関係、この制度の仕組みが、まだ国からしっかり示されてこないもので、次の次期の介護保険事業計画の中では、本町としても、そのことを皆さんに明らかにしながら計画策定をしてまいりたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 隣近所にちょっといろいろな学習会に参加していて、隣の紫波町では、包括しての支援事業として紫波郡内で一緒に医療と福祉の分野で活動しているということなので、そういうのはもうご存じだとは思いますが、紫波町では、町独自でヘルパー事業を行うということで、今まで社会福祉協議会とか、それから法人でやっていて、安定している家庭には、これから紫波町で育成するヘルパーさんを派遣するような方向にするというようなお話を各地域でやっているようなのですけれども、その話を聞いているのかどうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

このホームヘルパーについては、川村よし子議員もご存じのとおり、今までも町の社会福祉協議会で、当時は専任のホームヘルパーも社会福祉協議会に設置して対応していた時

代もありますし、いずれこれからは、もうホームヘルパーにも1級、2級とかあるわけでございまして、私どももそういう方々を、いわゆるふやしていくとか、ボランティア活動の一環として体制整備できるように、そして川村よし子議員は、紫波町、紫波町と言いますが、矢巾町は矢巾町でちゃんとやっておりますので、だから私らに言わせれば、ホームヘルパーよりも一歩進んだ取り組みを矢巾町ではやっておるのだということをご理解していただきたいと。もう私どもに言わせれば、もうホームヘルパーからもう一歩先んじた対応をしておるということで、それはもう認知症対策から何から、そして地域包括ケアシステム、これはもう高齢者の安心ネットの構築、まさにセーフティーネットのあれなのです。だから、それはもう矢巾町は進んでおりますから、だからそのことで虐待も、そういった地域包括ケアシステムの構築をしっかりと図りながら防いでいきたいということをございまして、よし子議員、どうか矢巾町も先進的に取り組んでいるのだということ、私も過去には介護の保険制度、できるときに担当した職員の一人として誇りがありますので、ひとつお願いをいたしたいと思えます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

はい。

○13番（川村よし子議員） 最後になりますが、2点質問させていただきます。

1つが、答弁の中にありました通いの場の提供体制の構築に取り組んでまいりますというのがありますが、この通いの場という言葉は、私、この答弁をいただきまして初めての言葉ですので、どういうことなのかお伺いします。

それから、ただいま町長が答弁されたことについて、これもそうなのかなと、今町長から答弁いただいて思ったのですけれども、最近、その方のお年寄り、82歳の方なのです、女性ですけれども、有料老人ホームに入ったり、デイサービスを利用したり、ショートステイを利用していたりしていたのですけれども、たまたま息子さんが58歳で仕事をやめ、お金の今後の心配もあるということで、何も利用しないで家にいるようになりました。そのことについて、施設の方から、たまたま親切にちょっと電話いただきました。どうしてサービスを利用しなくなったのでしょうかと言われたのです。2カ月ぐらいちょっと通って、はっきりわかったことは、自分はいま年金がまずあるので、いろんな施設は利用できるけれども、息子の将来が心配だということでサービスをやめて家の中に閉じこもっているのです。そういう方に対しての施設のサービス、今まで提供した施設のケアマネジャーからの電話とかは、今の町長のお話がそうなのですかという質問です。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

通いの場という、この表現もいいと思わないですか、訪問です、訪問診療、訪問看護、そして介護、川村よし子議員も看護師のたしか免許があるはずなのですが、看護の看というのは、手と目なのです。そこには温かいものがあるのです。だから、通いの場というのは、通いというのは、訪問の訪ねて行って、何か困っていないですかと問いかけ、訪れて問いかけして、例えば看護であれば、もう自分の手で、目で見えてやる、これが介護サービスの原点なのです。私どもは、そういう指導、教育を受けてきたわけです。

それから、今身につまされたのですが、息子さんが、自分のお母さんのために介護または看護をします。そういうときは、ケアマネジャーに限らず、私どもには、地域包括支援センターがあるのですから、相談していただいたら、どんな対応でもさせていただきます。だから川村よし子議員がそのことを、その方を知っているのであれば、早く情報提供していただいて、それで何か私らのほうで相談に乗らないとか、何かあったときは、私にお話していただいて結構ですから、いずれそういうようなのは、間髪入れず対応しなければならないわけです。

だから、そういうふうなものに時間かけると、それが虐待になったり、いろんなことにつながっていくわけです。だから、もしそういうお気づきになったときには、見逃さないで、これを見逃すということは、不作為の作為です。だから、そういうことのないようお願いをいたしたいということで、私らは介護の現場から目をそらしているとか、逃げるなんていうことは一切ございませんので、しっかり取り組んでまいりますので、よろしくひとつお願いをいたしたいということです。

○議長（廣田光男議員） よくわかりましたか。それではいいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 次に、第2問目の質問を許します。

○13番（川村よし子議員） 2問目の質問に入ります。子どもの権利を生かした就学援助制度についてお伺いします。

労働法制のたび重なる改正により、労働多様化、非正規で働く親世代が多くなり、子どもの貧困問題が多く寄せられるようになりました。以下、2点お伺いします。

1点目、制度を生活保護の1.2から1.3倍にするには、どの程度の経費が見込まれているのか。子どもの権利、学ぶ権利等を考慮すると、生活保護基準の1.5倍は必要と考えていま

すが、どのようにお考えでしょうか。

2点目、子育て支援、学ぶ権利強化のため、小、中学校1年生の就学援助を前倒しの小学校6年生時点、幼稚園時点での、前年の2月、3月に申請させ、支援できないかどうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

（教育長 越 秀敏君 登壇）

○教育長（越 秀敏君） 子どもの権利を生かした就学援助制度についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、現在の基準は、生活保護引き下げ前の基準により、認定を行っており、消費税増税による負担増を考慮し、学用品費等の支給額の見直しも行ってありますことから、就学援助費の見直しは考えていないところであります。

2点目についてですが、就学援助は、いわゆる入学準備金的な性質の援助制度ではないことや、就学援助制度の手続上、申請年度の前年所得に対して支給決定の判定をするため、所得が確定する6月以降の申請時期とならざるを得ないこともあり、前倒しの申請による支援はできないものであります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 私のかかわっている方の例を挙げて再質問させていただきます。

小学校6年生と小学校3年生の子どもを持つシングルマザーは、毎月の限られた15万円から16万円の収入で暮らしております。入学準備ができないため、実家の両親からお金の工面をして、制服とか、自転車とかを買って準備をするということです。シングルでなくても、ランドセルとか、制服とか、運動着、ズック、自転車とか買えば、金銭的に困る方は、町内にたくさんいると思います。借金をしてまでも子どもの就学する準備をするということが日常茶飯事に行われているので、お伺いします。

就学援助制度は、憲法第26条に義務教育は無償、それや学校教育法第19条には、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に対して町村は必要な援助を与えなければならないと明記されております。小中学生のいる家庭に学用品や新入学児童・生徒学用品等、給食費、医療費などを補助する就学援助です。6月、7月に支給されるということは、どのように考えているのでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 村松学務課長。

○学務課長（村松康志君） ただいまのご質問にお答えいたします。

教育長答弁にもございましたとおり、現在の矢巾町の準要保護の要綱だと思いますけれども、おっしゃっているのは。その要綱によりますと、前年度の所得、これをもとにして該当するかどうかということを判定しておりますので、現在の状況ではできないというようなことでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 現在の要綱ではできないということですが、私たちは、先ほどの教育基本法、それから学校教育法と憲法第26条から話したわけですが、家庭では、そういうふう要望、言葉には要望しないけれども、借金をして子どもを小学校に入学させたり、中学校に入学させたりしている状況について質問しているわけですので、その制度をどのように改善したら、そうできるかというところは、どのように考えているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 村松学務課長。

○学務課長（村松康志君） 現在の要綱ではできないと、先ほどお答えいたしましたけれども、全国の先進地等を見ますと、特に九州に多いのですけれども、1月に申請して、3月に支給しているような自治体も九州地方を中心にふえ始めているというふうな情報も得ておりますので、そこら辺を参考にしながら、もし当町でもそういうようなことができるのであれば、それを検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（廣田光男議員） 川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 検討してまいりたいということで、前向きな答弁をいただいております。ありがとうございます。

八幡平市では、この4月からそういう要綱をつくって、父母に申し込みしてくださいというチラシを1月につくってきています。それから、隣の紫波町、盛岡市でも、平成29年度は、検討する時期で、平成30年度からやりますという、そういう答弁もいただいているようです。ぜひ検討していただきたいと思います。

あと、全国のことなのですけれども、18都道府県の中で70市町村がそういうことをやり始めております。ぜひとも検討して実施するような方向でお願いしたいのですけれども。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

2つの課題があると思います。1つは、就学援助の制度というのは、学校生活でかかる給食費とか、あと学用品費、それから医療費もそうですけれども、そういう制度でありますので、かかったものに対して出すという制度でございます。その際に、運動着とか、靴とか、非常に入学時にさまざまなものがかかるのは、私も承知しております。それが義務教育費無償化というのに逆行しているというのもそうかもしれません。しかし、義務教育費無償化というのは、その学校で生活する上でさまざまかかっているものに対してお支払いするというごことばでございますので、その内容をどこに持ってくるかということで、うちのほうでは、入学準備的なものには考慮していないということが今の状態でございます。

それから、先ほど6月の前年の基準によってやると。全国では前倒ししているのもあるかもしれませんけれども、それにつきましても、その前倒しというのは、義務教育でかかる分の前倒しというのであれば、かかった分に対して就学援助するというごことで、後手にはなっていますけれども、若干のおくれはありますけれども、私は現行の制度で十分やっていけると思いますので、検討はさせていただきますけれども、根幹にかかわる制度のぶれというのですか、そういうこともありますので、これは慎重な検討が必要だというふうに考えておりますので、前向きな答弁というふうには、なかなかちょっとなりかねるということをおし添えたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） これは全国的なことなのではございますけれども、矢巾町の状況はわかりませんが、子どもの貧困が6人に1人はある、6人に1人は対象になっているということなので、そういう対応も必要だと思います。ぜひ教育委員会でも子どもたちの状況を学校の先生たちはよくわかっていると思うのですけれども、貧困というか、家庭状況のことも調べる必要があると思いますので、これは意見ですので、答弁は要りません。

○議長（廣田光男議員） 意見ではなくて、質問でしょう。

○13番（川村よし子議員） 家庭状況はどのように考えているのでしょうか。

○議長（廣田光男議員） ちゃんとそこを使い分けてください。意見は、違う場で言ってください。きょうは一般質問ですので。

質問に対してお答えください。越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

調査につきましては、例えばちょっと違うお話ですけれども、新聞とついていますかという調査をした学校もあるのですが、これ個人の生活にかかわることでありまして、それから、どの程度の収入であるかというの、これは学校では調査できることではありません。就学援助につきましては、申請主義であります。ですから、学校で調査できるのは、困っているなという、そういう困り感は感じるかもしれませんが、困り感だけで援助というのは、なかなかできないもので、一定の基準が必要なわけで、その基準についての調査というのは、学校の所管外のことでありますので、そういう調査は私はできないものというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） それでは、3問目にいきます。3問目の質問を許します。

○13番（川村よし子議員） 産業振興と観光振興についてお伺いします。

音楽のまち宣言から4カ月が経過しましたが、田園ホールまでの矢幅駅構内での田園ホール表示が目立たない、誰にでもわかるようにしてほしいや、春は菜の花、夏はアジサイ畑、ヒマワリ畑、秋はコスモスなどの花の町など、観光客が多くなるのではないかと、南昌山のヒマワリ畑でかくれんぼ等のイベントができるようにしてほしい、ヒマワリ畑を拡大してほしいなどの声がありますが、将来の町の産業、観光振興にかかわる計画について3点お伺いします。

1点目、平成29年度の自然的土地利用の具体的計画は何かお伺いします。

2点目、地方創生事業の中で矢幅駅の旧区画整理事業所の活用は、どのような活用計画かお伺いします。

3点目、企業誘致し、就業人口増も大切です。また、ふるさと納税で産業振興も否定しませんが、自然豊かな田園風景を生かした観光振興、産業振興もUターン、Iターンを考える人材が出るのではないかと。将来の人口増につながると考えますが、どのように考えているかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 産業振興と観光振興についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、旧煙山苗畑に咲く春の菜の花、夏のヒマワリは、町内外に知られており、その季節になると、多くの観光客が訪れていることから、町といたしまし

ては、菜の花やヒマワリに続く季節の花で誘客することを観光振興の一つとして捉え、矢巾温泉郷にある屋外ゲートボール場に隣接する牧草地を借用し、花畑とする予定としております。

2点目についてですが、国の地方創生拠点整備交付金を活用し、新たな雇用の創出に資する創業支援拠点として平成29年度中に改修を実施したいと考えております。

施設の具体的な用途につきましては、新たに起業を志す方や起業して間もない方を対象としたレンタルオフィス、セミナースペースなど、幾つかの形態が考えられますが、運営形態をどのようにするかも含めまして、詳細は今後検討してまいりたいと考えております。

3点目についてですが、矢巾ウエルネスタウンプロジェクトにおいて設立予定の地域まちづくり会社と連携し、地域のプロモーションや観光資源、人材の掘り起こしや育成に努め、新たな事業を創設することにより、観光振興、産業振興を推進することでU、Iターンによって矢巾町に定住する人口の増加につなげたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 今回の質問の中で私たち矢巾1区女性部で開催した出前講座の中で矢巾町の観光について勉強しました。そして、産業振興課の方々、若い菅原さんたちが来て、こういうパンフレットをつくってきて、すごく勉強になりました。そして、この矢巾町、狭い矢巾町でも、矢幅駅前に住んでいる方たちは知らないことばかりで、いや本当に勉強になったという感想。そのほかに意見もどんどん出しましたけれども、その中で、やはり先ほど花、菜の花畑とか、花のある町、こういう簡単にできることを身近にやっていったほうがいいのではないかなという話で、例えば答弁の中には、ゲートボール場のところに花畑にするという答弁をいただいたのですけれども、そういうことが身近にできるということが意見が出されました。ですので、この花畑をもっと広げるような方法、女性の集い、連合婦人会の集いだったかあれですけれども、町長は、国体のときにサルビアとか、いろいろな色のマリーゴールドとか植えたのですけれども、そういうところをもっとことしもやりたいような話をされたのですけれども、そういうことも含めて質問いたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

矢巾町は、田園都市と。やはり矢巾町は、ある意味では都市的な機能もあるし、また田園風景も何ともいわれない、城内山とか、南昌山に田植えた後の、そして緑のじゅうたんみたいのを見たときに、まさに田園都市だという思いを私も時々城内山には登らせていただいております。そのときに、やはり花畑、ヒマワリとかだけでなく、やはり矢巾町に入れば、四季、いつでも花を見ることができると。そしてこの緑は、ことし、今年度というか、平成29年度、新年度からは、里山、これにも力を入れて、そしてここに緑のふるさと事業を展開していきたいということで、花と緑をキーワードにしてやっていきたいと。

それから、これは農業委員会との関係もあるのですが、耕作放棄地の状況なんかもお聞きしながら、そういうところを花畑にかえていくとか。

去年、川村よし子議員からも今あったのですが、県道不動盛岡線です。今度の矢巾スマートインターチェンジのところから、そこの全農のスタンドまでやって、何か矢巾町のイメージががらり変わったと。これだけでも評価されたのです。これは、当時高橋安子議員が何回も質問して、私ももうしびれを切らして、やりますからと。うちの当時の課長は、やらないことばかり答弁して、それでことしは、できれば県道の不動盛岡線、去年失敗したのは、もう何年と手をかけていないから、石ころ、かたくなって、花を植える人たちがうんご苦労されたのです。だから、もうあれは前もってそれこそ機械的に掘り起こしをして、植えやすい、植栽できるような形にすれば、また物すごくいいのではないのかなということで、私、今回川村よし子議員の質問で、まさかこんな質問出ると思わなかったのです、はっきり言って。いつも介護とか、そういったことだけだったのですが、やはり変わったのだなということで、いずれ私にいたせば、花と緑をコンセプトにしたまちづくりの一環としてやっていきたいと。

そのほかに、今やはば一くの前のねむの木公園とか、ああいうところに、今企業の方が無償で協力をさせていただきますという今お話が来ています。だから、ああ、この間の一般質問で高橋がそういう答弁していたなど、間もなく実現します。それが今度は、冬には電飾、ぴかぴかと光るようにやってくれると思いますので、何ぼか駅前イメージも変わってくると思いますので、ひとつよろしく願いをいたしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 前向きな答弁ですけれども、それに輪をかけて、徳丹城のことですけれども、徳丹城は、民俗資料館もあります。そこのところにいろいろな方々、いろいろこういうふうにしてほしいということもあります。その花を植える徳丹城、30センチ

地下に根が張らなければいい花はたくさんあります。そういうところも考えてほしいと思います。そういう話もあります。

それから、民俗資料館に入場するのにお金がかかるということで、福祉施設、認知症の方も含めて福祉施設で働く職員からお年寄りを連れて行って少し遊ばせるというか、一緒に過ごしたい、昔の農機具とか、そういうがあるので、認知症の方たちにはいい勉強というか、思い出に、お話ができるようになるのではないか。でも、お金がかかるので、家族の承諾とかも得なければならないということで、あそこも無償で入られるとか、そういうふうにしてほしいということもありましたので、そのような考えについて質問いたします。

○議長（廣田光男議員） 山本社会教育課長。

○社会教育課長（山本 功君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず徳丹城に花を植えたらというご提言でございますが、これは過去にも同様の答弁をさせていただいたことがあります。基本的に、あそこには手をかけられないと、手をかけられないという意味は、許可をもらわないと手をかけられないと。例えばプランターボックスを置くのでもだめです。そういった非常に規制の強い部分ですので、その花を植えるというふうなことも含めまして、きのうも齊藤議員さんにお答えいたしました。実施計画の中で、例えばここにはこういう木を植える、花を植えると、そういったふうな計画を立てて、その上で文化庁の許可をもらって、初めて手をかけられるというふうなことになりますので、そこら辺のところの制約があるということは、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、資料館への入場料無料ということについてですが、こちらのほう条例の一部改正も終わっておりますが、いわゆる体の不自由な方、障がいがある方が使用する際には、介助の方1人を含めては入場料について減免もしくは免除、ということができるというふうに改正をしておりますが、今お聞きしたケースですと、恐らく介護の方のほうが少ないというふうなことにもなるかと思っておりますが、その人数にもよりますが、というのは、やはり入るまで砂利であったり、資料館であればいいのですが、曲がり家のほうですと、当然車椅子とか、そういったようなことでは入れられないような状況がございますので、できれば事前に係のほうに相談をしていただければ、人数等あるいは体の状況等もお聞きした上で、ご相談に乗れるかと思っておりますので、そういったことでまずご相談をいただければと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 再度徳丹城について質問します。去年の10月だったと思うのですけれども、私が徳丹城のところにちょっと何回か出入りしているときに会った方がいました。その方は、東京日本橋から奥州街道を歩いてきたということで津軽のほうまで歩いていくのだそうですけれども、徳丹城が奥州街道というネットの中であつたので、どんなところか立ち寄って、そこで休憩していたときでしたけれども、その方は、旅行会社に勤めて、60歳で定年してからずっと街道を歩いているのだそうですけれども、日本のこういう遺跡は、本当にお金をかけていないというか、遺跡として保存がなかなかできないと。お金かけていないということが言われました、その方に。

なぜかという、こんなに山が、西を見ても、東を見ても、奥羽山脈、北上山脈、山がきれい、特に秋なので、稲穂がとてもきれいで、黄色で、山は緑、そして天気がよくて青、雲一つない、そういう状況に写真撮りたくても、電線があつて、電線で撮れない、撮ってもブログに上げることができないというようなお話でした。

奥州街道のブログを見ました。いっぱい載っているのですけれども、その中で徳丹城も載っているのですけれども、やはり山が入っていないのです。そして柵の状況だけが載っているのですけれども、やはりそういう配慮というか、電線を除去するとか、地中に埋めるとか、そういう配慮も必要ではないかと思うのですけれども、そういうことを話し合ったことがあるのかどうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 山本社会教育課長。

○社会教育課長（山本 功君） 電線の排除もしくは地中化ができないかということでございますが、今まで改めて話し合ったかと言われれば、そういうふうな機会はございませんでした。ただ、課内で、課の中でいろいろと話をした中で、では、例えばそういった今のようなものを解決する手段があるのかということで、これは確約はできませんが、いわゆる先ほど申し上げました実施計画の中で一連の整備計画の中で景観がちょっとうまくないので、ここを地中化する、あるいはひとつの電線の通るコースを変えるとか、そういったふうなことも不可能ではないだろうというふうなことでございました。非常に歯切れが悪いのですが、できるとは言いませんが、できないとも言えないということで、これは実施計画を策定する上で、この電線の地中化については、考えさせていただきたいということ

でご容赦をいただきたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 最初に質問しましたけれども、矢巾1区の女性部の出前講座では、勉強をして、今度は暖かくなって花が咲くころには、町内を一周しようねということ申し合わせているのですけれども、こういう出前講座は、本当にいいなということですが、何か先ほどの、前の質問の中で、出前講座の回数というか、開催している回数が少ないように思うのですけれども、その点についてちょっと担当者からお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 山本社会教育課長。

○社会教育課長（山本 功君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

今年度まず今までのところ16件というふうなことでございましたが、あれは生涯スポーツ、スポーツ関係についてのみでございます。これまで、今年度終わっておりませんので、今20件を超えておる状況でございますが、やはり内容的には、今年度国体もありましたので、前の年度から続けてであります。やはりスポーツチャンバラ、ラジオ体操、こういったふうなことについてのお声がけをいっぱいいただきまして、件数的にはふえてございます。

そこで、出前講座をより活用していただきたいということは、当然私どもも考えておりまして、まず自治公民館長会議でのこういった制度のご説明はしてございますし、先月でしたか、行政区長会議の際にも特別お時間をいただきまして、区長さん方にこういった制度があるので、ぜひ例えば自治会での行事、その中で多少ちょっと時間が余るのであれば、こういった出前講座も抱き合わせでやるとか、そういったふうなことをぜひ自治会、行政区に帰って周知をしていただければありがたいというふうなことをお伝えしてございます。もちろん広報等での周知もしてございますので、私たちが今の件数で十分とはもちろん思っておりません。また、メニューもお示してございますが、メニューにないものでも協議をして、極力お応えしたいと思っておりますので、担当課としても、ぜひこの出前講座は、もっともっと活用していただきたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 以上で13番、川村よし子議員の質問を終わります。

佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木順子君） 先ほど私が川村議員さんのほうに答弁いたしました、今現在の高齢化率ということで誤った数字、27.7%と申し上げましたが、23.8%でございますので、大変申しわけございません。訂正のほう、お願いいたします。

○議長（廣田光男議員） よろしゅうございますね。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 以上で本日の議事日程は全部終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日、あさっては休日休会、13日は予算決算常任委員会の総務分科会、全体質疑を行う旨、山崎予算決算常任委員長から申し出がありましたので、午後1時30分に本議場に参集されるようお知らせいたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後 3時25分 散会

平成29年矢巾町議会定例会3月会議議事日程（第5号）

平成29年3月21日（火）午後2時開議

議事日程（第5号）

- 第 1 議案第 4号 矢巾町いじめ防止対策に関する条例の制定について
第 2 議案第26号 平成29年度矢巾町一般会計予算について
第 3 議案第27号 平成29年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について
第 4 議案第28号 平成29年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について
第 5 議案第29号 平成29年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について
第 6 議案第30号 平成29年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算について
第 7 議案第31号 平成29年度矢巾町水道事業会計予算について
第 8 議案第32号 平成29年度矢巾町下水道事業会計予算について
第 9 議案第33号 教育委員会の教育長の任命に関し同意を求めることについて
第10 議案第34号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
第11 議案第35号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）について
第12 議案第36号 平成28年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について
第13 議案第37号 平成28年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
7番	昆秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
9番	川村農夫	議員	10番	山崎道夫	議員
11番	高橋七郎	議員	12番	長谷川和男	議員

13番 川村よし子 議員
15番 藤原由巳 議員
17番 米倉清志 議員

14番 小川文子 議員
16番 藤原義一 議員
18番 廣田光男 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造 君	副町長	伊藤清喜 君
総務課長 兼選挙管理 委員会書記	山本良司 君	企画財政課長	藤原道明 君
会計管理者兼 税務課長	佐藤健一 君	住民課長	浅沼 仁 君
福祉・ 子ども課長	菊池由紀 君	健康長寿課長	佐々木 順子 君
産業振興課長	稲垣譲治 君	道路都市課長	菅原弘範 君
農業委員会 事務局長	野中伸悦 君	上下水道課長	山本勝美 君
教育長	越 秀敏 君	学務課長	村松康志 君
社会教育課長	山本 功 君	学校給食共同 調理場所長	村松 徹 君
代表監査委員	吉田 功 君	農業委員会長	高橋義幸 君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉田 孝 君	係 長	藤原和久 君
主任主事	渡部 亜由美 君		

午後 2時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 議案第4号 矢巾町いじめ防止対策に関する条例の制定について

○議長（廣田光男議員） 日程第1、議案第4号 矢巾町いじめ防止対策に関する条例の制定について、この議案は、いじめ対策調査特別委員会への付託に係るもので、審査報告書が当職のもとに届いておりますので、これを議題とします。

いじめ対策調査特別委員長の報告を求めます。

齊藤正範いじめ対策調査特別委員長。

（いじめ対策調査特別委員会委員長 齊藤正範議員

登壇）

○いじめ対策調査特別委員会委員長（齊藤正範議員） それでは、いじめ対策調査特別委員会での審査内容を報告書を読み上げて報告いたします。

平成29年3月21日、矢巾町議会議長廣田光男様。矢巾町議会いじめ対策調査特別委員会委員長齊藤正範。

いじめ対策調査特別委員会審査報告書。

議案第4号 矢巾町いじめ防止対策に関する条例の制定について。本特別委員会は、平成29年2月20日付付託された上記の議案を審査した結果、別紙のとおり修正議決すべきものと決定し、修正部分を除く原案については、可決すべきものと決定したので、矢巾町議会会議規則第77条の規定により報告する。

矢巾町いじめ防止対策に関する条例に対する修正案。

矢巾町いじめ防止対策に関する条例の制定案。

平成29年矢巾町議会定例会3月会議、議案第4号の一部を次のように修正する。附則第2

項を附則第3項とし、附則第1項の次に、次の1項を加える。(検討)2項、町長は、この条例の施行後2年を目途として、この条例の運用実績の検証と児童等を取り巻く環境の変化等を勘案し、この条例の規定について検討を行い、その結果に基づいて条例の改正その他必要な措置を講ずるものとする。

以上であります。議員の皆さんの賛同をよろしくお願いします。

○議長(廣田光男議員) 委員長の報告が終わりました。

議案に対する質疑は、いじめ対策調査特別委員会で審議を尽くしておりますので、省略します。

ただいまより議案について討論に入ります。討論ございませんか。

13番、川村よし子議員。

(13番 川村よし子議員 登壇)

○13番(川村よし子議員) 議席番号13番、日本共産党の川村よし子でございます。矢巾町いじめ防止対策に関する条例の制定について討論いたします。

条例案は、目的を規定した第1条で、町教育委員会などの責務を明らかにするとしているものの、保護者の責務第7条、町民等の責務第8条を課するものとなっています。国のいじめ防止対策推進法でさえ努力義務とされているものを義務化、命令する条例となっていることは、いじめ防止にとっても逆行するものです。条例の制定で最も重要なことは、いじめが人権侵害であり、暴力であることを明記するとともに、個人の尊厳を基本とする憲法と子どもの権利条約の理念にのっとり、いじめを受けずに安全に生きることが子どもの権利であることを明らかにし、それを保障するという条例とすることです。また、町教育委員会と学校には、いじめ自殺裁判の判例で示されているように、子どもの安全を守る安全確保義務を明記すべきです。

条例案3条、6条、7条、8条、9条、条例案の問題点を見直すべきと指摘しましたが、全国の条例と比較しても、矢巾町の条例案は、重大な問題が多く指摘せざるを得ません。条例の制定に当たっては、岩手県内の自治体で初めての条例です。子どもの命と安全にかかわる重要な課題であり、何よりも子ども、保護者、教職員、教育専門家、弁護士等の意見をよく聞き、子どもが置かれている実態を共通認識して検討されるべきです。今回パブコメ後修正案が議会に出され、またきょうに至っておりますが、3月中に結論を求めるのではなく、どんなパブコメが寄せられたのか、ホームページにも修正案を提示しない状況の中で、修正案を提示しない中で、町民に情報提供もしないうちに条例を採択することは、いじめ防止条

例であるからこそ、多くの町民の議論が大切と考えます。条例は、迅速に進めるのではなく、条例案を十分町民の間で議論することが今の段階では必要と考えます。

以上から反対討論とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 次に、賛成討論ありますか。

7番、昆秀一議員。

（7番 昆秀一議員 登壇）

○7番（昆 秀一議員） 議席番号7番、昆秀一でございます。私は、議案第4号 矢巾町いじめ防止対策に関する条例に係る修正案についての賛成の立場から討論いたします。

この条例は、一昨年に本町で起こった悲しい事件を二度と起こしてはいけないというところから、子どものいじめが前提としているものと思われまふ。しかしながら、いじめは、子どもに限ったことではありません。まずこのことを町民の皆さんには、知っていただきたいと思ひます。

例えば他人に対しての悪口や陰口もいじめなのだということを大人である私たちもしっかりと認識する必要があるかと思ひます。この条例をつくる意味は、しっかりとした、いじめはいけないのだという宣言をする意思を示すことでもありますし、つくる過程においての意識の醸成もあろうかと思ひます。いずれつくって、それを施行されることがスタートなのだと思ひます。いじめ防止のためには、国のいじめ防止推進法や町や各学校においても防止基本方針があります。しかし、それほどいろいろなものがあつたにもかかわらず、悲しいことが起こってしまいました。たとえいろいろなものをつくろうとも、仏つくって魂入れずではありませんが、実効性が伴わなければ、ただの絵に描いた餅に過ぎません。そうならないためには、この条例をつくつた後が最も重要であるのだということを皆に認識していただきたいと思ひますので、この条例の周知はしっかりと行っていただきたい。概要版でもいいです、できるだけたくさんの人に知ってもらうこと、そしてできれば目で訴える方法として、イラストの描かれた概要版もありますが、町いじめ防止基本方針の中にある行動計画としてキャンペーンやフォーラムなどを行うなど、ほかにも、例えば動画としての理解啓発や童謡などの音楽による間接的な方法で、いじめは絶対にいけないのだという理解をってもらう方法もあろうかと思ひますので、実効性を高める啓発活動をより工夫してもらうようお願いしたいと思ひます。

そのためには、ある程度この条例が定着するまでは、修正案のような附則は、絶対に必要であり、定期的な見直しをしなければならぬと思ひます。そして、いじめによる悲劇を二

度と起こすことのないようにして、この条例を生きたものにするようにしなければなりません。その意味からも、この条例の見直しが行われないという危険性を避けるためにも附則の条例を検討した上で必要な措置を講じることを条例に盛り込むべきものであります。

私は、基本的にこのような条例によっていじめがなくなるとは思えません。真の理想は、このような条例がなくても、いじめが起こらないことであると思います。その願いを込めて条例を施行することを求めたいと思います。

以上、私からの本議案についての修正案に対しての賛成討論といたします。

○議長（廣田光男議員） 他に討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

本請願に対する委員長の報告は、修正であります。

最初に、委員会の修正案について、起立により採決をいたします。

お諮りします。委員会の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について起立により採決します。

お諮りします。修正部分を除く部分を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（何事か声あり）

○議長（廣田光男議員） 何ですか。

（「ちょっと意見があります」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 終わりましたよ。今採決の途中でございますので、賛成の諸君の起立を求めますということです。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、修正案を除く部分は原案のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 27号 平成29年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について

日程第 4 議案第 28号 平成29年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について

日程第 5 議案第 29号 平成29年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 6 議案第 30号 平成29年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算について

日程第 7 議案第 31号 平成29年度矢巾町水道事業会計予算について

日程第 8 議案第 32号 平成29年度矢巾町下水道事業会計予算について

○議長（廣田光男議員） 次に、日程第2、議案第26号 平成29年度矢巾町一般会計予算について、日程第3、議案第27号 平成29年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第4、議案第28号 平成29年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について、日程第5、議案第29号 平成29年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第6、議案第30号 平成29年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算について、日程第7、議案第31号 平成29年度矢巾町水道事業会計予算について、日程第8、議案第32号 平成29年度矢巾町下水道事業会計予算についての7議案については、予算決算常任委員会への付託に係るもので、審査報告書が当職のもとに届いておりますので、これを議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

山崎道夫予算決算常任委員長。

（予算決算常任委員長 山崎道夫議員 登壇）

○予算決算常任委員長（山崎道夫議員） 予算決算常任委員会の審査が終わりまして、報告書を作成いたしましたので、これに従って読み上げてご報告をいたします。

平成29年3月21日、矢巾町議会議長廣田光男様。矢巾町議会予算決算常任委員会委員長山崎道夫。

予算決算常任委員会審査報告書。

議案第26号 平成29年度矢巾町一般会計予算について、議案第27号 平成29年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について、議案第28号 平成29年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について、議案第29号 平成29年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第30号 平成29年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算について、議案第

31号 平成29年度矢巾町水道事業会計予算について、議案第32号 平成29年度矢巾町下水道事業会計予算について。

本常任委員会は、平成29年2月20日付付託された上記の議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので、矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）第77条の規定により報告する。

なお、本委員会は、議案第26号から議案第32号に対し、次のとおり附帯決議を付する。

記。歳入、1、一般会計は、前年度比15%増の107億円余と、従前の算定根拠を見直すとともに、補正予算で想定される項目については、当初から必要な事業を執行可能な予算編成を行ったことは評価する。他方で、自主財源比率は41.8%であるが、基金からの繰り入れと町債の大幅増で補っていることから、各交付金や補助金等のさらなる確保が望まれる。

2、ふるさと納税への取り組みには課題も多いが、新たな事業での効果に向けて積極的に展開されたい。

歳出、1、平成27年度からスタートした地方創生事業には、29年度も多額の予算が計上されているが、その多くは、大手事業者への委託費となっている。事業は、順調に推移しているというが、その内容の説明が不足してはいないか。3年目に入ることからも形の見える説明をしっかり行うことを求める。

2、新たな施策として、地域おこし協力隊2名を任命する予定だが、積極的な活動を期待するとともに、担当課における適切な指導と定住化に向けた環境づくりに努められたい。

3、新たな公共交通制度の確立が計画されているが、バス運行のみならずタクシーや鉄道運行計画も含めて検討されたい。

4、3月から改正道路交通法の施行に伴い、認知症と診断される高齢者ドライバーへの支援策及び運転免許証の返納策が急務であり、早急の対策を望む。

5、危険踏切の指定が県内7カ所中、3カ所が当町に指定され、早急に改善が必要である。JRから廃止要望のある合野々踏切については、住民の意見を十分に聞き、対応をされたい。

6、基幹産業である農業について、労働力不足、高齢化など、さまざまな課題が山積しており、省力化等に向け、JA等と連携し、検討されたい。

7、河川の中州除去について、豪雨による災害が予測されることから、喫緊の課題として計画的に進められたい。

8、インターンシップなどでさらなる雇用の創出やマッチングなどの雇用対策を効果的に進められたい。

9、観光事業について、常に時代の変化に対応し、新しい町のパンフレット等を早急に作成し、町のPRに積極的に努めるとともに、旧パストラルバーデンの活用に向けて契約先との交渉が望まれる。

10、日本一健康な町を目指す本町としては、生涯スポーツが重要であり、特にも冬季の運動不足が問題であり、解消策の検討が急務である。

11、医療費助成事業について、平成29年度から中学生までの拡大実施は評価するが、今や義務教育化した高校生までの拡大が望まれる。

12、町内小学校のトイレの洋式化は、一部の改善を計画しているが、国の補助事業などを活用して、早期に全面的に改修できるよう努められたい。

13、いじめ防止対策に関する条例について児童・生徒、保護者、町民に周知し、連携を図るとともに、実効性のある取り組みを行い、いじめ防止対策に努められたい。

14、矢幅駅周辺土地区画整理事業について、岩手医科大学附属病院の開院に向け、早期の換地を目指し、事業の推進に努められたい。

15、水道事業と下水道事業における老朽化施設について、災害に強い、耐震性のある施設への早期更新を計画的、かつ効果的に進められたい。

以上の附帯決議を付し、原案を可決すべきものと決定しましたので、以上報告といたしますが、議員諸氏のご賛同を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 委員長の報告が終わりました。

各議案に対する質疑は、予算決算常任委員会で審議を尽くしておりますので、省略します。

ただいまより各議案について討論に入ります。なお、討論は一般会計、各特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の予算7議案を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議ないようでありますので、一括して討論を行います。

それでは、討論に入ります。

最初に、反対討論から発言を許します。

13番、川村よし子議員。

（13番 川村よし子議員 登壇）

○13番（川村よし子議員） 議席番号13番、日本共産党の川村よし子でございます。私は、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、賛成面と反対面指摘し、討論に参加させ

ていただきます。

日本共産党は、ことしの1月15日から18日まで27回党大会を行いました。その中で1%の富裕層や大企業のための政治ではなく、99%の国民のための政治をするというような申し合わせを行いました。格差と貧困の拡大、中間層の疲弊は、国民意識にもはっきりあらわれていることを確認し、それを問われていると感じております。税金の集め方と使い方が今大きく問われているという点から、矢巾町のことを見ました。

第1は、子育て支援に力を注ぐことが大きく求められていると感じております。子どもの医療費助成事業が中学校卒業まで助成事業が開始されたこと、同時入所の保育料を第2子は半額、第3子を無料にしていること。病児保育事業を予算化したこと。また、ムンプス、おたふく予防接種を助成を開始したことは評価します。しかし、紫波町は、病児保育について、1日6名を対象に保育士3名の病児保育事業682万円を予算化しております。そして、低収入入所世帯の増大や虐待の頻発など、子どもを主体に考えて行ってきました。

また、学校給食の観点では、第1次産業の農林業を守ることもつながる学校給食の無料化なども私たちは求めて、昨年11月に予算要望書も提出しているところです。そういう点からも賛成すべき点もありますが、反対すべき点もあります。

第2点目は、ごみの広域化事業に参加していることを指摘します。県央ブロックごみ処理計画に参加しているのは、この事業は、ごみ処理の広域化について、約16年前、国がごみ広域化計画を出しました。それに伴い、県は6地域に焼却施設を集約する計画を示しました。しかし、技術の進歩など、ダイオキシン対策は進み、県北地区や県南地区では、広域化しないと決めるなど、県の広域化計画は、事実上破たんしております。ところが、突然盛岡市が音頭をとり、市民に十分説明されることもなく、近隣3市5町での広域化計画を開始され、現在土地の選定に入っております。期限が迫る国の交付金目当ての大規模焼却施設建設が目的としか思えません。一極集中させた大量の焼却残土の終末処理場など、今後どこに埋め立てるのが問題になると考えます。

県央ブロックごみ処理広域化推進協議会に平成29年度は、前年度と比較し、100万円増の予算化がされております。これは、人員をふやす計画を強行するものです。盛岡市、紫波郡環境施設組合分担金は、年間4億5,000万円ほどですが、この盛岡市、紫波郡環境施設組合は、4月に予算化される長寿命化計画36億5,000万円ほどかかる予定もあります。これは、今後町民負担にもかかわることです。3市5町の広域化計画は撤退し、ごみ減量に力を注ぐことが今求められていると考えます。

第3点目は、国民健康保険会計に一般会計からの繰り入れができなかったことです。平成31年度から岩手県を1つにした広域化されますが、住民から国民健康保険税徴収するのは、地方自治体である矢巾町が決定することになります。住民の生活を守るためにも一般会計からの法定外の繰り入れを行わなければ、住民の生活を脅かしてしまいます。他の市町村ができていないのに、矢巾町ができないというのはいかなるものなのでしょうか。

第4点目は、介護予防事業、介護保険事業が住民に説明責任を怠り進められていることです。盛岡市、紫波町は、2月、3月に住民説明会を開始しております。介護保険制度は、国の制度ですが、対象は町民です。特にも今後介護予防事業が介護保険事業から切り離され、地方自治体の仕事に委ねられ、矢巾町は自治会や老人クラブのボランティアに委ねようとしています。平成29年度から開始される総合事業予算は、1点目が市町村独自の事業、2点目が財源は介護保険と同じ国、県、町保険料からなります。3点目が総合事業の予算は、訪問介護、通所介護と同じ基準で行われますが、上限が定められております。町内8事業所が予算化されても、上限が定められていることにより、サービス利用料がはね上がる危険性もあります。高齢化が高くなり、高齢者世帯や老老介護、認知症高齢者の増加に対応したボランティアで乗り切るとするのは、いかなるものなのでしょうか。

以上、一般会計、特別会計に反対討論し、討論に参加させていただきます。

○議長（廣田光男議員） 次に、賛成討論ありますか。

4番、高橋安子議員。

（4番 高橋安子議員 登壇）

○4番（高橋安子議員） 議席番号4番、町民の会、高橋安子でございます。議案第26号 平成29年度矢巾町一般会計予算案につきまして、賛成の立場から討論に参加いたします。

今議会では、平成29年度事業や予算に対し、予算決算常任委員会において、さまざまな検証を行ってまいりました。そうしたことを踏まえ、評価できる点について申し上げたいと思います。

子育て支援においては、29年度からの新規事業として、医療費の給付対象を28年度の小学校6年生までから、さらに中学3年生まで拡大すること。また、保育園児の病児保育事業や施設内に看護師を配属しての体調不良児保育事業の増設など、大いに評価できるものです。次代を担う未来ある子どもたちが健やかに成長することは、町民誰しもが願うことです。

次に、矢巾スマートインターチェンジ整備事業も最終段階となり、平成30年には供用開始となります。このスマートインターを有益な施設とするよう、周辺の土地利用規制の見直し

は、喫緊の課題でもあります。関係機関等と、さらなる協議をお願いしたいと思います。

次に、町民が音楽に触れる機会をふやすことを目的に、音楽のまち振興事業委託料が計上されました。これには、町内のアマチュア演奏家の街角コンサートや野外ライブ、小中学生とプロの演奏家との交流コンサートなど計画があるようですが、それももちろんすばらしいと思いますが、せつかくの音楽のまち宣言です。だれでも歌を身近なものと感じ、子どもから高齢者まで、上手、下手に関係なく、音譜のついた田園ホールステージに立って歌えるような機会をつくっていただきたいと思います。

そして、29年度も引き続き、県道不動盛岡線の花壇への花植えを実施することや、花で誘客することを観光振興の一つと捉え、屋外ゲートボール場に隣接している土地を借用し、花を咲かせたいとのこと。本町地方創生事業のポスターにヒマワリのポスターがありました。今や矢巾町は、煙山種圃の広いヒマワリ畑が夏の観光スポットとなり、ヒマワリの町となっております。ヒマワリの黄色は幸せの色、人を呼ぶ色でもあります。また、花言葉はポジティブだそうです。このヒマワリ畑をただ観賞するだけではなく、観光スポットとして、あるいは子どもから大人まで楽しめる場所になることを期待しております。

友好都市フリモント町を訪問した際に、大きく伸びたトウモロコシ畑で迷路をつくり、楽しむ姿がありました。ヒマワリ畑での迷路遊びや、宮沢賢治も歩いたであろう南昌山や弊懸の滝などを入れた一日観光コースとして紹介してもよいのではないかと思います。この観光については、今後楽天やアマナとの連携で本町を積極的に全国あるいは海外にまで自信を持ってPRできればと大いに期待しております。

以上のことから全ての予算に対して賛成とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） ほかに討論ありますか。反対討論ですか。まず反対討論を受け付けます。

14番、小川文子議員。

（14番 小川文子議員 登壇）

○14番（小川文子議員） 議席番号14番、日本共産党の小川文子でございます。まず反対討論ということでございますので、一般会計を除く第27号から第32号に対して反対討論をいたします。特にも私からは、駅周辺区画整理事業、そして上下水道事業についての反対討論いたします。

駅周辺区画整理事業は、いよいよ最終盤に達しております。この10年に及ぶ検証をしっかりとやるのが、今町にも議会にも求められているかと思います。特にも駅周辺は、総額200億

円を超す大規模な工事でした。そして駅前には107億円の大規模な工事があります。特にも駅前には、公募型プロポーザル方式という新たな方式を導入し、資金も技術も、いわゆる大手ゼネコンによるまちづくりとなっております。そして、この社会情勢の変化の中で経済状況が悪くなっても、あるいは東日本大震災のような大きな災害が起きても、この107億円の金額は変わることなく、見直されることもなく、継続が続けられてきております。こういう方式でなければ、その時々々の経済情勢に応じて、町が予算を減らしたり、ふやしたりすることが可能です。しかし、この公募型プロポーザルは、107億円の借金から始まっていますことから、本町にはブラッシュアップとあって多少の、例えばやはばーくが鉄筋コンクリートづくりから、いわゆる材料費の高騰により、鉄骨組みに変わったなどという、多少の変化はございましたけれども、とにかく財政的な大きな変化をすることはできませんでした。これが今回の公募型プロポーザル方式の私は大きな問題だと考えます。

その結果、本町の財政は、硬直化を来し、現在でも将来負担比率、いわゆる借金、将来にわたる借金は、県内トップであります。そして、中心市街地の活性化を目指すという目的がございましたけれども、現在駅前には閑散としていて、人気も少なく、当初の目的が本当に今後達成されるのかどうか、非常に厳しい状況となっていると思います。費用対効果の面も含めて、十分検証されるべきですけれども、私どもは最初からこの問題を提起をしてまいりました関係上、この区画整理事業に反対するものでございます。

次に、上下水道の事業会計についてですけれども、昨年度水道料金6%、そして下水道料金15%の大幅な値上げが行われました。4月からいよいよそれが実施される運びとなっておりますことから、今年度の予算にそれが反映される形となります。私どもは、改修は必要であるけれども、町民の負担の少ない方法でやるべきだ。そしてまた、医大の配水場の建設、これは町民のためとも言われておりますが、大きな要因は、やはり医大の病院のためと考えるものでございます。そして、これらに対しても本町の財政を大変圧迫する事態となっておりますことから、国、県にもっと大きく予算要望を求める、いわゆる助成を求めるべきと考えております。

また、改修事業に当たっても、確かに耐震性を進めることは重要なことでもあります。しかし、本町は水道の有収率が95%、いわゆる無効水は5%で県下トップレベルであります。そして、いわゆる水道管の破裂も他町に比べると少ない状況にございます。それは、他町がいわゆる石綿管を使っているのに対し、本町がほとんどがいわゆる塩化ビニール管になっているからでございます。このようなことから、耐震化を求めるのは大事であるけれども、現状

をしっかりと認識して、町民の負担のない方法で上下水道を実現をしてほしい、そういう観点から上下水道料金に反対するものでございます。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 他に討論ありますか。賛成討論、1番、赤丸秀雄議員。

（1番 赤丸秀雄議員 登壇）

○1番（赤丸秀雄議員） 議席番号1番、一心会の赤丸秀雄です。私は、平成29年度一般会計及び特別会計、企業会計予算について、賛成の立場から討論に参加いたします。

平成29年度一般会計及び特別会計の総予算額は165億331万円余りと、前年比13億510万円、8.9%増となっております。その中で一般会計は107億600万円で14億2,690万円、15.4%の増であります。私は、今回の予算内容で子育て世代への支援、特に中学卒業まで医療費無料拡大をなされたことは、大いに評価します。また、全国的課題となっています小学校のトイレ洋式化に前向きに取り組む姿勢はよいことでもあります。それから、高齢者支援では、75歳以上のインフルエンザ予防接種及び肺炎球菌予防接種の無料化もよいことでありました。

町の活性化では、ローカルブランディングとして、町の魅力を戦略的に発信して、産業振興と移住、定住促進を推進する姿勢、地域おこし協力隊創設による健康と医療に着目したウエルネスタウンプロジェクトの推進、第7次矢巾町総合計画の施策の大綱であります町の将来像の実現に向けた7つのまちづくり方針を明確にして取り組む姿勢も評価できます。それにふるさと納税の増収に向けた取り組みや医大附属病院移転とスマートインターの開設に伴う道路整備と、安全施設の設置、住宅商業地の土地活用策定への取り組みなどを評価します。

ただいま述べましたこと等を踏まえ、一般会計並びに特別会計、企業会計の全ての29年度予算会計に賛成し、私の討論を終わります。

○議長（廣田光男議員） ほかに反対討論がなければ、討論を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第26号 平成29年度矢巾町一般会計予算についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 平成29年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 平成29年度矢巾町介護保険事業特別会計予算についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 平成29年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 平成29年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 平成29年度矢巾町水道事業会計予算についてを起立により採決します。
本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 平成29年度矢巾町下水道事業会計予算についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

ここで諸般の事情により暫時休憩に入ります。

午後 2時51分 休憩

午後 3時50分 再開

○議長(廣田光男議員) 休憩前に引き続き再開をいたします。

日程第9 議案第33号 教育委員会の教育長の任命に関し同意を求めること
について

○議長(廣田光男議員) 日程第9、議案第33号 教育委員会の教育長の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第33号 教育委員会の教育長の任命に関し同意を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

平成25年5月から3年11カ月間教育長として、本町の教育行政にご尽力を賜りました越秀敏さんが、この3月31日をもって退任されますことから、今回新たに矢巾町大字広宮沢第10地

割512番地9、和田修さんを教育長に任命いたしたいと存じます。

和田修さんは、平成20年から小学校長、平成26年から2年間は、町立矢巾中学校長として、生徒指導及び学校経営などにご尽力なされ、昨年4月からは、教育委員会教育研究所の教育相談員として、児童・生徒と学校、教育委員会をつなぎ、いじめ問題等に関して取り組んでいただいております。

さらに、昨年10月からは、教育委員会の委員として、その見識をもって職務を誠実に果たしていただいております。これらの経験を生かし、組織管理などについても豊かな経験と知識を持たれ、人格高潔で識見を有する立派な方でありますことから、教育委員会の教育長をお願いするに適任者であると思われまますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会のご同意をお願いするものであります。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項の規定により、和田修さんの任期は、前任者の残任期間となるものであります。

よろしくご審議の上、原案にご同意されますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 異議なしと認めます。

採決に入ります。議案第33号 教育委員会の教育長の任命に関し同意を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第33号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第10 議案第34号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めること
について

○議長（廣田光男議員） 日程第10、議案第34号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第34号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

議案第33号でご同意をいただきました教育委員会の委員であります和田修さんを教育長とすることから、新たに委員の任命に関してご同意をお願いするものであります。今回新たに教育委員の委員として任命いたしたいと存じておりますのは、矢巾町大字東徳田第3地割78番地、齊藤学さんは、県内地方銀行の行員として長年勤務されており、その勤務実績は、誠実かつ確実なものでありますし、地域活動を通して、地域での人望も厚い方であります。さらに、平成27年4月からは、矢巾町文化財調査委員として、本町の文化財の保存や活用に関して豊かな経験と知識を持って、その職務に当たっていただいております、人格高潔で識見を有する立派な方でありますことから、教育委員会の委員をお願いするに適任者であると思われまますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会のご同意をお願いするものであります。

なお、地方教育行政の組織運営に関する法律第5条第1項の規定により、齊藤学さんの任期は、前任者の残任期間となるものであります。

よろしくご審議の上、原案にご同意賜りますようお願いを申し上げます提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

採決に入ります。議案第34号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第34号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第 1 1 議案第 3 5 号 平成 2 8 年度矢巾町一般会計補正予算（第 6 号）
について

日程第 1 2 議案第 3 6 号 平成 2 8 年度矢巾町水道事業会計補正予算（第 3
号）について

日程第 1 3 議案第 3 7 号 平成 2 8 年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第
3 号）について

○議長（廣田光男議員） お諮りします。日程第11、議案第35号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）について、日程第12、議案第36号 平成28年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について、日程第13、議案第37号 平成28年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）について、この補正3議案は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第35号から日程第13、議案第37号までの3議案については、一括上程することに決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ただいま一括上程されました3会計の平成28年度補正予算につきましてご説明を申し上げます。

議案第35号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入といたしましては、13款国庫支出金の地方創生拠点整備交付金、19款諸収入の過年度分岩手県後期高齢者医療広域連合市町村負担金精算金を新設補正し、1款町税の法人町民税、固定資産税、15款財産収入の土地売払収入を増額補正し、また13款国庫支出金の地方創生推進交付金、臨時福祉給付金給付事業費補助金、20款町債の汚泥再生処理施設整備事業債を、それぞれ減額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、2款総務費の一般管理事業、地方創生事業、財政調整基金積立事業、3款民生費の保育委託事業、6款農林水産業費のかんがい整備事業、8款土木

費の橋梁維持事業に増額補正し、また2款総務費の町税還付金と、3款民生費の国民健康保険事業特別会計繰り出し事業、臨時福祉給付金給付事業、4款衛生費のし尿処理施設整備事業、8款土木費の矢巾スマートインターチェンジ整備事業、矢幅駅周辺土地地区画整理事業特別会計繰出事業、9款消防費の常備消防事業をそれぞれ減額補正し、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億1,056万1,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ106億9,005万円とするものであります。

なお、今回の補正予算では、第2表繰越明許費によりご提案いたします2款総務費の公共交通事業720万8,000円を初め、総額6億5,470万円については、歳出予算の経費のうち、その性質上、または予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出が終わらない見込みのある事業について、平成28年度内の執行を見込むことができないこととなりましたので、平成29年度に執行できる予算の繰り越しをお願いするものであり、当該事業については、早期に事業完了するよう鋭意努力してまいりたいと存じます。

続きまして、議案第36号 平成28年度矢巾水道事業会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容であります。収益的収入及び支出のうち、収入の第1款水道事業収益の営業収益及び営業外収益を増額し、支出の第1款水道事業費用の営業費用を減額、営業外費用を増額するものであります。

これによりまして、収益的収入及び支出のうち、収入の第1款水道事業収益を2,697万7,000円増額し、総額を7億1,177万8,000円とし、支出の第1款水道事業費用を566万円減額し、総額を5億5,021万4,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち、収入の第1款資本的収入の国庫補助金を減額、負担金を増額し、支出の第1款資本的支出の建設改良費を減額するものであります。これによりまして、資本的収入及び支出のうち、収入の第1款資本的収入を266万8,000円増額し、総額を8,691万6,000円とし、支出の第1款資本的支出を2,767万6,000円減額し、総額を6億3,863万9,000円とするものであります。

続きまして、議案第37号 平成28年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容であります。収益的収入及び支出のうち、収入の第1款公共下水道事業収益の営業収益を増額、営業外収益を減額し、第2款農業集落排水事業収益の営業収益を増額、営業外収益を減額し、支出の第1款公共下水道事業費用の営業費用を減額し、第2款農業集

落排水事業費用の営業費用を減額するものであります。これによりまして、収益的収入及び支出のうち、収入の第1款公共下水道事業収益を2,577万7,000円減額し、総額を6億6,563万1,000円とし、第2款農業集落排水事業収益を1億9,582万1,000円減額し、総額を1億6,852万円とし、支出の第1款公共下水道事業費用を2,550万9,000円減額し、総額を6億4,532万3,000円とし、第2款農業集落排水事業費用を1,075万3,000円減額し、総額を4億1,426万3,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち、収入の第1款公共下水道資本的収入の企業債を減額、負担金を増額し、第2款農業集落排水資本的収入の企業債、県補助金、国庫補助金をそれぞれ減額、負担金を増額し、支出の第1款公共下水道資本的支出の建設改良費を増額し、第2款農業集落排水資本的支出の建設改良費、基金積立金をそれぞれ減額するものであります。

これによりまして、資本的収入及び支出のうち、収入の第1款公共下水道資本的収入を973万8,000円減額し、総額を8億8,492万8,000円とし、第2款農業集落排水資本的収入を1億9,229万5,000円増額し、総額を3億701万5,000円とし、支出の第1款公共下水道資本的支出を2,015万1,000円増額し、総額を11億7,827万7,000円とし、第2款農業集落排水資本的支出を1,821万7,000円減額し、総額を3億1,517万5,000円とするものであります。

なお、それぞれの会計の詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げますと提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。一括上程しました議案第35号から議案第37号までの3議案については、会議規則第39条の規定により予算決算常任委員会に付託することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号から議案第37号までの3議案については、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

ただいま予算決算常任委員会に付託した補正予算の3議案については、本日開催されます予算決算常任委員会において審査を行い、報告書を当職のもとに提出するようお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員）　ご異議なしと認めます。

よって、3議案については、予算決算常任委員会において審査を終了し、当職のもとに報告書を提出するようお願いします。

ここで暫時休憩に入ります。

午後　4時08分　休憩

平成29年矢巾町議会定例会3月会議議事日程（第6号）

平成29年3月21日（火）予算決算常任委員会終了後再開

議事日程（第6号）

- 第 1 議案第35号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）について
第 2 議案第36号 平成28年度矢巾水道事業会計補正予算（第3号）について
第 3 議案第37号 平成28年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
7番	昆秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
9番	川村農夫	議員	10番	山崎道夫	議員
11番	高橋七郎	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	藤原由巳	議員	16番	藤原義一	議員
17番	米倉清志	議員	18番	廣田光男	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	伊藤清喜	君
総務課長 兼選挙管理 委員長	山本良司	君	企画財政課長	藤原道明	君

会計管理者兼 税務課長	佐藤健一君	住民課長	浅沼仁君
福祉・ 子ども課長	菊池由紀君	健康長寿課長	佐々木順子君
産業振興課長	稲垣譲治君	道路都市課長	菅原弘範君
農業委員会 事務局長	野中伸悦君	上下水道課長	山本勝美君
教育長	越秀敏君	学務課長	村松康志君
社会教育課長	山本功君	学校給食共同 調理場所長	村松徹君
代表監査委員	吉田功君	農業委員会長	高橋義幸君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉田孝君	係長	藤原和久君
主任主事	渡部亜由美君		

午後 5時30分 再開

○議長（廣田光男議員） ただいまから本日の会議を再開します。

議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 追加の議事日程第6号は、お手元に配付したとおりであります。
これより議事日程に入ります。

日程第1 議案第35号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）に
ついて

日程第2 議案第36号 平成28年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）
について

日程第3 議案第37号 平成28年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）
について

○議長（廣田光男議員） 日程第1、議案第35号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）について、日程第2、議案第36号 平成28年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について、日程第3、議案第37号 平成28年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）について、この補正予算3議案は、予算決算常任委員会への付託に係るもので、予算決算常任委員長より審議が終了した旨報告がありましたので、これを議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

山崎道夫予算決算常任委員長。

（予算決算常任委員長 山崎道夫議員 登壇）

○予算決算常任委員長（山崎道夫議員） それでは、予算決算常任委員会の審査が終了しましたので、審査報告書を読み上げてご報告をいたします。

平成29年3月21日、矢巾町議会議長廣田光男様。矢巾町議会予算決算常任委員会委員長山崎道夫。

予算決算常任委員会審査報告書。議案第35号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）について、議案第36号 平成28年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について、議案第37号 平成28年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）について、本常任委員会は、平成29年3月21日付、付託された上記の議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定

したので、矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）第77条の規定により報告する。

以上、ご報告を申し上げます。議員諸氏のご賛同を賜りますよう、お願いを申し上げます。終わります。

○議長（廣田光男議員） 委員長の報告が終わりました。

各議案に対する質疑は、予算決算常任委員会で審議を尽くしておりますので、省略します。ただいまより各議案について討論に入ります。

なお、討論は、一般会計及び各特別会計を一括して行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議ないようでありますので、一括して討論を行います。

それでは、討論に入ります。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第35号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第36号 平成28年度矢巾水道事業会計補正予算（第3号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第37号 平成28年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）について

を起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は終了しました。

○議長(廣田光男議員) ここで高橋町長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) ただいま廣田議長からお許しをいただきましたので、一言御礼のご挨拶をさせていただきます。

廣田議長さんを初め、議員各位におかれましては、先月の20日から本日までの30日間、まさに長丁場にわたりまして定例会3月会議、よく言われます予算議会におきまして、一般質問、そして私ども当局からご提案をさせていただきました各議案につきましてご可決を賜りましたことに改めて心から感謝を申し上げる次第であります。

一般質問につきましては、藤原由巳議員、昆秀一議員、村松信一議員、赤丸秀雄議員、齊藤正範議員、山崎道夫議員、小川文子議員、藤原梅昭議員、川村よし子議員の9名の議員の皆さん方から、大きく分けまして25項目にわたりましてご質問をいただいたわけでございます。私どももそのご質問いただきました内容につきまして、今後しっかりと取り組んでまいりますので、よろしく願いをいたします。

それから、各議案におきましては、当局から37件にわたる議案を提案させていただきましたが、全てご可決賜ったことに感謝を申し上げます。それぞれの議案の中で、特にも一般会計、特別会計、そして公営企業会計、合わせて7会計の当初予算、金額にいたしますと、一般会計、そして特別会計、公営企業会計、合わせて201億4,608万3,000円ということで、今後この予算を通しまして、町民の皆様方の福祉向上のために、しっかりと予算を執行してまいります。

また、今定例会におきましても、特にも矢巾町いじめ防止対策に関する条例につきましては、本町においても二度とこのような悲しい出来事が起こらないように、私ども町が積極的

にいじめ防止対策に取り組んでまいります。また、その思いを込めた条例にさせていただいたところでございます。まさに仏をつくって魂を入れずではなく、もう魂を入れてまいる覚悟でございます。

さらに、教育委員会の人事関係でございますが、教育長には、和田修さんに、教育委員には、齊藤学さんに、それぞれ皆様方からご同意をいただきましたことに改めて感謝を申し上げる次第であります。

それから、先ほど予算決算常任委員会の山崎委員長からの審査報告にもございましたが、私どもそれぞれの当初予算、補正予算、特にも当初予算の審査報告にございました附帯決議につきましても、職員一丸となって今後取り組む覚悟でございますので、廣田議長さんを初め議員各位の皆様方におかれましては、どうか今後とも大所高所の立場から私どもご指導、ご助言をいただきますよう改めて心から感謝を申し上げるとともに、お願いを申し上げまして御礼のご挨拶にかえさせていただきます。

本当にありがとうございました。お世話になりました。

○議長（廣田光男議員） 以上をもちまして3月会議に付託された議案の審議は全部終了しました。

ここから少し今までの運営と若干変わりますが、議会運営委員長から発言の申し出がありましたので、これを許します。

川村議会運営委員長。

（議会運営委員会委員長 川村農夫議員 登壇）

○議会運営委員長（川村農夫議員） 来る3月31日をもってご勇退されます越教育長を初め、町の幹部職員の皆様の長年にわたる町勢発展へのご尽力に町議会として深く感謝とご慰労を申し上げます。

越秀敏教育長におかれましては、盛岡教育事務所所長、そして水沢中学校校長を歴任された後、平成25年4月20日から町の教育委員に就任され、同年9月1日から教育長として、そして平成28年10月1日からは、新しい制度における新教育長として卓越した見識と指導力を発揮されまして、町の教育行政を牽引していただきました。

特にも平成27年の重大事案への丁寧な対応、いじめ防止対策に関する条例の制定、新教育委員会制度への移行など、幾多の課題解決に的確な指導や取り組みに努められました。議会におきましても、丁寧でわかりやすい答弁には、敬愛の念を強くいたしました。

山本功社会教育課長は、生涯学習、公民館事業、文化財など、社会教育の振興、発展にご尽力されました。特にも音楽のまち宣言は、田園ホールがあふれるほどの町民が集って開催され、町内外に矢巾町を知らしめ、今後の音楽のまちづくりが大きく期待されるところであります。

佐々木順子健康長寿課長は、高齢社会を迎え、いかに健康寿命を延ばし、いつまでも元気でいられるような地域の構築に向けて健診事業や保健指導にご尽力されました。特にも塩彩プロジェクトでのナトカリ事業は、矢巾町の新たな特産品開発につながり、高く評価いたしたいと思います。

そして、菊池清美前産業振興課長は、議会事務局長当時、自身の高潔な哲学のもと、議員と一緒に汗を流しながら議会基本条例の制定を初め、議会改革に大変ご尽力いただきました。このように皆様の各般にわたる真心と熱意あふれるご尽力に深く感謝申し上げます。

結びに、退職される皆様の今後ますますのご顕彰と、そして健康長寿のお幸せを心よりお祈り申し上げます、町議会議員一同からの感謝の言葉といたします。

3月21日、議運委員長川村農夫。ありがとうございました。

○議長（廣田光男議員）　ここで退職される幹部職員から発言の申し出がありますので、これを許します。

それでは、教育長さんからご発言をいただきたいと思います。

○教育長（越　秀敏君）　3年11カ月の間にさまざまなことがあり、町民の皆様、高橋町長様、廣田議長様を初めとする議員の皆様、そして職員の方々に多大なご心配、ご迷惑、ご心労をさせていたことをおわび申し上げます。

また、任期途中ではありますが、自分勝手なお願いを受け入れていただきましたことに感謝を申し上げますとともに、重ねておわび申し上げます。今は、教育委員会が新体制となつて、充実、発展することを祈っております。

議員の皆様から任期中にいただきましたご指導、ご鞭撻に感謝申し上げますとともに、矢巾町並びに矢巾町議会のますますの充実、発展をお祈りし、御礼の言葉といたします。ありがとうございました。

○議長（廣田光男議員）　それでは次に、社会教育課長。

○社会教育課長（山本　功君）　大変本当にお世話になりました。ありがとうございました。これからもまたよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（廣田光男議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木順子君） 40年という長い間、こうして勤めさせていただきました。

議長さん初め議員各位のおかげをもちまして、この日を迎えることができました。本当に今まで大変ありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願いします。

○議長（廣田光男議員） それでは、今議会から3月会議の際、一つ運営方法を変えたいなど思っております。それは、最後のところで全員で町民歌を歌ってお別れをしたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

（町民歌斉唱）

○議長（廣田光男議員） これをもって平成29年矢巾町議会定例会3月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでございました。

午後 5時51分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員